（平成16年9月１０日公表）

中山間地域等直接支払制度の取組事例

平 成 １ ６ 年 ９ 月

農林水産省農村振興局

○町全体で１協定とし、農協・土地改良区も協定に参加

１．協定締結の経緯

平取町は水田を中心とした土地利用型農業により発展してきた。近年、転作（主に牧草の作付け）の拡大が進んだが、湿地等の条件不良によりその管理作業に苦慮している。また、施設野菜及び肉用牛との複合化が進んでいる一方で、過重労働により補完労働力の確保及び農作業の効率化が課題であった。

そのため、水田を中心とした農地の維持・保全を基本に、複合経営等を推進し、町の基幹産業である農業の振興及び町全体の活性化を図るため、急傾斜及び緩傾斜（１／１００以上）の田を対象とし、交付金の全額を共同取組活動に使用するとともに、その一部を非対象農家を含めた全町的な取り組みにも使用するため、農協や土地改良区も参加し、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

農作業の効率化を図るため、土地改良区に委託し、農道・用排水路施設等の簡易な整備と施設維持管理を行った。また、労働力不足を補うため、転作田（主に牧草地）の管理等に必要な農業機械を購入し、農協が出資している農業生産法人（有限会社アグリサポート）に管理作業を委託して、共同利用を行った。

さらに、多面的機能を増進する活動として、各戸にプランターを設置し、花壇を整備して、環境美化活動を実施している。

〈牧草の共同作業〉

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道平取町（ぴらとりちょう）　平取町（ぴらとりちょう）共同集落			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
584 ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
4,878 万円	共同取組活動分（100%）	農道・用排水路の整備、管理等		96%
		農業機械の共同利用		3%
		多面的機能増進活動（花壇の設置等）		1%
協定参加者	農業者　197人、生産組織　3、ＪＡ、土地改良区			

３．取り組みによる効果

本制度の取組活動により、対象農用地や農道・用排水路の管理が適正に行われており、土地改良区に委託して実施した農道・用排水路等の基盤整備により、農作業の効率化、省力化が図られている。

また、転作田の牧草地については、有畜農家の作業受託が進み、農地の集約化、農作業の効率化が図られてきた。

町では花いっぱい運動を進めており、多面的機能を増進する活動として、花壇等の設置を行うことで、町のイメージアップに貢献した。

活動内容の概要

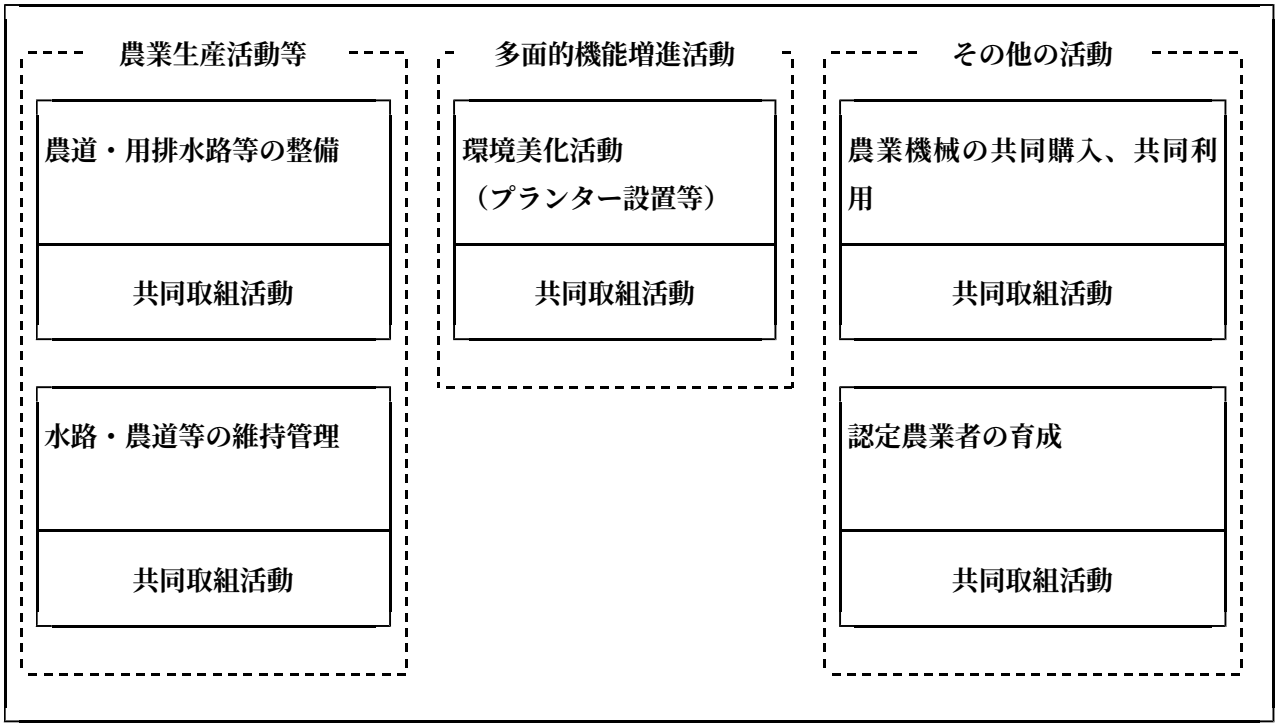

［平成15年度までの主な効果］

○農道２４カ所、用排水路２０カ所の整備

○トラクター１台等を共同購入・共同利用（利用実績４０戸、７６．９ｈａ）

○花壇３カ所、プランター４９４個設置

○認定農業者の育成（５０戸→７７戸）

○新たな共同取組活動を目指して

１．協定締結の経緯

富良野市あやめ集落（１５戸）では、２５年程前から農道の草刈り、災害時の水路の土砂上げを共同作業で行って来ており、平成９年からは、シカの被害防止柵（電牧柵）の管理を集落外の３戸を含めた１８戸で行ってきたところであるが、平成１２年度に中山間地域等直接支払制度が発足したことに伴い、既存の集落活動の強化及び新たな共同利用・共同作業を行うことを目的に、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

協定締結後は、水路の土砂上げ、農道の草刈、シカの被害防止柵の共同管理を集落として行い、併せて、パワーショベル、融雪剤散布機、マニアスプレッターを共同で購入し、融雪剤・肥料の散布を新たに共同作業で実施した。

また、農村景観等の維持管理のため、農地周辺林地の下草刈や、農地法面の見回り活動を行った。

平成１５年度においては、新たに、農作業事故の防止を啓発するため、個人所有農業機械に貼り付ける反射板及びパンフレットの配布を始めた。

〈農地周辺林地・防シカ柵の下草刈り〉

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道富良野市（ふらのし）あやめ集落			
協定面積	田	畑(75%)	草地(25%)	採草放牧地
108ha	―	麦・豆	牧草	―
交付金額	個人配分分			50%
365万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道・水路の草刈り、防除作業		27%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈）		8%
		生産性・担い手定着（農業機械購入、研修会参加等）		16%
協定参加者	農業者　15人			

３．取り組みによる効果

集落の課題であった共同作業・共同利用については、農作業機械を共同購入し、共同利用を実施したことにより､高齢化による労働力不足の解消とコスト低減につながった。

また、周辺林地の下草刈り・エゾシカ被害防止柵の見回り、補修を集落活動として集落全員で実施したことにより、従来の活動でできなかった部分も整備ができるようになった。

なお、平成７年度に集落全戸に営農情報ＦＡＸが導入されたことにより、地域での会合が従前に比べ減少したが、協定を締結したことにより、共同取組活動の打合せを行うための、地域の会合の機会が増え、地域の環境美化や今後の営農等についての話し合いなどが活発に行われるようになった。

活動内容の概要

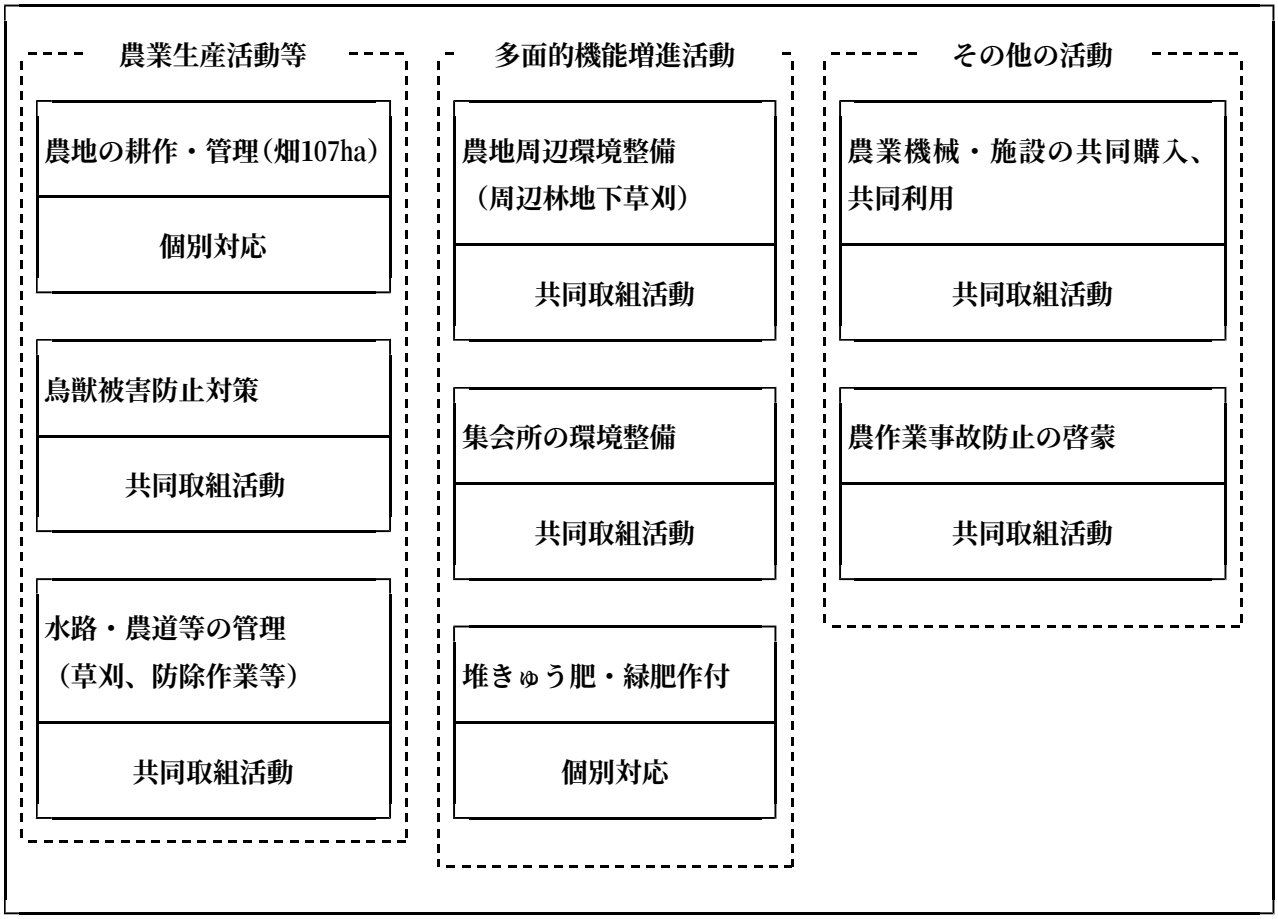

［平成15年度までの主な効果］

○農地周辺林地の下草刈、水路の土砂上げ、農道の草刈等による農村環境・景観の整備

○農地法面の維持管理、エゾシカ防止柵の管理

○融雪剤散布機１台、マニアスプレッター１台、及びパワーショベル１台の共同購入、共同利用

○農作業事故防止のための反射板及びパンフレットの配布（１５人）

○安全・安心な牛乳生産に向けた環境づくり

1．協定締結の経緯

安全・安心な食料の提供という消費者ニーズに対応した産地となることが地域農業（酪農）の継続に不可欠なものと位置づけ、家畜防疫と生乳生産の衛生管理の向上に向けて、農協エリアで集落協定を締結することとなった。

2．取り組みの内容

経営規模が拡大した現在、家畜伝染病の発生が酪農経営の維持発展にとって最も懸念される問題であり、発生農家のみならず地域全体が大きな痛手を被ることとなることから、集落として共同防疫体制を整備し、家畜防疫と牛乳生産の衛生管理の向上を進めることとした。

○共同防疫対策の推進

防疫車による牛舎消毒の推進（防疫車の導入による青年部の活動）

○衛生的な生乳生産環境の推進

搾乳設備の点検、生乳処理室周辺の防塵整備の実施（電磁流量計による点検、防塵舗装等）

＜防疫車＞

＜牛舎消毒作業＞

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道野付郡別海町（のつけぐんべっかいちょう）　上春別（かみしゅんべつ）・大成（たいせい） 集落			
協定面積	田	畑	草地（100%）	採草放牧地
6,280ha	―	―	牧草	―
交付金額	個人配分分			26%
9,554万円	共同取組活動分（74%）	リーダー育成・事務費		4%
		共同防疫活動（防疫車はH12導入済）		1%
		生乳生産の衛生改善		65%
		その他（農村環境整備等）		4%
協定参加者	農業者　117人 、生産組織　3			

３．取り組みによる効果

○家畜防疫体制の向上

BSE対策などの防疫体制が地域一円で取り組むことが出来るようになり、ハエの発生が抑制されている。

○生乳生産環境の改善

生産環境の改善により、消費者へ良質で衛生的な牛乳を提供する意識が向上した。

活動内容の概要

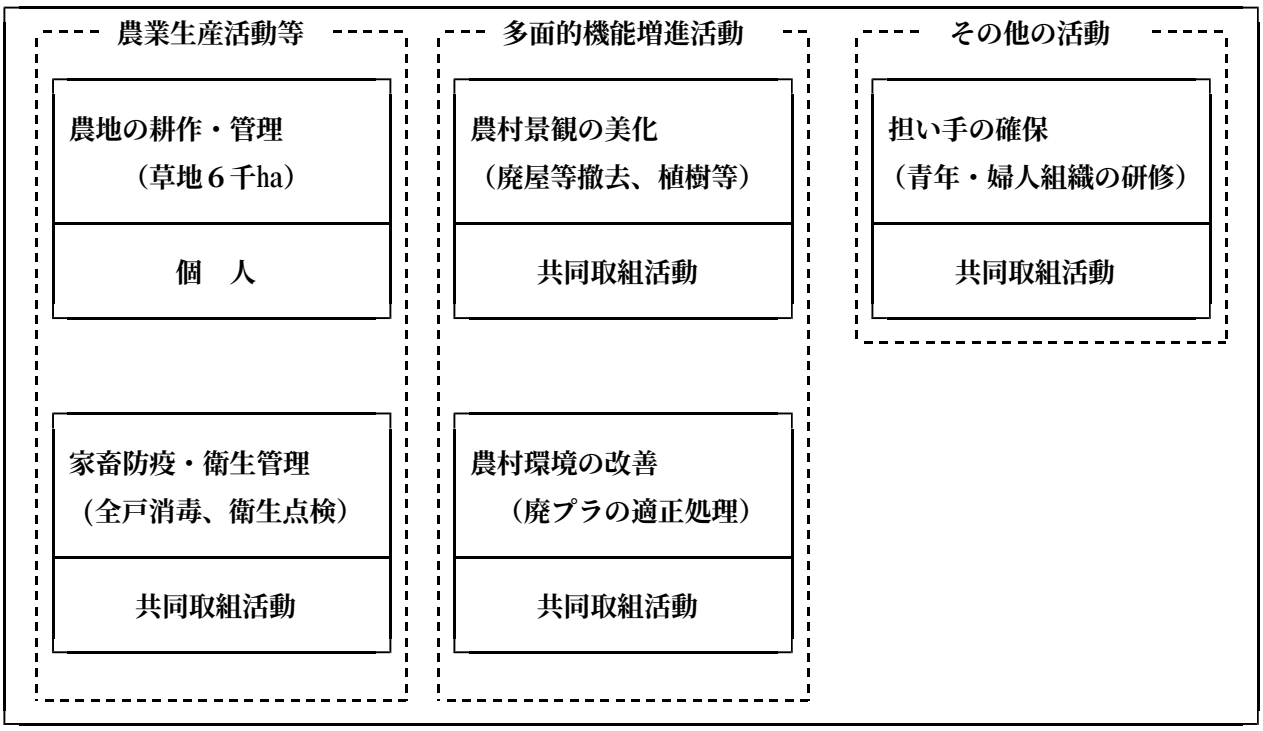

[平成15年度までの主な効果]

○防疫車を導入し青年部による巡回牛舎消毒の実施。(ほぼ全戸実施：年６回)

○搾乳設備の点検及び防塵舗装を計画的に実施し、衛生的な生乳の共同出荷が図られている。

○廃屋等の撤去、景観樹の植林や廃プラの回収ステーション(10カ所）の設置などにより、農村の環境（景観）が改善されている。

○認定農業者の増加（協定前：23人　現在：32人）

○地域みんなで住みよい地域づくりの取組

1．協定締結の経緯

地域農業の共通課題の解決を図るため、対象農用地を持たない農業者を含めて協定を締結し、公共牧場の利用改善などの農業生産活動を実施するとともに、農村コミュニティーの維持確保を図る上で、地域内の非農業者との連携が必要不可欠なことから、非農業者（自治会役員・学校教員）の参加を得ながら、地域社会の課題解決に向けた取組を実施。

2．取り組みの内容

本集落は、市街地から離れていることで、公共施設の改善等が地域の緊急課題であったことから、「生活環境改善による住み良い町づくり」をテーマに、自治会と連携して、神社の周辺整備（トイレ、水道、道路）を行った。

また、地域内の将来の一次産業の担い手育成を目指し、学校教員の方と連携して小学校の総合学習課目での林産業の学習や休養体験（学校林整備）を実施した。

〈神社周辺整備〉

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道穂別町稲里集落（ほべつちょういなさと）			
協定面積	田（52%）	畑（1%）	草地（47%）	採草放牧地
211ha	水稲	麦	牧草	―
交付金額	個人配分分			25%
1,182万円	共同取組活動分（75%）	全町基金（高品質米生産、肉牛振興の取組実施）		34%
		公共牧場管理向上		17%
		学校林、神社周辺の整備		18%
		農村環境の整備等		6%
協定参加者	農業者　29人（うち対象農用地を持たない農業者 6人）、農協　1			

３．取り組みによる効果

地域全体の課題であった神社整備や学校敷地内の森林整備、生活環境の改善、公共施設の整備に非農業者も参加したことにより、地域住民のふれあいの場の再生や住み良い地域づくりに向けた地域内連携が図られた。

活動内容の概要

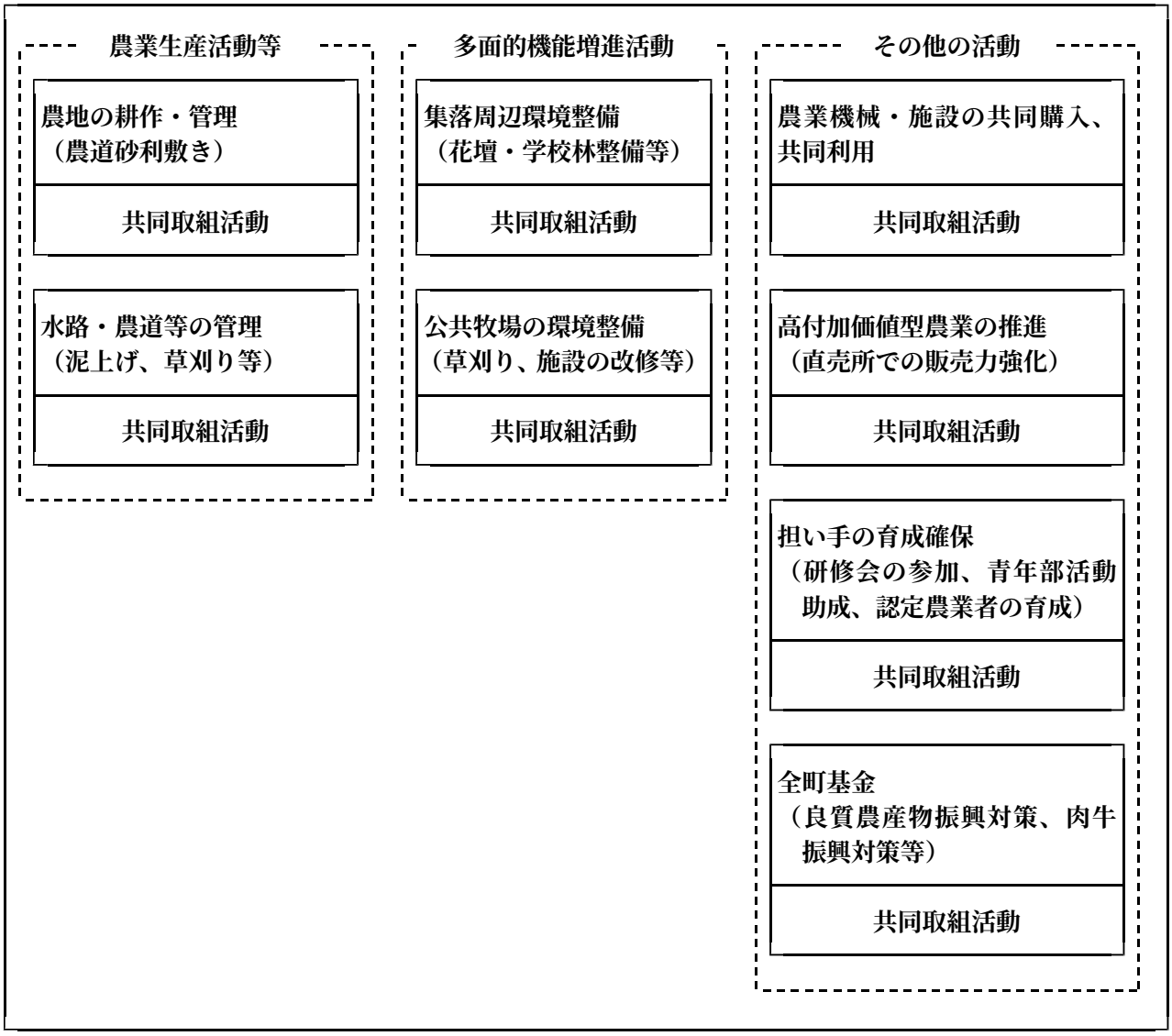

［平成15年度までの主な効果］

○学校林整備（１学校）、神社整備（トイレ、水稲、道路）、花壇整備（2箇所）、農家看板12戸による農村環境・景観の整備

○農道の砂利敷き（60メートル）による作業効率の向上

○ファックス（全ての農家）導入による情報伝達の効率化

○全町基金への拠出で、良質農産物振興対策（高品質米出荷奨励対策）、肉牛振興対策（繁殖牛導入・衛生対策助成）、家畜ふん尿対策（堆肥舎等建設助成）、簡易基盤整備（牧草種子代助成）、調査研究（米生産システム）の実施

○全市的な取組による土づくりの推進

１．協定締結の経緯

本市は、積雪寒冷地という本来農業には不利な条件を逆手に取り、冷涼な気候を特性としたクリーン農業を展開しているが、近年は農業者の高齢化や担い手の減少などから耕作放棄地の増加が懸念されていた。

このことから、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村が有する多面的機能を維持増進していくためには、安定的な農業生産活動を維持していくことが重要であり、本市農業・農村の全体的な底上げを目指して、全農業者を対象とした全市１集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

全市的な農業生産活動を維持していくために、交付金の配分は急傾斜農用地の３割を個人配分し、それ以外を共同取組活動にあてている。集落共同取組活動は、水路・農道の管理、農用地周辺の環境整備（廃タイヤ、廃プラ処理、防除・除草作業）、景観作物の導入、宅地周辺の整備（農家看板、花壇の設置）、共同機械の購入、学校農園活動の支援などである。また、全農業者を対象とした土づくりに視点を置き、小規模土地改良事業（暗渠・明渠排水、心土破砕）、堆肥施用・緑肥導入事業、エゾ鹿防護柵設置事業を実施している。

〈暗渠排水工事〉

〈緑肥導入事業〉

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道土別市土別市集落（しべつししべつし）			
協定面積	田(66%)	畑(7%)	草地(27%)	採草放牧地
2,514ha	水稲	麦	牧草	―
交付金額	個人配分分			5%
17,969万円	共同取組活動分（95%）	農業生産活動等（水路・農道の泥上げ、砂利敷き等）		5%
		多面的機能増進活動（農村環境整備等）		7%
		生産性・担い手定着（共同機械導入、用排水工事等）		83%
協定参加者	農業者　923人（うち対象農用地を持たない農業者　524人）			

３．取り組みによる効果

集落共同取組活動により、対象農用地や水路・農道の管理が適正に管理され、農村環境に対する意識の高揚が図られてきている。

活動内容の概要

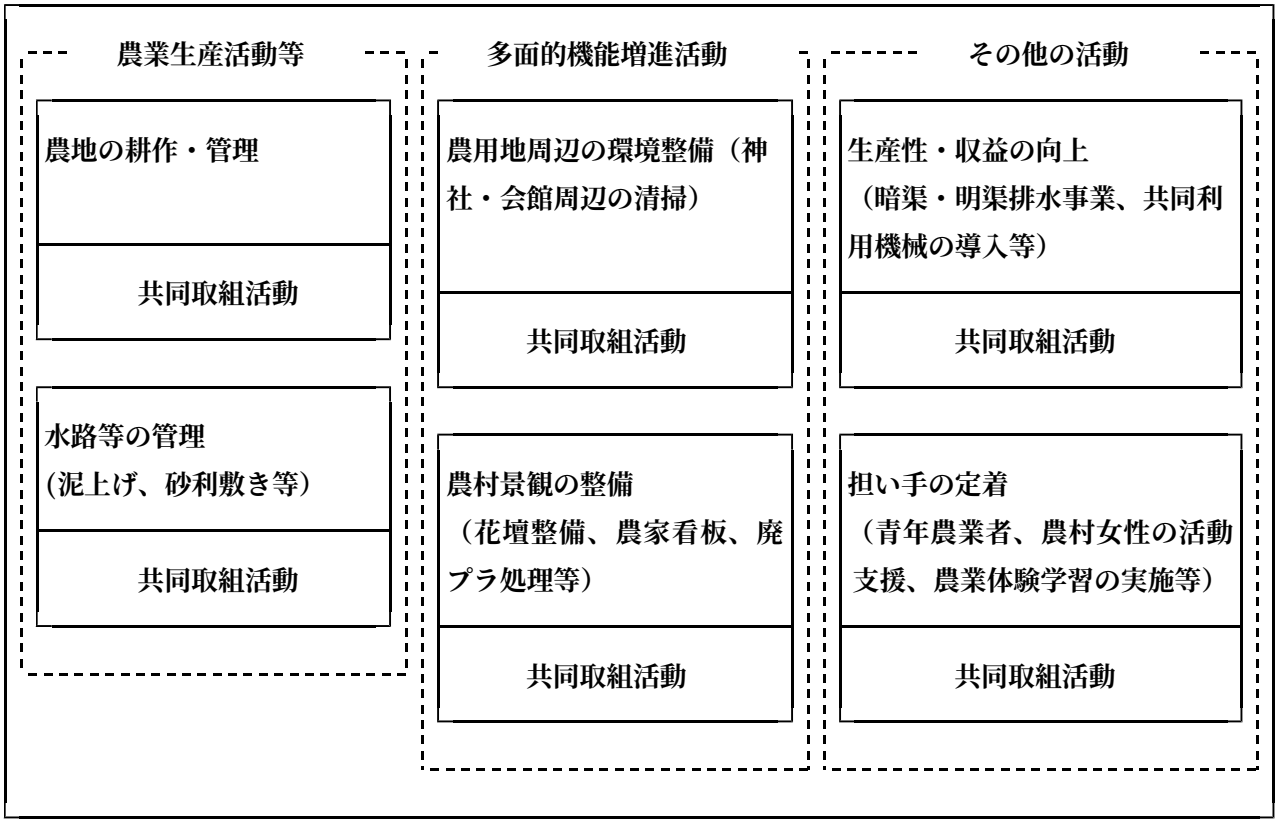

［平成15年度までの主な効果］

○耕作放棄地の林地化（4.7ha）

○神社・会館の清掃（全地区）、廃タイヤ・廃プラの処理（6地区）、花壇整備（4地区）、地域内看板設置（5地区）による農村環境の整備

○堆肥施用(98,928ﾄﾝ)、緑肥導入(1,675ha)、暗渠・明渠排水事業(371,005m)、心土破砕事業(1,065ha)、電牧柵設置(65,409m)、用水路改修(780m)等を実施した中山間農業・農村活性化事業による土づくり対策の実施

○高収益作物の導入促進により、アスパラ立茎栽培（3.57ha→5.23ha)、ブロッコリー(4ha→17ha）の作付面積の増加

○共同利用機械(融雪散布機,ﾌﾞｰﾑﾓｱｰ,畦塗り機等)の導入によるコスト低減

○「集落の農地を守るため」のもとに結集

1．協定締結の経緯

当地区は、世界遺産である白神山地への入り口に当たり、急傾斜の棚田が広がる良好な景観を呈した集落であるが、高齢化が進んでおり、耕作放棄地率は18%と県平均を大きく上回っている。当初、協定締結に当たり、誰がリーダーになるのか議論し、「集落の農地を守るため」と若い担い手の努力と熱意に集落がまとまり、協定締結に至った。

2．取り組みの内容

自力施工によるバックホウを使った農道及び水路の整備等を行い、環境整備として、林道、町道の草刈りや交通の妨げになる木の伐採に取り組んだ。また、集落内の花壇整備やプランター設置を行い、景観形成に努めるとともに、高齢者により花の管理が行われている。

さらに「美しい自然環境、豊かな生態系を取り戻し、人を和ませる景色をつくり出そう」とする活動により、イワナの放流及びホタルの保護に取り組んでいる。

〈イワナの放流〉

〈棚田状の協定農用地〉

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち）　深谷（ふかや）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
14.7ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
212万円	共同取組活動分（50%）	農地・水路・農道等の管理		18%
		多面的機能増進活動		23%
		リーダー育成・その他		9%
協定参加者	農業者　18人			

３．取り組みによる効果

農道・水路管理体制の確立や景観作物の作付けなど、目に見える効果はもとより、集落共同活動自体が高齢者の生き甲斐となっている。当地区は白神山地の麓に位置することもあり、今後は、花壇の増設や案内板の設置など活動内容の充実を図り、集落外から訪れる人の視線に立った景観を作っていくこととしている。また、環境を重視する観点から「農地のみならず、森林も含めた集落の里山を一体的に守っていかなければならない。」との気運が高まっている。

活動内容の概要

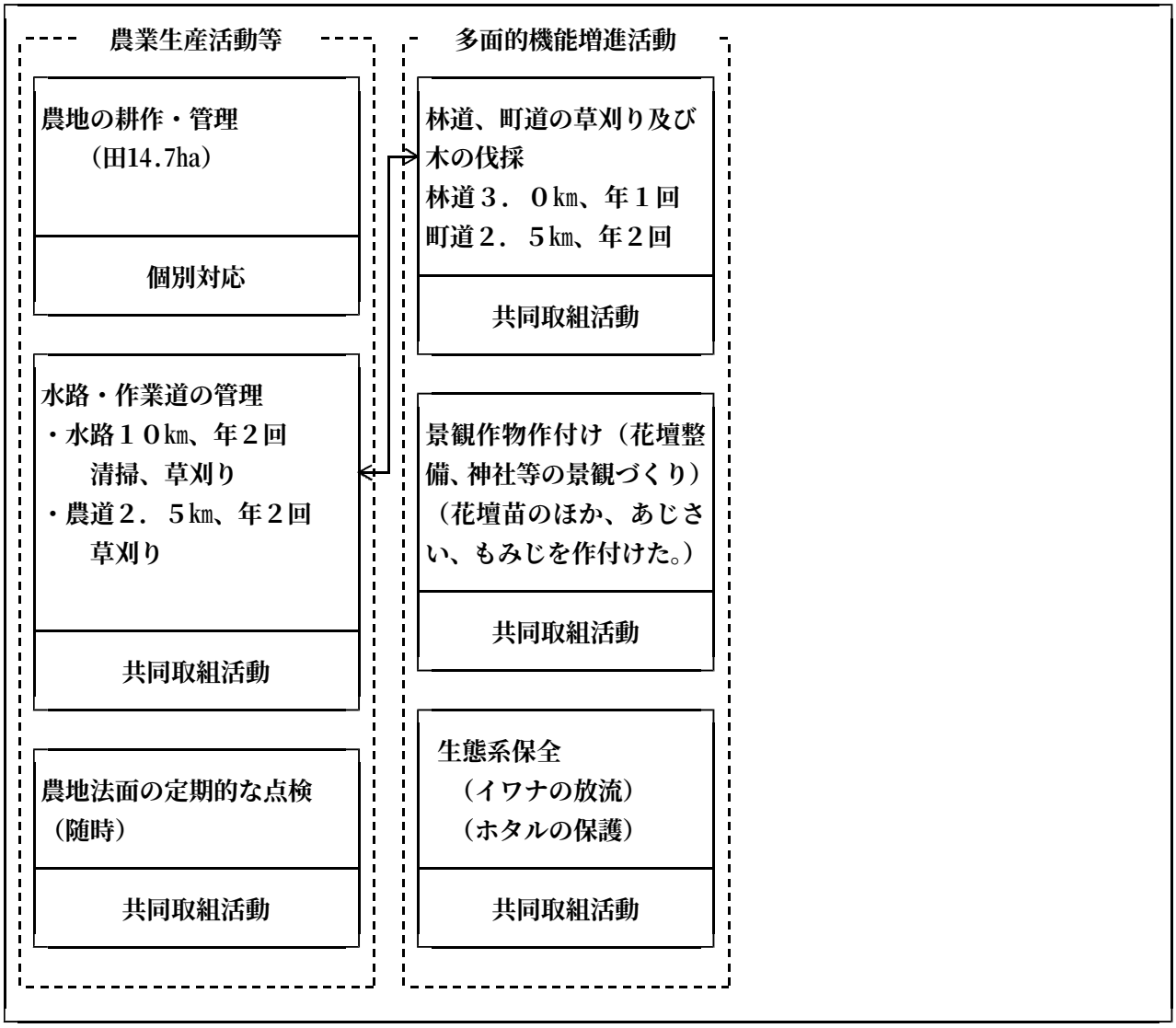

［平成15年度までの主な効果］

○バックホウによる農道整備（５００ｍ）水路（５００ｍ）の整備
○町道の草刈り（２．５㎞）
○林道の草刈り（３．０㎞）
○生態系保全の推進　　・イワナの放流（約１，０００匹）
　　・ホタルの保護（水路等の保全）
○景観作物の作付けによる地域の活性化　　・花壇及びプランターを整備し、景観の美化

○対象農用地以外の農家も共同活動に参加

１．協定締結の経緯

本集落は水稲単作地域で、他地域と同様に高齢化は進んでいるが、元から農地保全に対する意識は強かったため耕作放棄地率は0.9%（2000年センサス、上小国集落全体）となっている。そういった下地もあったため、本制度の話が役場からあった時も躊躇することなく話を進め、協定締結に至った。

２．取り組みの内容

交付金は、これまでも実施してきた農道・水路の管理に充てるのではなく、一歩でも二歩でも集落が前進するように新たな取り組みに使って行くこととした。その結果、やませ常襲地帯で、米単収の低い中での新規作物導入の検討、そのための耕作放棄地の復旧など攻めの策に対して交付金を活用したことで、これまで点であった集落の各人の思い描いていた集落将来像が線で結ばれた。

また、協定参加者は上小国集落総農家数の半分にも満たないため、対象農用地以外の農家１５人も農道・水路の管理、多面的機能増進活動等の共同活動に参加している。

〈学校田で田植えを行う小学生〉

〈交付金で導入した畦塗機〉

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県東津軽郡蟹田町（ひがしつがるぐんかにたまち）　上小国（かみおぐに）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
78.5ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
628万円	共同取組活動分（50%）	農地・水路・農道等の管理		18%
		多面的機能増進活動		3%
		生産性の向上・担い手定着		25%
		リーダー育成・その他		4%
協定参加者	農業者　62人			

３．取り組みによる効果

多面的機能増進活動として、集落の環境美化のためにプランター100個への色とりどりの花の植え付けと休耕田約30aにコスモスの植栽を行った。また、新規作物の導入として、約13aに栗とクルミの作付け、農作業の効率化のために中古トラクター、畦塗り機、モア、除雪機を購入し4haの耕作放棄地を復旧した。

また、集落協定の締結により、食農教育の一環としての学校田の開設など新たな活動が多数生まれた。更に、これらの活動には、対象農用地を持たない農家も参加しているため地域ぐるみの取組みに発展している。

今後は、高齢者の副収入確保のための施設園芸の推進や都市農村交流を進めるための農用地の活用方法についての検討等を行っていくこととしている。

活動内容の概要

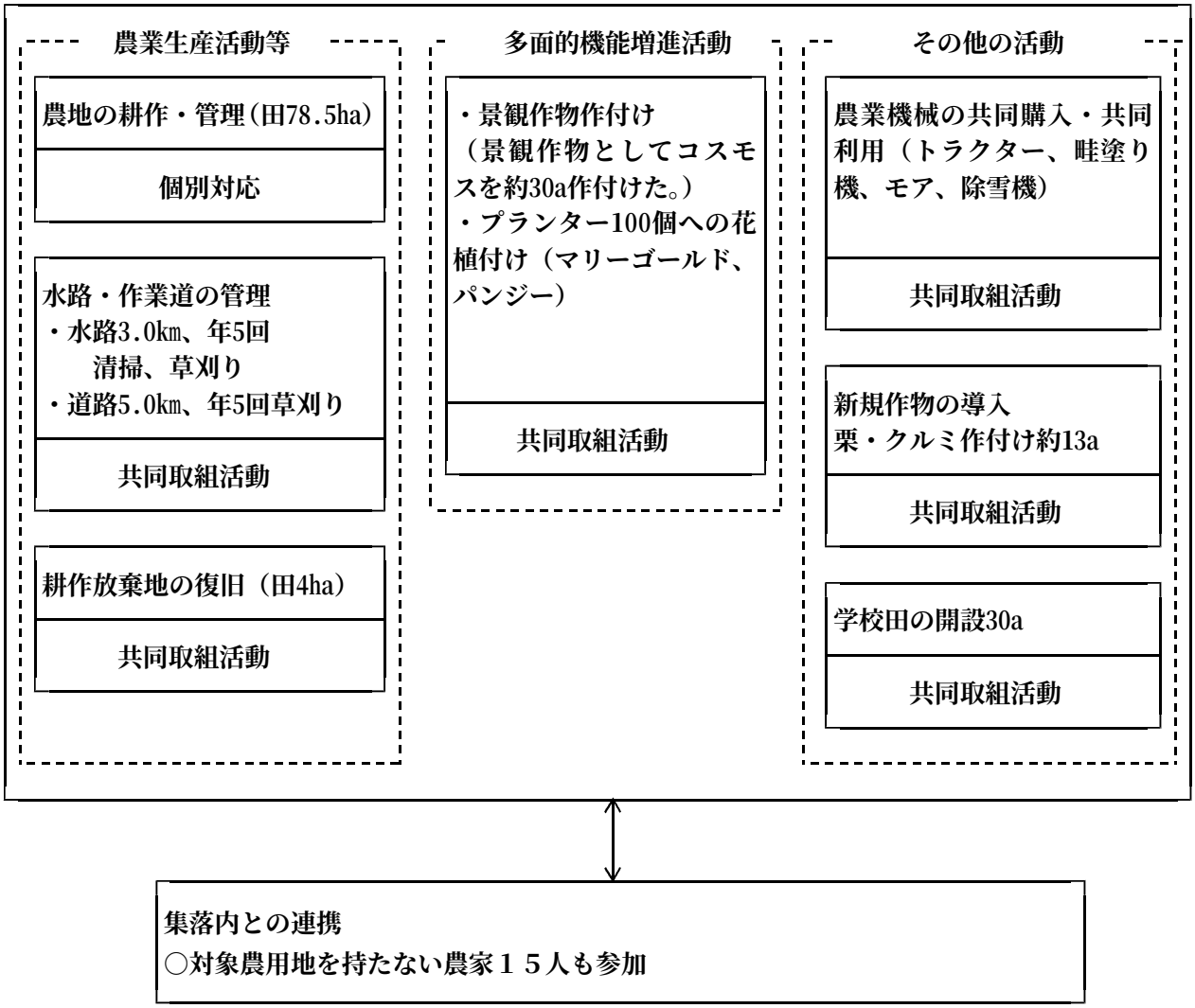

［平成15年度までの主な効果］
○耕作放棄地の復旧（田4ha）
○新規作物（栗・クルミ）の導入（13a）
○学校田の開設による食育の推進（30a）
○担い手への農地の利用集積を推進（2ha）

○山菜の栽培や地元学による地域おこし

１．協定締結の経緯

当地区は、急峻な峡谷に位置し、農用地は川沿いに狭小な規模で点在していることから、高収益作物の導入が課題となっていた。地区全体で構成する「夏屋集会施設運営委員会（夏屋ろばた塾）」を中心に話し合いを進め合意形成を図った。共同取組活動を集落全体の活動と位置づけ、高付加価値型農業の展開と地区の発展のため取り組んでいる。

２．取り組みの内容

高付加価値型農業や地産地消の展開を図るため、農業改良普及センターとの連携により、共同購入した山菜（ｳﾄﾞ、行者ﾆﾝﾆｸ、ｳﾙｲ等）の苗を農家に配布して栽培を開始するとともに、平成15年には山菜加工施設を建設した。山菜の生食品、加工品（漬物）を「ろばた塾」ブランドで近隣の産直に出荷している。

また、対岸の非対象農地への橋梁が老朽化し、農作業に支障をきたしていたことから、集落民が木材を持ち寄り、自力で橋梁２橋を架け替え、耕作放棄を防止した。

さらに、岩手県立大学教授を招聘して「地元学」を開催し、地域活性化構想を策定するとともに、屋号看板の設置などを行った。郷土芸能（夏屋鹿踊り）の伝承にも積極的に取り組んでいる。

イワナ釣り、山菜採りの体験受け入れやワラビもぎ取り園の試験実施など、グリーン・ツーリズムも進めている。

〈木材を持ち寄り自力で架け替えた橋梁〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県下閉伊郡川井村　夏屋（しもへいぐんかわいむら　なつや）			
協定面積	田（64%）	畑（8%）	草地（28%）	採草放牧地
7.6ha	水稲、ﾘﾝﾄﾞｳ等	大豆、野菜、山菜等	ﾃﾞﾝﾄｺｰﾝ、牧草	―
交付金額	個人配分分			50%
124万円	共同取組活動分（50%）	農地・水路・農道等の管理		5%
		多面的機能増進活動		12%
		生産性向上・担い手定着		23%
		リーダー育成・その他		10%
協定参加者	農業者 11人			

３．取り組みによる効果

地区全体で取り組んでいる山菜の栽培・加工については、栽培技術の確立や加工実証等を重ね、地域特産物づくりに着実に成果をあげている。

また、「夏屋ろばた塾」との連携により、「地元学」を通じて地域住民が地域資源を再認識し、地元への愛着を深めるとともに、地域住民の意識をひとつにまとめることができ、集落機能の向上を図ることができた。

〈栽培を進めている地域特産物のウド〉

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田4.9ha 畑0.6ha 草地 2.1ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  - ・水路2.9㎞、年2回 清掃、草刈り
  - ・道路3.0㎞、年2回 草刈り 橋梁補修（2箇所）
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年2回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施肥等（田4.9ha、畑0.6ha、年1回 2t/10a）
  - 共同取組活動
- 地域づくりの推進
  - ・伝承文化の保存等
  - ・地元学への取り組み
  - 共同取組活動
- 集落内の組織との連携（共同取組活動）
- 集会施設運営委員会（夏屋ろばた塾）
  屋鹿踊り郷土芸能保存会

その他の活動

- 高付加価値型農業の推進
  花卉（ﾘﾝﾄﾞｳ0.3ha）、山菜（ｳﾄﾞ、行者ﾆﾝﾆｸ、ｳﾙｲ ）
  - 共同取組活動
- 担い手の定着
  - ・認定農業者の育成（研修会へ参加）
  - 共同取組活動
- 地産地消型生産販売強化事業による山菜栽培及び加工

集落外との連携

○宮古農業改良普及センターとの連携
○山菜等を「川井村やまびこ産直館」で販売
○地域づくり団体との交流によるグリーン・ツーリズムの推進

［平成15年度までの主な効果］

○地域づくりの推進（風の人派遣事業（県単事業）の活用による「地元学」の開催）
　・屋号看板及び集落案内板の設置
○高付加価値型農業の推進（宮古農業改良普及センター（地産地消型生産販売強化事業）との連携）
　・新規作物の導入･･･花卉（ﾘﾝﾄﾞｳ26a）、山菜（ｳﾄﾞ、行者ﾆﾝﾆｸ、ｳﾙｲ 50a）
　・山菜の生産・加工・販売システムの実証
　・山菜等加工施設の整備（村単事業）･･･１棟（A=50㎡）
○担い手の育成　　・認定農業者　2名→4名
○体験農業への取り組み　　・山菜採り（観光わらび園）及びイワナ釣りの提供

○一集落一農場に向けての取り組み

１．取り組みの経緯

宮守川上流集落は、ほ場整備事業の進行に伴い、大区画圃場における担い手を中心とした集落営農の実現を目指すこととした。また、傾斜地の圃場整備により広大な法面が出現したことから、法面の草刈など農地保全の徹底が必要とされていた。

このような中で中山間地域等直接支払制度が発足し、担い手となる生産組合を中心とした適正な農業生産活動と農地保全に効果的に取り組むこととし、３つの行政集落にまたがる協定を締結した。

２．取り組みの内容

当地域では、平成6年に着手したほ場整備事業の導入を契機に、生産組合を設立し、３つの行政集落が一体となって農業を展開する「一集落一農場」を目指している。

交付金は、全額共同取組活動に充当しており、中山間地に農地を所有するしないに関わらず、集落全体で交付金を有効活用（大型機械等の購入、環境部会、生産組合の活動に対する助成等）している。平成14年度から新たな地域特産物として、わらび園8haやブルーベリー園１．７ha（約2,500本の苗を植栽）を導入し、収穫体験型観光農業を視野に入れた活動を行っている。

また、平成16年3月には農事組合法人を設立し、担い手を8人育成している。

ハード面の他、ソフト面の充実にも並行して取り組んでおり、世代間交流、他地域との交流も積極的に進めている。

〈共同購入したコンバインによる大豆の収穫〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県上閉伊郡宮守村（かみへいぐんみやもりむら）　宮守川上流（みやもりがわじょうりゅう）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
77.9ha	水稲、大豆、牧草	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
1,559万円	共同取組活動分（100%）	農道・水路の管理・点検等		33%
		生産性向上・担い手定着		60%
		多面的機能活動費		1%
		リーダー育成、その他		6%
協定参加者	農業者　108人　生産組織　1			

３．取り組みによる効果

交付金を活用したトラクター等の共同利用機械の整備が進み、受委託料金が低減（村単価の半額）されたことから、宮守川上流生産組合等への農作業受託が加速された。（協定締結前57ha→15年度125ha）

15年度は、異常気象だったことから､その対策として稲刈り受託料金を半額とした。オペレーターの育成も進み、各種研修などを通じて若い世代が担い手となった。

また、生産組合の各部会活動が活発となり、環境部会のグランドカバープランツによる景観形成なども進み、そのような活動を通じて世代間交流が生まれ、「地域づくり」に結び付いた。

〈ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ（ｱｼﾞｭｶﾞ）の植栽〉

〈ｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ（ｱｼﾞｭｶﾞ）〉

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田77.9ha）
  個別対応
- 水路・農道の管理
  ・水路18.4㎞、年2回 清掃、草刈り
  ・農道19.3㎞、年3回 草刈り
  共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年2回及び随時）
  共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施肥等（田77.9ha　年1回
  耕畜連携システムの確立
  共同取組活動
- 景観作物の作付け
  畦畔へのｸﾞﾗﾝﾄﾞｶﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝﾂ（ｱｼﾞｭｶﾞ）の取り組み（540m）
  共同取組活動
- 農産物直売所ｻﾝQﾊｳｽの設置（馬刺し、わさび加工の販売）
  共同取組活動

その他の活動

- 農作業の受委託の推進
  (協定前57ha　現在125ha)
  耕起、代掻、田植、稲刈
  共同取組活動
- 農業機械の共同購入・利用
  ・汎用コンバイン、ﾗｼﾞｺﾝﾍﾘ等
  共同取組活動
- 高付加価値型農業の推進
  ・大豆加工・ﾜﾗﾋﾞ・ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰ
  共同取組活動
- 担い手の定着
  (ﾘｰﾀﾞｰ、ｵﾍﾟﾚｰﾀｰの育成・確保)
  共同取組活動

[平成15年度までの主な効果]

○農産物直売所（サンQハウス）の設置（地域農業構造改革モデル事業）
○女性で組織された環境部会による環境づくりの推進
○農作業受委託の拡充（57ha→125ha）
○汎用コンバイン及びラジコンヘリ等の導入による効率化
○全ほ場に散布する堆肥による減化学肥料栽培の推進

○７団地をまとめて取り組みを強化

１．協定締結の経緯

当地区は、奥羽山脈の東側に位置し、小規模で急傾斜田のため、水稲栽培に労力を要し、耕作放棄の発生が懸念されていた。このため、各々活動していた７つの団地をまとめ、集落全体で取り組みを強化するため、協定を締結した。

２．取り組みの内容

本交付金を活用して刈り払い機を共同購入し、畦畔や農道の草刈り作業を共同で行っている。また、地域の小学校の児童等による農業体験を実施し、食育の取り組みなど子供達との交流を推進している。

地区の景観の向上のため、協定参加者以外の住民も参加して、周辺林地の下草刈りを行っているほか、子供会、青年会、老人クラブ、自治会等と合同で収穫感謝祭を行うなど、地域内の交流を活発にする活動を実施している。

〈共同による草刈り作業〉

〈子供たちによる転作田でのソバの播種作業〉

３．取り組みによる効果

共同取組活動を通じて話し合いが進み、「沢田転作組合」を設立し、牧草の管理を中心に農作業の受委託が進み、2.3haで行われるようになった。

また、集落営農の取り組みとして、新たな特色ある転作作物の選定の研究活動を行うこととしている。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県紫波郡紫波町　沢田（しわぐんしわちょう　さわだ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
12.0ha	水稲、ｿﾊﾞ、牧草等	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
252万円	共同取組活動分（52%）	農地・水路・農道等の管理		39%
		多面的機能増進活動		2%
		リーダー育成・その他		11%
協定参加者	農業者　23人			

活動内容の概要

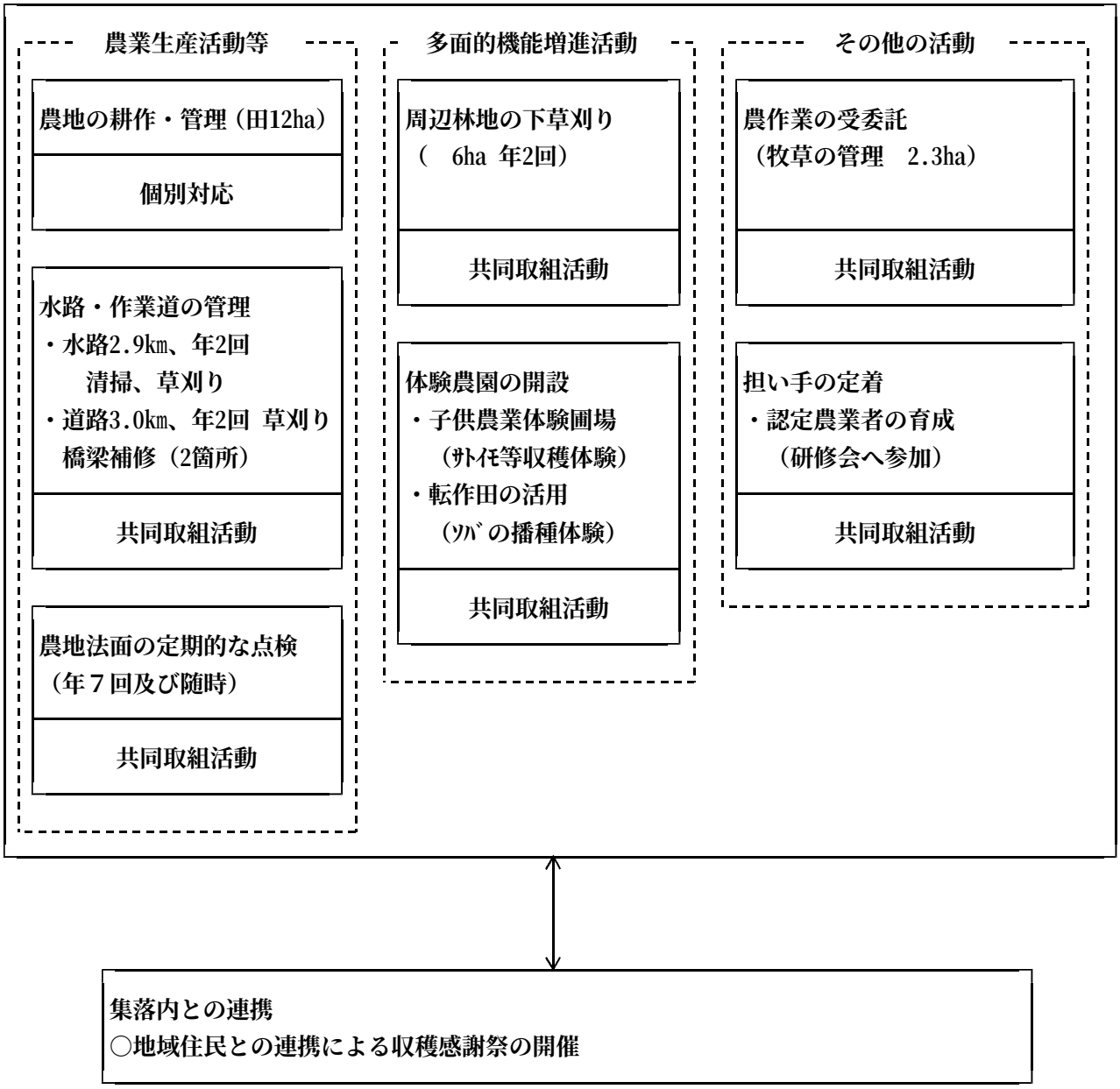

［平成15年度までの主な効果］

○集落内の話し合いが進み、地域内の交流が活発になった。

○体験農園等の開設により、食育の推進

・「子供農業体験圃場」による小学校との連携（サトイモ等20a）

・転作田による農業体験（ソバ20a）

○農作業の受委託の推進（牧草の管理 2.3ha）

○担い手の育成（認定農業者 0名→1名）

○集落の自立を目指して

１．協定締結の経緯

沢田集落の農地は、作業効率の悪い急傾斜の農地がほとんどであり、米の生産調整が開始されるとともに耕作放棄地が増加してきた。この現状を何とかしなければと話し合っていたところ、平成１２年度より本制度がスタートしたので、荒れ果てていた遊休農地を解消するため、集落協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

制度２年目にモデル構築推進指導事業（県単）のモデル集落の指定を受け、平成１４年度から共同取組活動の一環として、協定内遊休農地を活用し、トウモロコシの栽培を試みた。町内の道の駅で消費者へ直売を行ったところ大変好評を集め、即日完売した。これで手応えをつかみ、平成１５年度には作付面積を増やし（25a)、遊休農地の解消を目標に、農地の有効利用を進めている。

〈トウモロコシの試食販売〉

集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県本吉郡津山町　沢田（もとよしぐんつやまちょう　さわだ）			
協定面積	田（97%）	畑(3%)	草地	採草放牧地
6.9ha	水稲	ソラマメ	－	－
交付金額	個人配分分			50%
142万円	共同取組活動分（50%）	農道・水路の管理・点検等		30%
		生産性向上・担い手定着		6%
		リーダー育成、その他		14%
協定参加者	農業者　19人			

３．取り組みによる効果

協定内農用地は、農道の狭隘、湿田等により作業効率が悪く、管理休耕地等が増加しつつあったが、協定締結を機に協定参加者による共同活動や話し合いの機会が増え、除草や耕起が積極的に競い合うように行われている。また、遊休農地へ共同作業によりトウモロコシ栽培を実施し、直売を行うことにより、農地の有効利用、集落における就労の場の確保、消費者との交流などを進めている。

また、集落の今後の方向性等を定める集落活性化計画書「沢田集落自立への道しるべ」を策定し、新規作物の作付けによる遊休農用地の活用推進、作業道・排水路等の生産基盤の整備、集落環境改善による生活基盤の整備及び農事組合法人化を視野に入れた集落組織の再編を進め、最終的には、交付金交付が無くても自立可能な集落の農業経営を確立することを目標にしている。

活動内容の概要

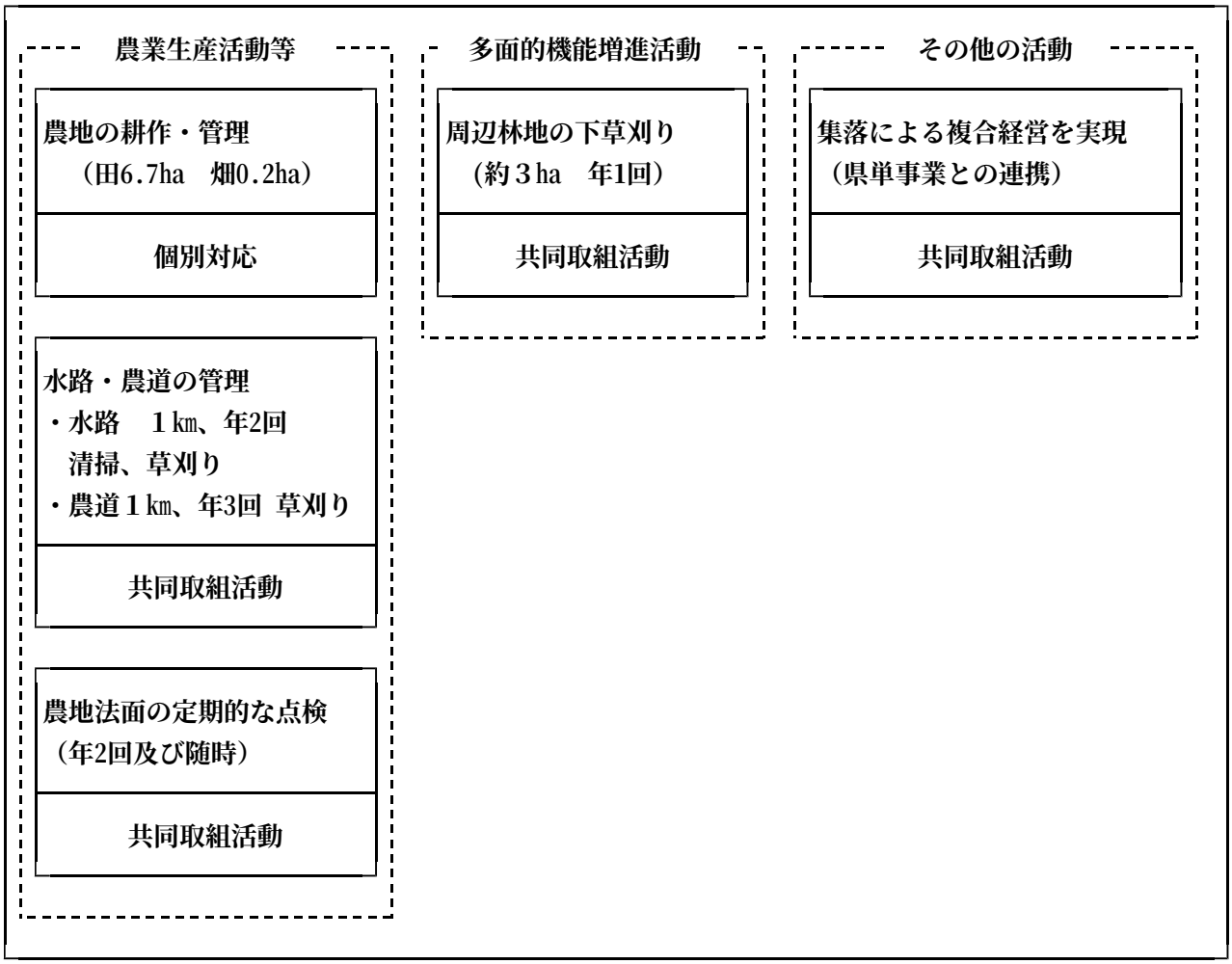

[平成15年度までの主な効果]
○道の駅の産直所においてトウモロコシ（4,000本）の販売
○トウモロコシ栽培による就労の場の確保及び収益の向上
○モデル構築推進指導事業（県単）による集落活性化計画の策定
○耕作放棄地の復旧（約20a)

○協定外耕作放棄地を自主的に復旧

1．協定締結の経緯

本地区は、かつて養蚕が盛んに行われ、地区内の農産物生産額の大半を占めていたが、養蚕を取り巻く状況の変化により衰退の一途を辿ってきた。

また、農業者の高齢化や後継者不足により、農家個々による農地保全に限界が出てきたことから、集落全体で農業を守っていく考えの下に農地保全に取り組む機運が高まり、本制度に取り組むこととした。

2．取り組みの内容

本地区は、養蚕が盛んに行われたことから桑園が多く存在するが、養蚕の衰退により桑園の遊休化が進み、周辺農地や景観の面における影響が懸念されている。

そこで、15年度、集落道路沿いにある協定外耕作放棄地 0.3haを協定参加者が一丸となって農地へ復旧した。復旧には、所有する機械等を持ち寄り、刈払い3日、重機による抜根等2日、トラクターによる耕起1日を要した。復旧した農地にはそばを作付けし、冷夏に見舞われた中においても、目標とする100kgの収穫をあげることができた。

収穫したそばは、協定参加者で手打ちそばを作り、関係者を招待してのお披露目会を実施した。また、地元高齢クラブや地区の祭事などの機会を通じ、地元住民等へも振る舞われた。

〈復旧した農地へのそばの作付〉

集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県気仙沼市（けせんぬまし）　台（だい）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
5.1ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
108万円	共同取組活動分（50%）	農道・水路の管理・点検等		33%
		多面的機能活動費		15%
		リーダー育成、その他		2%
協定参加者	農業者　12人			

３．取り組みによる効果

気仙沼市では、各集落協定における活動状況の発表等を目的に、年３回集落代表者会議を開催し、協定活動の意欲向上を図っている。

台集落内には、遊休桑園を中心に耕作放棄地が多く見られることから、今般の取り組みを契機に、解消に向けた話し合いがなされている。

また、将来的には、そば栽培の面積拡大を図りながら、そばの販売に取り組む意向が示されるなど、地域振興の面でも効果が期待される。

活動内容の概要

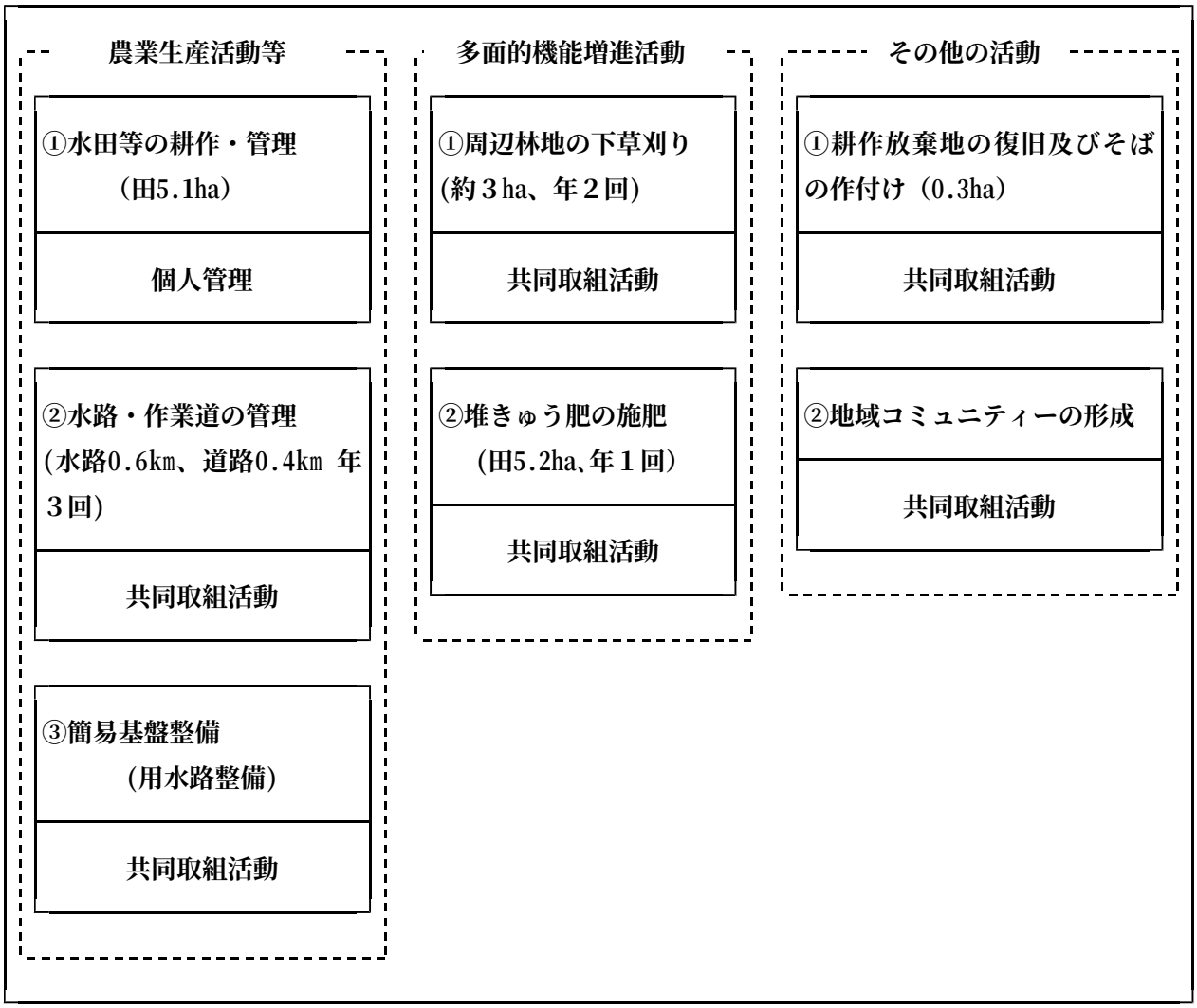

[平成15年度までの主な効果]

○協定外耕作放棄地の復旧（0.3ha）

○新たな地域コミュニティーの形成

○地域特産品生産に対する意欲喚起

○農地を守る法人化に向けて

１．協定締結の経緯

上仏社集落は、上小阿仁村の北東部を流れる仏社川沿いに位置し、広大な山林を背景とした山間農業地域である。

担い手の高齢化や減少により耕作放棄地の増加が懸念されていたため、将来にわたって持続的な農業生産活動の確立を目指し、農作業の効率化及び農地の耕作放棄の防止を図るため集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

協定参加者を中心として、農地の遊休化の防止と農作業効率の向上を図るため大豆の団地化に取り組んでいる。また、協定参加者全員で水路・農道等の草刈り等の管理作業を年数回行っている。

また、県及び農協等の関係機関の指導等を受け、検討を重ね、特定農業法人を設立（平成１５年８月）し、利用権設定面積23.3ha、農作業受託面積2.2haの集積を行った。平成１６年度からは水稲と大豆のブロックローテーションにより高収益と余剰労力を活用した取組を計画している。

〈共同での草刈り作業〉

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県北秋田郡上小阿仁村（きたあきたぐんかみこあにむら）　上仏社（かみぶっしゃ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
15ha	水稲、大豆	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
315万円	共同取組活動分（50%）	農地、農道、水路の管理等		6%
		生産性の向上、担い手の定着		42%
		その他		2%
協定参加者	農業者 14人、水利組合　4、その他　1			

３．取り組みによる効果

本制度での活動が契機となり、永続的な集団営農の組織化への意向から農地の利用権設定・農作業受託による集積により大規模水田経営を目標とした特定農業法人「上仏社営農組合」が設立された。また、水稲の共同作業・大豆の団地化を図ったことで農作業の効率が向上している。

今後は省力化により生まれた余剰労働力を活用し、野菜・椎茸・比内地鶏などの複合経営にも取り組むこととしている。

活動内容の概要

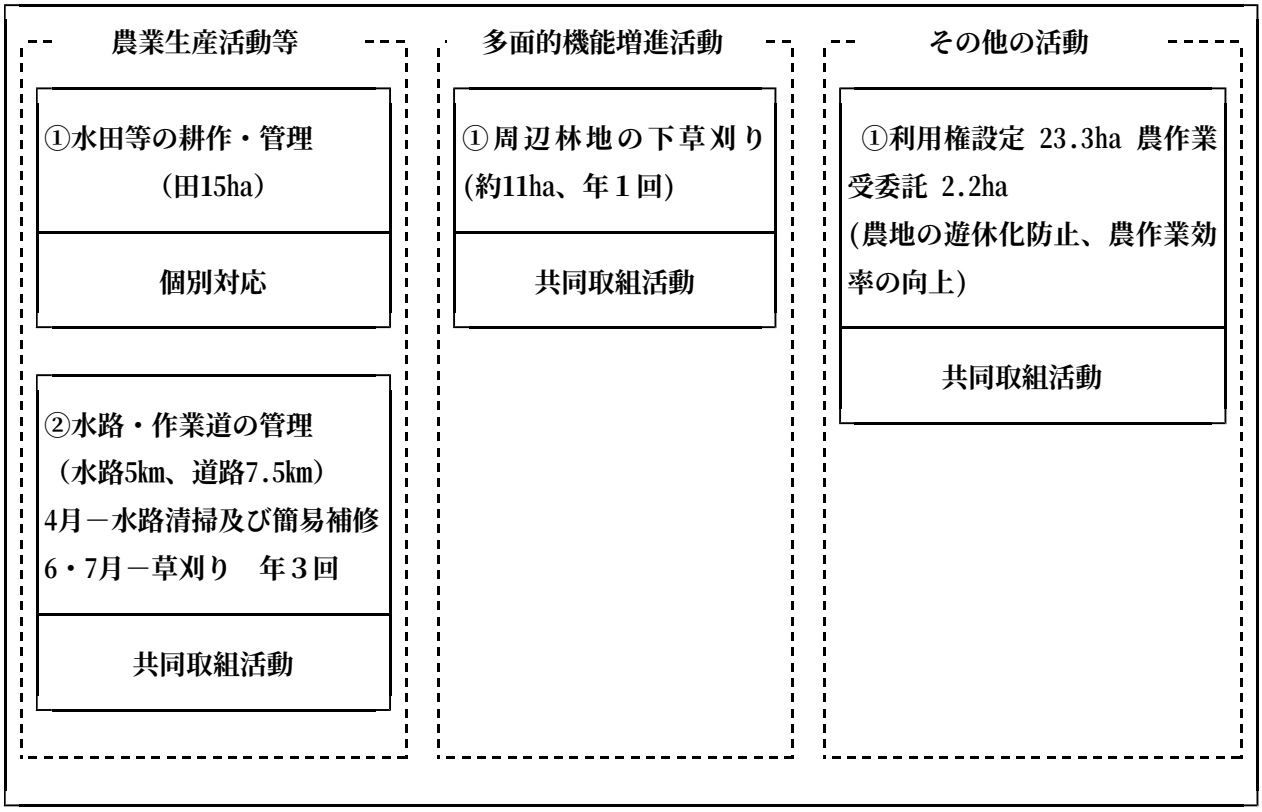

［平成15年度までの主な効果］

○利用権設定（23.3ha）農作業受委託（2.2ha）による農用地の集積化

○転作大豆の団地化による農作業効率の向上

○特定農業法人の設立（平成15年8月）

○後継者の就労体制の確立

○除雪体制の整備により廃園を防止

１．協定締結の経緯

当集落は、昭和初頭より傾斜地を開墾し、ブドウ栽培に取り組み、昭和４７年には、共同防除組合を設立する等、長年、共同取組活動を行ってきたが、昭和５６年頃からは、雨除けハウス栽培の普及により、個別経営化に至っていた。しかし、高齢化が進む中で、雪害によるぶどう棚の倒壊防止のために、真冬に降雪量に合わせて数回行われる除雪作業は、積雪１ｍを超える傾斜地の園地まで到達するだけでも困難な状況にあった。

また、倒壊が発生した場合の棚起し作業が非常に困難であり、廃園への懸念があったため、当制度に取り組むこととした。

〈圃場風景（ブドウ園)〉

〈積雪時圃場風景〉

２．取り組みの内容

共同取組活動として、ブドウの収穫時期に合わせて周辺林地の枝打ちや下草刈り、農道の維持補修等の共同作業を実施しているほかに、特に力を入れているのが冬期降雪時期の除雪作業である。主要道路（町道）から園地までの約７００ｍの農道の機械除雪を年２～３回実施して、農業経営安定に向けた品質のよいブドウ生産に参加者一同取り組んでいる。

また都会の学生たちの受け入れにも積極的に取り組み、ブドウ収穫作業等の農業体験を通して、都市と農村の交流を図っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	山形県東置賜郡高畠町（ひがしおきたまぐんたかはたまち）　上川ノ清水（かみかわのしみず）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
3.3ha	－	ブドウ	－	－
交付金額	個人配分分			50%
38万円	共同取組活動分	農地・水路・農道等の管理		14%
	（50%）	生産性向上・担い手定着		36%
協定参加者	農業者　12人			

３．取り組みによる効果

高齢化が進む中にあって、傾斜地における棚つくりのブドウ栽培は、かなりの重労働であるが、当制度の導入により共同取り組み体制が復活し、経営意欲と農地保全に対する意識が高揚されている。特に、園地までの農道の除雪体制が整備されたことにより、最も大変な冬場の雪払い等の農作業が時間的に短縮され、効率的な農業生産活動ができるようになり、雪によるブドウ棚の倒壊を防止できた。雪害により押しつぶされた棚は、復元するのにかなりの労力を必要とし、廃園とした場合でも、その撤去作業は容易なものではなく、土砂の流出災害が発生するなど農地保全・景観形成の両面において好ましくない状態を呈することとなる。このため、近隣の農業者の間でも評価され、周辺の園地に同様の取り組みが広がっている。

活動内容の概要

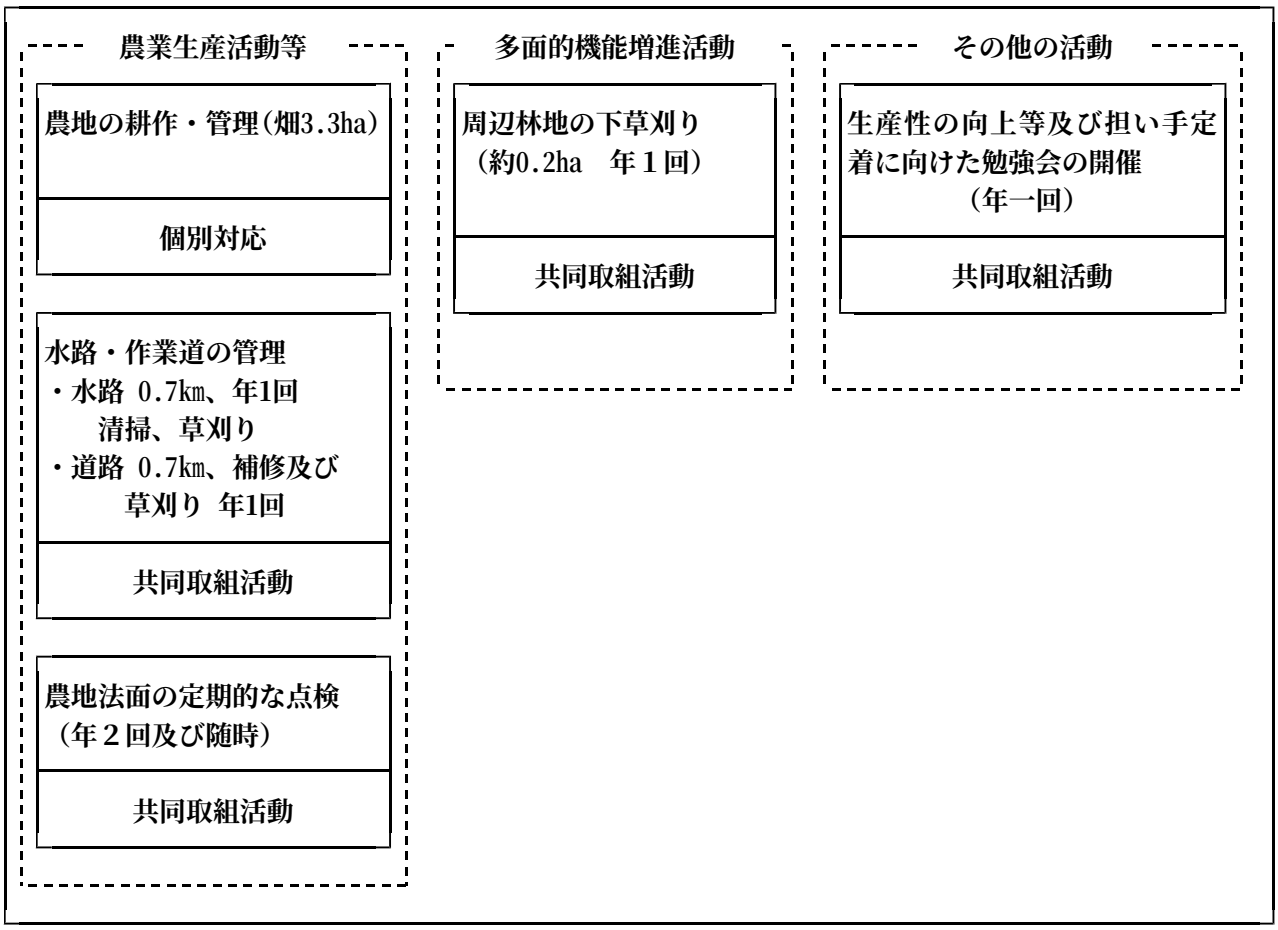

［平成15年度までの主な効果］

○農道の除雪体制の整備（0.7㎞）

共同取組活動費から除雪機の借り上げ料を支出し、主要道路から園地までの約700m区間の除雪体制が整備され、冬場の農作業が効率的にできるようになった。

○学生との交流（延べ４８人）

２戸の農家が、早稲田大学、立命館大学、神奈川総合高校、八千代台中学校などの農業体験を受け入れ、交流が行われた。

○幸せ生まれる地で活力ある集落づくり

１．協定締結の経緯

当集落の水田は、山間部の広範囲に点在し、水路等の改修に膨大な事業費がかかることから、維持管理が長年の懸案であった。また、高齢化や過疎化が進み、耕作放棄地が増加していくことに危機感を持っていたことから、これらの課題に取り組み、水路の改修による被害防止と、若者が積極的に参加できる活力ある集落づくりを目指し本制度を導入した。

〈協定農用地遠景〉

２．取り組みの内容

農地が点在していることから、１１班体制により水路・道路の維持管理を行い、長年の懸案であった水路改修工事を施工した。年間事業計画は、各班の班長、代表者、会計、事務局で内容を検討の上策定することにより役割分担の明確化、活動の迅速化を図った。

また、景観作物の作付、農業機械の共同利用、担い手を中心とした利用権設定による農地の面的集積等の取組を行っている。

さらに、集落協定として地域の拠点施設で毎年秋に行われる「ふれあい交遊館祭り」に全面的に参加協力している。

〈地域行事への参加〉

集落協定の概要

市町村･協定名	山形県寒河江市（さがえし）　幸生（さちゅう）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
30.7ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
627万円	共同取組活動分（52%）	農地・水路・農道等の管理		45%
		多面的機能増進活動		1%
		生産性向上・担い手定着		1%
		リーダー育成・その他		5%
協定参加者	農業者　51人			

３．取り組みによる効果

水路改修による周辺民家等への被害防止や農作業の効率化が図られ、耕作放棄の懸念が払拭された。担い手への農地の面的集積も進み、耕作に対する意欲が向上するとともに、景観作物の植栽や地域行事への参加を通じて活力ある集落づくりの推進にもつながっている。

活動内容の概要

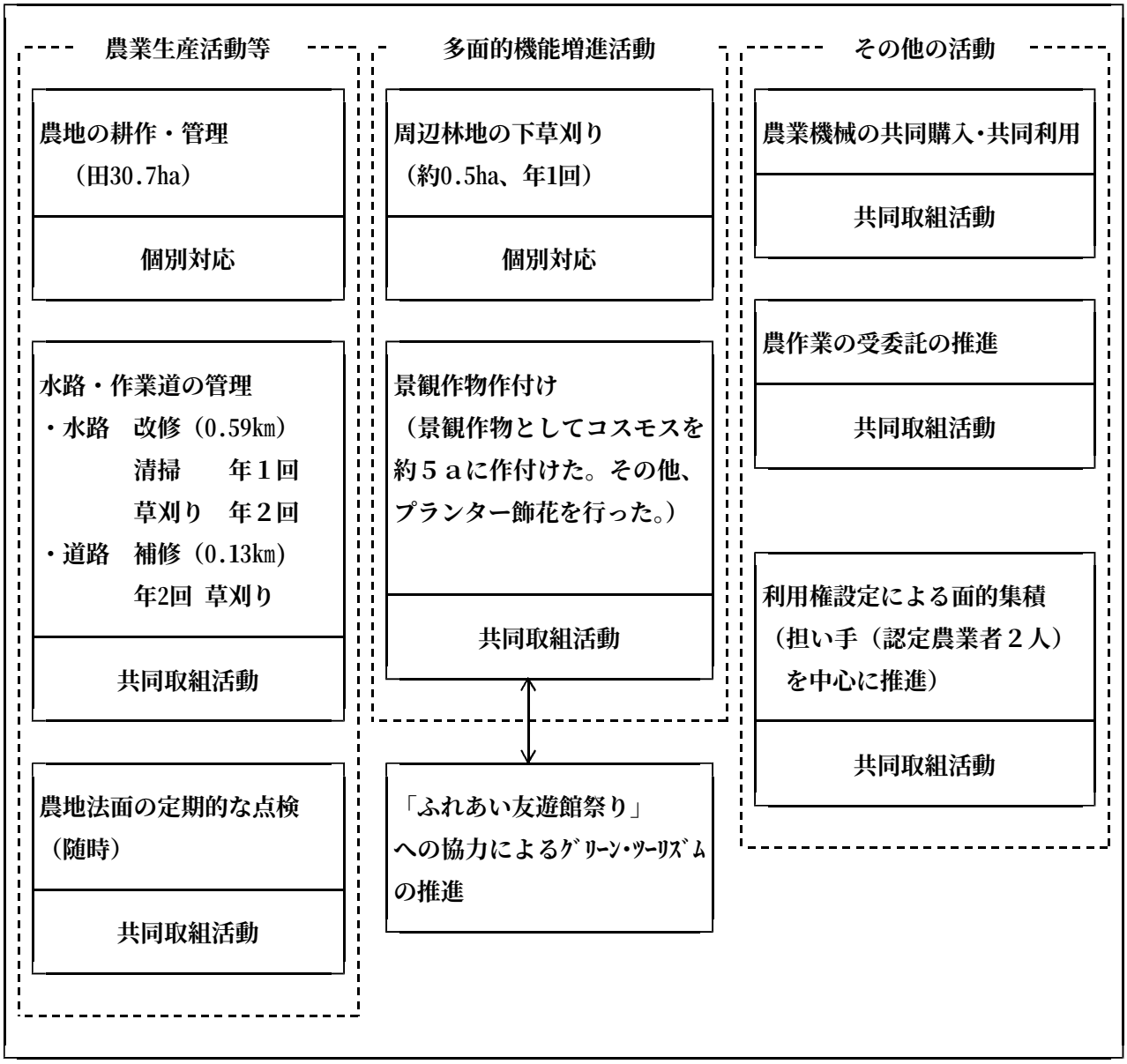

［平成15年度までの主な効果］

○水路改修工事（0.59㎞）　農道整備工事（0.13㎞）

○担い手への農地の利用集積を推進（５ha）

○観光農業による都市農村交流の推進

○旧市町村を越えて集落が連携

1．協定締結の経緯

当地域は、旧市町村の境界に位置しており、整備された連坦している水田において、農業者が各自で農業生産活動等を行っていた。

地域間の連携を強化し、持続的に農地の保全を図るため旧市町村を越えて、制度に取り組むこととした。

2．取り組みの内容

旧白根村と旧山舟生村の農業者が協定締結を契機に、話し合いや共同取組活動が活発に行われるようになっている。取組内容は、水路・道路の管理、隣接周辺地の草刈り、景観作物の作付けとして道路法面へのあじさいの植栽等、地域の活性化につながる活動が行われている。

〈共同での草刈り作業〉

3．取り組みによる効果

共同取組活動を通じて話し合いが進み、地域間の連携が強化され、協定以外の農作業等の共同化も行われるようになった。

また、あじさいを道路法面0.1㎞に植栽することにより、地域の景観形成に寄与している。

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県伊達郡梁川町（だてぐんやながわまち）　山舟生（やまふにゅう）３区第２集落協定			
協定面積	田（83%）	畑（17%）	草地	採草放牧地
3.9ha	水稲	きゅうり	―	―
交付金額	個人配分分			50%
41万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成、農地・水路・農道等の管理		41%
		多面的機能増進活動		9%
協定参加者	農業者　18人			

活動内容の概要

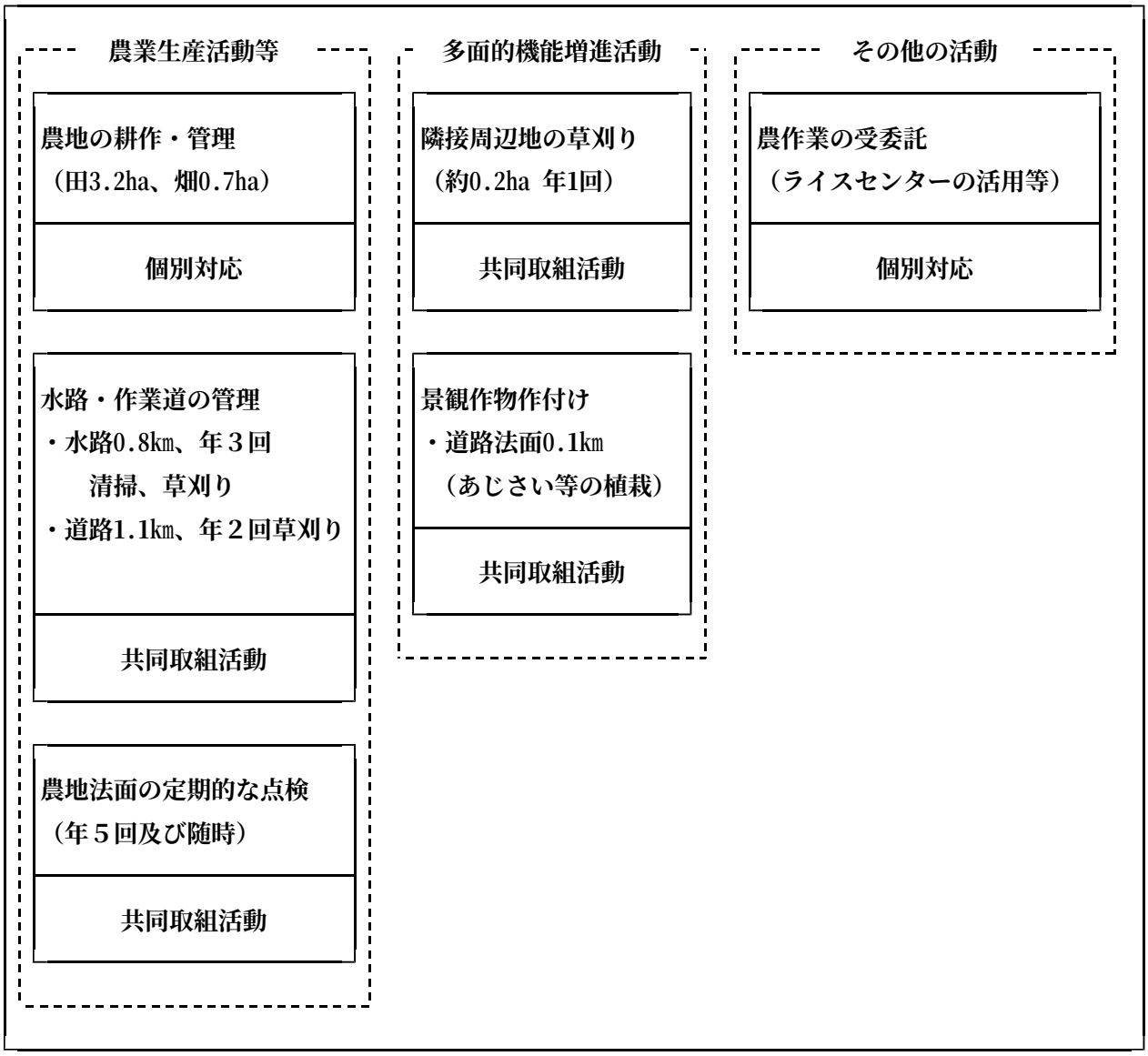

［平成15年度までの主な効果］

○集落内の話し合いが進み、地域間の連携が強化

○景観作物の作付け（あじさい等 道路法面0.1㎞）

○農作業の受委託の推進（ライスセンターの活用）

○生産組織との連携（堆肥の有効利用）

１．協定締結の経緯

当地域は、山間地に農家が散在し、主として水稲及び畜産の複合経営が行われている。

複数の行政区域に渡って耕作している者や生産組織に加入している者が多数いたこと等から、牧野利用組合が中心になって、狭小且つ広範囲な農用地におけるコスト軽減及び堆肥の有効活用等を図るため制度を活用することとなった。

２．取り組みの内容

共同取組活動として、農業機械の共同購入、共同利用を行うとともに牧草地への肥料散布、水路・道路の管理を実施している。

また、稲作農家から生産組織へ稲わらを提供し、生産組織で冬場の家畜のえさとして利用され、後にできた堆肥を稲作農家へ還元する循環型農業に取り組み、水田と畜産の連携による独自の活動を展開している。

〈牧草地風景〉

３．取り組みによる効果

稲作農家と生産組織の連携及び農業機械の共同購入及び共同利用によるコストの低減が図られ、生産意欲の向上につながっている。

また、話し合いや共同取組活動により、耕畜農家間の連携がスムーズに行われるようになり、堆肥の投入量が増え、化学肥料の減量化につながっている。

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県安達郡岩代町（あだちぐんいわしろまち）　夏井（なつい）			
協定面積	田（5%）	畑（7%）	草地	採草放牧地(88%)
39.1ha	水稲	ﾄﾏﾄ・ｻﾔｴﾝﾄﾞｳ	―	牧草
交付金額	個人配分分			50%
77万円	共同取組活動分（50%）	農地・水路・農道等の管理		14%
		生産性向上・担い手定着		36%
協定参加者	農業者　4人、第１牧野利用組合（構成員　8人）、第２牧野利用組合（構成員　4人）			

活動内容の概要

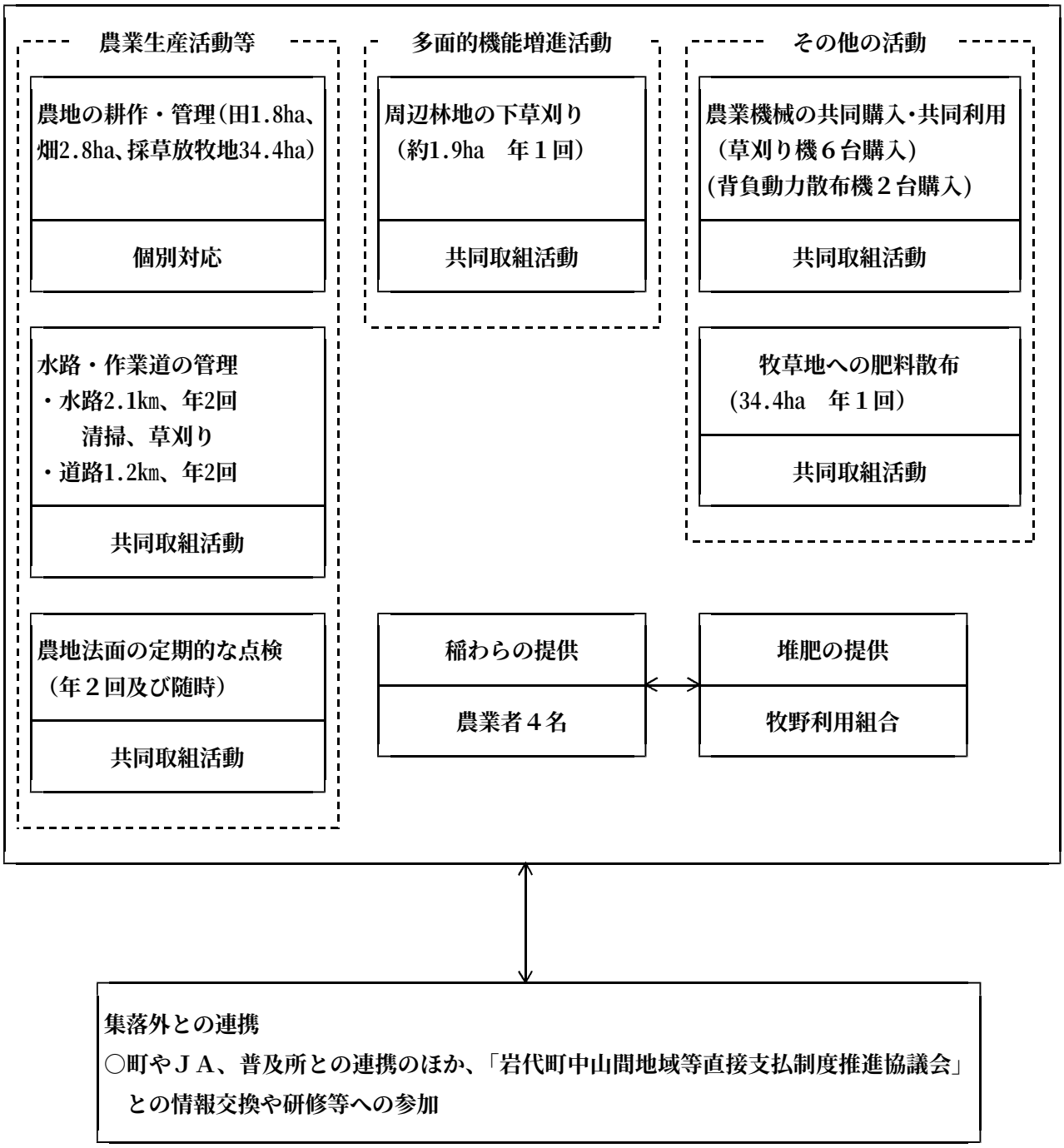

［平成15年度までの主な効果］

○堆肥と稲わらの有効活用による循環型農業の推進

○共同作業による作業の効率化

○協定以外の農作業等の共同化への発展

○共同作業で世代を超えた話し合い

1．協定締結の経緯

当地区は、60歳以上の高齢者が農業者の半数を超えており、今後、集落内の農地の保全管理が困難になることが懸念された。このため集落協定を締結することにより、農地の保全、道水路の管理作業等を共同で実施することによる世代間の交流及び集落営農を推進し、地区が抱える課題に取り組むこととした。

2．取り組みの内容

共同作業として農地、道・水路の保全管理、道路の敷砂利作業、周辺林地の下草刈り及び地区内の子供会との連携による景観作物(ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ)の作付けを行った。

また、周辺の協定集落との連携による道路沿線のゴミ拾いを実施し、環境対策活動も実施している。

〈共同で農道･水路の整備〉

3．取り組みによる効果

共同作業の実施や子供会との連携により、世代を超えた話し合いと交流が行われ、高齢化に対する集落内でのフォロー体制の検討等、集落営農の推進に向けた連携が深まってきている。

また、他協定集落との連携の取り組みが行われるようになり、周辺地域に活動が拡大している。

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県田村郡滝根町（たむらぐんたきねまち）　入新田（いりしんでん）２－２			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
1.8ha	水稲・大豆・野菜	－	－	－
交付金額	個人配分分			47%
39万円	共同取組活動分	農地・水路・農道等の管理費用		50%
	（53%）	多面的機能増進活動		3%
協定参加者	農業者　9人			

活動内容の概要

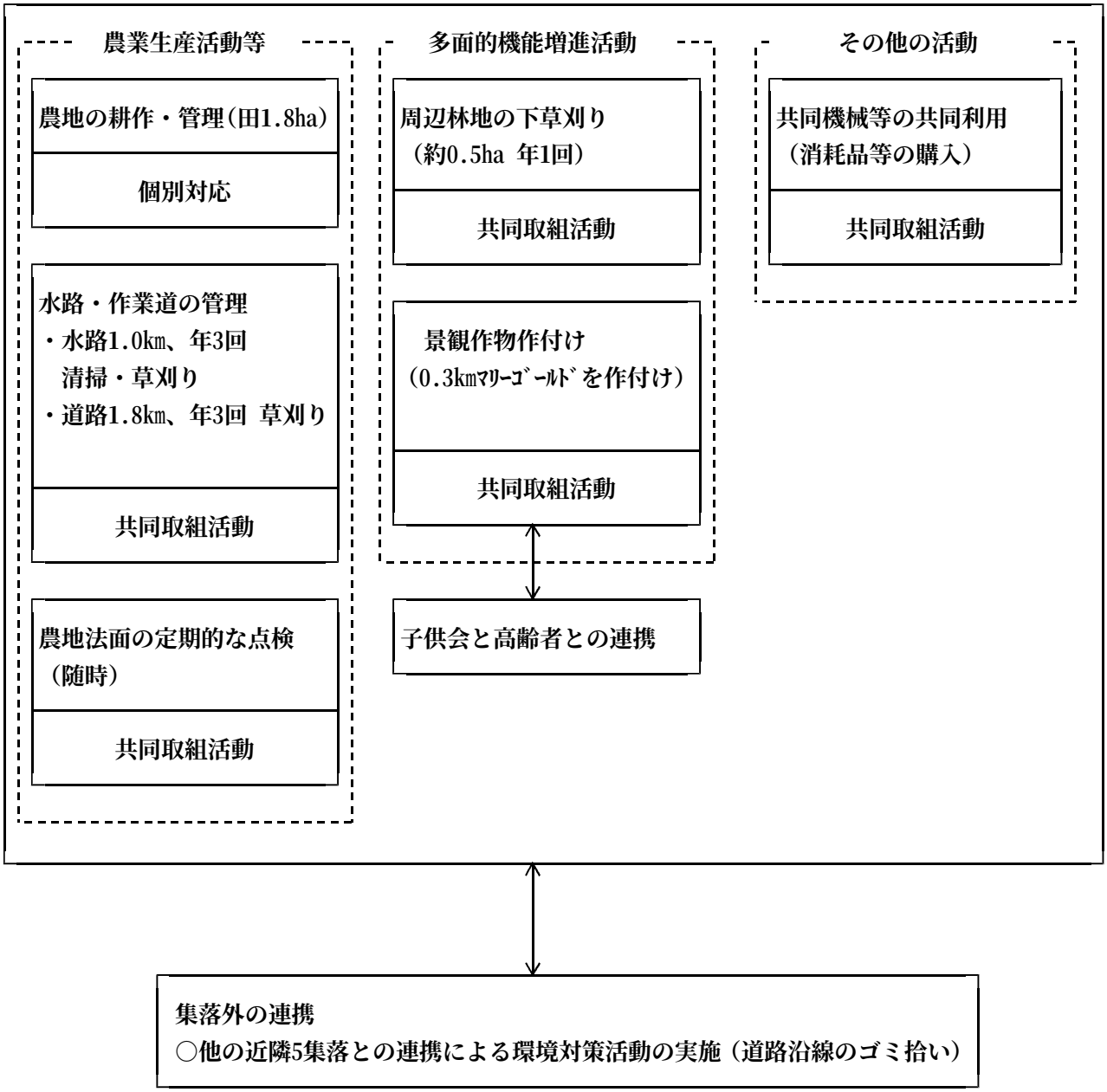

［平成15年度までの主な効果］

○高齢化に対する集落全体によるフォロー体制の検討に伴う共通認識の共有化

○他協定集落との連携による活動の拡大化

○３世代間の交流の活性化

○「そばまつり」を通じて地域間交流

１．協定締結の経緯

根小屋集落は、市の最北端に位置し、標高600mの中山間地域である。この地域特性を生かし、ソバの栽培に取り組んできた。

しかし、過疎化及び高齢化の進行により農作業等にも支障を来し、耕作放棄地の拡大傾向にあったことから、農業用機械の導入等により、農作業の効率化等を図るとともに、地域特性を活かした「そばまつり」の開催等、他地域との交流により、集落の活性化を図るため、本制度を活用することとした。

２．取り組みの内容

共同取組活動分の交付金の約半分を使ってソバコンバインを購入し、集落内のみでなく近隣集落のソバ収穫作業を行うなど、効率的な利用により低コスト化を図っている。

また、オペレーター３名を育成し、作業の効率化を図る取り組みを行っている。

さらに、収穫したソバを使って年１回の「そばまつり」を開催し、都市との交流を推進している。

〈そばまつりの状況〉

〈協定参加者自らそばうち〉

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県喜多方市（きたかたし）　根小屋（ねごや）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
2.8ha	ソバ	―	―	―
交付金額	個人配分分			24%
60万円	共同取組活動分（76%）	農地・水路・農道等の管理費用		9%
		多面的機能増進活動		17%
		生産性の向上・担い手定着（農業機械購入）		50%
協定参加者	農業者　11人			

３．取り組みによる効果

集落協定参加者全員がソバを栽培しており、交付金の共同取組活動分により購入したソバコンバインによる収穫作業の低コスト化・効率化に伴い、集落以外の近隣集落のソバの収穫作業も受託するようになり規模拡大が図られた。

また、収穫したソバを使った年１回のそばまつり（根小屋地蔵そばまつり）は、口こみなどで年々参加者が増え、約１５０名が根小屋を訪れるまでになっており、世代を超えた都市との交流が行われ、集落の活性化及び連携強化に寄与している。

最近は、玄ソバの需要も増え、「根小屋そば」のブランド化が確立し、安定販売が可能なまでになっている。

活動内容の概要

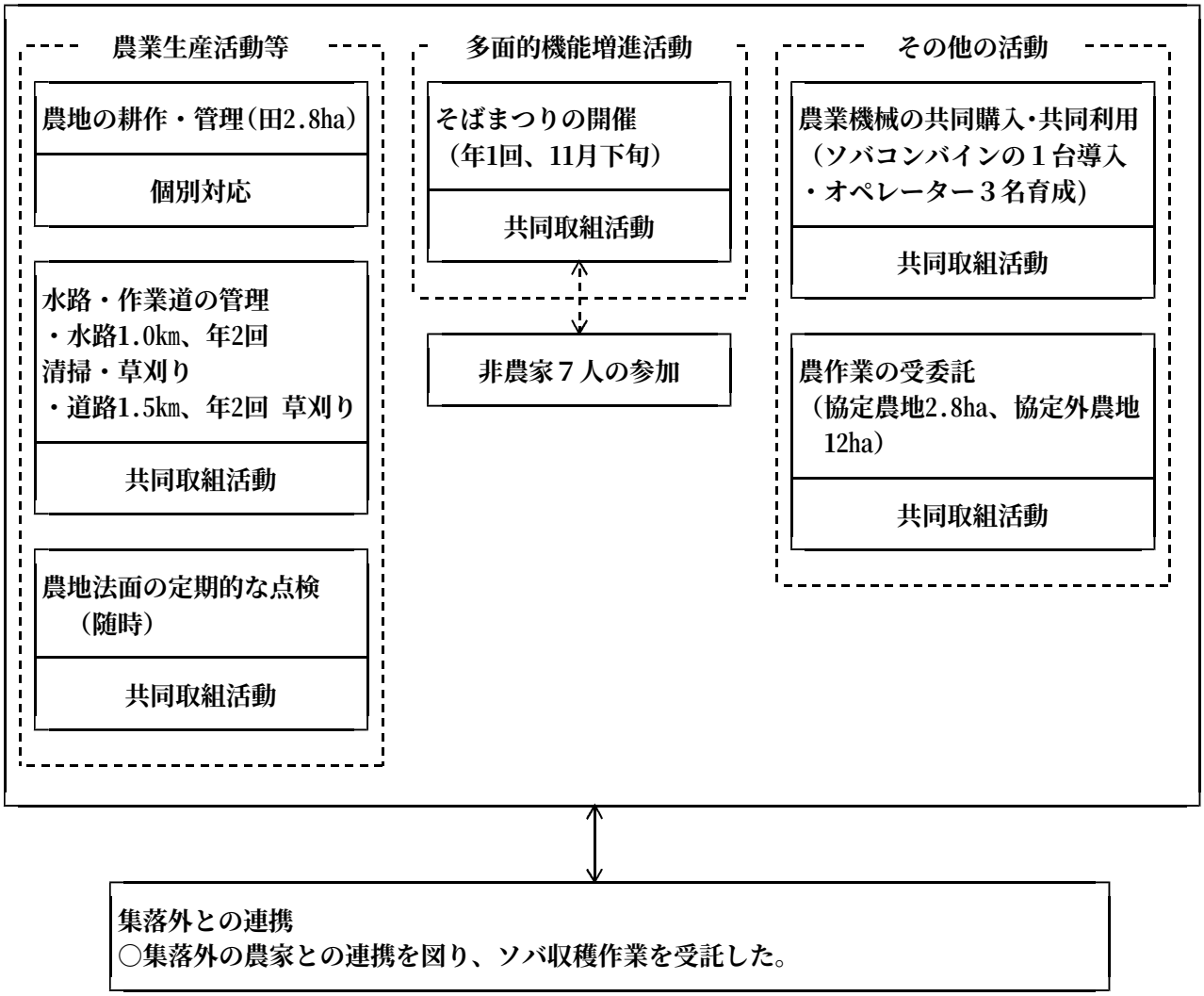

［平成15年度までの主な効果］
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・農業機械の共同利用による低コスト化
○担い手への作業委託（2.8ha）
○観光農業による都市農村交流の推進
　・「そばまつり」の開催（年一回、参加数:約150人　内容：ソバ打ち、ソバ及び郷土料理の提供）

○共同作業による耕作放棄地の発生防止

１．協定締結の経緯

当地区は、森林が８２％を占める本村において、比較的開けた国道沿いに位置しており、緩傾斜農用地を対象に協定を締結することとなった。

協定の締結に当たっては、従前より年１回程度の水路管理等の共同作業を行っていたこともあり、地域の合意形成は容易であった。

高齢化の進行に伴い、耕作放棄地の増加が懸念されることから、その防止へ共同で取り組んでいくこととした。

２．取り組みの内容

従前より行っていた年１回程度の水路管理等の他に、協定参加者の休耕田の管理も共同で行うこととし、６月と９月の年２回草刈等を行っている。

また、平成１４年から協定締結以前は休耕田であった農地に利用権を設定するなど、耕作放棄地を出さない工夫もしている。

今後は、休耕田の管理方法として草刈り以外に景観作物を植えるなど多面的機能の増進にも力を入れていければと考えている。

３．取り組みによる効果

共同作業の回数が増え、集落の和が強くなったことにより集落を全員で盛り上げようという意識が芽生えてきた。

農業活動においては、荒地の管理を行なうことにより、稲作の病害虫の発生が少なくなり本制度取り組みによる効果を感じている。

○水路の管理　　年１回　→　２回
○周辺林地の下草刈り　　年０回　→　１回　０．２ha
○農地法面の定期点検　　年０回　→　２回
○休耕田への利用権設定　　０　→　０．１ha

集落協定の概要

市町村･協定名	茨城県那珂郡美和村　鷲子宿２（なかぐんみわむら　とりのこしゅく）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
1.5ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			85%
12.3万円	共同取組活動分（15%）	水路・農道管理		15%
協定参加者	農業者　6人			

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田1.5ha）
個別対応 （管理については一部共同）

水路の管理 ・水路100m、年2回 清掃、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検 （年２回及び随時）
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約0.2ha、年1回）
個別対応

その他の活動

休耕田への利用権設定 （田0.1ha）
共同取組活動

集落外との連携
○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

〈休耕田草刈り作業前〉

〈休耕田草刈り作業後〉

［平成15年度までの主な効果］
○休耕田への利用権設定（0.1ha）
○荒地の管理による病虫害の減少

○話し合いの増加を通じて地域が活性化した取組

１．協定締結の経緯

当地区は、町の北部に位置し、竹林と棚田が融合したふるさとの原風景ともいえる美しい里山の姿を残す地区である。

一方、近年高齢者が増加しており、３人に１人が６５歳以上で、耕作放棄地が増加し耕地面積も年々減少している。

従来より、まとまりのある集落であったが、共同取組活動の交付金の利便性を図るため、集落をいくつかの協定に分けて、少人数での協定を締結した。

〈後田の棚田〉

２．取り組みの内容

【農道舗装について】

地区内にある田への進入路となる農道が未整備であったため、地区住民により、平成１２年、１３年に砕石を敷き、平成１４年にはコンクリート舗装を行い、耕作条件の向上をすすめた。

【都市との交流の取組】

集落協定の締結を契機に、話し合いが増加し、地元直営の農道舗装等の共同作業を通じて、地域を活性化したいとの声があがってきた。

周辺集落で、オーナー制度の実施や農村レストランの開設等の動きがあったことも刺激となり、平成１５年度に集落レベルの竹原郷づくり協議会を設立し、平成１６年３月、都市住民に呼びかけ、竹林ボランティアにより荒れた竹林の整備を行った。

平成１６年度からは、竹林と棚田のオーナー制度を行う予定である。

集落協定の概要

市町村･協定名	栃木県芳賀郡茂木町（はがぐんもてぎまち）　竹原（たけはら）１集落協定			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
2.7ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
57万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		1%
		会議費		1%
		農道舗装		45%
		その他		3%
協定参加者	農業者　9人　（うち65歳以上高齢者　4人）			

３．取り組みによる効果

本制度の共同取組活動の交付金の利用等に関する話し合いを通じて、地域の将来について考えるようになった。その結果、耕作条件の向上につながる農道整備を行うとともに、都市との交流を通じて、地域を活性化したいとの気運が生まれた。

平成１６年３月に行った竹林整備ボランティアによる都市住民との交流を通じて、豊かな地域資源を有する自分たちの地域の良さを再認識した。

また、平成１６年度からは、竹原郷づくり協議会で竹林と棚田のオーナー制度が行われるほか、遊休農地にブルーベリーを植栽し、数年後摘み取り体験の圃場とする計画もあり、高齢化が進み耕作放棄地の増加していた集落が元気な集落へと変わりつつある。

活動内容の概要

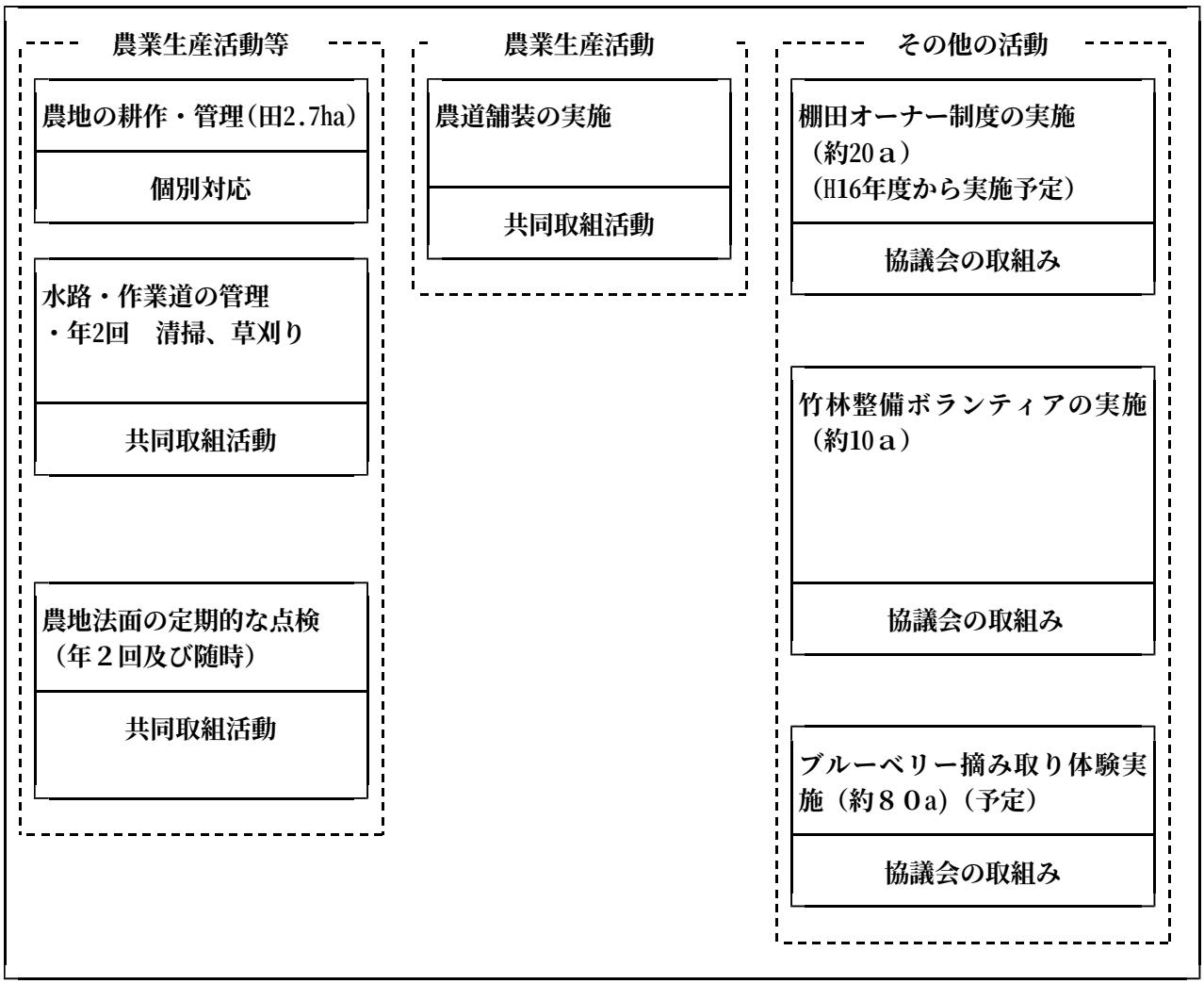

［平成15年度までの主な効果］
○農道舗装の実施
○竹林整備ボランティアの実施（約10ａ、延べ89人）
○棚田オーナー制度の実施（約20a）（H16～実施予定）

○棚田オーナー制度で都市住民との交流

１．協定締結の経緯

当集落は、矢板市の北部に位置し、１／１５程度の傾斜地に約６０枚の水田が展開する農村集落である。

急傾斜農地に加え、農業従事者の高齢化・担い手不足が進行し、農業情勢は厳しい状況にあるが、自分たちの農地を、貴重な棚田として再認識するとともに、美しい農村風景を守っていかなければならないという農家の意識が芽生えてきていた。

そこで、自然環境や水源の涵養、生態系の維持など多様な機能を持つ棚田を貴重な地域財産としてとらえ、保全活動や都市交流などを通じ地域の活性化と農村の維持・保全を目的に平成１２年度に集落協定を締結した。

〈オーナー田植え風景〉

２．取り組みの内容

【景観の保全】

第二農場集落は傾斜がきつく、畦畔や法面の草刈り等はかなりの重労働になっているが、協定参加者で協力して管理を実施し、手入れの行き届いた景観を提供している。また刈り取った草は和牛繁殖農家に飼料として提供し活用を図っている。

【棚田オーナー制度の実施】

矢板市２１世紀農業農村活性化塾と協力して、平成１５年度から棚田オーナー制度を実施しており、協定参加者全員が指導者として取組に参加。栃木県内をはじめ近県からも申込があり、５組１８名の参加者と、田植え・草取り・収穫の３回に渡り交流を行った。

〈オーナー集合写真〉

<<平成１５年度活動内容>>

第１回　「田植え・さなぶり」　平成１５年　５月２４日（土）
第２回　「草刈り・田の草取り・川遊び」　平成１５年　７月１９日（土）
第３回　「稲刈り・収穫祭」　平成１５年１０月１８日（土）
特典：収穫米３０ｋｇ、その他地元産農作物の提供
参加費：１組２３，０００円／年（１組４名程度）

集落協定の概要

市町村･協定名	栃木県矢板市（やいたし）　第二農場（だいにのうじょう）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
11.7ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
245万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道管理		15%
		多面的機能の増進活動		26%
		その他		9%
協定参加者	農業者　8人（65歳以上3人）			

３．取り組みによる効果

【景観の保全】

景観の保全活動により、第二農場集落には棚田や美しい農村風景を求めて多くの写真愛好家が訪れており、都市と農村との交流の一役を担っている。

【棚田オーナー制度の実施】

初めての取組とあって、まだまだ試行錯誤の段階であるが、受け入れる農家側の負担が増えないようにすることなど課題もまだ多い。しかし、参加した都市住民からは好評を得ており、「農業への理解」と「ゆとりの時間の提供」には大きく貢献していると考えられる。また、参加した農家側からも「楽しくできた」との声があった。

棚田オーナー制度は平成１６年度も継続して行い、都市住民との交流を通じて農村の活性化を図っていく。

活動内容の概要

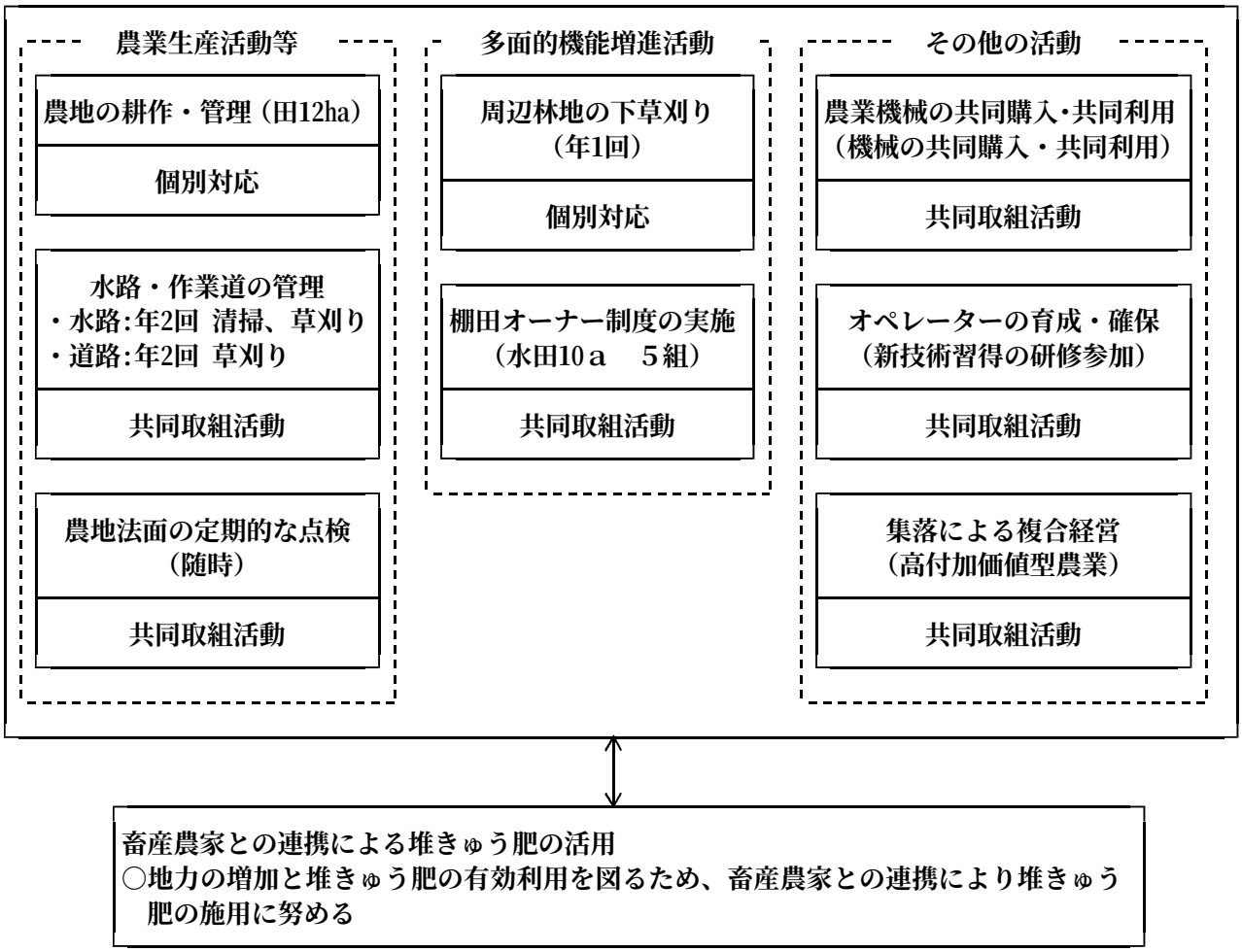

［平成15年度までの主な効果］
○水路・法面・農道の適正な管理による耕作放棄の防止
○農地の保全管理と景観維持に対する意識の向上
○棚田オーナー制度による都市住民との交流（５組１８名が参加）

○新規就農者の農地集積による耕作放棄地の増加防止

１．協定締結の経緯

当地区は、農家の高齢化や担い手の減少、また、イノシシ被害による耕作放棄地の増加が懸念されていた。そんな中、地域で耕作放棄地の増加を防止する何らかの取組を行う必要があると考えた。そして役員を中心に村の開催する説明会に出席し、数回の打ち合わせを経て協定参加者の合意が得られたため、協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

平成１０年に就農した新規就農者に、集落協定の会計担当者として参加してもらい、集落の担い手として位置づけた。また村全体としては集落を問わず、新規就農者に高齢化等で耕作できなくなった農地をまかせることにより、耕作放棄地の増加を防止している。

また、イノシシ被害を防止するため電気牧柵を設置し、共同取組により電気牧柵の管理・周辺の草刈り等を実施している。

また、農地の管理がしやすいように、農地に通ずる農道に砕石をひき、農地の遊休化をくい止めるための管理をしている。

〈新規就農者の農業実施状況〉

〈砕石をひいた農道〉

集落協定の概要

市町村・協定名	群馬県群馬郡倉渕村　木ノ下榎ノ木　集落			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
8.4ｈａ	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			70%
99万円	共同取組活動分	リーダー育成		7%
	(30%)	会議費用		8%
		水路・農道維持管理		10%
		多面的機能を増進する活動		5%
協定参加者	農業者　39人			

３．取組による効果

電気牧柵を設置し、集落協定の共同取組活動で管理することにより、イノシシによる被害が減少し耕作放棄地の増加を防止した。

以前から水路や農道の補修について集落全体で維持管理を行っていたが資力が足りず簡易な補修しかできなかった。今は、直接支払交付金の共同取組活動分を補修にあてることができるため、以前より効率的・効果的な補修をすることができるようになった。

新規就農者が、集落協定に参加したことにより、地域の農家との話し合いの機会が増え、今では地域の一員として運動会や、その他村のイベントに参加するほど地域にとけ込んでいる。また、協定締結を通じて新規就農者が地域農業の担い手へと変わってきた。

村全体としても平成１２年から１３家族（うち１家族は１６年度研修中）の新規就農者が就農し、現在では、およそ８．１ｈａの農地が平成１２年度以降に就農した新規就農者によって耕作されている。さらに、当集落の新規就農者以外にも集落協定に途中から参加している人もいる。

このように当集落がいい見本となり、今後多くの新規就農者が村内の各地域の担い手として、農地の耕作放棄地の防止につながっていくよう村全体で取り組んでいく。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田8.4ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（管理活動により草刈り・清掃等の他、農道に砕石引き作業を実施）
  - 共同取組活動（草刈り・清掃等については個別対応で随時実施）
- 農地法面の定期的な点検（随時、協定参加者が定期的に実施）
  - 原則個別対応

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施肥（協定参加者が随時実施）
  - 個別対応

その他の活動

- 農作業の受委託を進める（協定参加農家同士で実施）
  - 個別対応
- 認定農業者の育成　協定参加者のうち認定農業者1名
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○村全体で、平成12年から13家族（うち1家族は16年度研修中）の新規就農者が就農し、現在では、およそ8.1haの農地が平成12年度以降に就農した新規就農者によって耕作されている。今後多くの新規就農者が村内の各地域の担い手として、農地の耕作放棄地の防止につながっていくよう村全体で取り組んでいく。

［平成15年度までの主な効果］

○鳥獣害防止施設設置によりイノシシによる農作物被害が減少した。
○管理作業の共同化（農道・電気牧柵等）
○農地に通ずる農道に砕石をひき、農地の遊休化の防止に役立っている。

○高齢化や獣害の中での営農の継続

１．協定締結の経緯

当地区は、農家の高齢化（協定参加者２９人中１４人が６５歳以上）や担い手の減少、更にはイノシシ等獣害による耕作放棄地の増加が懸念されていた。

直接支払制度及び補助事業を併用することによって、高齢化が進む中、農地の保全や農村らしい景観を維持するために有効であるということで、農事組合等の役員が中心となり説明会を開催し、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

用水や農道の維持管理の他、イノシシやニホンカモシカによる農作物の被害への対策として協定内の農用地を電牧柵で囲う取り組みや畦焼き作業、景観作物作付など年間を通して取り組みを行っている。

○主な農地の共同管理作業

- 農業用水路・排水路の清掃、改修
- 水路、農道の草刈
- 電牧柵の点検管理
- 畦畔法面草刈
- 畦畔法面の点検
- 景観作物（コスモス）作付

（電牧柵の概要）

- 実施面積　水田：６．３ha
- 柵の延長　５，１９５m
- 経　　費　１０５万円
- 電牧柵の設置作業は、協定参加者全員で行い、管理は協定参加者が分担された箇所を見回り、草刈を行っている。また、全員で年１回点検を実施。

〈電牧柵の実施状況〉

集落協定の概要

市町村･協定名	群馬県吾妻郡中之条町　大岩集落協定			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
6.3ha	水稲、うど、そば、ミョウガ、ねぎ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
132万円	共同取組活動分（50%）	畦畔管理費		11%
		水路管理費		26%
		農道管理費		12%
		景観形成費		1%
協定参加者	農業者　29人			

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、イノシシやニホンカモシカによる農作物被害の解消が図られた。

また、管理作業に伴って日当を各組合員に支給することにより、農業用水や農道の共同管理が円滑化され、集落に活気が戻り、農村らしい景色を残して行こうという意識の高揚にもつながっている。

活動内容の概要

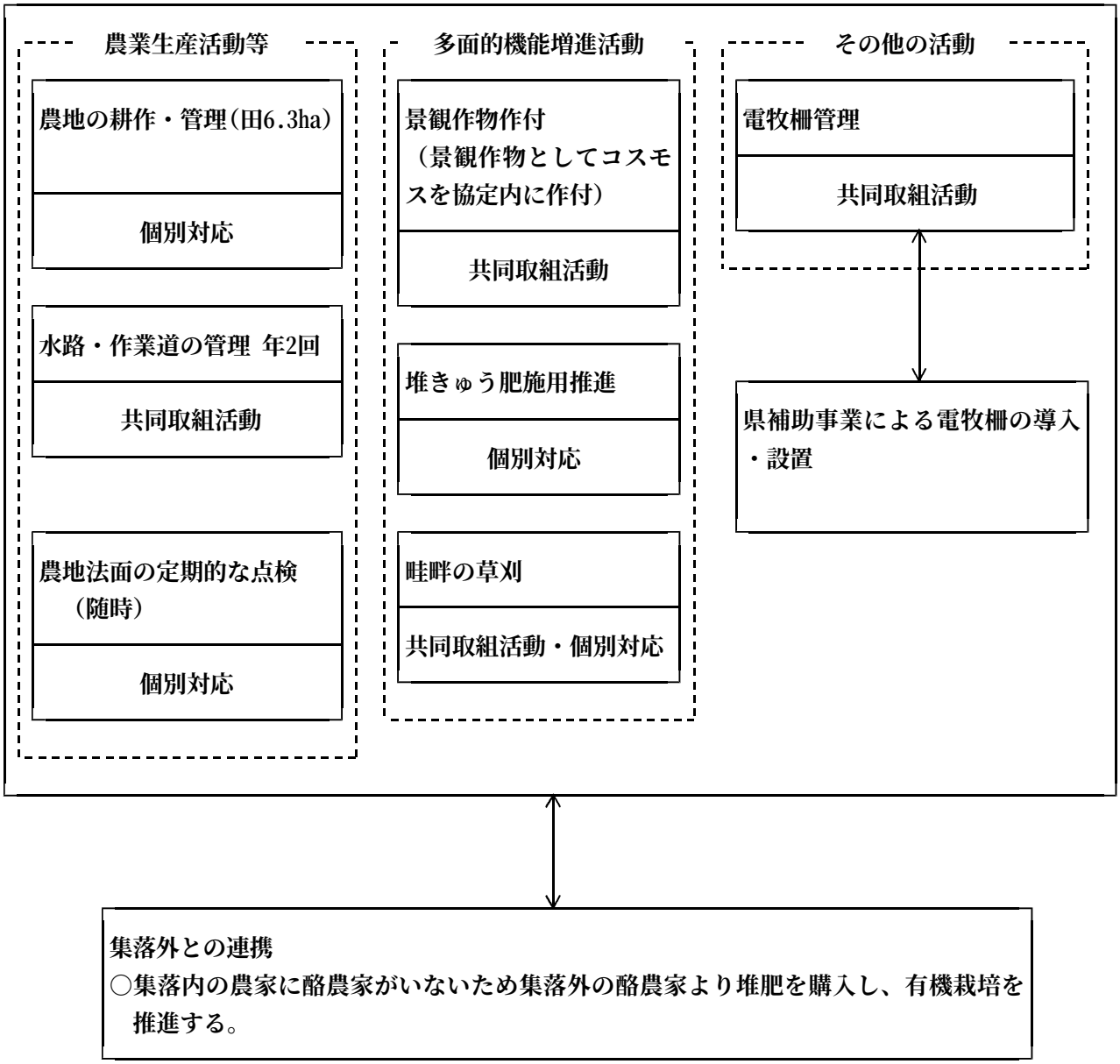

［平成15年度までの主な効果］

○鳥獣害防止施設設置（電牧柵）によりイノシシ等による農作物被害の減少

○管理作業の共同化（水路・農道・電牧柵）

○地域の保全・向上をめざす気運の高まり

○景観作物の作付けによる地域の活性化

・田や道路脇にコスモスを作付け、集落の景観保全を図った

○機械の共同購入と担い手の育成・確保

１．協定締結の経緯

当地区では、県営畑地帯総合整備事業（県営畑総）に伴い設立された土地改良区の受益者が中心となり、本制度に取り組むことになった。

協定締結にあたっては、県営畑総の第２工区の範囲が団地要件（１ｈａ以上）を満たしているとともに、共同取組活動として水路の維持・管理等を行えることから、第２工区の役員が中心となって合意形成を図り、協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

当集落は、全域において土地改良事業が実施され、水路や農道の管理は、草刈り、清掃のほか５月から６月中旬まで役員が中心となり当番制で見回りを行っている。

多面的機能を増進する活動として、サルビア、ヒャクニチソウ等の花の植栽を行っている。各圃区の法面の勾配が急ではあるが、各自で自主的に草刈りを行い、良好な景観の維持と農地保全に努めている。

また、小泉地区内にある他の集落協定と交付金を出し合い、小泉区畦塗利用組合を設立し、畦塗り機を購入した。オペレーターについては、会社を退職した農業者が担当している。現在オペレーター１名で数集落の畦塗り作業を受託しているため、今後、先進地視察、研修会等の参加を計画して、より多くのオペレーターの育成・確保にも力を入れていく。３月～４月にかけて、小泉地区全域を対象に畦塗り作業を行い、生産性の向上に努めているとともに、近隣の地区（集落）の畦塗り作業の受託も始めた。今後、田植や代かき、稲刈り等の作業も受委託していけるよう検討している。

〈畦塗り作業〉

集落協定の概要

市町村･協定名	群馬県吾妻郡吾妻町　池ノ沢・宮戸集落			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
3ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
46万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		7%
		共同利用機械購入費（畦塗り機購入）		7%
		多面的機能活動費（景観作物作付費等）		3%
		水路・農道・農地整備等の積立		33%
協定参加者	農業者　12人			

３．取り組みによる効果

農地・水路・道路等共同で維持管理することで集落全体での話し合いの機会が増え、農家同士のコミュニケーションが以前よりも密になり、集落にまとまりが出てきた。協定締結により、話し合いの機会が増えたことから、農家の耕作放棄に対する意識に変化が生じ、耕作放棄地の発生を防止し、農業生産活動を持続していこうと意識するようになり、農地の自発的な保全意識の高まりがみられるようになった。

さらに、オペレーターの確保ができ、畦塗り機を共同利用することで、農家への労力の軽減が図られ、安心して作業を依頼出来るようになった。費用負担も少額で済むため、協定参加者の農作業意欲が増すことにもつながった。

活動内容の概要

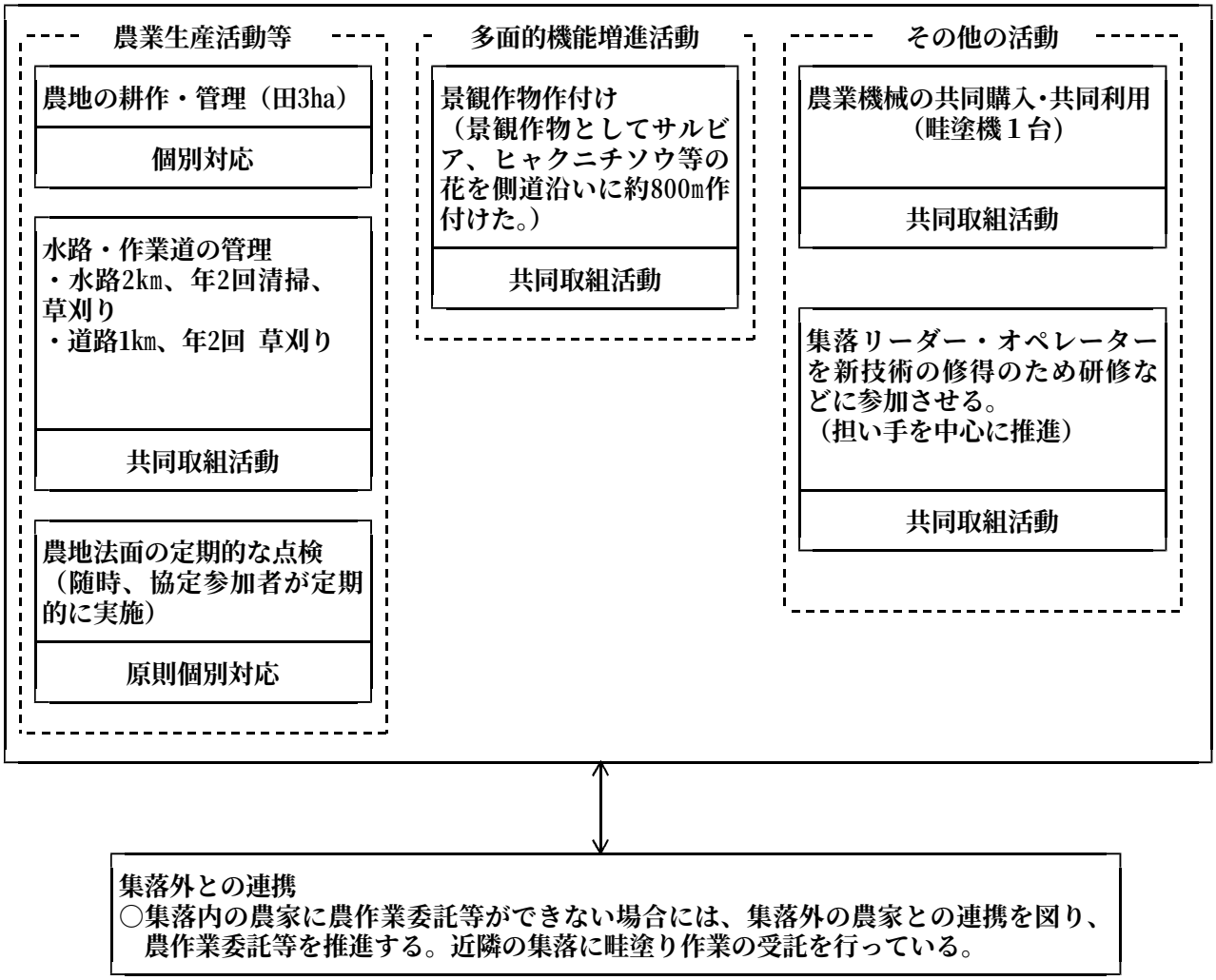

［平成15年度までの主な効果］
○畦塗り機の共同利用による労力低減。景観の改善（畦塗りシートが無くなる）
○オペレーターの新規確保（１名）
○小泉区畦塗利用組合の設立
○近隣集落への作業受託
○畦畔、水路、農道の適正管理による農地保全と良好な景観の形成、耕作放棄の防止
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・サルビア、ヒャクニチソウ等の花（800m）を植栽
○集落内での話し合いの機会が増え、地域の活性化が図られた

○急傾斜地における農業用作業道整備等の取組

１．協定締結の経緯

吉田町「阿熊」地区は、傾斜がきつく、農地の利用も柚子や栗、柿といった果樹が中心となっている。農業用作業道も狭く未舗装であることから、自動車の乗り入れも出来ない。更に、「阿熊」の名前のとおり、熊やイノシシなどの有害鳥獣の被害が頻発する地域である。

近年では、高齢化が進み慢性的な担い手不足となり、営農意欲も低下していたため、集落座談会を開催し、地域住民に対して本制度の普及活動を実施し、本制度に取り組むことになった。

２．取り組みの内容

１年目は、共同で農道の草刈りや、農地の管理が出来ない協定参加農家に代わって農作業を行った。また、役員会を行い積極的に今後の活動について協議し、総会を開催した。

協議の結果、せめて、軽トラック位は乗り入れが出来るよう、農業用作業道を整備することになった。

そこで、集落代表者を筆頭に役員を中心として、道路工事の申請や、ダンプカーなどの車両の借入れ、素人では出来ない作業の依頼、セメントなどの原材料の購入を行った。もちろん、協定参加者も一緒に石積み等の作業に参加した。

また、交付金を活用して、新しい農業用作業道を整備した。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">埼玉県秩父郡吉田町　横田倉</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
3ha</td><td>田</td><td>畑（100%）</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>―</td><td>柚子・蒟蒻・タラの芽・栗・柿等</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交付金額
32万円</td><td colspan="3">個人配分分</td><td>50%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">共同取組活動分
（50%）</td><td colspan="2">農業用作業道整備・管理費</td><td>47%</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議費</td><td>2%</td></tr>
<tr><td colspan="2">農薬・肥料代</td><td>1%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　11人</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

農業用作業道を整備することにより、車での乗り入れが可能となり、柚子や栗等の栽培管理や出荷作業が容易となり、農地の遊休化の歯止めとなっている。また、地元商店や農協の配達員が各農家の自宅近くまで来られるようになったことで生活面の利便性も向上した。

活動内容の概要

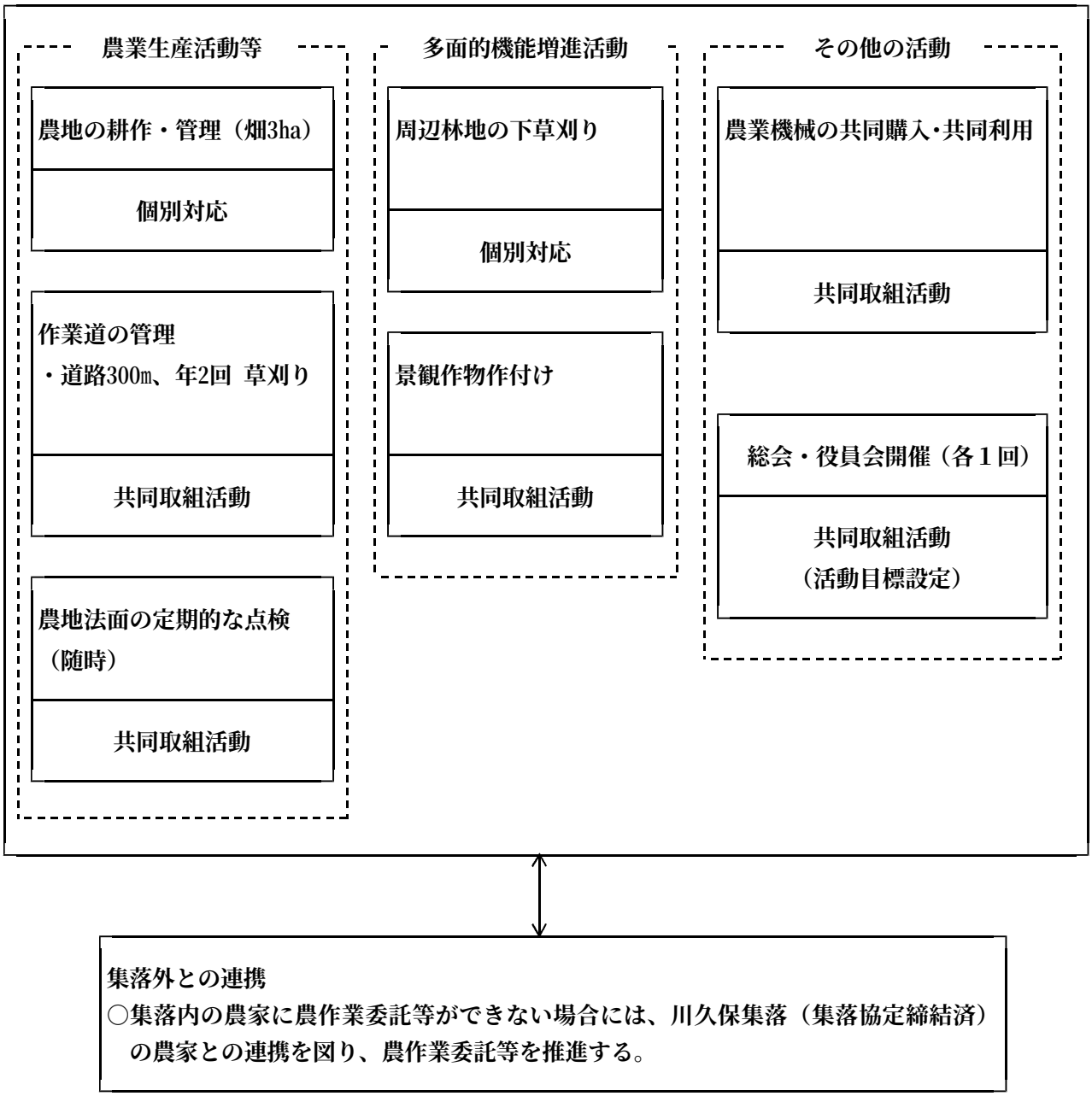

［平成15年度までの主な効果］

○共同利用が可能な農業用作業道の整備

・農作物の栽培管理等が容易となり、営農意欲も高まったことで遊休農地の減少にもつながった。

○耕作放棄地の解消（0.35ｈａ）

・耕作放棄地の解消に伴い、持続的な農業生産活動が可能になった。

○交付金でイノシシからビワを守れ

１．協定締結の経緯

富浦町は２５０年の伝統を持つ「房州ビワ」の中心産地で、当集落も急傾斜地に展開するビワ畑を主体に交付金が支払われている。

集落内は高齢化の進展が著しく、５年以上の農業生産活動の継続を危ぶむ意見もあった。さらに、水田地帯と異なり、集落全体で行う共同作業の経験が少なく、協定に基づき集落共同活動が実施されるかどうかも懸念されていた。

しかし、数年前よりイノシシによる被害が年々深刻の度合いを増し、鳥獣害対策に集落一体で対応する必要が生じてきた。この結果、集落内に共通の問題意識が生じ、集落協定締結に至った。

２．取り組みの概要

集落共同活動としては、周辺林地の下草刈りを実施している。ビワ畑周辺には風よけのためのスダジイが植えられており、定期的な管理の必要があったが、協定締結を契機に共同化が進展した。

富浦町では、イノシシやサル等の有害鳥獣対策の一環として「富浦町有害鳥獣対策協議会」を組織し、ワナの設置や銃による駆除を実施しているが、当集落では、交付金の一部を協議会への拠出金に充当している。

〈林地下草刈作業風景〉

集落協定の概要

市町村･協定名	千葉県安房郡富浦町（あわぐんとみうらまち）　南無谷（なむや）８			
協定面積	田（10%）	畑（90%）	草地	採草放牧地
4.1ha	管理転作	ビワ	―	―
交付金額	個人配分分			52%
51万円	共同取組活動分（48%）	リーダー育成		7%
		鳥獣被害防止対策		3%
		道水路管理費		38%
協定参加者	農業者　25人			

３．取り組みによる効果

下草刈りを盛んに実施することで、イノシシの棲家である草むらの排除につながった。

交付金の一部を町有害鳥獣対策協議会へ拠出したことにより、平成１５年度においては、協議会が設置したワナによりイノシシ8頭が捕獲され、貴重なビワの被害軽減を図ることができた。

活動内容の概要

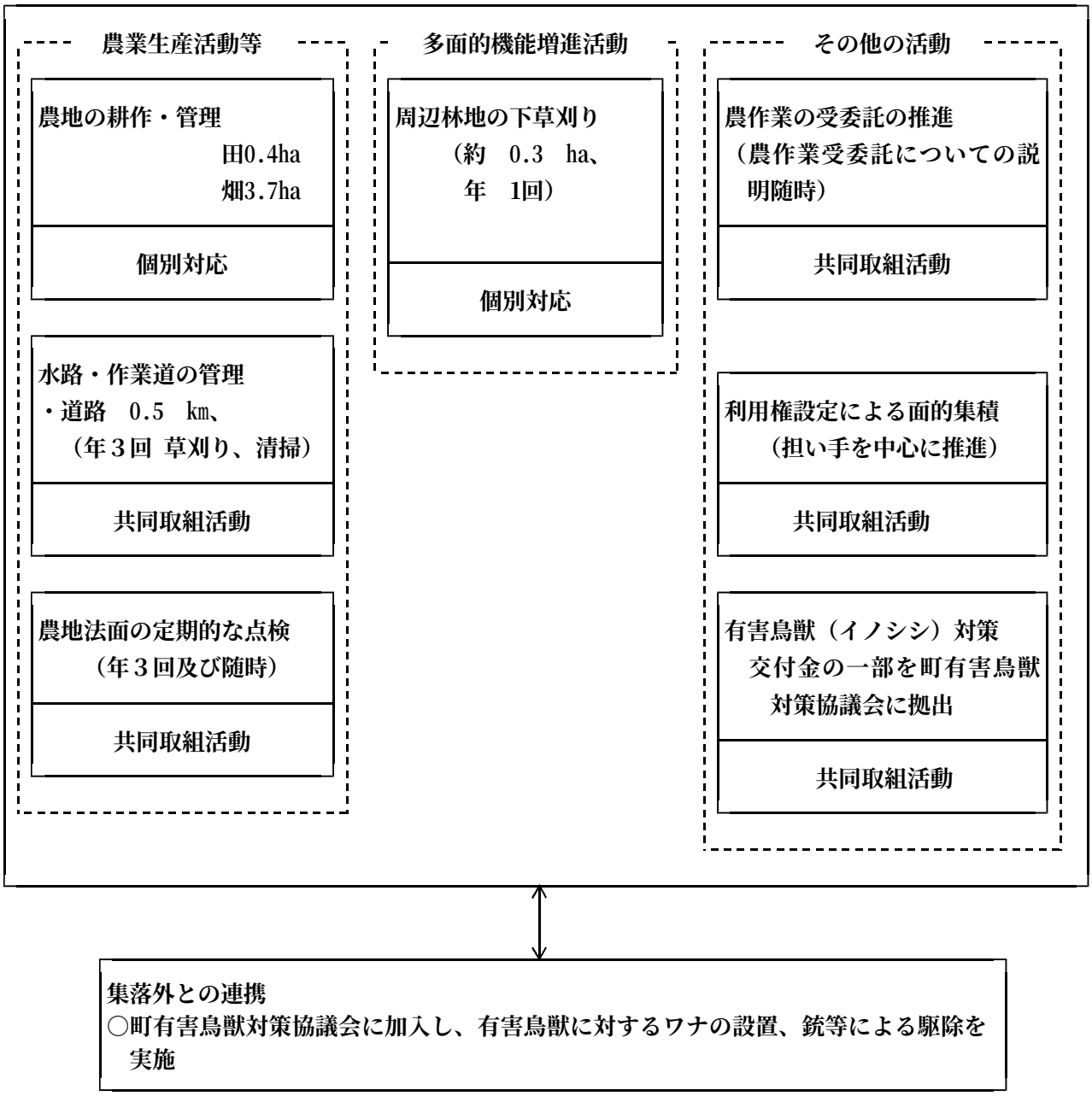

［平成15年度までの主な効果］

○従来、草刈等を共同化せず、個別で対応していたが、協定締結を契機に話合いが活発化し、他の作業の共同化等につながる契機となった。

○かつては、有害鳥獣被害により営農意欲が著しく減退した農家もいたが、協定締結を機に問題の共有化が図られたことで、連帯感、安心感が醸成され、営農意欲の継続がもたらされた。

○地域特産物マイスターから地域リーダーへ

1．協定締結の経緯

当集落協定農用地は、山間部の特に急峻な地形にあるため、山間部の途中までしか車での乗り入れが出来ないことから、農道の整備が切望されていた。そこで、本制度を導入すべく農業委員を中心として、対象地区の農業者に対して積極的に推進活動を行った。

また、集落座談会の開催や広報等を通じて地域住民に対して普及活動を実施した。

2．取り組みの内容

共同作業による草刈りや樹木の伐採等、地域の農道周辺の管理を実施している。また、農地の管理が行いやすいように、農地に通ずる未舗装道路の補修、拡幅及び舗装を実施している。

その他、台風や大雨による倒木や土砂の撤去作業など地域の農地保全を集落全体で行っている。

なお、当該農用地は、土地改良総合整備事業において農道及び農地造成を実施した場所よりさらに奥地にあり、意欲に満ちた農家が自主開墾により農地造成をしたものである。また、Uターンにより息子が戻ったことを契機に、搾乳を息子に任せて、本人は牛糞堆肥を使った土づくりを積極的に行った。その結果、アシタバの初期発育が旺盛になり、さらに病害虫の発生を抑える新たな栽培方法が認められ、財団法人日本特産物協会の地域特産物マイスターに認定された。

八丈町の中でも耕畜連携農業による模範的な農家として、さらに地域のリーダーとして今後の活躍が期待されている。

〈アシタバ（明日葉）〉

集落協定の概要

市町村･協定名	東京都八丈町末吉A集落（はちじょうまちすえよし）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
7ha	―	アシタバ	―	―
交付金額	個人配分分			50%
80万円	共同取組活動分	草刈賃金等		37%
	(50%)	翌年度繰越		13%
協定参加者	農業者　5人			

３．取り組みによる効果

道路を整備することにより車での乗り入れができ、農作業及び管理が容易になり、農地の遊休化を未然に防止できた。また、朝、芽を摘んでも翌朝また新芽を出しているという強靭な生命力からこう呼ばれる健康野菜アシタバ（明日葉）の収穫量が拡大し、農家の所得増加に貢献し、大変喜ばれている。

〈道路の整備状況〉

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理（畑7ha）
個別対応

農・作業道の管理 ・1.5㎞、年4回 清掃、草刈り
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約0.5ha、年3回）
個別対応

農地法面の定期的な点検 （年２回及び随時）
共同取組活動

その他の活動

交付金の積み立て等による未舗装農道の舗装。 自主開墾による農地の拡大。
共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化

・台風や大雨による倒木や土砂の撤去作業など地域の農地保全を集落全体で行っている。

・未舗装農道の舗装による農作業の効率化。（80m）

・耕畜連携農業による生産量の増加。

○共同取組活動を４０年前から実施してきた集落協定

１．協定締結の経緯

この集落は町の南西部に位置し、協定参加をしている農地については急峻な山頂部にあり、神奈川県の特産である「足柄茶」を栽培している。この地域では４０年以上も前から共同取組活動を行っており、その内容は、日中仕事で外にでている現在の協定参加者の替わりに近所の主婦達が共同で畑仕事を行い、その作業内容により報酬を受けていた。このため以前から集落としてもまとまりがあったので、集落の住民を中心に集落協定を締結することになった。

〈共同防除作業風景〉

２．取り組みの内容

この集落では交付金全額を共同取組活動経費としており、集落協定としての主な活動としては、地域内の農道等維持管理のための定期的な巡視及び点検や協定農地までの草刈等の実施の他、現在協定に参加している5軒の農家が共同で3.5haの茶園の耕作管理をし、肥料散布や収穫の際に農作業の協業化を実践している。また、無農薬茶の栽培を目指し、10ａ当りで約4.5ｔの畜産堆肥を入れて、地力の増進を図っている。

また、協定参加者の女性は協定農用地内で採れる野菜や山菜を加工販売する等、集落としての取組み活動も活発な状況である。

今後は、高齢農家の作業効率化を図る目的で更なる農作業の受委託を進め、農作業の省力化を目指していく。

〈堆きゅう肥の施肥を実施している茶園〉
現在は 18 ａの畑で無農薬の茶を栽培。

〈集落内の女性によるコンニャク作り〉

集落協定の概要

市町村･協定名	神奈川県足柄上郡山北町峰集落協定			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
3.6ha	―	茶・野菜	―	―
交付金額	個人配分分			0%
42万円	共同取組活動分（100%）	リーダー育成		5%
		共同取組活動費（草刈等）		19%
		農道水路改修費（資材購入費）		48%
		多面的機能増進費		12%
		目的達成経費		12%
		事務費		4%
協定参加者	農業者　9人、生産組織　1			

３．取り組みによる効果

この制度に取り組むことにより、役員会や総会等の話し合いの機会も増え、以前にも増して集落としてのまとまりがでてきている。

また、農地や農道等の定期的な巡回等、高齢農家の作業効率化を図るための農業生産活動の更なる協業化を図ることができた。

活動内容の概要

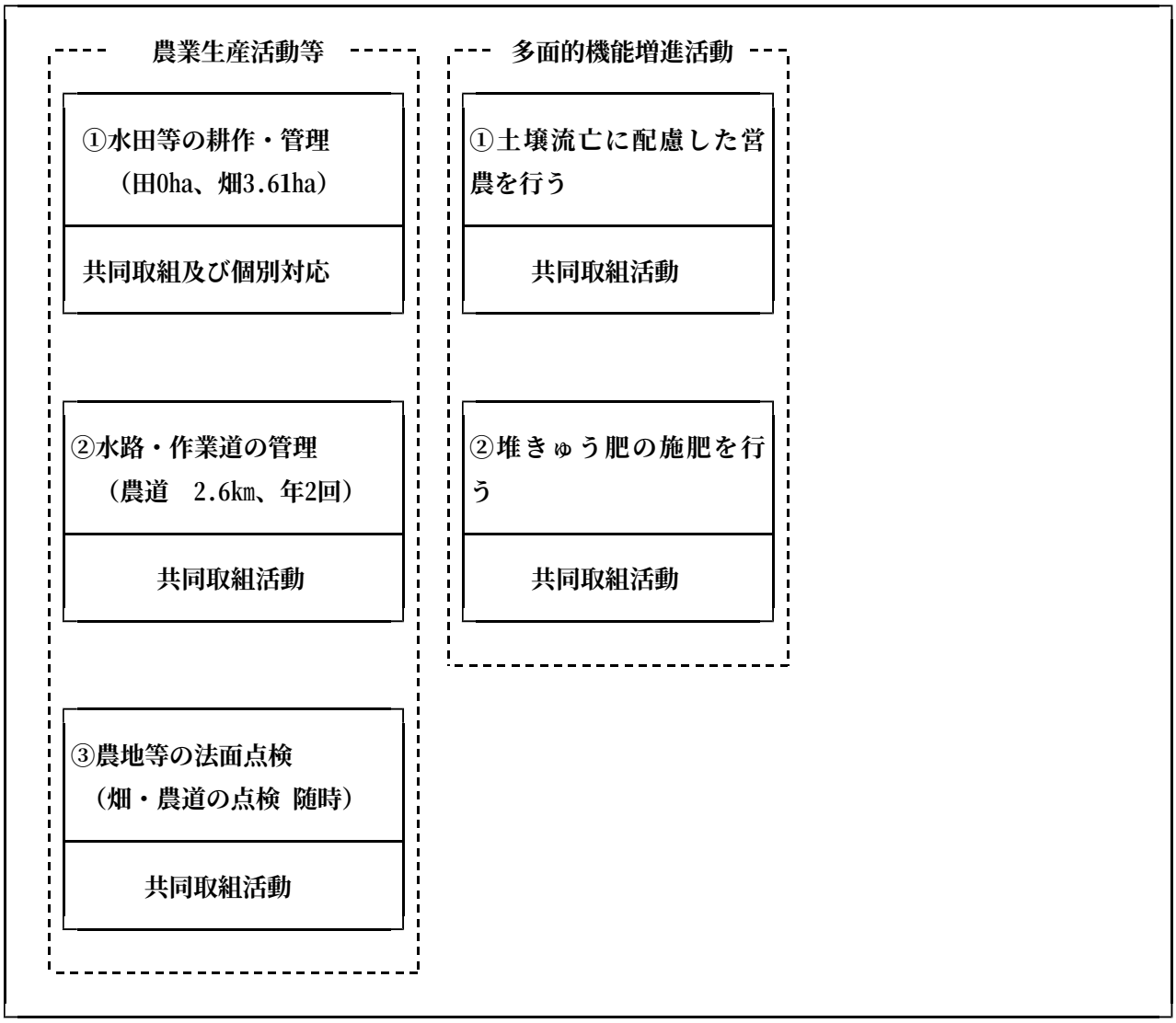

［平成15年度までの主な効果］

○農地や農道等の定期的な巡回

○高齢農家の作業効率化を図るため、農業生産活動の更なる協業化が図れた

○役員会、総会という話し合いの機会が増えたことにより、以前にも増して集落としてのまとまりがでた

○鳥獣被害及び高齢化による担い手不足が著しい地域における新規作物の模索

1．協定締結の経緯

1．協定締結の経緯

当地区の基幹作物は「お茶」である。集落協定予定区域内には、お茶の生産組合並びに該当地権者が全員地元自治会内に在住していたことと、地域が行政からの参加依頼に対して協力的なことなどにより本制度に取り組むことができた。

協定締結に当たっては、町と地元農業委員等を中心に地元説明会を数回行い、集落協定を締結した。なお、問題が生じれば（課税問題等）その都度打ち合わせを行うなどの連携を保ちつつ、本事業での地域の合意形成を図っている。

また、協定締結を進めていた中で、集落全体で農作物の鳥獣被害や、農業従事者の高齢化による担い手不足などの現状で不安を抱く方も多く、如何にして今後の農業経営が行えるかが一番の問題として挙げられた。このため、作物に対する鳥獣被害が著しい地域にどの様な作物が適し、採算性等が図れるかなどの問題を検討し、地域の実態に即した農業展開等を図るため、本制度導入に踏み切った。

2．取組の内容

鳥獣被害が著しく、営農意欲が衰退しかけている農地を荒廃化させないため、共同作業の一部として多種多様な農作物を植える（景観植物を作付ける）ことを本制度上に位置づけて活動を行っている。

なお、平成15年度実績では、景観植物として以下の物を道路脇に植付けることで、地域に見合う作物を試験的に栽培している。

（◎　植付け作物　　柿　10本　　ブルーベリー　10本　　イチジク　15本）

また、その他の取組として、地域内に存在する農道3路線を中心に、維持管理の為に定期的な共同清掃作業や草刈等を行い、住み良い農村づくりのための活動に精力的に取り組んでいる。

更に、協定締結（平成13年度）当初は、当地区の一部の参加であったが、現時点では隣接農用地も参加するなど、着実に農業生産活動等の共同取組みへの意識が芽生えている。

〈景観植物植付け〉

集落協定の概要

市町村･協定名	神奈川県足柄上郡松田町　寄（あしがらかみぐんまつだまちやどりきむしざわ）虫沢			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
6.9ha	―	お茶、野菜、栗、梅、みかん	―	―
交付金額	個人配分分			0%
64万円	共同取組活動分（100%）	リーダー育成		18%
		農用地に関する事項（法面管理）		0%
		水路・農道管理		72%
		生産性向上・担い手定着（新技術，新品種導入）		10%
		会議費等		0%
協定参加者	農業者　26人			

３．取組による効果

本制度に取り組むことにより、地域の者が共同で活動を行うという意識を再確認し、地域の者が連携しあい、地域環境や農地保全を図っている。

また、鳥獣被害が著しい地域に適した農産物を試験的に栽培するなど、営農意欲が徐々に高まってきている。

活動内容の概要

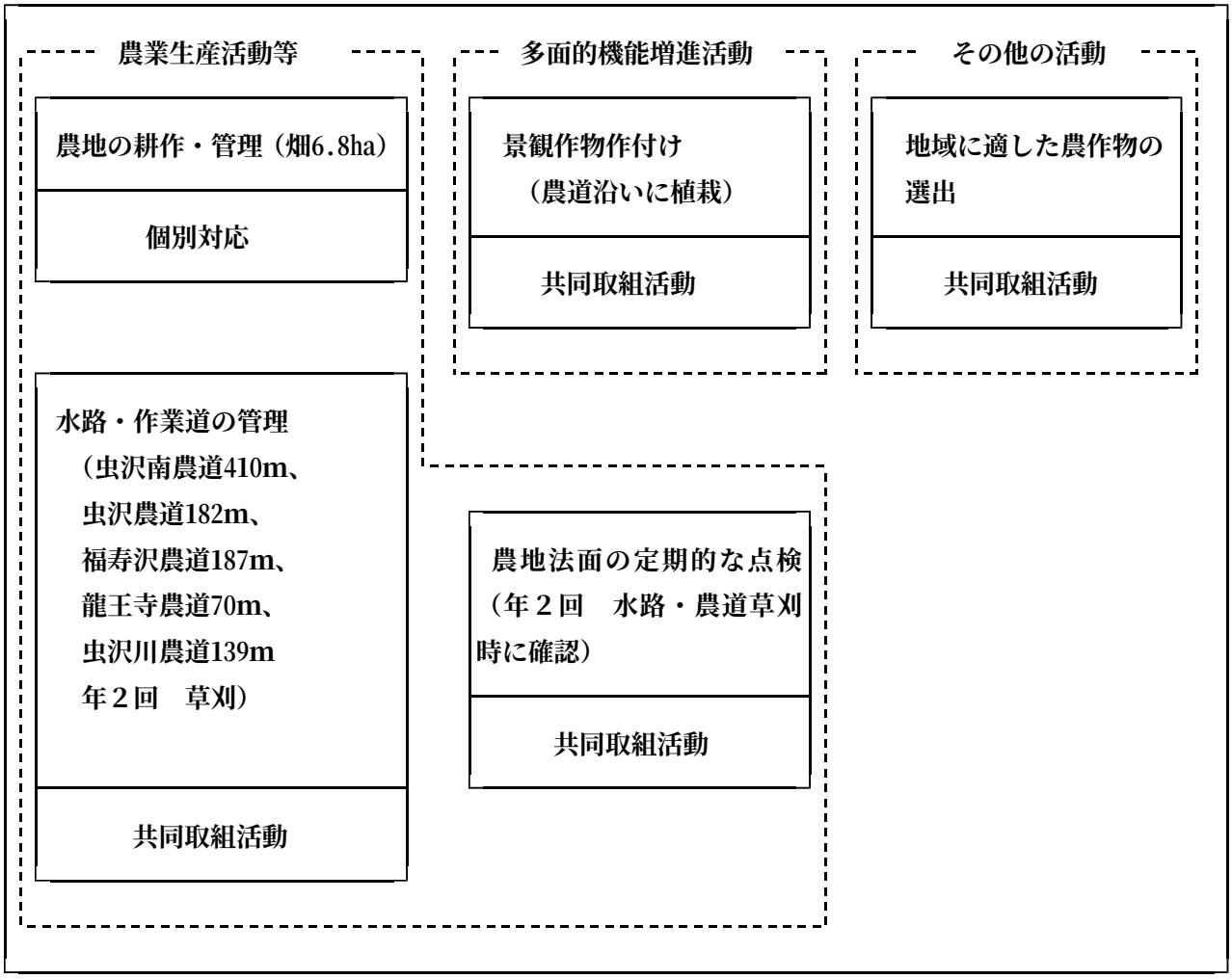

［平成15年度までの主な効果］

○集落協定面積は横ばい傾向にあり、地域住民並びに関係地権者の農地に対する意識及び危機管理への意識が芽生えている。

○鳥獣被害が著しい地域に適した農作物を試験的に栽培するなど、営農意欲が見られるようになった。

○若い力を巻き込み農村活性化を目指す取り組み

１．協定締結の経緯

北巨摩郡高根町西村上手集落は、県北西部、八ヶ岳の裾野に広がる標高１，０００～１，２００mの高冷地にあり、夏を中心に多くの観光客が訪れる地域である。

当地区は、水稲を中心とした水田農業が営まれてきたが、生産者の高齢化、担い手不足などにより、耕作放棄地が目立つようになってきた。特に、若い世代の他産業への流出により、管理のできない農地の増加は問題となっていた。

こうした中、町では観光地という立地条件を活かし、農業振興を図るため集落内に「そば処北甲斐亭」を設置し、地元産ソバの加工活用体制の整備を図った。

そこで、耕作放棄地の防止と転作作物ソバの生産振興を図るため、制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

農地の管理を行っているのは高齢者が多い現状にあり、農業従事者だけの集落協定では集落全体の農地の保全にはつながらない状況であった。そこで地域リーダーが中心となり、若い世代にも積極的に参加を呼び掛けた。これにより、多くの若い人達も協定に参加し、集落住民参加による協定が締結された（協定参加者のうち30～50代が46%）。

共同取組活動は、協定参加者全員が参加し、水路・農道の管理作業、沿道にマリーゴールド等の植栽、ホタル水路の整備を行っている。

また、ソバの生産振興を図るため、農地の面的集積を進めるとともに、将来、作業の機械化に向けて若い人が研修会に積極的に参加している。

〈団地化されたソバ畑〉
～多くの観光客を楽しませている～

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県北巨摩郡高根町（きたこまぐんたかねちょう）　西村上手集落協定（にしむらうわで）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
23.8ha	ソバ　他	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
500万円	共同取組活動分（50%）	道路・水路の管理		28.6%
		リーダー育成		2.6%
		多面的機能の増進		0.7%
		その他		14.0%
		積立・繰り越し		4.1%
協定参加者	農業者　52人			

３．取り組みによる効果

水路・農道の管理作業や花の植栽活動など、共同取組活動に若い人達の力が加わったことは、高齢者だけでは困難な作業も容易になるとともに、地域内のつながり、更に村づくりを考える場となっている。このことはホタル水路の整備に若い人達が積極的に関わったことからも伺える。これら共同取組活動を通して、若い人の農地保全に対する関心が高まるとともに耕作放棄地の復旧活動もみられるようになった。

新たにソバ栽培に取り組む生産者も現れ、作付面積も増加している。収穫されたソバは「そば処北甲斐亭」に安定供給され、毎年多くの観光客が訪れている。

また都市住民との農業体験交流など今まで無かった新しい活動も芽生えてきている。沿道に植栽された花は、ソバの花と同様、訪れる観光客を楽しませるとともに、ホタル水路の整備とも併せて、今後、一層の都市住民との交流活動が期待される。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田23ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理
・水路9.8㎞、年4回
清掃、草刈り
・道路7.6㎞、年4回 草刈り／共同取組活動
- 耕作放棄地の復旧（5,252㎡）／個人対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年２回）／共同取組活動
- 景観作物作付け（景観作物としてﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞを道路沿線約2.4㎞に植え付けた。）／共同取組活動
- 昆虫類の保護（ホタル水路の整備）／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同利用（そば刈り取り機）／共同取組活動
- 農作業の受委託の推進（そば生産組合）／共同取組活動
- 農地の面的集積（60,000㎡）／共同取組活動
- 担い手の定着（オペレーターの育成確保のため若手2名が研修会へ参加）／共同取組活動

↕

集落外との連携

○清里地区には他に９集落協定があり、清里地区１０集落協定総括者が集落協定間の連携を図っている。

［平成15年度までの主な効果］

○既耕作放棄地の復旧　・集団的にソバの生産振興を進め、5,252㎡の農地の復旧が図られた。
○農地の面的集積　・60,000㎡の農地を集積し、ソバの栽培が行われている。
○ソバの加工活用　・収穫したソバは加工活用施設で利用され、毎年多くの観光客が訪れている。
○景観作物の作付けによる地域の活性化
・集落内の沿道にはﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ（2.4㎞）を植え付け、ｿﾊﾞの花と同様、農村景観の向上につながっている。

○農作業を生産組織に委託し、農家の負担が軽減した集落

１．協定締結の経緯

説明会を実施した当初は、耕作放棄地の増加と高齢化の進行もあり、５年間の農地の維持管理に不安が多くあった。

しかし、水路・農道及び畦畔の管理は各農家が行い、農作業は生産組織へ全部委託することを前提に、農業委員会長を中心にして集落内の意見を取りまとめたところ、生産組合が農作業を受託してくれる安心感から合意形成を図ることができ、協定締結に至った。

２．取り組みの内容

集落と生産組織の協議により、集団転作として小麦を作付けすることとし、各農家は個々に生産組織との農作業全部の受委託契約を締結し、水路・農道及び水田畦畔の維持管理作業に専念している。

本地域は長野自動車道から周辺農地が眺められることから、小麦の収穫後には景観作物としてそばを作付けしているが、この収穫作業についても生産組織へ委託している。なお、農作業の委託に伴う生産組織への機械燃料代の支払いについては、交付金の共同活動経費から助成している。

景観作物として作付けたそばを収穫し、地域住民でそば打ち体験を開催したり、都市住民を交えて地元産小麦を用いたうどん作りの体験交流会を開催した。

３．取り組みによる効果

協定締結にあたり､農作業については生産組織への全部委託が可能となったことから、各農家は農業労働の負担が軽減され、農地の維持管理活動の回数は増え、水田畦畔は常に良好な状態で管理されるとともに集落のまとまりも向上している。

地域内農家の多くは兼業農家であるため休日の農作業が多く営農意欲は衰退していたが、農業従事時間の軽減から余暇を楽しむことができるようになった。

そば・小麦など地域農産物を活用した都市住民との交流を行うなど、住民活動の幅も広がりを見せてきた。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="5">長野県東筑摩郡坂井村下安坂（ひがしちくまぐんさかいむらしもあざか）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
2.6ha</td><td>田（100%）</td><td>畑</td><td>草地</td><td colspan="2">採草放牧地</td></tr>
<tr><td>小麦、そば</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額
54万円</td><td colspan="4">個人配分分</td><td>62%</td></tr>
<tr><td rowspan="5">共同取組活動分
（38%）</td><td colspan="3">作業委託の促進（生産組織への燃料代補填等）</td><td>18%</td></tr>
<tr><td colspan="3">リーダー育成</td><td>5%</td></tr>
<tr><td colspan="3">水路、農道管理（延べ４０人）</td><td>4%</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td><td>11%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="5">農業者　20人、生産組織（構成員　5人）</td></tr>
</table>

活動内容の概要

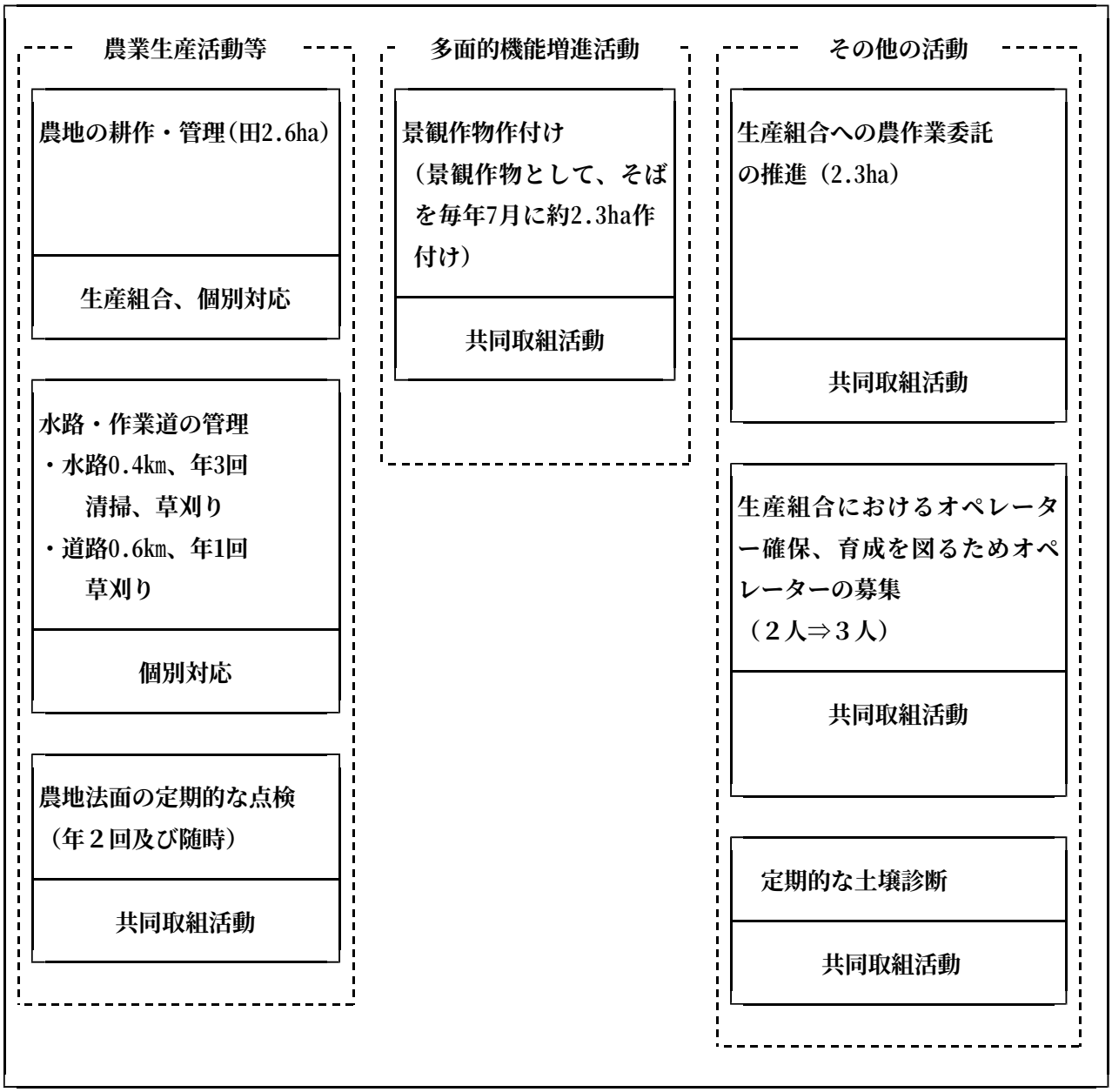

［平成15年度までの主な効果］

○農地の維持管理活動の増加（２回⇒３回）

○観光農業による都市農村交流の推進　　・そばうち体験（13年12月　15人参加）

　　・うどんづくり体験（14年6月　20人参加）

○景観作物の作付けによる地域の活性化　　・そば（2.3ha）を作付け、

○生産組合への受委託の推進（2.3ha）

○農業従事時間の減少

○生産組合におけるオペレーターの確保（２人⇒３人）

○集落の景観形成と自然との共生を目指す村づくり

１．協定締結の経緯

上佐ヶ野地区は、近年、高齢化と後継者不足が進展するにつれ、農地の荒廃も目立つようになり、慣習として行ってきた農道や水路の管理にも支障が出始めていた。

そんな折、本制度について、従来からの農業者組織である営農会で取り組むよう幾度となく座談会を開いたものの、役員のほとんどが兼業農家で営農意欲も減退していることから、合意が得られないでいた。

しかし、営農が後退するにつれ、耕作放棄地と管理不良園が増加し、郷土の美しい環境が失われることへの危惧感を抱いた。このため、県とＪＡの退職者が、地区内の息の合った農業者数名とグループを作り、集落の各班毎の推進役を決め、共同活動の必要性等について各農家に理解を求めた。

その結果、農道・水路の維持管理、遊休農地への景観作物の作付け、近年深刻な問題となっている鳥獣害対策等に集落全員で取り組み、住みよい農村環境作りを目指すことを申し合わせた集落協定を締結することが出来た。

２．取り組みの内容

地区全体事業として取組んできた水路・農道管理が、高齢化や就業形態の多様化により充分行き届かなくなり、水路の漏水や崩落が発生し、農業生産への影響が問題となっていた。そこで、協定員がグループを組み、道・水路パトロールを定期的に行い、補修個所を点検し、現状把握活動を基にした支援要請を町にした。この結果、町から原材料として生コンの支給を受け、特に漏水の多い2箇所の補修ができた。今後継続して漏水個所の補修を行なう予定である。

また、後継者が不在で、老人1人世帯の為、耕作放棄地となっていた集落入り口の水田７aに菜の花を作付け「景観作物作付けモデル園」に指定し、集落内への制度の啓発を行なっている。

さらに、猪による農作物の被害が深刻となっているため、捕獲免許取得者の養成と箱ワナ２基を購入し、被害防止対策に取組んでいる。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">静岡県賀茂郡河津町上佐ヶ野集落（かもぐんかわづちょうかみさがの）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
10ha</td><td>田（40%）</td><td>畑(60%)</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲、絹さや、芋</td><td>柑橘、一般野菜</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="7">交付金額
104万円</td><td colspan="2">個人配分分</td><td colspan="2">50%</td></tr>
<tr><td rowspan="6">共同取組活動分
（50%）</td><td>休耕地草刈等保全管理</td><td colspan="2">3%</td></tr>
<tr><td>農道草刈清掃補修等管理</td><td colspan="2">15.5%</td></tr>
<tr><td>水路草刈清掃補修等管理</td><td colspan="2">17.5%</td></tr>
<tr><td>耕作放棄地保全管理景観作物の作付け</td><td colspan="2">8%</td></tr>
<tr><td>リーダー育成・会議費</td><td colspan="2">6%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　23人</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

「景観作物作付けモデル園」を集落の玄関口で道路に面した位置に設置したことにより、共同作業風景や看板が目に止まり、制度に対する意義や理解が深まった。これにより農村の景観形成作物として、菜の花が集落内３箇所３５aの休耕地で作付けされるとともに、町水田農業政策としても、食材としての活用が期待される「菜花」を地域特例作物として推進していくことになった。

水路漏水箇所を補修した事により、渇水期のイチゴ栽培等に必要な水量の確保ができた。また、漏水により水が流れ込んで湿田状となっていた畑へ絹さやを作付けした。

鳥獣被害に対して、自主防衛の意識が高まり、ワナの見回りや捕獲の為の餌付けなど、集落全体で取り組みの気運が高まっている。

協定締結後は、共同取り組み活動や座談会の機会が増えたことで、コミュニティー活動が活発となり、協定への参加加入も促進され、地域の連帯感と、住みよい村づくり意識が高まり多くの効果をもたらしている。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田４ha･畑6ha）／個別対応
- 水路補修・堆積土砂除去・農道一部舗装草刈点検管理 年10回（農道の外、町道・作業道も実施）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 休耕地の草刈・耕運等共同管理･菜の花作付け（約７a、年３回）／共同取組活動
- 景観作物作付け（景観作物として菜の花を約２８a作付けた。）／個別対応

その他の活動

- 鳥獣害被害対策として、捕獲免許取得者養成1名・捕獲檻２基の購入設置管理／共同取組活動
- 鳥獣被害防止対策講習会の実(捕獲・防止策等現地指導１回)／共同取組活動
- 農作業オペレーターの養成 作用農機具や水路農道補修用大型機械のオペレーターの養成1名／個別対応

集落外との連携

○耕作放棄地保全管理について、集落外所有者に対し協定参加の同意を得、景観作物作付けモデル園として設置。

○水田用水路の維持管理について、集落外水利権者との連携を図り、堆積土砂除去や草刈り等共同管理を行なっている。

［平成15年度までの主な効果］

○農地の多面的機能の認識と、保全に対する協力体制が強まった。

○景観作物の菜の花がモデル園を含め３ヶ所３５aで作付けされ、花による潤いのある村づくりの意識が高まった。

○鳥獣害被害対策として、ワナ捕獲免許取得者1名が養成され、箱ワナ２基、くくりワナ３基が設置され、被害防止の効果があがっている。

○農業用水路漏水箇所の補修により渇水期の安定水量が確保され、又漏水による湿田化で耕作放棄地となっていた農地に作付がされた。(2箇所10a)

○集落の中心部に位置する耕作放棄地所有者の参加の同意が得られ、景観作物作付けモデル園として位置付け、看板を設置した。（7a）

○座談会や共同作業を通じコミュニティー活動が活発に行なわれ、連帯意識が強まるとともに諸問題解決の糸口となった。（座談会8回/年・共同作業10回/年）

○制度の理解が深まり、締結当初15人73,883㎡だった協定参加者が23人100,468㎡に増え、集落全体規模での取り組みに発展した。

○交付金を活用して水汲み場の設置

１．協定締結の経緯

当地区は旧清水市庵原地区の南東側に位置し、駿河湾に近く温暖で、昭和４０～５０年代に農道も広域的に整備され、みかん・茶の栽培の適地である。

しかし、高齢化の進展・後継者不足等による離農に伴う農地の荒廃地化が各所で発生しており、今後もみかん・茶の栽培適地として畑を残していきたいという思いから、農道の管理主体である土地改良区と地区の部農会が連携して協定締結の推進を行った。

２．取り組みの内容

本集落を北から南に流れる波多打川の東側に約３０ha、西側に約５．５haが協定農用地として耕作されている。

恒例的な薬剤散布のほか、夏季の渇水時の散水等により水の需要は大きくなっている中で、波多打川からの揚水では動力源の確保等が必要で、時間もかかる状況であった。

そのような問題を解決すべく、参加者が重複する土地改良区・部農会・集落協定とが連携し、自然流下で安定的に水の確保ができる貯水タンク（縦２ｍ×横３ｍ×高さ２ｍの１２ｍ^3）を耐候性にすぐれたステンレスで建設した。

また、従前から土地改良区が実施している道路清掃・道路補修にも集落協定参加者が積極的に参加している。

〈貯水タンク〉

集落協定の概要

市町村･協定名	静岡県静岡市清水広瀬（しみずひろせ）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
35.4ha	－	みかん・茶	－	－
交付金額	個人配分分			40.5%
408万円	共同取組活動分（59.5%）	防除用水利建設		48.2%
		地域情報紙発行支援		1.7%
		リーダ育成		3.9%
		その他		5.7%
協定参加者	農業者　59人、（全員広瀬土地改良区構成員）			

３．取り組みによる効果

協定参加者と土地改良区構成員が同じこともあり、農道の補修・管理が広範囲・大規模に行うことが可能となった。

貯水タンクの整備により、夏季の渇水の心配がなくなり、安心して薬剤散布や散水用として利用できるようになった。

この結果、利用権設定による面的集積が可能となるとともに、茶畑については、集落外にある茶共同工場を通じて、耕作を停止する農地について流動化を積極的に行うこととなった。

また、集落協定を締結することで、これまで主に農道の管理を行う土地改良区と地域営農の推進者である部農会の両者間での話し合いが活発化し、今後の地域の活性化に向けた活動が期待される。

活動内容の概要

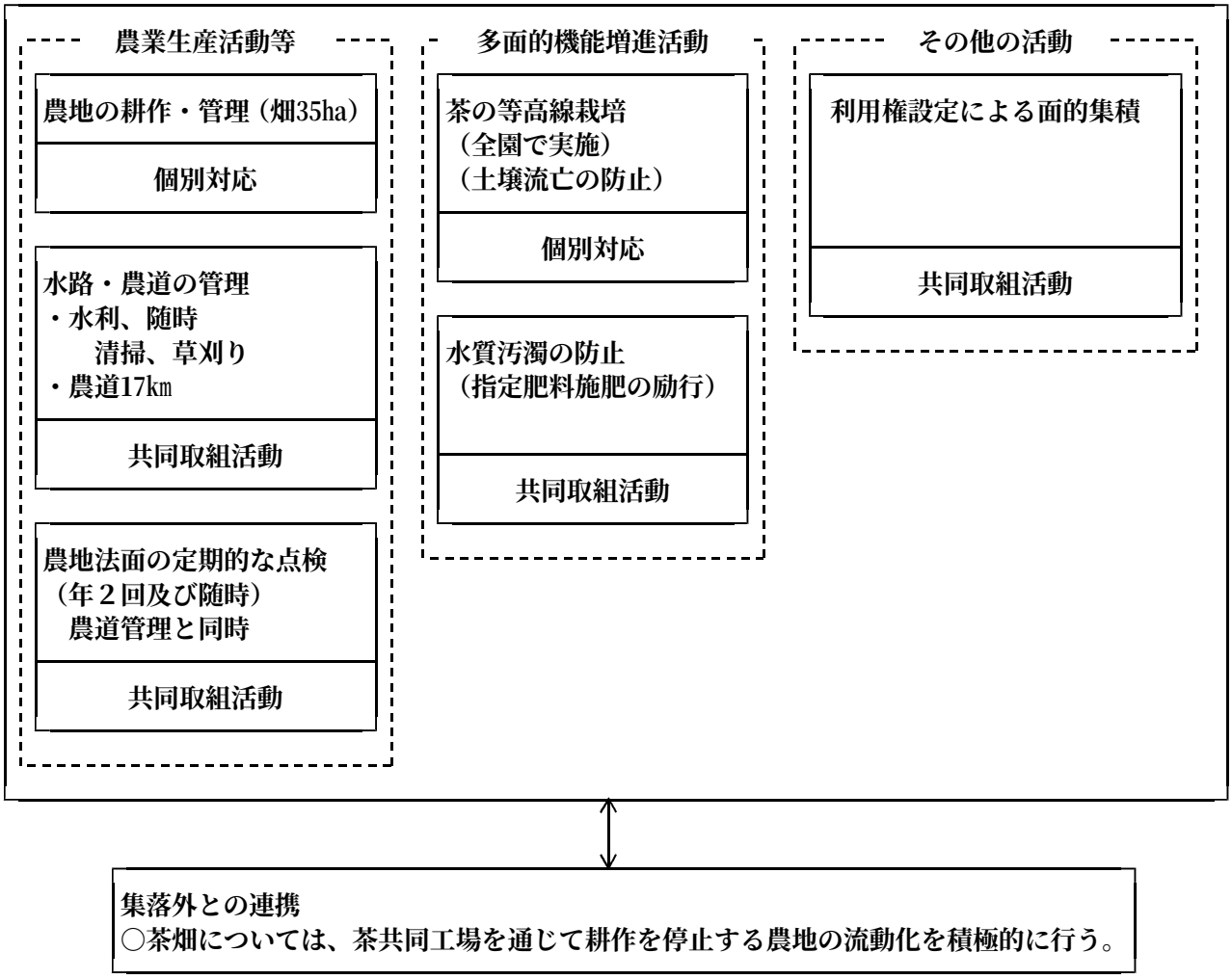

［平成15年度までの主な効果］

○農道の補修に関して、土地改良区と集落協定が連携して、土地改良区が行う行政からの資材支給による補修に加え、集落協定が購入した資材を土地改良区に提供し、広範囲・大規模に実施してきた。

○土地改良区が実施してきた道路清掃については、集落協定から出役日当が支給されるようになったため、出席率が向上し、話合いの場が以前より多く持つようになった。

○防除用水利の建設に関しても、土地改良区・部農会による意見の取りまとめの上に、集落協定による資金協力により実施した。

○休耕田を活用した景観作物、秋そば栽培で地域を活性化

１．協定締結の経緯

当集落は、農地の管理は個々で行われているが、ほ場整備が行われておらず、小規模な農地で作業効率が悪いことや、高齢化の進展で農業への意欲の減退が生じており、休耕地が増えていく状況にあった。また、水路清掃等の共同作業や集落内の話し合いについても以前から行われてはいたものの、活発に行われてはいなかった。

このような状況の改善のため、平成１２年度に、将来にわたって農地の多面的機能の低下を防止し、機能を増進させるため、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

共同取組活動として、水路・農道の維持管理を集落全体で取り組むとともに、休耕田を有効利用する方策として、景観作物等の作付けに取り組んでいる。

景観作物は集落のメイン道路沿いに、春にはコスモス、マリーゴールド等、秋にはハナビシ草、ヘアリーベッチ、レンゲ等を播種し、平成15年度には18ａの作付けを行った。

そばの栽培では平成１４年度から県の農林事務所から栽培方法の指導を仰ぎ、景観用（赤花）とそば収穫用（白花）の品種を作付けしている。平成１５年度は11ａの作付けを行った。

平成１５年度には、新山村振興等農林漁業特別対策事業で整備した「地蔵堂女性・若者等活動促進施設」でその落成式を兼ねてそば打ち体験を実施した。集落の集まりというと、従来は世帯主だけが参加するものであったが、このそば打ち体験では女性や子供も参加し協定参加者以外の住民も含めての活動となり、中山間地域の活性化や直接支払制度のPR活動としても有効な取り組みとなっている。

また、景観作物やそばの作付けのために、その栽培に関する打合せや作業を通じて集落内の話し合いの回数、共同作業も増えている。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村・協定名</td><td colspan="5">静岡県田方郡中伊豆町地蔵堂１（たがたぐんなかいずちょうじぞうどう）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協　定　面　積
7ha</td><td>田（100%）</td><td>畑</td><td>草地</td><td colspan="2">採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲、ソバ、コスモス外</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">交　付　金　額
146万円</td><td colspan="2">個人配分分</td><td colspan="3">48%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同取組活動分
（52%）</td><td colspan="2">リーダー育成、会議費</td><td colspan="3">10%</td></tr>
<tr><td colspan="2">道・水路管理費</td><td colspan="3">9%</td></tr>
<tr><td colspan="2">多面的機能増進活動費</td><td colspan="3">33%</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>協 定 参 加 者</td><td colspan="5">農業者　32人</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

共同で管理している水路等の整備には、多くの人手と費用負担が伴うことから、交付金の概ね１／２を共同取組活動分に充当することで、適正な管理による営農の安定化、営農活動が活性化された。

また、景観作物の作付けや、そばの収穫、そば打ち体験などを通じて、地域住民との話し合いの場、共同作業活動が活発となった。そばの作付けやそば打ち体験が地元の新聞でも何度か取り上げられ、協定参加者の取り組みに対する意欲が高まってきている。平成１6年度には浜松市で開催される浜名湖花博へ景観作物・花作りの勉強のため視察研修を企画するなど、今後も更に活発な取り組みが期待される。

活動内容の概要

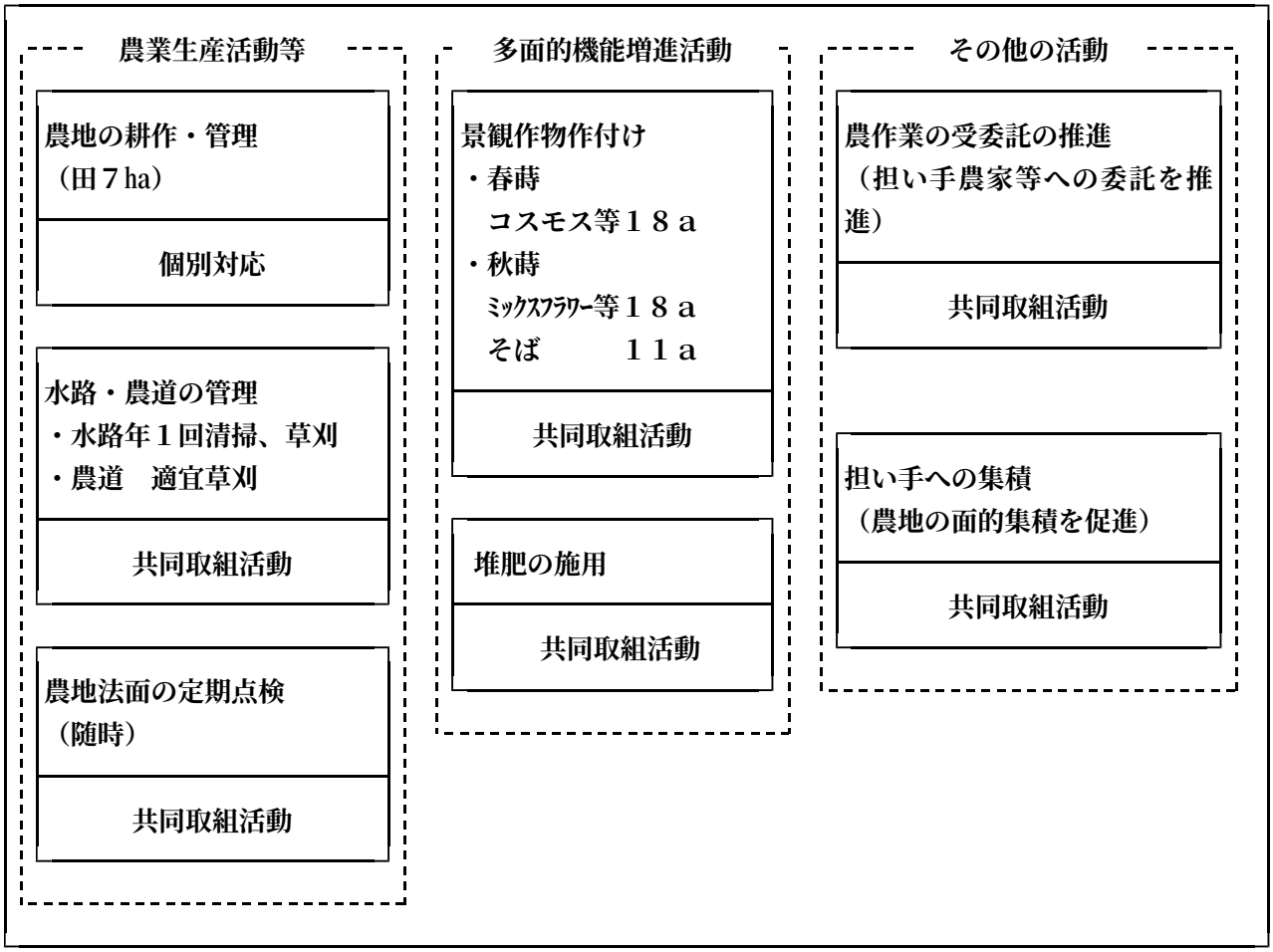

[平成15年度までの主な効果]

○景観作物の作付けによる地域の活性化

・コスモス、ミックスフラワー等の作付け。(18ａ)

・そば打ち用と景観用のそばを作付け（11ａ)、地域の人たち参加によるそば打ち体験の実施（90人参加)。

・花づくり視察研修を計画（浜名湖花博)。

○集落内の話し合いが、協定締結を契機に活発に行われるようになった。

○都市農村交流を通じた農地保全と集落活性化の取り組み

１．協定締結の経緯

当集落は、標高200mから400mで山間の傾斜地に家屋が点在し、山頂付近まで棚田が連なる典型的な中山間地域であり、高齢化による離農や耕作放棄地の増加が深刻化する中、集落の農地を守るため中核的兼業農家を中心に、細野農業振興組合を設立し、農作業機械の共同利用・農作業受委託を進めるほか、都市農村交流による活性化に取り組んでいた。

このような現状の中、制度の創設を受け、集落では協定設立に向けた協議を行い、「農地・土地改良施設の保全」や「荒廃農地の利活用」、「交流事業の展開」、「集落活性化」について話し合いを重ねた結果、目標としていた集落活性化をさらに促進するために、当制度を有効に活用していくことで合意がなされ、集落協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

①遊歩道の整備事業

自然の中での「ふれあいの場」として、集落のシンボルである六夜山頂までの遊歩道を整備。当該遊歩道は、振興組合が管理運営している「六夜山荘」に交流体験で訪れる人々等のミニ登山、自然観察、山菜祭り等に活用されている。

〈遊歩道整備の状況〉

②体験農場の整備・維持管理

「えちご田舎体験事業」、「ふるさとまるごと体験事業」のための専用の農地が必要となり、荒廃地を活用して２０a規模の体験農場（田畑）を整備。

③コシヒカリオーナー制度の推進

横浜市鶴見区の消費生活推進グループとの交流活動を発端とし、「自分で食べる米を自分で植栽しませんか？」をキャッチフレーズにオーナー制度に着手。現在、東京都、神奈川県を中心に１６戸のオーナーが参加。

〈オーナー制度による収穫作業〉

④集落案内看板の設置

集落に訪れた来訪者のために、集落案内看板を設置。（六夜山荘入口に設置）六夜山や体験農場、拠点施設等を表示するとともに、四季を通じた集落全体風景を絵で表現。

⑤草刈機を協定員に提供（50%協定員負担）

協定員が50%負担して草刈機（19台）を購入。農道や水路、畦畔等の除草を共同で実施。また、近年はカメムシによる斑点米の格落ち被害が増加する傾向にあるため、畦畔の除草に関しては、7月中旬までに完了するようにし、高品質米の生産に努力している。

集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県東頸城郡安塚町細野集落協定			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
30ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
631万円	共同取組活動分	リーダー育成		3%
	(50%)	農地法面、農道水路の管理点検		13%
		多面的機能増進活動		12%
		生産性収益向上、担い手定着		22%
協定参加者	農業者　23人、非農業者　1			

３．取り組みによる効果

集落に対する効果としては、協定締結前に生産組合を中心に、集落全員で取り組んできた各事業が一層活発となったことである。

今まで構想はあっても資金的な面から実現できなかった各事業について、共同取組活動分を活用することで実現化し、条件整備が整ったことから交流人口も拡大しており、各施設（交流施設、加工施設）に及ぼす波及効果も大きく、これからの事業展開が大いに期待できる。

また、各農家に対する効果としては、高齢化や米価の低迷等で農業に対する不安感のあった中、集落協定に参加する事により自分の農地を5年間保全することや、土地改良施設等に関して、共同で維持管理していくことを意思表示したことで、農業生産に対する意欲、農家相互の協力体制（助け合い）が向上し、感情的にも前向きな姿勢に変化したと考えられる。

また、年間３００万円の集落共同取組活動分交付金を活用するに当たって、自分たちで考えたプラン（集落協定、集落活性化プラン）に沿い、自分たちで年度事業計画を立案して事業を進めることで、今まで以上に自主性、積極性が向上した。

活動内容の概要

農業生産活動等

①水田等の耕作・管理（田30ha）
個別対応

②水路・作業道の管理（水路1.2㎞、道路2.2㎞、年3回）
・出役に応じた報酬配分
共同取組活動

③農地の崩壊（災害）　予防の為の定期点検（農地周辺及び林地について随時点検《大雨の場合は翌日等》）
共同取組活動

多面的機能増進活動

①周辺林地の下草刈り（約3ha、年１回）
共同取組活動

②体験農場整備・運営（20a畑）
共同取組活動

③体験民宿
えちご田舎体験事業民泊
共同取組活動

④六夜山荘周辺整備遊歩道延長400m
共同取組活動

その他の活動

①農業機械の共同利用（ｺﾝﾊﾞｲﾝ、ﾄﾗｸﾀｰ共同利用）
共同取組活動

②農作業の受委託（高齢農業者の田30aを中核農家が作業受託）
共同取組活動

③ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ、集落ﾘｰﾀﾞｰ、認定農業者の育成（研修、ﾌｫｰﾗﾑ、情報交換会）
共同取組活動

↕

集落外との連携
○集落内の中核農家や生産組合で農作業受委託等ができない場合には、集落外の中核農家又は生産組合との連携を図り、農作業受委託を推進する。

[平成15年度までの主な効果]
○耕作放棄地の復旧　20a（対象農用地外）
○えちご田舎体験推進協議会との連携による修学旅行生の受入　　受入延数550名
○町との連携による、ふるさとまるごと会員の受入　　受入延数50名
○六夜山荘周辺整備による集客増　・六夜山荘　　入込客2,139名（内宿泊者数729名　売上1,200万円）
　　・山菜祭り　　入込客　300名
○コシヒカリオーナー制度の推進　　会員数16人（延体験者50人）
○笹団子加工施設「かあちゃんの家」　売上800万円
○木工加工施設「工房ほその村」　　売上500万円

○集落を越えた「集落間協定」の取り組み

１．協定締結の経緯

当集落では､高齢化が進み６５歳以上の割合が集落人口の６７％を占める状況のなか、今後の耕作継続を懸念する農家が多かったが、本制度の創設を契機に、耕作放棄を防止し、生きがい農業を継続するため、集落全体で営農組合を設立することを目指し、集落協定を締結するに至った。

２．取り組みの内容

山間地の農業は集落全体で支えることが必要で、農業が主である栃ヶ原では農業基盤の整備がそのまま集落全体の利益に繋がるという共通認識のもと、農道整備（舗装、砂利敷き）をはじめ、県補助事業を活用した機械整備（田植機、コンバイン、トラクター）を行ったことにより、組織化、省力化により高齢で耕作が困難になった場合でも支える体制ができた。

また当集落では、毎年１０月に「狐の夜祭り」を開催した。これは当集落に伝わる伝説をヒントに集落住民と町内若手有志が手づくりで行うものである。このような地域文化資源を活かしながらの交流のほか、雪掘りボランティアなど活発な交流が行われている。

当町では、個人・集落に加え、集落を越えた取り組みに対応する「集落間協定」を全１１協定で結び、町全体での活動の共有資金として活用しており、各集落協定が交付金の３０％を拠出している。

〈狐の夜祭り〉

〈雪堀りボランティア〉

集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県刈羽郡高柳町栃ヶ原集落協定（かりわぐんたかやなぎまちとちがはら）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
28.7ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			30%
586万円	共同取組活動分（70%）	農道改良（敷砂利、補助事業負担金）		22%
		農業機械整備		12%
		事務費		1%
		繰　越		5%
		集落間協定協議会へ拠出		30%
協定参加者	農業者　27人			

３．取り組みによる効果

以前から営農組合の結成を検討していたが、費用等の問題からなかなか具体化しなかった。そのような中、協定を締結することにより、機械購入等の目途がたち、組合実現にはずみがついた。このように交付金の使途についても集落が自ら話し合い、本当に必要としているものに役立てることができることから、山間地農業の継続に非常に有効な手立てとなっている。

活動内容の概要

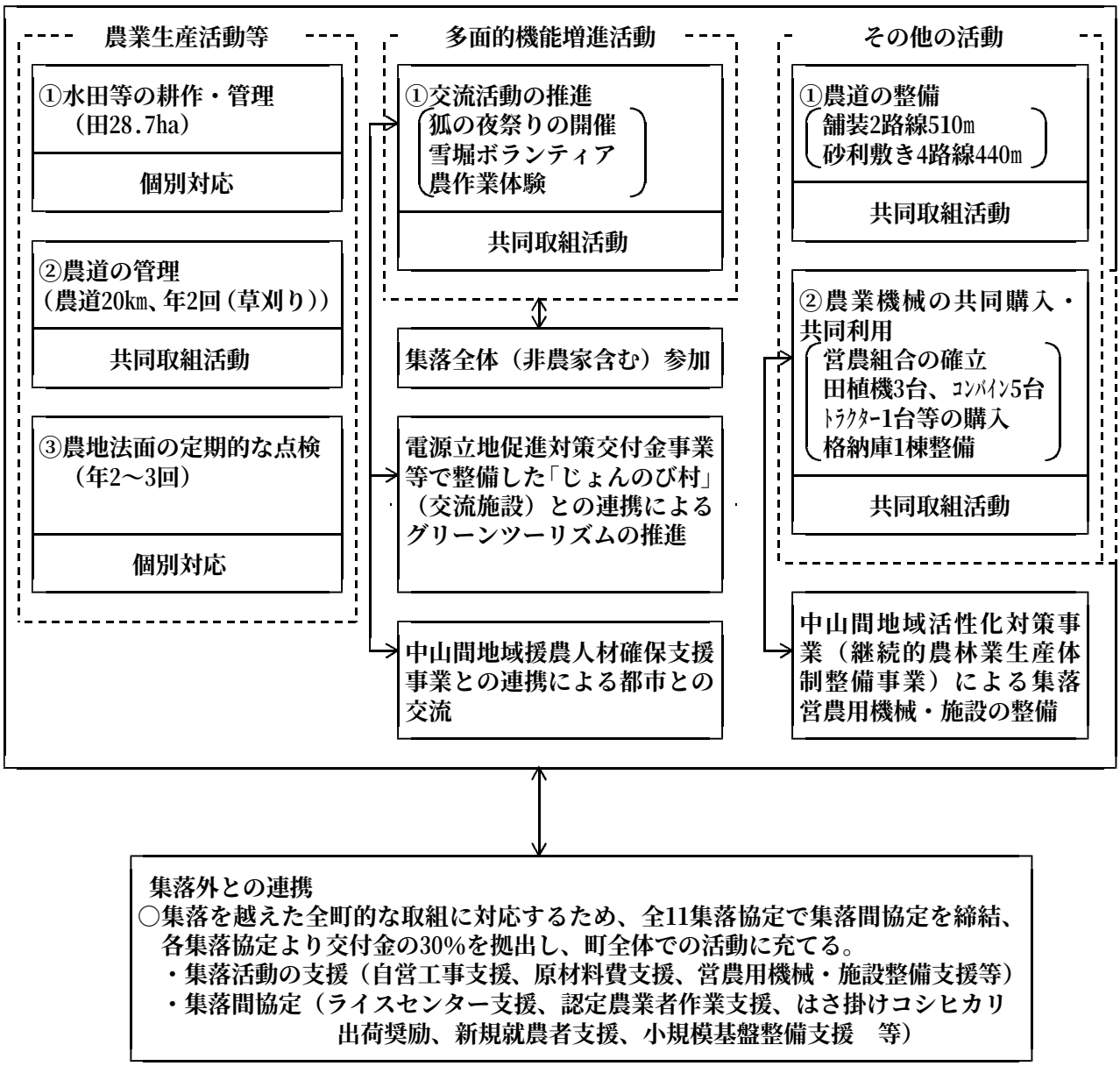

集落外との連携

○集落を越えた全町的な取組に対応するため、全11集落協定で集落間協定を締結、各集落協定より交付金の30%を拠出し、町全体での活動に充てる。

・集落活動の支援（自営工事支援、原材料費支援、営農用機械・施設整備支援等）

・集落間協定（ライスセンター支援、認定農業者作業支援、はさ掛けコシヒカリ出荷奨励、新規就農者支援、小規模基盤整備支援　等）

［平成15年度までの主な効果］

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化、継続化

・機械の共同利用による低コスト化

・高齢が理由による耕作放棄の防止

○地域資源を活用した交流の促進

・狐の夜祭りの開催（3000人（H15実績）10月12日開催）

・ワーキングホリデー（農作業体験）の実施（10名（H14））

・雪堀ボランティア（7名）の実施

○機械導入等による農作業の効率化

１．協定締結の経緯

当集落は、昭和４６年に営農組合を設立し、これまで営農を行ってきた中で、機械設備の老朽化などの問題点が生じてきていた。

このような中、本制度の創設を受け、営農組合を拡大し集落と営農組合が一体となり、集落内の農地を集落で守ろうとする気運が高まった。

高齢化で耕作放棄が懸念される農地についても、集落内の話し合いの中により、営農組合を中心に守っていくことを目指し、制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

高齢化が進み、農道・水路の維持管理、補修の労働力が年々減少し、作業が困難になってきた。このため、農道の整備、水路の補修等の作業の効率化を図り、後継者の農業離れをくい止めるため、交付金を積み立て、平成１４年度から三ヵ年計画で他の事業も取り入れながら、集落内の農道・水路の整備・補修に取り組んでいる。

また、集落のほ場条件（湿田）に適したクローラトラクターを導入することにより、農作業の効率化が実現している。

その他、多面的機能を増進する活動として、周辺林地の下草刈りを年１回、共同で実施しているほか、景観作物として菜の花の作付けを行っている。

〈協定農用地を結ぶ農道〉

〈クローラトラクターによる耕起〉

集落協定の概要

市町村･協定名	富山県氷見市上岩瀬集落協定			
協定面積	田（96%）	畑（4%）	草地	採草放牧地
6.7ha	水稲	柿・栗	－	－
交付金額	個人配分分			46%
105万円	共同取組活動分（54%）	共同利用機械購入		25%
		農道・水路管理費		5%
		農地管理費		3%
		その他（積立等）		21%
協定参加者	農業者　24人、管理組合　7組織			

３．取り組みによる効果

高齢化により耕作放棄を考えていた集落内の農家も、集落や営農組合へ相談できるようになったことで、今後の営農活動に安心感が芽生えるとともに、将来的な展望が開けてきた。

営農組合においても組合員の新規加入者が増加し、直接支払交付金の活用により機械の導入なども進み、営農活動も活発になってきている。

今後とも、集落と営農組合が一体化し、作業の共同化、機械の共同利用、作業の受委託等を一層推進し、将来にわたり継続可能な集落営農を目指すこととしている。

活動内容の概要

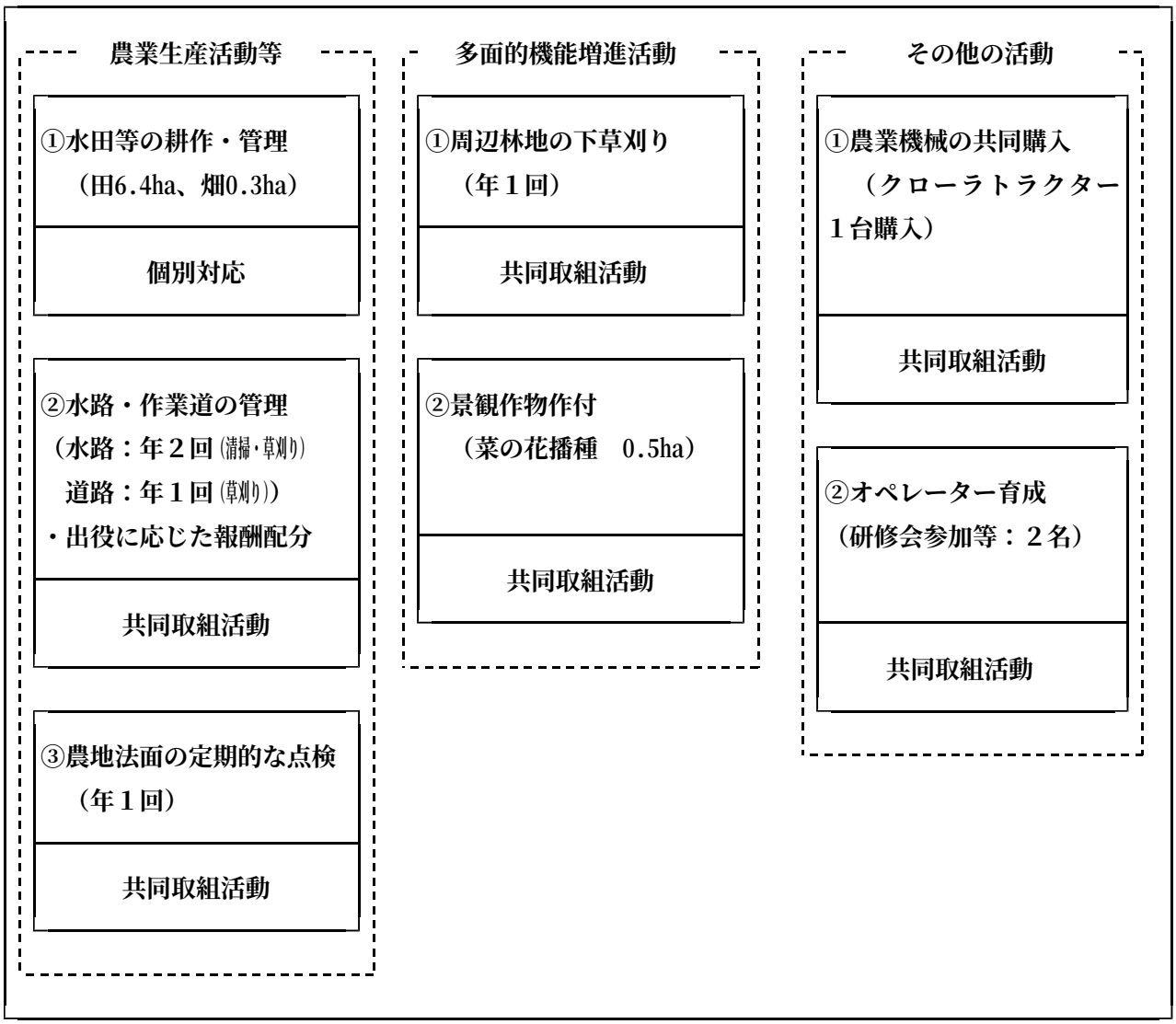

［平成15年度までの主な効果］

①農地の保全管理、耕作放棄地の発生防止等意識の向上

②湿田対応のクローラトラクター導入による作業の効率化

③営農組合による農作業受委託面積の増加等

○非農家と一体となった地域の景観向上等への取り組み

１．協定締結の経緯

当地区においては、昭和５６年から６０年にかけて19.6haの区域で圃場整備を実施するなど営農の効率化を図ってきたが、近年、担い手の高齢化とともに離農者が増加し、農地の荒廃防止が課題となっていた。

こうした中、平成１１年に営農組合の設立についての検討を開始し、平成１２年度に営農組合を組織した。

同じ頃、中山間地域等直接支払制度がスタートし、本制度が農地の保全や集落機能を維持していく上で有効な制度であることから、集落協定を締結し、活動に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

当地区では、水路・農道等の管理延長が長く、草刈り、泥上げ等の維持管理作業に多くの労力が必要となっている。本制度の交付金を活用することにより、非農業者にも積極的に出役を呼びかけ、共同作業の回数も年間３回から６回に増やした。

景観形成作物としてコスモスを対象農用地の約６％に作付け、道路沿いには、サルビア、マリーゴールドなどを植栽することによって、地域の景観の向上を図っている。

また、毎年、特に景観向上に努力した人を集落で個人的に表彰し、地域の景観に対する意識の高揚を図っている。

平成１４年度には、都市部の親子約８０組を招き、地区の広場において「桜の植樹会」を開催した。

当日は、広場の外周に桜の苗木１００本を植栽した後、地域の食材で作った料理で交流を深めた。なお、その後も、植栽箇所の除草作業などを通じて交流を図っている。

当地区では、平成１１年度から地区の農業者が主体となって日曜朝市「青空市」を開催しており、所得の向上、消費者との交流等により、高齢者の生き甲斐の場、地域の活力の場となっている。金沢市では、この「青空市」に対しても支援を行い、地域の活性化を図っている。

なお、新たな活性化策として、現在、市民農園の開設や水生公園の整備等について検討中である。

〈景観作物（コスモス）の植栽〉

集落協定の概要

市町村・協定名	石川県金沢市東（かなざわしひがしはら）　原集落協定			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
13.6ha	水稲、コスモス	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
265万円	共同取組活動分	水路、農道等の維持管理等		11%
	(50%)	多面的機能増進活動（景観形成作物の栽培管理）		9%
		その他（営農組合への支援、積立等）		30%
協定参加者	農業者　28人、非農業者　13人			

３．取り組みによる効果

集落協定を締結したことにより、農地を荒廃させてはいけないという気持ちが一層強まり、農地を保全することができた。本制度に取り組まなかった場合、対象農用地の約３～４割程度が荒廃していたものと思われる。

従来から開催していた「青空市」に加え、「桜の植樹会」などの新たな活動を通じて、地域の活性化が図られてきている。

また、地域の活性化と併せて地域の景観も向上したことなどにより、他地域の住民から当地区に住みたいと希望する声が増えてきている。

協定活動の概要

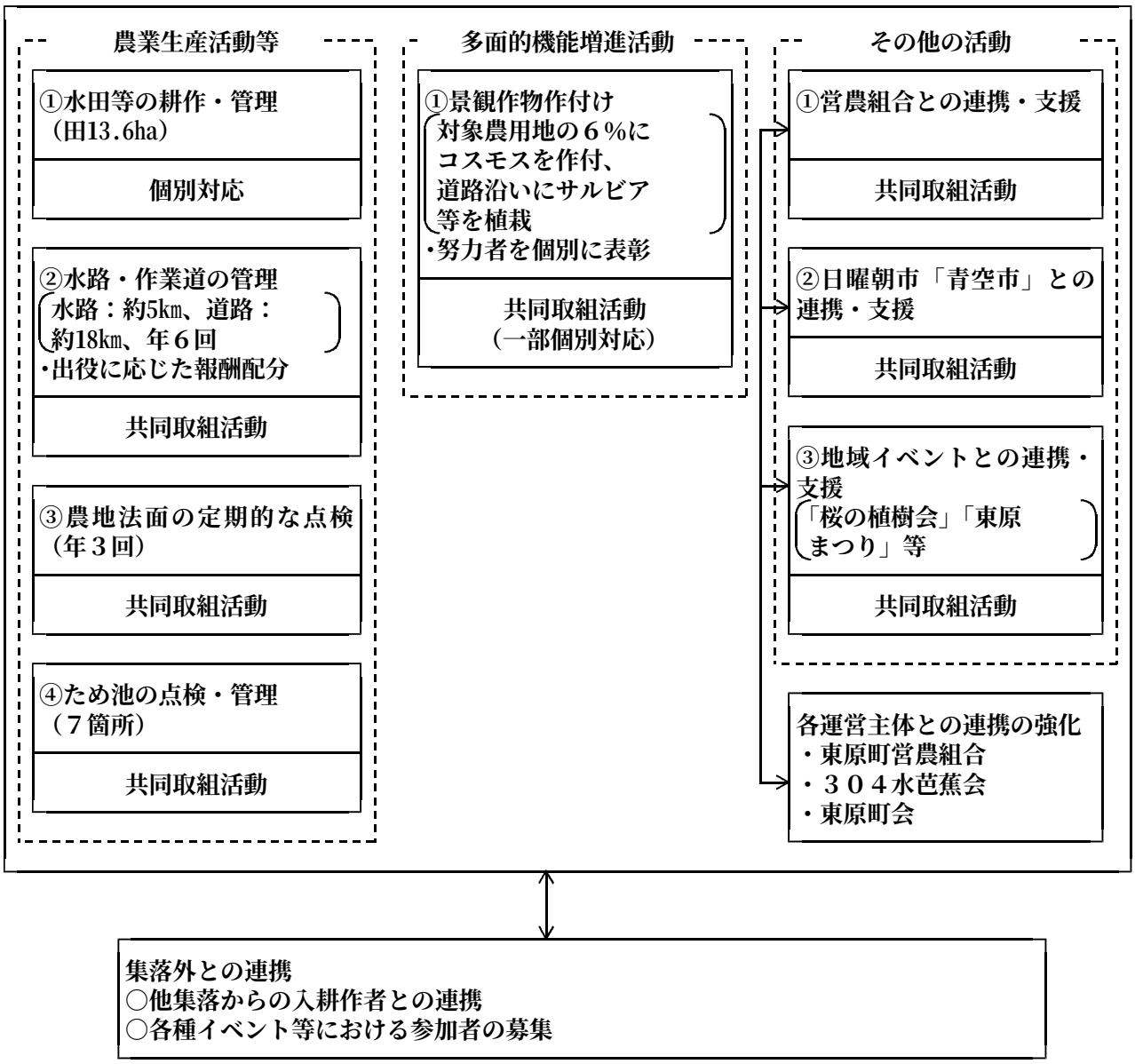

[平成15年度までの主な効果]
○耕作放棄地の復旧　0.2ha（対象農用地外）
○認定農業者の新規確保　２名
○水路、農道等の維持管理作業回数の増加　３回→６回
○景観形成作物による地域景観の向上（対象農用地：ｺｽﾓｽ(80ａ)、道路沿い：ｻﾙﾋﾞｱ、ﾏﾘｰｺﾞｰﾙﾄﾞ、ほか）
○各種イベント等による地域の活性化（青空市、桜の植樹会、東原まつり）

○高齢化の進展に対応した集落営農の取り組み

1．協定締結の経緯

当集落は、地形的に条件が不利なことから、若者は、就業・結婚を契機に都市部に住居を求め、結果、高齢化が進展し高齢化率44.8%となっている。

このことから、平成10年頃から農業集落の存続を含め、農用地の維持管理について検討を重ねた結果、地区の実情にあった農業生産体制を図り、将来ともふるさとを守り続けていくことで集落の合意を得たところであった。

こうした中で、平成12年度より本制度が発足したことから、将来とも営農を継続する区域を協議し、集落協定の対象農用地としたところである。

2．取り組みの内容

当地区は、高齢化に加え営農条件が不利なことから、低コスト・高生産性水田農業の展開には限界があるため、地域にあった集落営農の展開を目指している。

そのため、共同取組活動として中山間地における生産組織を調査研究し、平成15年2月高須農業生産組合を立ち上げ、以降、機械施設の整備については生産組合で行なうこととし、苗供給兼籾乾燥調製施設等の整備を計画している。

また、平成14年度より棚田オーナー制度に取り組み、平成14年に20組73名、平成15年には21組86名が年5回当地区を訪れ、田植えから収穫を体験している。

加えて、福井市では平成10年ごろより、イノシシの被害が激増していることから、共同取組活動として電気柵を設置し、被害を未然に防ぐこととしている。

〈鳥獣被害防止電気柵の設置〉

〈周辺林地の下草刈り〉

集落協定の概要

市町村･協定名	福井県福井市高須集落協定			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
18.3ha	水稲・菊・野菜	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
385万円	共同取組活動分（50%）	協定の管理体制における経費		6%
		集落の共同活動に要する経費		6%
		道水路維持管理に要する経費		16%
		多面的機能を増進する活動に要する経費		5%
		生産性・収益性向上活動に要する経費		17%
協定参加者	農業者　32人			

３．取り組みによる効果

制度の共同取組活動にあわせ、県単独事業中山間地域モデル集落事業に取り組み、先進地視察を重ね、地域の目指すべき方向を定めることができた。

また、棚田オーナーの取り組みについては、農業体験だけでなく、地区の体育祭にも多くのオーナーが参加するなど幅広い交流も始まっている。

こうした都市と農村の交流が促進されつつあるとともに、地区内においては、インストラクターとして高齢農業者の持ち得る技術と経験が発揮されており、またイベントの開催を通じ農家相互の連帯が深まることで、地区の活力が向上しつつある。

現在のところ施設整備がなされていないことから、必ずしも担い手の育成には結びついていないが、今後は集落営農の取組により、オペレーターや施設管理を通じ地域実情に応じた担い手を育成したいと考えている。

活動内容の概要

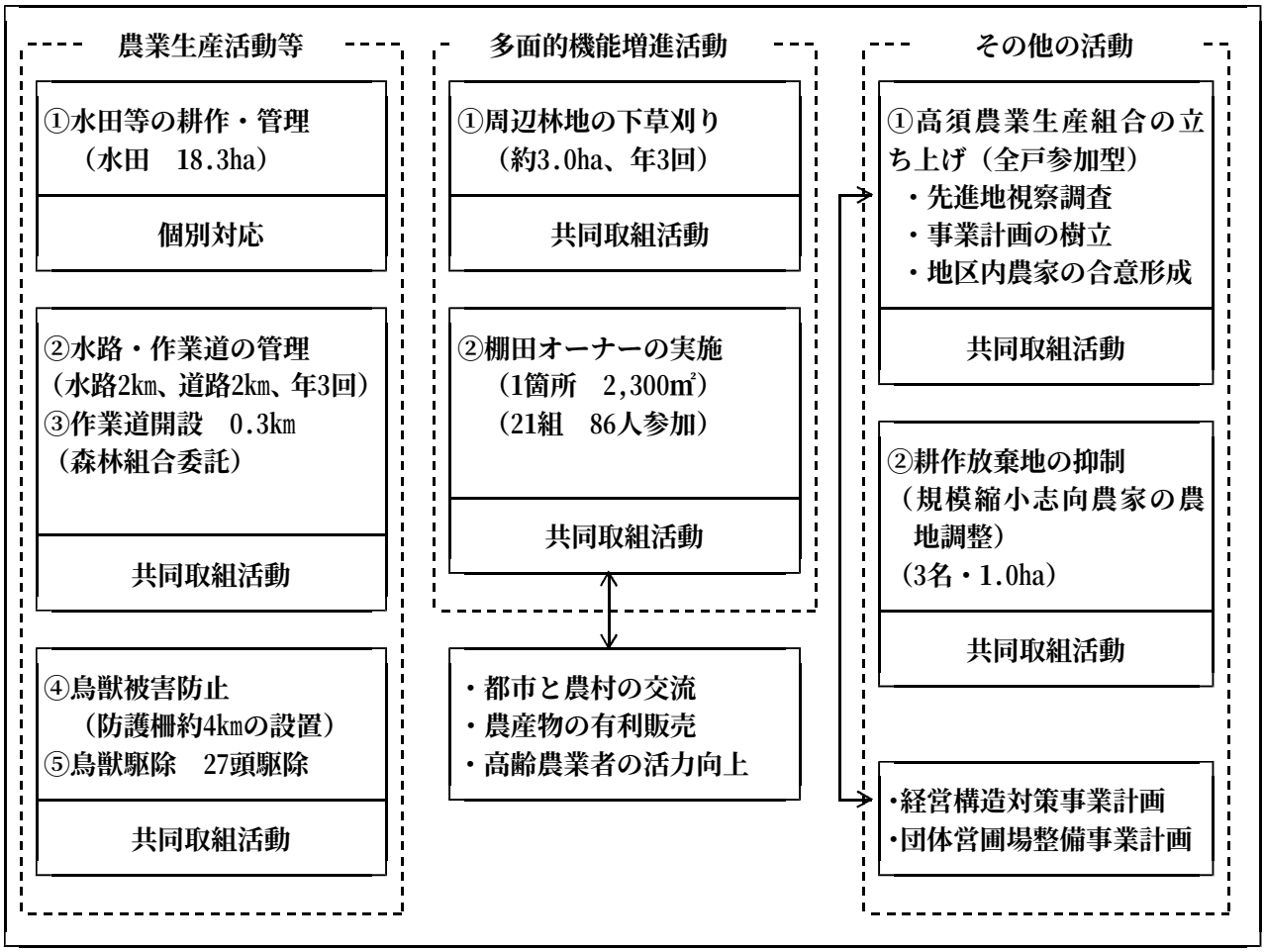

［平成15年度までの主な効果］

①高須農業生産組合の立ち上げ（集落構想の決定・合意形成）
（経営構造対策事業・団体営土地改良事業の導入）

②鳥獣対策の実施　（被害防止策（電気柵）の導入　５団地・延長約15km）
（駆除者養成　狩猟免許取得　４名）

③棚田オーナーの実施　１箇所

④耕作放棄地の抑制　　耕作放棄地　0ha

○鳥獣害対策を中心とした活動取り組みについて

１．協定締結の経緯

本集落は、明宝村の中心部付近の標高４５０～５５０mの山間地に位置し、散在する農地では米と転作作物の夏菊等の生産が行われている。

営農条件に恵まれず、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題を抱え、さらにはサルやイノシシを中心とした農作物への被害も増加しており、個々の農家で農地の維持管理を行うことに対し不安感が高まっていた。

このような状況のなか、集落がこれらの課題に対する取り組みについて話し合いを行うことにより、集落が共同で農地を守る意識が高まり、平成１２年度に集落協定を締結するに至った。

２．取り組みの内容

当集落では農地と山林が近接しているため、サルやイノシシによる農作物被害が多く、特にイノシシにより水田の畦畔が被害を受け、耕地の荒廃が進むとともに、農家の生産意欲が減退傾向にあった。

そこで、集落協定者及び農事改良組合員が協力して、村単独事業及び国の補助事業である新山村振興等農林漁業特別対策事業で鳥獣防止柵を設置し、維持管理を行い、農地を獣害から守る体制の強化を図った。

〈総合鳥獣防止柵の設置〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県明宝村畑佐中央集落協定（ぎふけんめいほうむらはたさちゅうおうしゅうらくきょうてい）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
4ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
46万円	共同取組活動分（100%）	獣害防止柵設置費		70%
		役員活動費費		13%
		その他		17%
協定参加者	農業者　15人			

３．取り組みによる効果

鳥獣防止柵の設置により、特に林地に近い農地では、イノシシの掘り返しによる耕地の荒廃を防ぐことができた。また、収穫期のイノシシによる水稲の倒伏が減り、減収を防ぐことができた。

イノシシ等の獣害から農地を守る活動を行うなかで、集落内での話し合いも活発となり、農地の利用権設定の推進が図られた。また、集落協定に参加していない住民も、多面的機能増進活動である花壇づくり等に参加し、生活環境の向上を図るなど地域を含めた活動が活性化した。

活動内容の概要

農業生産活動等

◇農地の耕作・管理
（田４ha）
個別対応

◇水路・作業道の管理
水路：当番制で取水口の定期的清掃点検。年に１～２回全員で整備点検を行う。
農道：個々に隣接する範囲の農道管理や豪雨後の点検を行い、災害発生に対する取りまとめは役員が行う。
共同取組活動

◇鳥獣害防止対策
農地法面の崩壊を未然に防止するため定期的な点検を行う。
協定農用地への柵・ネット等の設置により鳥獣被害防止対策を行う。
共同取組活動

多面的機能増進活動

◇魚類・昆虫類の保護
蛍の住みやすい環境へ配慮する
個別対応

◇景観作物作付
地域全体の清掃活動と花壇づくり作業を実施する。
共同取組活動

その他の活動

◇農作業の受委託推進
機械の更新はさけて、受委託に切り替える。通常の維持管理はできるだけ個々に行う。
共同取組活動

◇農用地の連担化
作業の効率化を図るため連担化・交換等を行う。
共同取組活動

◇利用権設定による面的集積
意欲の有る担い手に面的集積を行い、効率化を図る。
共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○農業生産活動の推進
集落内の話し合いが活発化し、花壇作りへの集落全体の参加や、利用権設定の推進が図られた。
（利用権設定面積　協定締結前0.4ha→現在1.4ha）

○鳥獣被害の防止
イノシシ等防止用電気柵やサル・イノシシ・シカ用の総合鳥獣防止柵を設置し、獣害被害を防止し、荒廃した耕作地を削減した。　（荒廃面積の減　０．９ha）

○営農組織による集落の取り組みについて

１．協定締結の経緯

本集落は明智町北部に位置し、国道３６３号線と明知鉄道の両側に農地が広がる当集落は、標高４８２～５７４ｍと大きな高低差があり、営農には不利な条件となっている。

平成５年にほ場整備が実施され、これを契機に地区内の３８名により、野志営農組合が組織され、地区内においてコンバインによる農作業の受委託を行っていた。

過疎化が進み、町の高齢化率２８％という問題を抱えるなか、さらに共同作業を推進し、農地を保全するために、営農組合を主体として協定を締結した。

２．取り組みの内容

本交付金を利用して共同で草刈機を購入し、畦畔、水路、農道の草刈りなどの管理を行っている。高低差があり、作業が困難な農地や農道の法面等においては、共同で助け合って管理作業を行っている。

現在は、集落で共同使用する集会施設建設のための準備金として、交付金の全額を積み立てている（Ｈ１６年度に利用）。

また、水田0.1haに景観作物としてコスモスを植栽している。

〈畦畔の草刈り〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県恵那郡明智町野志集落協定（ぎふけんえなぐんあけちちょうのし）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
26ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
353万円	共同取組活動分（100%）	積立金（集会施設建設）		100%
協定参加者	農業者　39人（うち営農組合加入者　38名）			

３．取り組みによる効果

集落協定者の参加者全員に草刈機を購入したことにより、農地、道路、水路の管理作業の効率化が図られ、また、共同作業の回数も増加した。

集落内の話し合いの回数も増え、集落の活性化や農作業に関することなど活発な話し合いが行われるようになった。営農組合が組織された当時からコンバインによる農作業の受委託（２０ha）を行っているが、将来的にはトラクターを共同で購入し、同様に農作業の受委託を推進する計画など、今後の効率的な営農方法についても具体的な話し合いがなされている。

活動内容の概要

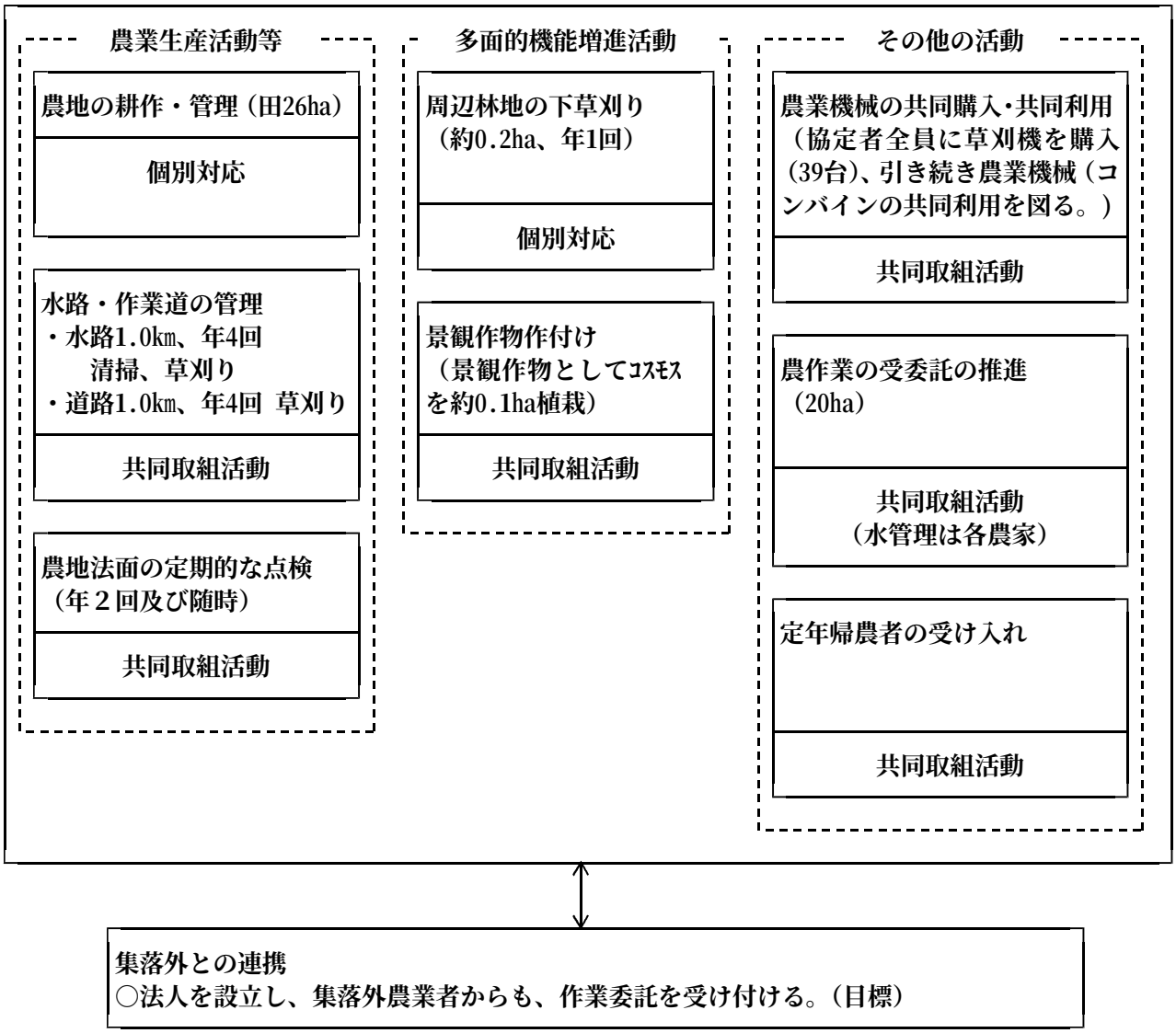

集落外との連携
○法人を設立し、集落外農業者からも、作業委託を受け付ける。（目標）

［平成15年度までの主な効果］

○農業機械共同利用の推進

農業機械（コンバイン）を共同利用することにより低コスト化を図った。

○共同作業の推進

協定参加者全員に草刈機を購入し、共同作業の推進を図った。（協定締結前２回／年　現在４／年）

○集落での話し合いの活発化

集落での話し合い回数が増え、集会施設の建設（積立中）やトラクターの購入など、今後の集落の活性化や営農方法などについて活発に話し合いが行われるようになった。

（話し合い活動　協定締結前２回／年→現在４回／年）

○棚田の復旧を通じた都市住民との交流

１．協定締結の経緯

本集落は、高山市中心部の東部、標高750～800mに位置し、棚田が存在する約５haの集落である。農用地の傾斜が１／４と急勾配であるため、平地の農業に比べると農作業も重労働となり、担い手の高齢化等が原因となって耕作放棄が進み、平成11年度には集落内農用地面積の35%が耕作放棄地となっていた。

このような状況のなか、山村景観の保全や水田の保水機能を高めるため、棚田を再生しようとする気運が高まり、平成12年度に集落内の農業者で構成する「棚田保存会」と市職員による「棚田再生プロジェクトチーム」が設立された。

そこで、中山間地域等直接支払制度を活用し、棚田の復旧と保存に取り組むため、協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

集落協定の参加者、棚田保存会及び行政等の関係者により耕作放棄地の草刈等を実施し、棚田の復旧を図った。復旧した棚田の一角では、高山市内から親子を募集し、田植えや稲刈り、餅つきやしめ縄づくりなどの農業体験を実施している。

この棚田で有機低農薬で栽培した米を「棚田天然米」、その米にあわ、ひえを混ぜたものを「三穀米」として商品化し、高山市の観光名所でもある「朝市」で販売している。

また、山村景観の保全と棚田への関心と理解を深めるため、棚田でかかしコンクールを実施している。

〈棚田かかしコンクール〉

〈草刈りの共同作業〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県高山市滝集落協定（ぎふけんたかやましたきしゅうらくきょうてい）			
協定面積	田（97%）	畑（3%）	草地	採草放牧地
5ha	水稲	アワ、ヒエ	―	―
交付金額	個人配分分			32%
103万円	共同取組活動分（68%）	農用地管理費		24%
		多面的機能増進活動費		29%
		特産物生産活動費		15%
協定参加者	農業者　7人、棚田保存会（構成員7人）			

３．取り組みによる効果

行政と一体となった棚田の復旧及び保存活動を行い、これまで増加傾向にあった耕作放棄地の削減を図ることができた。

また、棚田の保存活動を通じ、体験農業やかかしコンクールなど集落外の人々を対象にしたイベントが企画、実施され、都市住民との交流が促進された。

その他にも、棚田で生産される低農薬米を販売し、購入者の好評を得た。

このように、集落による様々な取り組みが行われたことにより、都市住民との交流や農業生産意欲の向上等、地域の活性化に結びつけることができた。

活動内容の概要

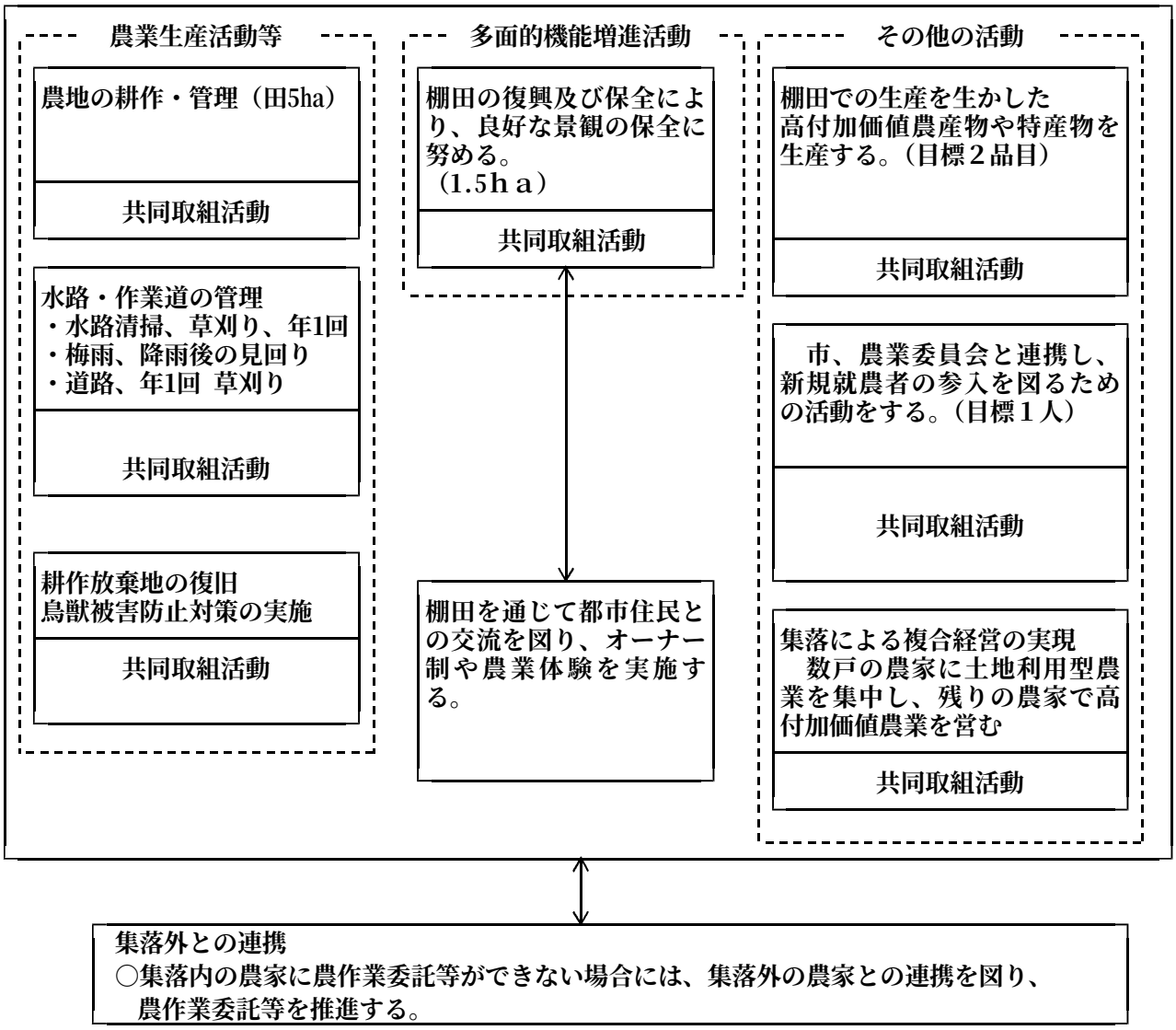

［平成15年度までの主な効果］

○耕作放棄地の復旧

棚田保存会と棚田プロジェクトチームとの連携により棚田を復旧した。（1.5ｈａ）

○高付加価値農産物の販売

棚田にて生産される米やあわ、ひえを混ぜたものを特産品として付加価値をつけて販売した。

○山村景観の保全と棚田への理解促進

体験農業やかかしコンクールを実施し、市民及び都市住民に理解を深めることができた。

（棚田かかしコンクール　地元小学生、農家及び一般市民による３６点の応募）

○集会所や公園等共同利用施設整備の取り組みについて

１．協定締結の経緯

当集落は、宮村の南部に位置し、周囲を山に囲まれた標高８００ｍの典型的な中山間地域である。集落戸数１５戸、住民７０人弱、耕地面積約８haの小さな集落で、冷涼な気候条件を活かし、夏秋トマトやホウレンソウの施設園芸が盛んである。

以前より集落の結束は強く、道路や水路の清掃・草刈、ごみ拾い等の環境整備を集落全員で行ってきたが、高齢化が進み、若者の流出による耕作放棄地の増加に対する危機感の高まりや鳥獣被害の増加による生産意欲の減退などの問題が顕在化してきた。

このような状況のなか、平成１２年度に集落の担い手を中心に一層の結束の強化が図られ、農業者全員による話し合いの結果、集落協定を締結し、鳥獣害対策の共同作業や利用権設定の促進による生産効率の高い農地保全活動に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

集落の認定農業者２名を正副代表とした営農組織を結成し、集落全員が参加して、イノシシ等の被害が多発している耕地と林地との境界に防護柵を設置した。

また、若者の流出防止対策の一環として、交流と憩いの場である公園や集会所の環境改善を行うこととし、公園は荒廃が著しかったため表土の入れ替えを、集会所は老朽化が進んでいたため改築を行った。

さらに、将来予想される農道や農業用水路の改修の経費として、本交付金の共同積立を行っている。

〈集会所の建設〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県大野郡宮村段集落協定（ぎふけんおおのぐんみやむらだん）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
5ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			33%
103万円	共同取組活動分（67%）	獣害防止対策（柵設置等）		6%
		公園の整備（グランド整備）		2%
		集会所建設		52%
		共同積立金		7%
協定参加者	農業者　12人			

３．取り組みによる効果

当集落は、山裾に農地が展開しているため以前からイノシシ等の被害が多く、農家の生産意欲は減退傾向にあったが、防護柵の設置により被害は減少し、農家の生産意欲も向上し、夏秋トマト・ホウレンソウの施設園芸の作付が拡大した。

上記２の表土の入替を実施した公園では、農作業の合間に若い親子が遊ぶ姿が見られるようになり、集落全体に活気が戻りつつある。また、改築により明るく使いやすくなった集会所では、以前に比べ利用頻度が増え、各種行事の開催や集会等も多く開催されるようになり、集落の結束強化が図られた。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田4.9ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理
  ・水路2.0㎞、年2回
  清掃、草刈り
  ・道路3.0㎞、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  （約1.0ha、年1回）
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け
  （景観作物としてコスモスを約0.3ha作付けた。）
  - 個別対応

その他の活動

- 農業機械の共同利用
  （機械の共同利用推進の説明会開催（年１回））
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託の推進
  （農作業受委託についての説明会開催（年１回））
  - 共同取組活動
  （水管理は各農家）
- 利用権設定による面的集積
  （担い手（認定農業者２人）を中心に推進）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に利用権設定・農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、利用権設定・農作業委託等を推進する。

［平成15年度までの主な効果］

○農家の生産意欲の向上

イノシシ等による獣害防止対策を推進したことにより、農家の生産意欲が向上した。
（防護柵の設置　600m）

○集落の結束強化と活性化

交流施設及び憩いの場である公園と集会場の環境改善を行い、集落の結束強化と活性化が図られ、話し合いが増えたことにより、農地の利用権設定及び農作業の受委託が推進された。
（利用権設定面積　協定締結前0.0ha　現在0.4ha）
（農作業受委託面積　協定締結前0.0ha　現在0.8ha）

○新たな特産品への取り組み

１．協定締結の経緯

当地域は、南濃町の南部、養老山脈の麓から一級河川揖斐川までに至る扇状地に位置し、ミカン栽培面積１５ha、栽培農家４５戸による、ミカンを中心とした果樹栽培が盛んな地域である。

近年では、他産地との競合や隔年の作柄の良否による不安定な収入、高齢化による後継者不足などで、農園面積が減少し続けている。

そのような状況のなか、危機感を抱いた集落内のミカン栽培農家３戸が話し合い、農用地を守り、後継者に任せることができる農園づくりを目指し、本制度の集落協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

農作業従事者の高齢化と農作業の負担軽減に苦慮している状況のなか、中山間地域の自然に適した各種樹木の栽培と育成により耕作放棄地を未然に防ぐとともに、高齢者の生きがい作りを目的として結成された地元の組織「南濃町里山栽培研究会」のアドバイス等により、ミカンから山椒・ブルーベリー・銀杏へ植え替えを行うこととなった。

また、町も山椒・ブルーベリー・銀杏をミカンに替わる品種として奨励し、県農業改良普及員の指導により植え替えを行い、栽培の実証試験を行っている。

〈山椒・ブルーベリー・銀杏への植え替え〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県南濃町太田（ぎふけんなんのうちょうおおた）Ｈ－２集落協定			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
1.1ha	―	みかん	―	―
交付金額	個人配分分			50%
4万円	共同取組活動分（50%）	農業生産活動費		30%
		多面的機能増進活動費		20%
協定参加者	農業者　3人			

３．取り組みによる効果

個人で活動することが多いミカン農家が集まって話し合う機会が増え、水路・道路の共同管理や周辺林地の下草刈りを行い、耕作放棄地の防止を図るなど、農地を保全していく意識が以前よりも高まっている。

今後は、山椒・ブルーベリー・銀杏を農産物直売所、朝市等における販売促進や町の新たな特産品としてＰＲ活動に取り組むことを目指している。

活動内容の概要

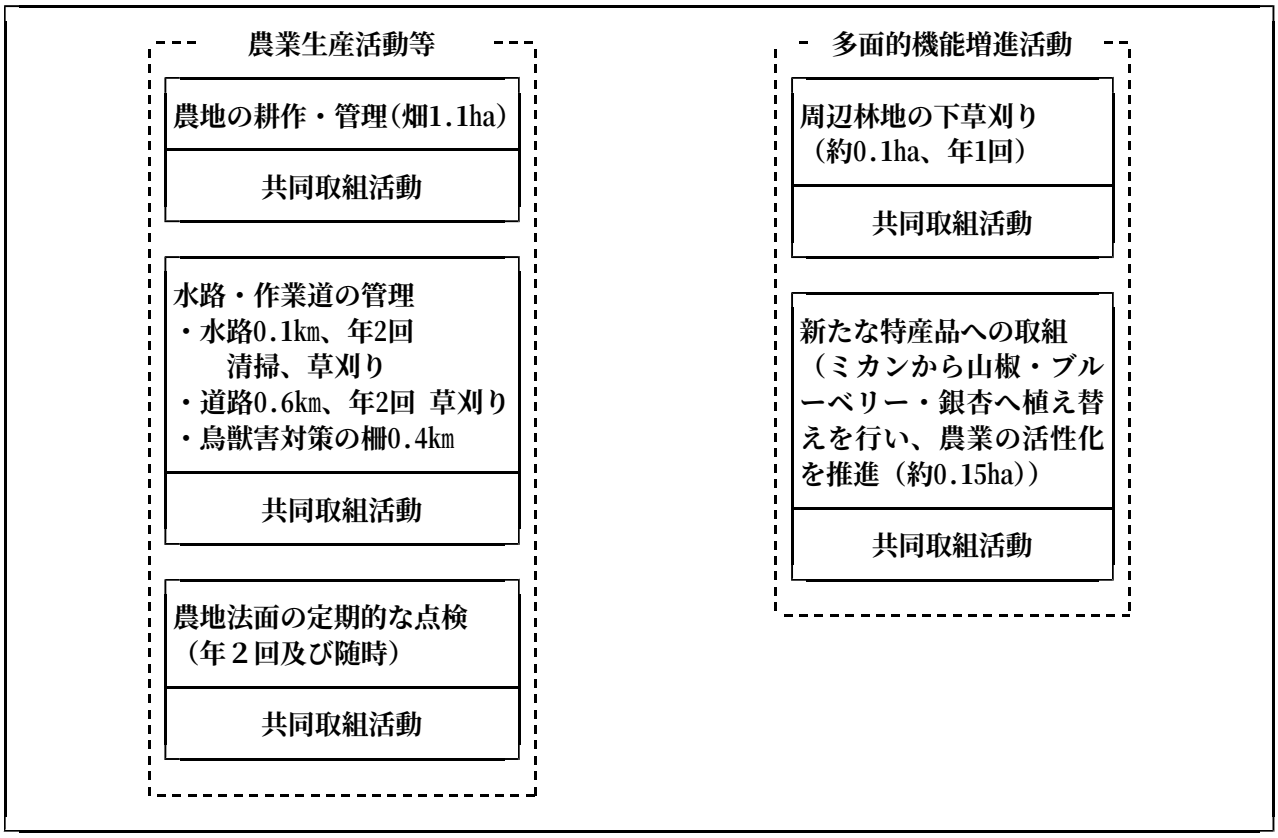

［平成15年度までの主な効果］

○参加者間の協調性の向上

・共同取組活動を通じて、耕作放棄地の防止が図られたほか、集落内における話し合いの機会が増え、協定参加者の農業生産活動等に対する意識の向上が図られた。
（話し合いの回数　協定締結前０回／年→現在３回／年）

○新たな特産品への取組

・山椒、ブルーベリー、銀杏（約0.15ha）

○作業負担の軽減

・収穫時における人員と経費の削減が図られた。
（臨時雇用人員２人　３日間　1人当たり日額5,000円　→０人、０円）

○栗園を中心とした取り組み

１．協定締結の経緯

本集落は、足助町の北西に位置する４８ｈａの畑地帯であり、昭和４２年から４６年に「愛知県営開拓パイロット事業」により造成が行われた。現在、構成員１８人の三ツ足農地開発組合が、栗園を中心とした農業生産活動等を行っている。

本集落においても、平地の農業に比べ農作業が重労働であることや担い手の高齢化が著しい等が原因となり農業生産活動等に支障が生じ耕作放棄地が発生していた。

このような状況の中で、三ツ足農地開発組合は、「農用地を守る」という活動目的を掲げ農業生産活動等を行ってきたが、さらにその組合の活動をより強固なものにするため、平成１２年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

三ツ足農地開発組合は、年間作業計画に基づき組合員の共同作業により、管理道路や園地内の清掃・草刈り・害虫駆除・肥料散布等を実施している。特に、平成１５年度は、シーズンオフに有害鳥獣駆除（イノシシ対策）として、柵等の設置を行った。

また、当組合は、昭和４５年から観光農園「三ツ足グリーンファーム」として、春は「わらび狩り」、秋は「栗ひろい」を行い、その期間中は、町内外より多くの方々が訪れ地域住民と都市住民の交流活動を展開している。（Ｈ１５　入園者数　１３,１９８名）

〈体験農園の運営（わらび狩り）〉

〈体験農園の運営（栗ひろい）〉

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県東加茂郡足助町三ツ足集落協定（ひがしかもぐんあすけちょうみたち）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
48.6ha	-	栗	―	―
交付金額	個人配分分			0%
170万円	共同取組活動分	有害鳥獣駆除		20%
	（100%）	生産性向上（肥料・害虫駆除）		80%
協定参加者	三ツ足農地開発組合（構成員 18人）			

３．取り組みによる効果

栗園の管理道路や園地内の清掃や草刈り・害虫防除及び肥料散布等は傾斜地のため非常に重労働であることから、多くの人手と経費がかかっていたが、直接支払交付金を活用することにより、草刈りや肥料散布等の一部を足助町シルバー人材センターに委託することができ、組合員の作業の負担軽減につながった。

今後も農地の保全管理等を積極的に行うとともに、都市住民との交流活動等によるネットワークの拡大や栗を中心とした商品開発により消費の拡大を図っていく。

活動内容の概要

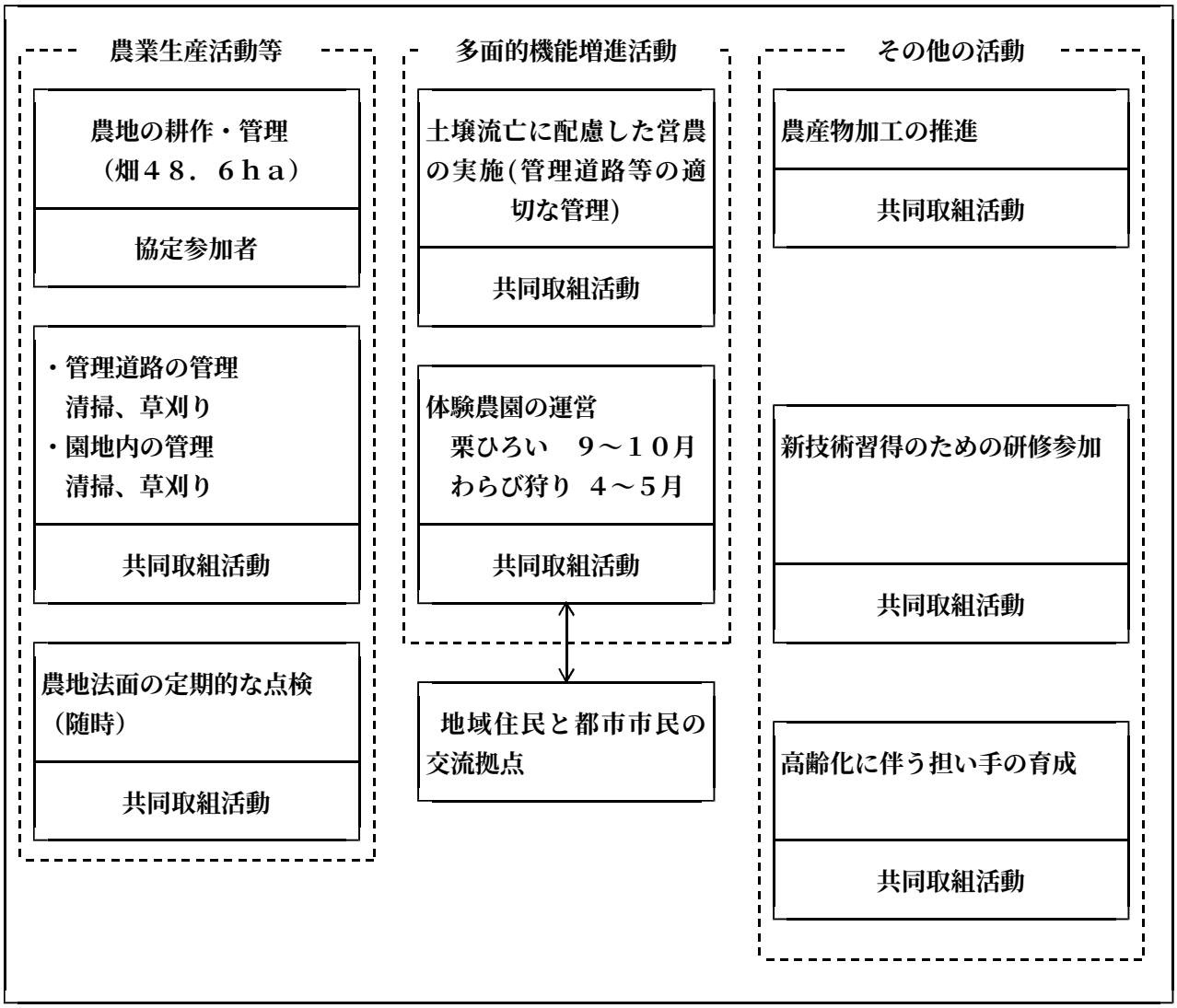

［平成15年度までの主な効果］

○組合全体での生産体系の整備による営農の効率化

○観光農業による都市農村交流の推進

・観光栗園・わらび狩り（延べ13,198人）

○住民（農業者と非農業者）参加による環境整備

１．協定締結の経緯

本集落は、新城市の北部に位置する１０ｈａの水田地帯で、周囲の大半が山に囲まれた典型的な中山間地域である。

本集落においても、以前は、ほ場整備事業による農地や農道の整備等に取り組むなど農業生産活動がさかんに行われていたが、近年は、高齢化の進行により、各個人の責任で行われている排水路・農道の維持管理作業や病害虫防除作業が大きな負担になりつつあり、耕作放棄地の増加が懸念されていた。

また、非農家との混住化も進み、排水路からの悪臭に対する苦情や農地周辺への犬の糞放置の増加等集落の環境改善への取組が課題となっていた。

そのような中、これらの課題を解決するため、集落内の農家と非農家が一体となって本制度へ取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

本集落では、畦畔の草刈り管理は従来どおり各個人の責任で行っているが、排水路・農道の定期的な管理と病害虫の防除は共同で取り組むとともに、生産意欲減退の原因の一つであったイノシシ等の獣害を防止するための防護柵の設置も共同で実施している。

また、住民参加による集落環境改善活動として、排水路の悪臭を防止するため、床張り（生コン打ち）を行うとともに、犬の糞放置防止の立看板を集落内の農道に設置した。また、非農業者に対し、農作業への理解を得るための無人ヘリコプターによる共同防除説明会の開催やお米の試食会等を行っている。

〈犬の糞放置防止の立看板〉

〈床張り（生コン打ち）〉

集落協定の概要

市町村･協定名	愛知県新城市上平井－１集落協定（しんしろしかみひらい）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
10.5ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50.0%
84万円	共同取組活動分	排水路・農道の管理		40.5%
	（50%）	草刈り		5.5%
		共同防除		4.0%
協定参加者	農業者　30人			

３．取り組みによる効果

排水路・農道の維持管理等を共同で行うことにより、個人の負担が軽減され、農家の生産意欲の向上と耕作放棄の防止につながった。また、非農業者の参加による集落環境改善活動や農作業理解促進活動を通じ、環境美化や農業理解が進展するとともに、農家と非農家の相互理解による集落の連帯感が生まれている。

活動内容の概要

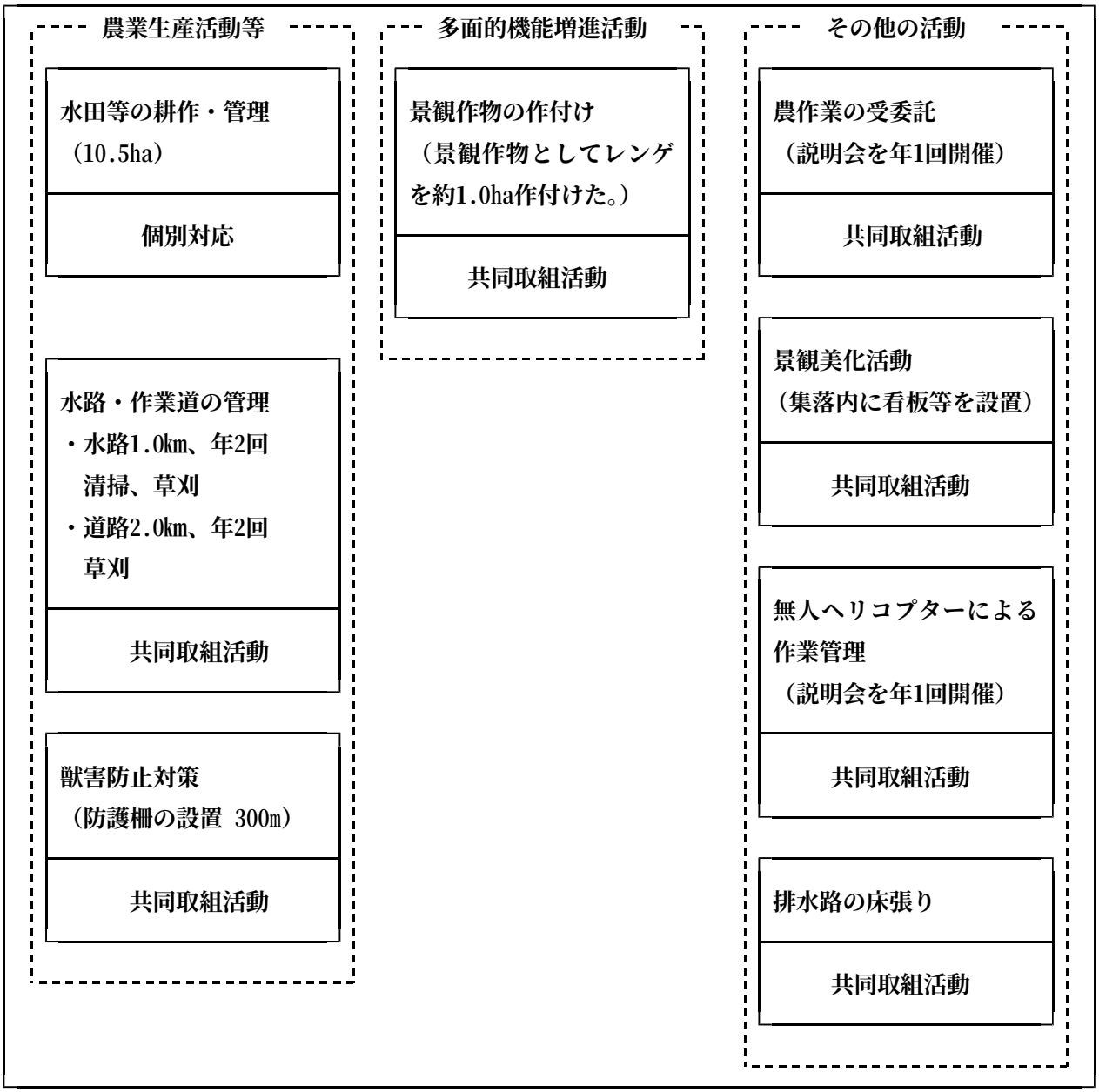

[平成15年度までの主な効果]

○犬の糞放置防止の立看板を設置した結果、住民の環境美化に対する意識が向上した。

○排水路の床張りを行った結果、汚水による悪臭が抑制された。

○イノシシ等による獣害防止対策を行ったことにより、農作物の被害が抑制され、農家の生産意欲が向上した。（防護柵300m）

○相互理解の促進が図られ、集落の連帯感が生まれた。

○意欲あるリーダーを中心とした高齢者の取り組み

１．協定締結の経緯

名張市の南西部に位置する竜口地区は、世帯数22戸、人口72人の市内でも有数の小さな集落で、過疎化・少子高齢化に悩む周囲を山で囲まれた、ひっそりとした山里である。昭和40年代から始まった市内周辺部の大規模な宅地造成にあっても開発を免れ、昔ながらの里山と棚田風景を残している。

しかしながら、過疎化・少子高齢化の波は、この集落にも例外なく押し寄せ、集落の将来に対する危機的意識は、市内でも特に強く、平成12年度中山間地域等直接支払制度の発足を機に、集落協定を締結し、“なごみの里”づくりに着手した。現在は、定年退職後の“若手”の指導者を中心に、自らが率先してアイデアを集め、研究し、実践するとともに、P.R.に努め、集落に活気が出てきている。

２．取り組みの内容

（１）特産品の開発

キノコ類の人工栽培の研究、スダチ・ユズ等柑橘類の試験生産。日野菜・カブラ等の生産と漬物の共同加工に向けた研究。

（２）鳥獣害対策

三重県環境部の「サルどこ情報システム」の構築に伴い、集落協定代表自らが監視員の役を買って出てサルの群れの動きを日夜監視し、襲来の際には、集落あげてロケット花火により撃退。また、三重県科学技術振興センター林業研究部の協力により、サル被害防止柵を実証設置。猟友会との連携に加え、集落協定メンバーから2名がわなの狩猟免状を取得し自己防衛に努めている。

（３）ふるさとの会発足

竜口出身者を集落の催し等に温かく迎え、ふるさとの会を発足し、連帯感を高めている。

（４）ヤマザクラの植樹

荒廃農地を復旧させ、宝くじ助成によるヤマザクラ200本を植樹。“伊賀千本ザクラ”の名所が目標。

（５）H.P.の開設

集落協定の技術力のあるメンバーが、伊賀竜口H.P.を立ち上げ、情報発信に努めている。集落に隣接する「赤目四十八滝」への観光客の取り込みや「伊賀まちかど博物館」として登録された百地三太夫屋敷なども紹介。

集落協定の概要

市町村･協定名	三重県名張市（なばりし） 竜口（りゅうぐち）区集落協定			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
4.7ha	水稲、ヤマザクラ	－	－	－
交付金額	個人配分分			37%
99万円	共同取組活動分（63%）	農地管理費		17%
		鳥獣被害防止対策費		15%
		共同利用機械購入		1%
		特産品開発費		12%
		積立・繰越		18%
協定参加者	農業者　12人			

３．取り組みによる効果

伊賀竜口ホームページを立ち上げ、竜口地区の自然や名所等を中心に情報発信を始めた。また、「サルどこ情報システム」を構築したことによりサル群れを集落全体で撃退することが可能になった。平成14年には地域住民や地区出身者で構成された「ふるさとの会」を立ち上げ、現在では会員が70名になった。平成１６年２月末には「ふるさとの会」とボランティア（都市住民）により山桜200本の植樹をし、都市住民との交流を行った。今後も植樹を続けてゆき、1000本の山桜の里を目指していく。

特産品開発についてはハタシメジの栽培試験をはじめたところであり、現在模索中である。

〈「ふるさとの会」とボランティアによるヤマザクラ２００本の植樹〉

活動内容の概要

農業生産活動	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田4.7ha） 個別対応・共同取組活動	周辺林地の下草刈り（約0.5ha、年2回） 個別対応	農業機械の共同購入・共同利用（機械の共同購入・共同利用推進の説明会開催（年1回）） 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路2.0㎞、年2回 清掃、草刈り ・道路2.0㎞、年2回 共同取組活動	景観作物植樹（ヤマザクラの里を目指し、200本植樹。） 共同取組活動	農作業の受委託の推進（農作業受委託についての説明会開催（年1回）） 共同取組活動(水管理は各農家)
農地法面の定期的な点検（年2回及び随時） 共同取組活動	高付加価値型農業の推進 特産品（キノコ・カンキツ類）の開発 共同取組活動	美しい集落づくり ・バス停脇に「いきいきシニアふれあい花壇」の設置・管理 ・ふるさとの会発足 共同取組活動

集落外との連携

○都市部との交流に向け、手づくりのグリーン・ツーリズムを模索中。鳥獣害対策では、積極的に市・県関係機関と連携を図り、集落あげての取り組みにより三重県内でも先進地となり、視察も相次ぐ。市内外へ流出した竜口区出身者を地区の行事などに温かく迎える“ふるさとの会”が発足。

［平成15年度までの主な効果］

○耕作放棄地の復旧（6,292㎡）

○鳥獣害対策　・サル被害防止実証ほ設置（三重県科学技術振興センター林業研究部）
　・ロケット花火配布（全戸）　・サル群探知システムの構築（三重県環境部）
　・網・わな猟狩猟免状所持者（2名）

○特産品の開発　・キノコ・スダチ類の試験栽培

○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・ヤマザクラ（200本）植樹祭（100名参加）→目標：伊賀1,000本桜

○情報発信　・H.P.開設

○ふるさとの会発足（55名）　・竜口ファンの増加

○都市住民との交流

１．協定締結の経緯

当集落は、美杉村の西部の標高５００ｍを超える急傾斜地に位置している。

過疎化・高齢化が進み、担い手不足などの問題が顕在化するなか、農地を守って行こうとする農家の強い意志により耕作が続けられてきた。

しかしながら、鳥獣による被害の増加から、営農意欲が低下しており、年々耕作放棄地も増加してきた。しかし、集落内を東海自然歩道が通っており、多くの観光客も訪れる地区であることから、営農上及び景観上からも農地を守るため協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

協定を締結するまでは、各農家が個々に電気柵を設置し、イノシシ・鹿からの被害の防除に努めてきた。しかし、畦畔の草刈り等の管理の面からの負担が大きいことから、本制度の発足を契機に共同で鳥獣防止柵（フェンス）を設置することにした。

また、東海自然歩道のルートとなっていることから、景観作物（コスモス）を作付けし、農作業者の休憩所とハイカーの休憩所を兼ねた東屋を協定参加者の手作りで建設するなどの取り組みを行っている。

都市住民との交流については、寺脇地区住民が設立した農業法人「美杉倶留尊高原農場」が運営する滞在型市民農園「城山クラインガルテン」の利用者との交流を中心に行っており、イベント等の開催時は清水平集落内の農地の一部を解放し、田植えや稲刈り等農業体験に取り組んでいる。

〈農地法面の定期的な点検〉

集落協定の概要

市町村･協定名	三重県一志郡美杉村（みすぎむら）　清水平（しみずひら）集落協定			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
8.3ha	水稲・景観作物	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
174万円	共同取組活動分（50%）	農地法面・農道・水路の点検等		8%
		多面的機能増進活動		8%
		その他の活動		34%
協定参加者	農業者　27人			

３．取り組みによる効果

共同で鳥獣被害防止柵を設置することにより、それまで個々で対応していた耕作地の管理作業が大幅に軽減され、耕作放棄地の解消が図られるとともに、農地周辺の管理が徹底された。

また、地域住民と都市住民との交流が活発となり、集落の活性化につながっている。

活動内容の概要

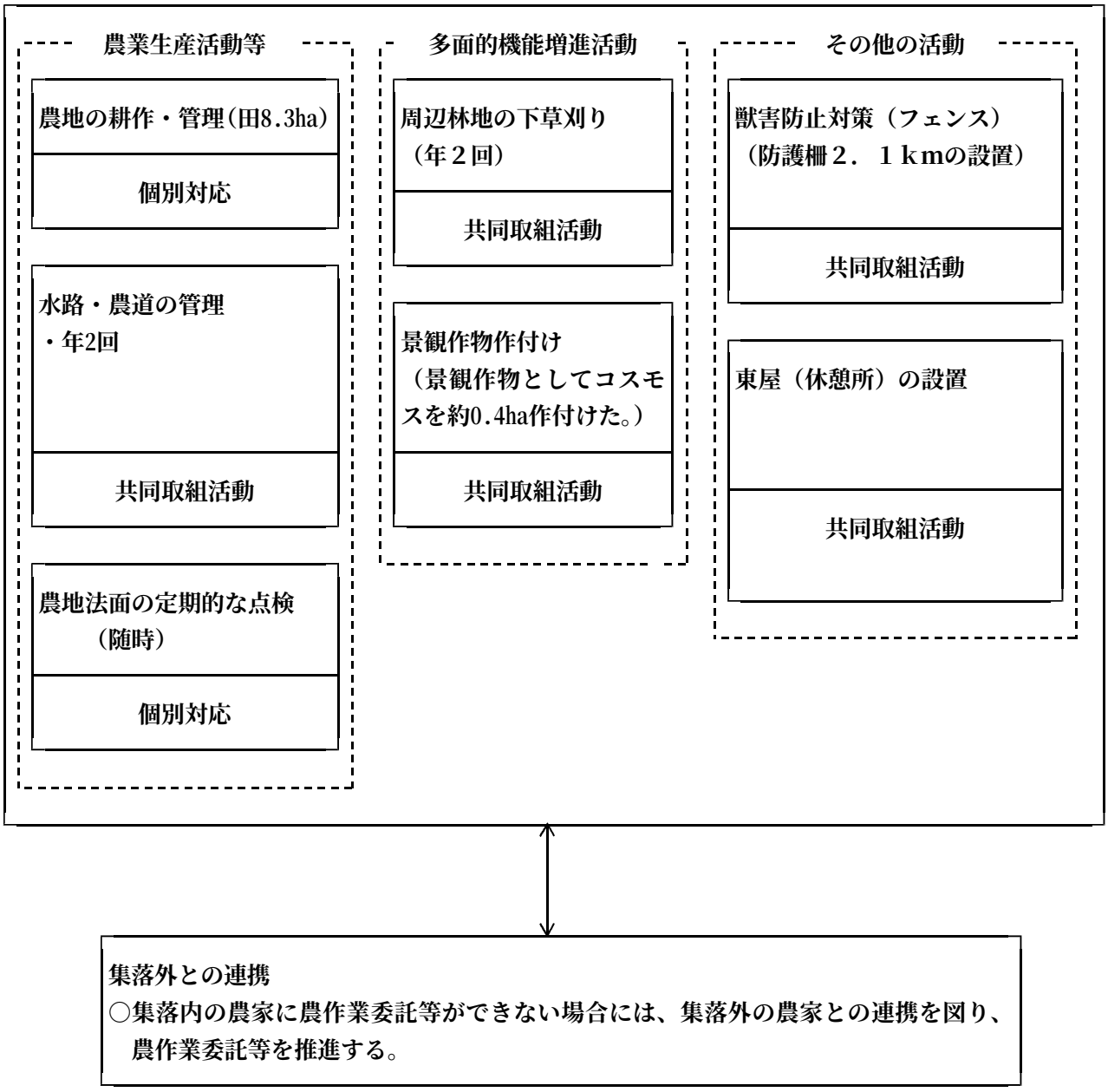

［平成15年度までの主な効果］

○獣害の減少（防止策2.1ｋｍの設置）

○水路・農道の継続的な維持管理　・・・　年２回

○景観作物の作付けと東屋の設置による都市住民との交流の活発化

○景観作物で農地の保全

１．協定締結の経緯

勢和村車川集落は、勢和村の南西部に位置し、世帯数６１戸、住民１７２人の村内でも小規模な集落である。集落のほぼ８割を森林が占め、以前から林業の盛んな土地柄であるが、近年、土地改良事業により山間の農地は区画整理が進んだ。しかしながら、急傾斜地においての区画整理は個々の農地に大きな法面を作り出し、崩壊の防止や管理といった 作業が発生してきている。また、集落の高齢化は３９．１％（村平均は２８．２％）と村内で一番高く、若者の農業離れも加わり耕作放棄地の発生も問題となっている。

このような中、集落では、直接支払交付金を活用して農地の保全、農業用水路等の管理に積極的に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

春の農作業が始まる前には、共同で農業用排水の泥上げ、除草、点検及び補修等を行い、農繁期に備えている。高齢により農作業、特に除草作業等が困難な場合が多いため、協定参加者全員に刈払い機の刃を支給し、作業を共同で取組んでいる。

また、集落ボランティアによる「美しい村づくり活動」として、地区内幹線道路沿いに花の植栽や耕作放棄地を保全するため景観作物の作付けに取り組んでいる。

〈泥上げ、除草、点検、補修〉

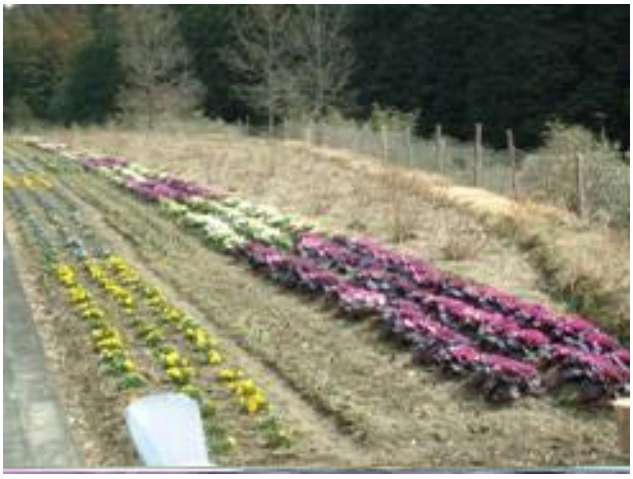

〈幹線道沿いの花の植栽〉

集落協定の概要

市町村･協定名	三重県勢和村車（せいわむらくるまかわ）　川集落協定			
協　定　面　積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
3.5ha	水稲、野菜等	―	―	―
交　付　金　額	個人配分分			50%
73万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		8%
		水路管理費		4%
		景観作物の作付等		9%
		共有機械取得		29%
協定参加者	農業者 18人､水利組合　3			

３．取り組みによる効果

本制度の実施を契機に景観作物による農地保全への取り組みが、一部のボランティアから集落協定参加者へ、また集落全体の取組へと広がりを見せている。このように農地の保全活動が集落全体としての一致した目標となっている。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作･管理 (田　３．５ha)
  - 個別対応
- 水路作業道の管理
  ・水路、年２回
  清掃、草刈
  ・道路、年２回
  簡易補修、草刈
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検(随時)
  - 共同取組活動
- 鳥獣被害防止のための柵、ネット等の設置を行う
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け
  (景観作物として、農地畦畔及び道路沿道への作付)
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地拡大防止のための農地への景観作物作付及び管理
  - 共同取組活動

集落全体の目標

- 水路･農道の管理など共同作業は全戸で行いつつ、数戸の農家に土地利用型農業を集中し残りの農家で高付加価値型農業を営むという集落による複合経営を実現する

その他の活動

- 農業機械(刈払い機･粉砕機)の共同購入及び共同利用
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託の推進(農作業受委託についての集落内での話し合い)
  - 共同取組活動
- 認定農業者の育成を図る
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

○市町村、農業委員会と連携し、新規就農者の受け入れ先農家の確保や農業技術習得のための支援を行う。

[平成15年度までの主な効果]

○集落全体での生産基盤の管理効率化
- ・共同取り組みとしての水路、農道管理
- ・刈払い機、粉砕機の共同購入による農作業の共同化

○景観作物の作付けによる地域の活性化
- ・集落沿道への景観作物の作付
- ・耕作放棄の防止のための農地への景観作物の作付

○都市農村交流による地域活性化

１．協定締結の経緯

多気町は三重県のほぼ中央に位置し、一級河川の宮川と櫛田川にはさまれた伊勢平野の外れにあたる傾斜の多い中山間地域で、この本町西方の急傾斜地に長谷集落がある。この長谷集落は戸数わずか13戸で、この小さな集落に国の重要文化財である「十一面観音立像」を本尊とする近長谷寺があり、全国からたくさんの人々が訪れる活気のある集落である。この集落をより活気づかせようと直接支払交付金を活用し、区域内の農道や水路等の管理作業・農地法面の草刈活動、崩落を未然に防止するための点検活動、さらに「車田」や急傾斜地水田がもつ良好な景観と多面的機能の保全に積極的に取り組むこととなった。

（注）「車田」は、文字どおり車の輪のように円形の水田である。また、国指定重要文化財に指定されている「近長谷寺」の十一面観音にちなんで、半径１１ｍとしたこだわりがある。

２．取り組みの内容

農作業が始まる春には、共同で農道・水路等の管理作業や農地法面の草刈り、崩落を未然に防止するための点検活動を共同で取り組んでいる。

また、この集落をより活気づかせようと集落内の有志により「一八会」が発足した。この有志団体により「車田」を復元し、都市住民を対象に御田植祭や収穫祭を開催するなど都市農村交流による地域活性化に取り組んでいる。

〈「車田」の田植え（農作業体験）〉

集落協定の概要

市町村･協定名	三重県多気郡多気町　長谷集落協定				
協定面積	田（100%）		畑	草地	採草放牧地
3ha	水稲		―	―	―
交付金額	個人配分分				50%
65万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成			1%
		農地、水路、農道管理			44%
		その他			5%
協定参加者	農業者　14人　水利組合 1組合				

３．取り組みによる効果

「一八会」により「車田」を復元し、都市住民を対象にした田植えや稲刈り等の農作業体験などのふるさと保全活動、地域交流イベントの開催等、都市住民と地域の住民が一体となった活動を積極的に推進し地域の活性化が図られている。

活動内容の概要

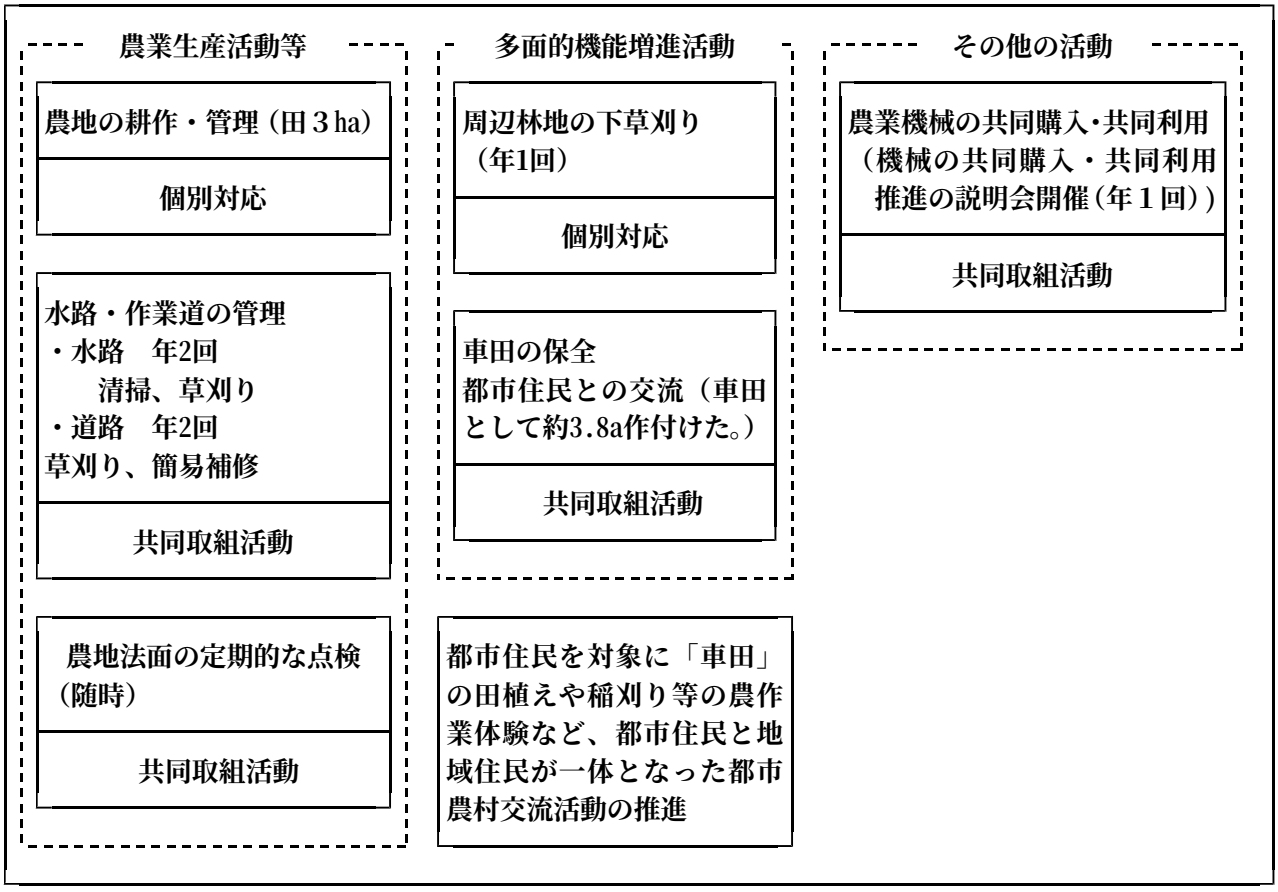

［平成15年度までの主な効果］

○集落全体での生産基盤の管理効率化

・共同取組活動として、水路、道路の清掃、草刈り等の実施（年２回）

○都市農村交流による地域の活性化

・「車田」の田植えや稲刈り等の農作業体験（3.8ａ）

○人と環境に優しい梅栽培

１．協定締結の経緯

御浜町阪本８集落は、町内陸部の山間地に位置し、急傾斜地を利用して梅の栽培が行われている。

当町では、もともと「年中みかんのとれる町」として柑橘の振興を図ってきたが、梅が比較的省労力で収益の期待できる作物であり、柑橘との組み合わせによる柑橘の条件不利地への植栽や高齢者による栽培などが可能であるという理由から、平成１１年度に設立された紀南広域交流「うめの郷」協議会と連携して、梅の振興も図っている。

平成１２年、中山間地域等直接支払制度の発足を契機に、集落の代表者をリーダーにスムーズに集落協定が締結され、町内でも最も早く梅の栽培に取り組むこととなった。これにより、柑橘類の不振等による耕作放棄地を復旧することができた。

２．取り組みの内容

当集落は、地元畜産農家から堆肥を共同購入して土づくりを行うとともに有機資材の投入等により化学肥料・化学農薬の低減に努めるなど、環境に配慮した営農を行っている。特に、梅の生産から加工までを手がけている参加者は、「より安全でより安心な商品を消費者に届けていくためには、これらの取組みは不可欠である」と考えている。

〈安心・安全な梅の生産〉

〈土づくり〉

集落協定の概要

市町村･協定名	三重県南牟婁郡御浜町阪本８集落協定（みえけんみなみむろぐんみはまちょうさかもとはちしゅうらくきょうてい）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
1.5ha	―	果樹（梅）	―	―
交付金額	個人配分分			50%
17万円	共同取組活動分（50%）	環境に配慮した営農を行うための農業資材の購入		48%
		繰越		2%
協定参加者	農業者　2人			

３．取り組みによる効果

作業内容としては協定締結以前と同様のことを実施しているだけではあるが、これを継続することにより、農業者の意欲が増すなどの効果がみられる。

活動内容の概要

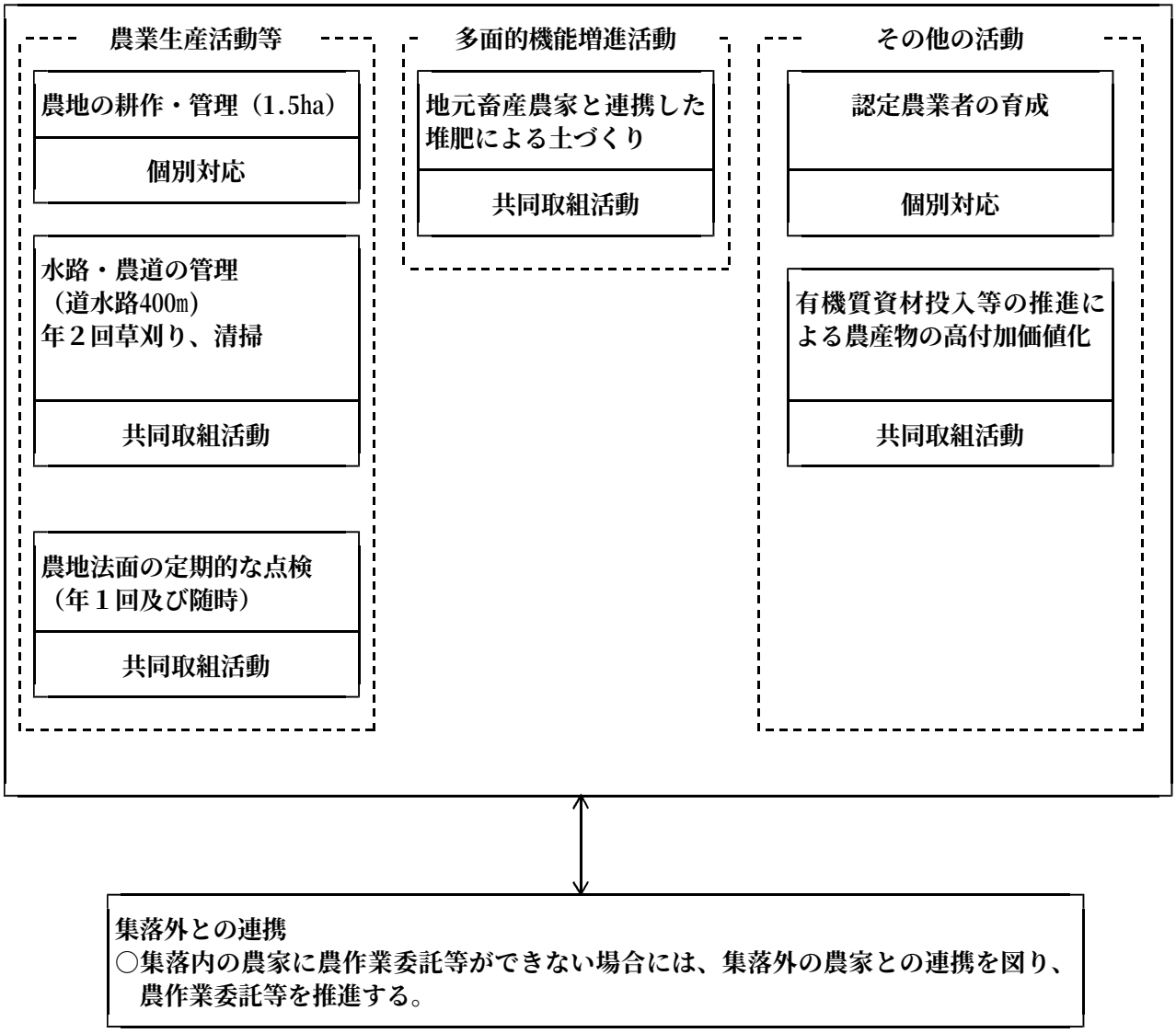

［平成15年度までの主な効果］
○農業生産活動の継続による耕作放棄地の防止、環境に配慮した営農による多面的機能増進活動の継続

○棚田オーナー制度による丸山千枚田の維持保全活動

１．協定締結の経緯

紀和町丸山集落では 、平成５年より丸山千枚田保存会を結成し、標高300mからなる山腹の棚田を復元する活動を開始した。平成８年からは、町と集落が一体となって、復元した田の一部を使用して千枚田オーナー制度を実施し、田植えや稲刈時に体験イベントを開催するなど、都市農村交流にも努めてきた。丸山千枚田は平成１５年度末までに、全体面積７ｈａ、水田枚数1,340枚が復元され、日本の棚田百選にも選出されるなど町の観光スポットになっている。

平成１２年度に集落協定を締結し、話合いの結果、個人配分を行わず、全額共同取組活動分として積立てることとし、石積みや畦畔の修復に備えている。

２．取り組みの内容

多面的機能を増進する活動として、千枚田オーナー制度及び景観形成作物の作付を実施し、オーナーを対象に田植えや稲刈りの体験イベントなど都市農村交流活動にも取り組んでいる。

〈田植えや稲刈りの体験イベント〉

集落協定の概要

市町村･協定名	三重県南牟婁郡紀和町丸山集落協定（みえけんみなみむろぐんきわちょうまるやましゅうらくきょうてい）			
協 定 面 積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
4.8ha	水稲	―	―	―
交 付 金 額	個人配分分			0 %
101万円	共同取組活動分（100%）	農業生産活動		1 %
		多面的機能を増進する活動		99 %
協定参加者	農業者　24人			

３．取り組みによる効果

耕作放棄していた２．４ｈａ分が復田された。また、体験イベントのリピーター率は５０％以上と高く、千枚田が都市農村交流活動の起点となり、この取り組みを通じて地元住民の千枚田保全の意識が高まった。

活動内容の概要

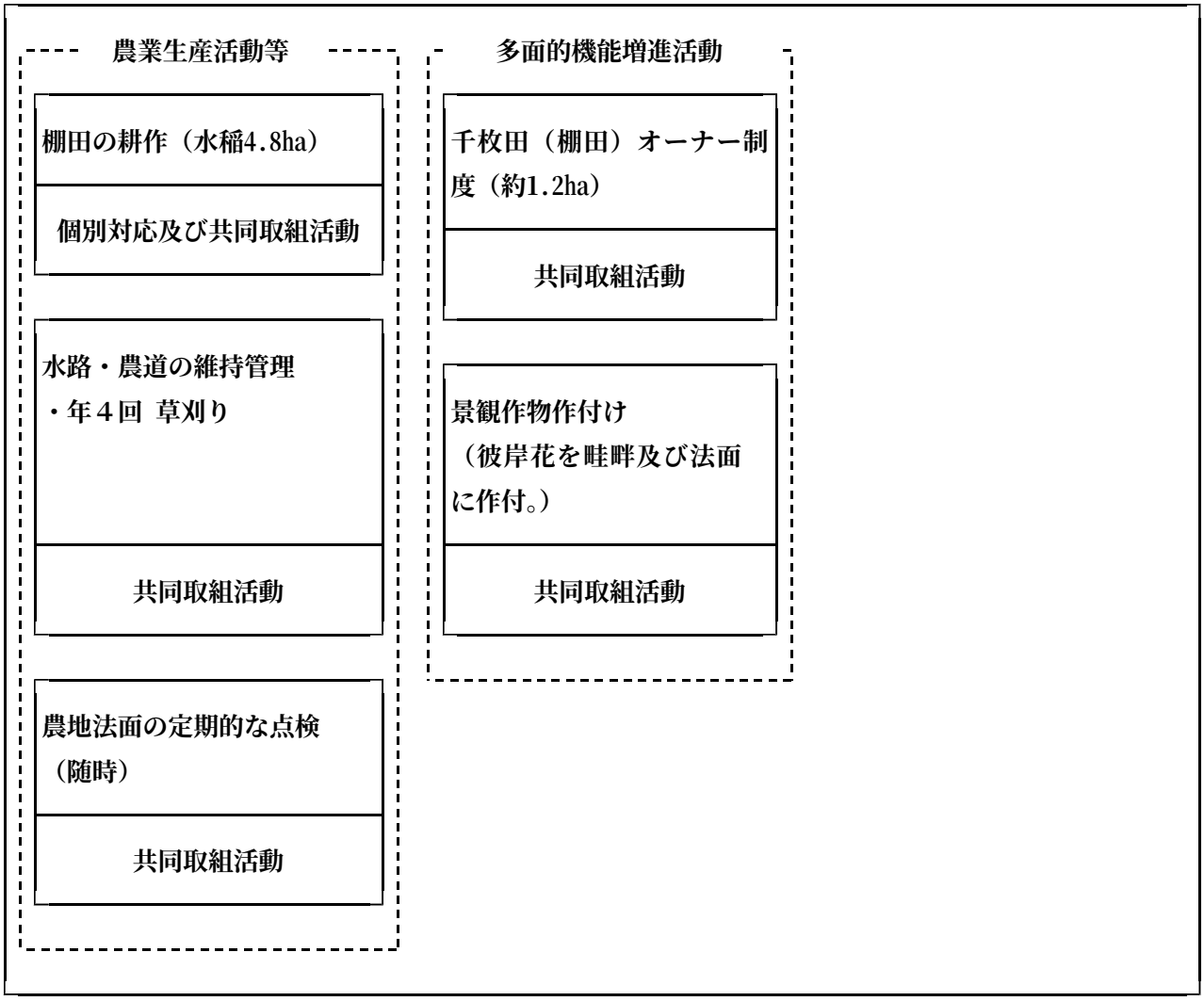

［平成15年度までの主な効果］

○千枚田（棚田）オーナー制度による都市農村交流

・千枚田（棚田）オーナー（約1.2ha、100組/年）

○千枚田（棚田）の維持保全活動

・千枚田（棚田）(約4.8ha)

○地域全体での共同取組活動

１．協定締結の経緯

強い傾斜に阻まれ条件不利な耕作地において、「地域はひとつ」の思いをもとに、関係８集落（対象農用地を持たない５集落含む)、土地改良区、地元水利組合、地域の全自治会など地域全体を包含した構成でこの協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

①農用地に関すること

土地改良区営農部会（本取組みをきっかけに、土地改良区に設立した営農専従部門）の作付け計画により、全対象地を含む一帯を「水稲専作区域」と定め、この土地にかかる転作麦作付けを地域内の他農地でカバーする土地利用を行っている。

〈水稲の収穫風景〉

②水路・農道等の管理に関すること

農道・水路とも各地集落行事として最低年間三回の清掃、補修作業を行っている。

③国土保全機能を高める取組み

土壌流亡防止板設置による農地機能低下防止策や、長大な畦畔を持つ圃場へ拮抗性地被植物（グラウンドカバープランツ）の植栽による崩壊防止機能の向上を進めた。近年ではこの新工法（種子直播法）の本地区気候風土への適応性を確認するため、現地評価試験を行いその可能性を研究している。

④自然生態系の保全に関する取組み

近年の「食の安全性」に対するニーズに応じた農業生産振興の為、滋賀県が進める「近江エコ自慢、環境こだわり農産品認証制度」に基づき、使用する化学合成肥料・農薬の使用薬剤数・回数に制限を設け、その代替技術として「琵琶湖・周辺環境への負荷削減技術」の実践を進めている。

集落協定の概要

市町村･協定名	滋賀県永源寺町（えいげんじちょう）　市原地区（いちはらちく）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
28.4ha	水稲（種子・食用）	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
482万円	共同取組活動分（100%）	農地保全活動		31.1%
		施設管理活動		35.3%
		多面的機能増進活動		3.1%
		生産性向上・担い手定着活動		27.0%
		事務経費		3.5%
協定参加者	農業者　50人 、生産組織・水利組合・土地改良区　各１組織			

３．取り組みによる効果

①農業生産に関すること

地域全体での集団営農活動が行えるきっかけとなった為、「適地適作」、「高品質・低コスト」農業の実践が可能となった。

②地域活動に関すること

地域活動への関心がさらに高まった。

③集落（地域）全体 に関すること

集落や関係者だけの問題とせず「地域全体の話題」ととらえる意識が向上した。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田28.4ha）
  - 共同取組活動
- 水路・作業道の管理・年3回 清掃、補修
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 土壌流亡防止版の設置による農地機能低下防止策の実施
  - 共同取組活動
- 圃場への拮抗性地被植物の植栽による崩壊防止機能の向上
  - 共同取組活動
- 「食の安全性」のニーズに応じた農業振興のため、使用する化学合成肥料・農薬の使用薬剤数・回数に制限

その他の活動

- 土地改良区内に設けた営農専従部門を中心とした地域集農体制による共同活動を展開
  - 共同取組活動
- 土地改良区、地元水利組合、地域の自治会など地域全体を包含した構成の協定参加
  - 共同取組活動
- 個人配分や役員報酬等、個人への支払いとなるものは全て廃し、活動経費に全てを配分し、余剰分を積立。
  - 共同取組活動

特徴的な取組み

①協 定 の 参 加 者：土地改良区、地元水利組合、地域の全自治会など地域全体を包含した構成の協定参加

②集落共同活動の内容：土地改良区内に設けた営農専従部門を中心とした地域就農体制による共同活動を展開。（地域全体の取組に寄与）

③交付金の使用方法：個人配分や役員報酬等、個人への支払いとなるものは全て廃止し、活動経費に全てを配分。

④他事業との連携等：協定参加者に地域における農地営農関連の全ての団体と全自治会が参加しているため、それぞれの行う事業との円滑な連携が図れている。

○市民公園など都市住民との交流から３集落がまとまる

１．協定締結の経緯

本地域は、中山間地域特有の小規模団地が分散している地域であるが、ほ場整備事業の実施や農村公園の設置・運営のために、平成６年度から３農村集落がまとまった活動を行ってきた。

本事業の集落協定締結のための事前協議の中でも、従来からの農村公園設置等を契機とした取組を継続するべく話し合いがまとまり、３集落が営農の一体性を持って協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

本集落は、平成９年に農村公園を設置し市民農園を開設したことにより、都市住民との交流が進み、交流活動を通じて集落の活性化を図ってきた。

本協定締結により、棚田の一部を活用した体験農園も併せて、「植付祭」・「収穫祭」等の交流イベントを実施している。

また、鳥獣被害防止対策などにおいても、３集落が共同で作業することにより、効率的に順次、防護ネットの設置等を進めている。

＜収穫祭（いも掘り）＞

集落協定の概要

市町村･協定名	京都府船井郡日吉町　畑郷（はたごう）				
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地	
13.9ha	水稲・その他（野菜）	―	―	―	
交付金額	個人配分分			50%	
226万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		5%	
		研修会等		5%	
		鳥獣被害防止対策		30%	
		多面的機能増進活動		5%	
		共同利用機械設備		5%	
協定参加者	農業者　39人				

３．取り組みによる効果

市民農園、体験農園の取り組みにより、農地保全に対して、集落内の意識高揚、都市住民の理解を得ている。

また、鳥獣被害防止対策などの共同取組活動においても、３集落が一体性を持って行うことにより、経費の節減、連帯性の強化に繋がっている。さらに、共同利用機械の導入・活用により、生産性・収益の向上が順次図れている。

活動内容の概要

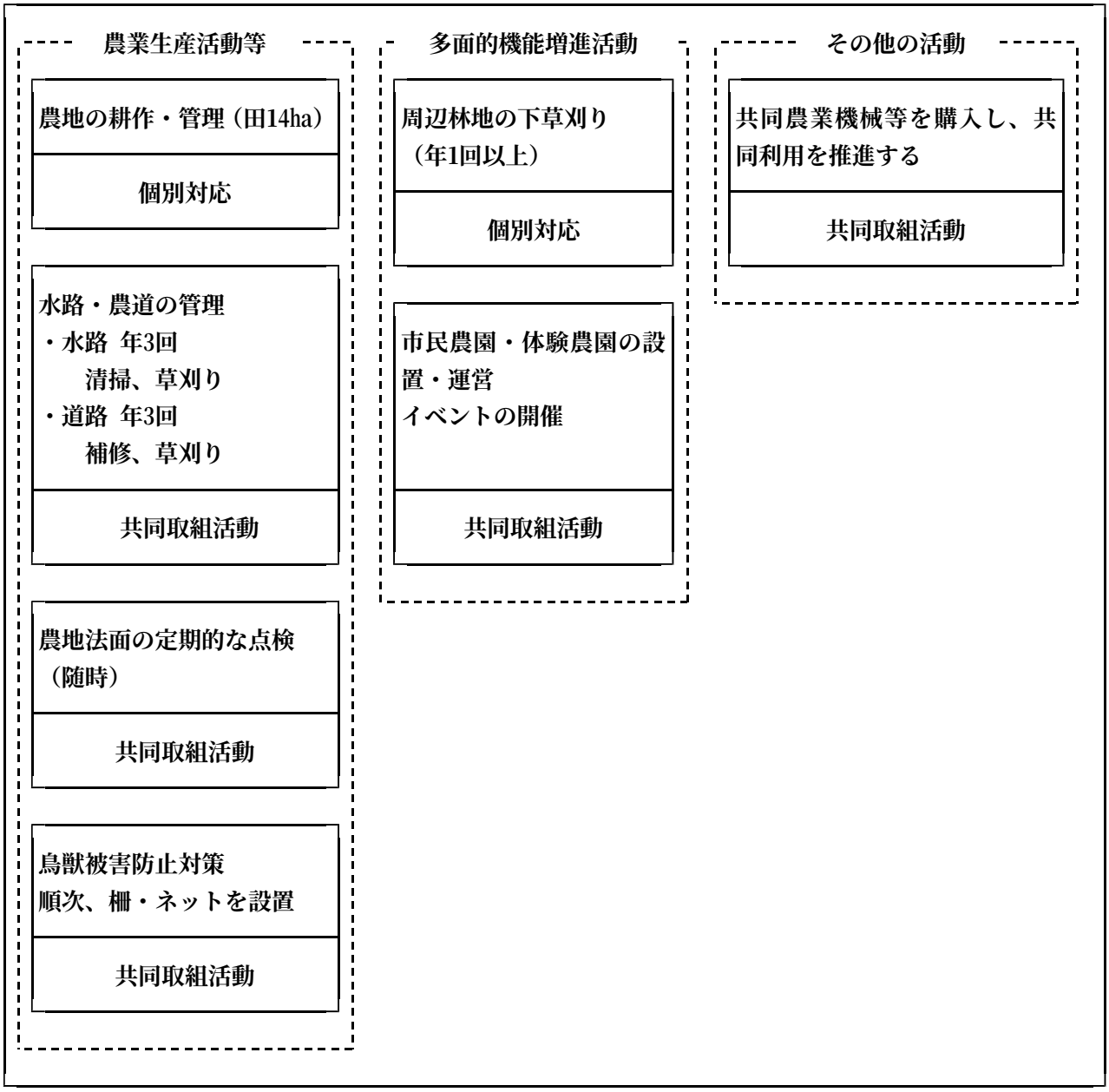

［平成15年度までの主な効果］
○市民農園・体験農園を中心としたイベント等により都市農村交流の推進
○鳥獣被害防止活動による農家生産意欲の向上

○集落を越えた取組等により、生産性の向上を図る

１．協定締結の経緯

従来、３つの集落が個別の営農活動を行っていたが、本事業の取り組みを協議する中で、京都府の２１世紀型地域農場事業（集落完結型で行われてきた農作業を、特に水稲部門に特化して複数の集落間で効率的に受託作業する組織化を進める）の取り組みと併せて、集落を越えた取り組みにより生産性・収益の向上を図るべきとの考えがまとまり、３集落が営農の一体性を持って協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

共同利用機械については、水稲用機械、黒大豆用機械などを順次導入しながら、農作業受委託の推進を図っている。

中山間地の農作業受委託推進には、特に鳥獣被害防止対策が重要となってくることから、３集落が共同で計画的に防護柵の設置等を進めている。

〈共同利用機械〉

３．取り組みによる効果

共同利用機械の導入・活用により、生産性・収益の向上が順次図れている。

また、鳥獣被害防止対策の事業においても、３集落が一体性を持って行うことにより、経費の節減、連帯性の強化に繋がっている。

集落協定の概要

市町村･協定名	京都府船井郡日吉町　志和賀（しわが）				
協定面積	田（100%）		畑	草地	採草放牧地
42.9ha	水稲・黒大豆、その他（小豆・壬生菜）		―	―	―
交付金額	個人配分分				50%
474万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成			3%
		農道・水路管理			7%
		鳥獣被害防止対策			5%
		共同利用機械設備			35%
協定参加者	農業者　55人				

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田43ha）	個別対応
水路・農道の管理 ・水路 年2回 清掃、草刈り ・道路 年2回 補修、草刈り	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （随時）	共同取組活動
鳥獣被害防止対策 順次、柵・ネットを設置	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回以上）	個別対応

その他の活動

共同農業機械等を購入し、共同利用を推進する	共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○共同利用機械の導入による水稲、日吉町の特産物である黒大豆の生産性・収益の向上

○鳥獣被害防止活動による農家生産意欲の向上

○牛の放牧と地域農場づくり協議会による農地保全管理

１．協定締結の経緯

野村（向田）地区は、農業従事者の高齢化が著しい伊根町筒川地域に位置し、担い手となるべき若者が町外へ流出する等により、５年間の農業生産活動等の継続が困難であるとの見解から、当初本事業の実施を見送っていた。

そのような中、高齢化の進む筒川地域全体をどうにか活性化できないかと話し合いがつづけられ、平成１２年度に農作業等受託を行う“筒川地域農場づくり協議会”が立ち上げられた。

農場づくり協議会の運営も、当初は苦労が多かったが、平成１３・１４年に耕作希望者のいない農地でそばの作付け等の取組みが開始され、また、平成１４年度にはトラクター・畦塗り機・直播機を導入、作業受託体制を本格化させ軌道に乗った。

このように、広域的な農作業受託の体制が整うとともに、他の地区の集落協定の取組みを見本として、当地区でも取組が可能ではないかと再び話し合いがもたれ、平成１５年度より取り組むこととした。

２．取り組みの内容

本町ではイノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害が増加しており、生産意欲の低下を招いている。そこで当交付金によって電気牧柵器を購入し共同防除を始めるとともに、京都府碇高原牧場のレンタカウ制度を利用したモデル放牧を取り入れ、荒廃農地の活用を行った。

放牧に関しては、今でこそ和牛繁殖農家が一戸となったが、以前は繁殖牛の産地であり牛の飼養経験者が多く、人員的に恵まれた地区であったことや、碇高原牧場に近く適切な指導が受けられたため不安感も少なくスムーズに放牧が行えた。

今後は、当地区の限定的な農地保全にとどまらず、筒川地域農場づくり協議会との連携をすすめ、農作業の受委託促進、農地の利用調整、特産であるそばの団地化等、集落の枠に留まらない広域的な活動を目指すこととしている。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="5">京都府伊根町　野村（向田）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
3ha</td><td>田（100%）</td><td>畑</td><td>草地</td><td colspan="2">採草放牧地</td></tr>
<tr><td>そば、水稲</td><td>－</td><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額
56万円</td><td colspan="4">個人配分分</td><td>50%</td></tr>
<tr><td rowspan="5">共同取組活動分
（50%）</td><td colspan="3">リーダー等育成</td><td>9%</td></tr>
<tr><td colspan="3">水路・農道等の維持管理</td><td>25%</td></tr>
<tr><td colspan="3">多面的機能増進活動</td><td>4%</td></tr>
<tr><td colspan="3">農作業受委託</td><td>5%</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td><td>7%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="5">農業者　7人、生産組織　1</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

京都府の行っているレンタカウ制度により碇高原牧場から和牛２頭を借受け、山際にある農地５筆へ放牧した。これは、農作物を作付けていない農地での草刈作業等の自己保全活動の代替えとなり、夏期の暑熱期に草刈り作業を行う必要がなく、作業が省力化できることはもちろん、イノシシ等の里への通り道（けもの道）となっていた場所が、牛の放牧場へと変わり、獣害対策にも効果があった。

また、牛を放牧し農地を守るという新しい試みによって、人が集まり、会話が生まれ、農地保全についての議論が深まった。

農道・水路の草刈等作業については、以前より共同で行っていたが、電気柵の設置作業も加わることにより、話し合いや共同作業の回数が増え団結が強まった。

筒川地域農場づくり協議会との連携をより深め、オーナー農園、放牧、特産物の作付け等を模索・検討して行き、継続的な営農活動の実施をめざす。

活動内容の概要

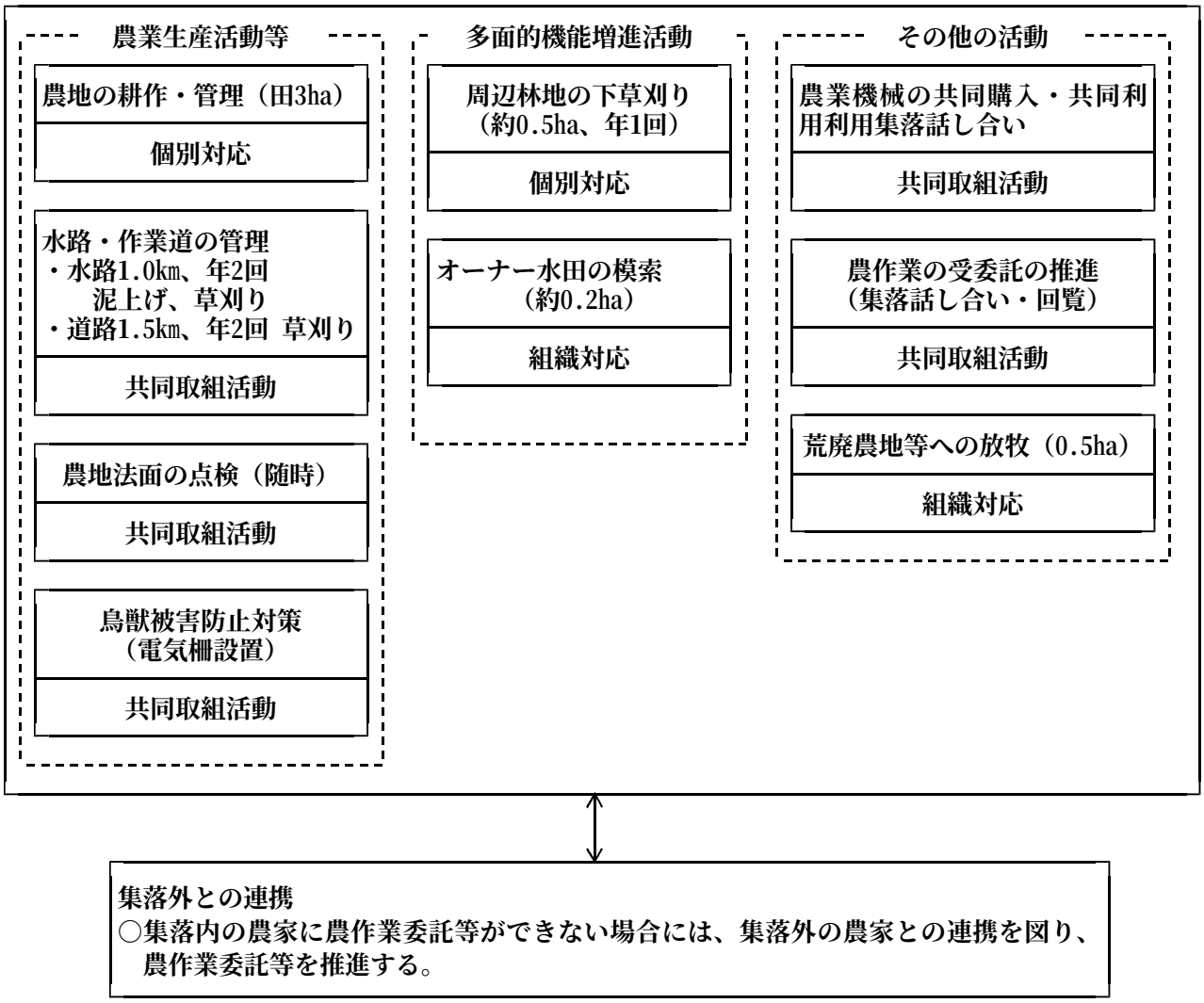

［平成15年度までの主な効果］
○農作業の受委託推進
・組織の大型トラクターの導入による水稲の直播作業(1.5ha・・・筒川地域全体)
○レンタカウを利用した放牧による農地保全(0.5ha)
○オーナー農園による都市農村交流活動等の模索
・水稲のオーナー制（0.2ha）

○集落協定を集団茶園で実施し、後継者育成を図る

1．協定締結の経緯

本町は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、兼業農家の増加などに加え、茶業主体であることから、比較的比重の軽い稲作部門での耕作放棄が増加している。これによって国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されてきた。そのようなことを踏まえ、本町では集団茶園（畑）の急傾斜地を基本として本制度の交付対象農地とすることとし、説明を行った結果、当集団内で協議を行い集落協定が締結された。

2．取り組みの内容

土地利用や農業施策の維持管理、将来の集落のビジョンや役割分担について話し合い、共同で対象農地のみならず農道や畦畔の簡易補修及び草刈り、防霜ファンの適正な維持管理を行うことはもとより、茶農家の後継者の確保を図っている。

＜集団茶園と管理用通路＞

3．取り組みによる効果

農地・法面の管理については、協定締結以前から取り組んでいたが、書面による締結書を作成したことによって、個々人がさらに意識して取り組むようになった。また、共同取組活動を通じて、集落内において、茶園の管理方策及び今後の方針、後継者の育成についての話し合いの機会が増えた。

集落協定の概要

市町村･協定名	京都府宇治田原町（うじたわらちょう）　松尾（まつお）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
6.7ha	－	茶	－	－
交付金額	個人配分分			0%
78万円	共同取組活動分	共同利用施設整備等費		100%
	(100%)			
協定参加者	農業者　12人			

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （畑6.7ha）	個別対応
水路・作業道の管理 ・水路　年2回 　清掃、草刈り ・道路　年2回 草刈り	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （随時）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回）	共同取組活動
土壌流亡に配慮した営農	共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用	共同取組活動
農作業の受委託の推進 （農作業受委託についての説明会開催）	共同取組活動
担い手の育成・確保 （担い手農業者６名入植）	共同取組活動
環境保全型農業の推進 （緩行性被覆肥料を主体とした自家配合の導入・減化学肥料並びに有機質肥料の投入）	共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］
○話し合いの機会が増え、集落としての結束力が増した。
○協定参加者自らの手による農水道の管理と簡易補修
○共同取組活動に対する意欲向上

○集落全体の協同取組活動における農地保全

１．協定締結の経緯

本地区は地区内農地のほぼ全域が、ほ場整備実施済みである。

近年は農家数の減少による農家間の連携の弱まりから、農地の管理等は個人で実施していた。ほ場整備済みではあるが、傾斜水田であるために法面が広く、個人対応では法面の一部と畦の管理で精一杯で、共同利用している道路・水路は管理が不十分な状態であった。

このため、道路・水路等及び法面の共同管理を復活させることを目標に、集落協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

個々の農家の生産意欲の向上を図るため、交付金の半額を個人配分とし、共同取組活動分は共同農機具の購入、共同作業の費用に使用している。

畔塗り機械や草刈り機等を購入し、共同で道路・水路の管理を行っているが、作業の安全のための講習会を年２回実施している。

この共同作業を通じて連帯感が再構築され、集落の担い手への面的集積も始まっている。

＜通作道路の法面と水田風景＞

＜法面の草刈り風景＞

集落協定の概要

市町村･協定名	大阪府豊能郡能勢町（のせちょう）　野間大原（のまおおはら）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
18ha	水稲､野菜	-	-	-
交付金額	個人配分分			50%
378万円	共同取組活動分（50%）	共同利用機械購入費		37%
		共同取組活動費（畦塗り、講習会等）		13%
協定参加者	農業者 28人			

３．取り組みによる効果

本制度の導入が共同で作業を行うきっかけとなり、より集落内の農家間の連携・結束が図れるようになった。

このことが、営農意欲を向上させ、農地を担い手へ集積させる動きが出てきている。

活動内容の概要

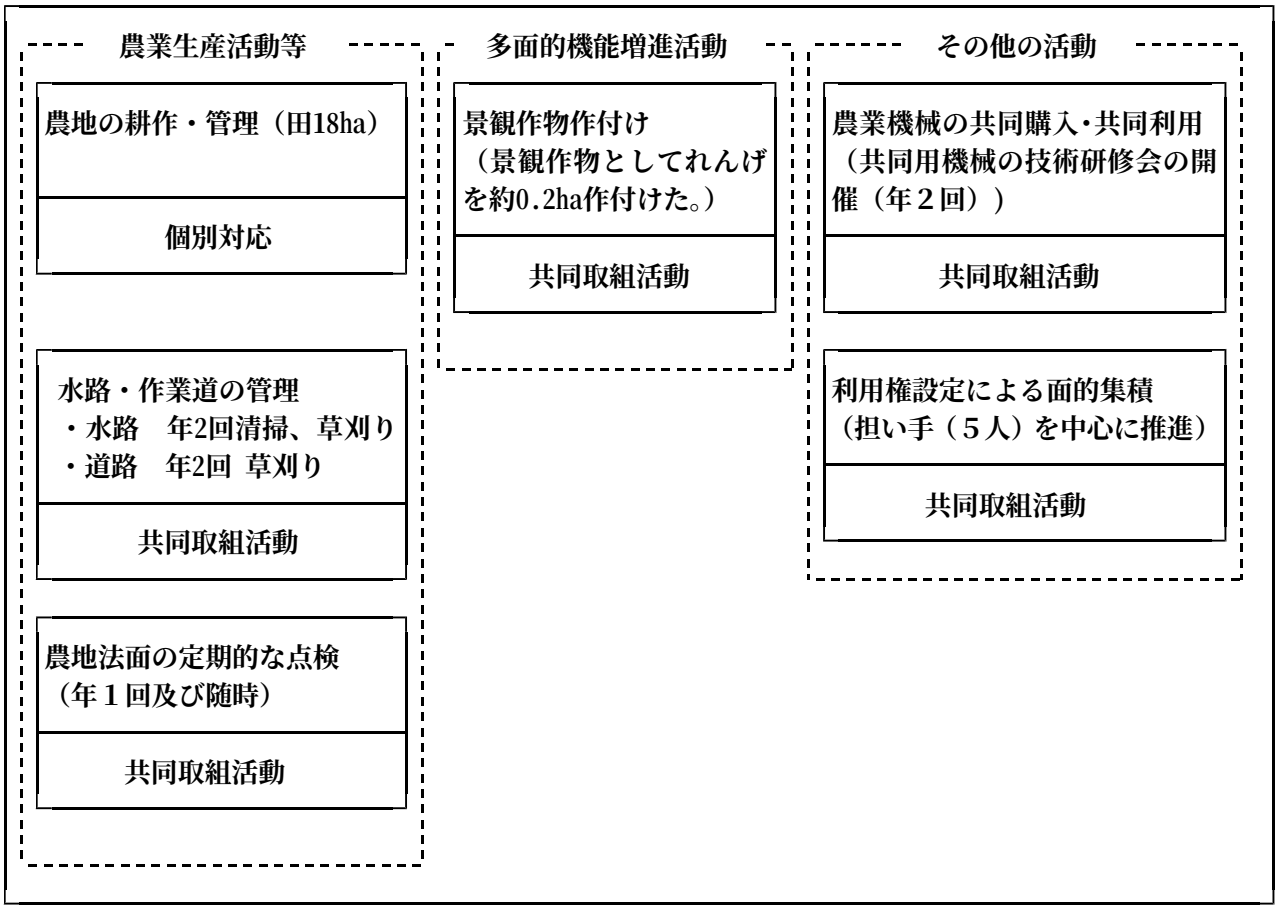

［平成15年度までの主な効果］
○共同用機械を購入による営農の効率化
　・畔塗り機械の購入
○担い手への利用集積（１ha）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・れんげ（0.5ha）を作付
○道路・水路や法面の点検・管理を協同で行なうことにより、集落内農家間の結束が図れた。

○青壮年会が推進して活力ある農業集落へ

１．協定締結の経緯

平成１２年度に農会が中心となって本制度に取り組もうとしたが、高齢者が多く、事務作業等が順調に進まず実施を見送った。そして、平成１３年から五斗長青壮年会が中心となって、地域づくりを考えながら、集落農家（2農会、43農家）へ制度の説明や水稲作付けとの整合性の調整を行った。その結果、平成１４年度に地区内農家の同意を得て協定を締結した。なお、その間の事務作業等は青壮年会が一貫して行なった。

２．取り組みの内容

農地の耕作・管理は個別対応とし、共同取組活動としては、ため池、用排水路、農道等の草刈り、景観作物の作付けを行う。また、若手農家が高齢者から作業受託する時の支援も共同取組として行っている。

その他にも、集落活性化のために先進地視察研修やまちづくり講演会の開催等を行なっており、農村ボランティアの募集も行っている。

なお、平成１６年度からふるさとむら会員（農村ボランティア）を受け入れ、都市住民との交流によりさらなる活性化を図っている。

〈景観作物の作付け〉

〈講演会の開催〉

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県津名郡北淡町　五斗長（ごっさ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
36.3ha	水稲、たまねぎ等	―	―	―
交付金額	個人配分分			57%
763万円	共同取組活動分（43%）	多面的機能増進活動費（景観作物の作付）		16%
		農地管理費等		6%
		水路農道管理費		21%
協定参加者	農業者　43人			

３．取り組みによる効果

協定参加者の後継者である青壮年会メンバー（３５人）が活動を行なっていることから、後継者の集落活動への関心が向上し地域活動が活発化した。そして、活動を通じて集落の事柄や慣習にも関心を持ち、活性化の提案も出るようになった。

先進地視察研修は、集落すべてを対象としているため世代を超えた交流が行われている。

また、まちづくり講演会は、集落の将来を考える機会となり、集落活性化への共通認識が芽生えた。

活動内容の概要

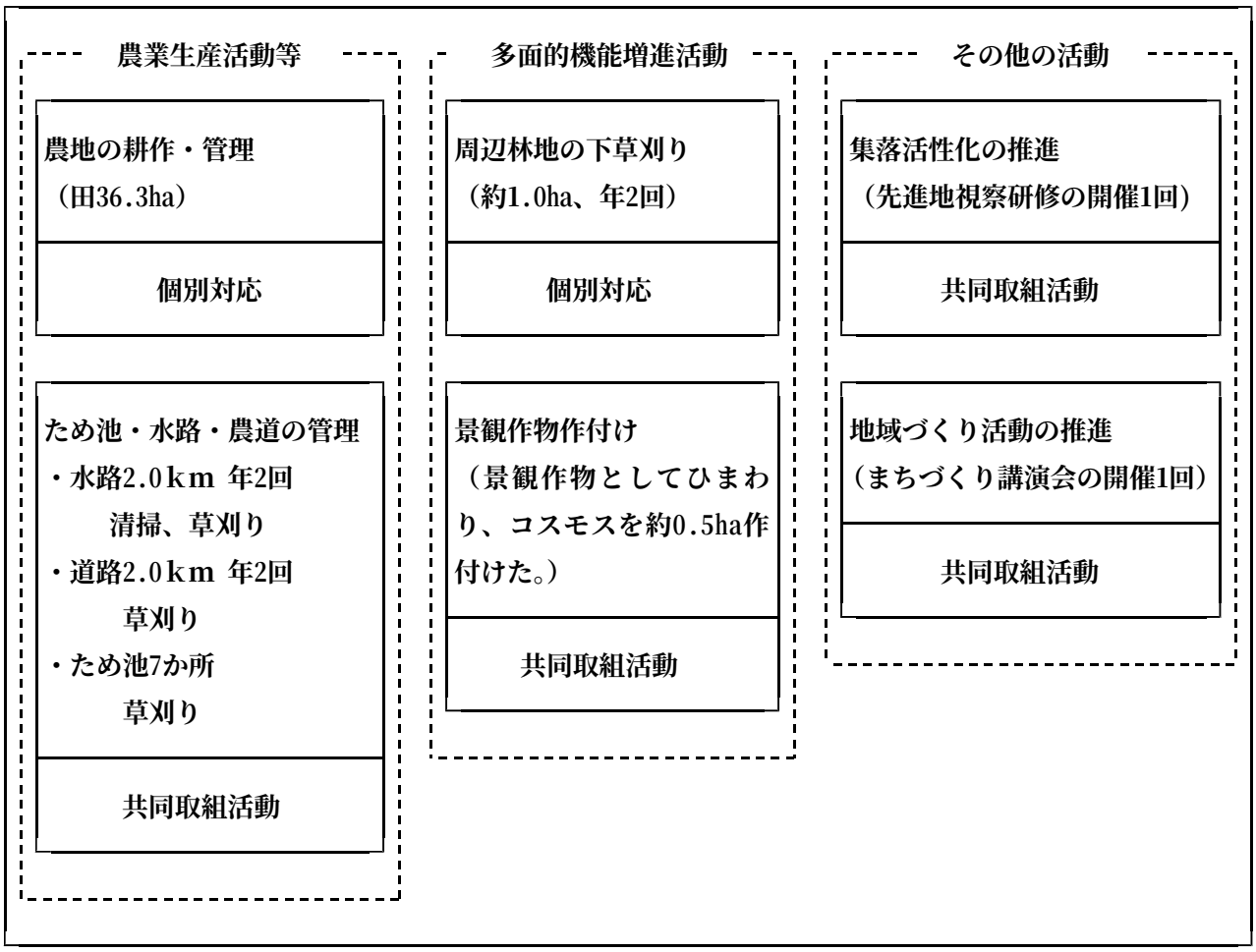

［平成15年度までの主な効果］

○集落ビジョン策定のための取組の強化

（先進地視察研修（出石町・大区画ほ場整備、八千代町・滞在型市民農園）55名参加）

○地域活性化のための取組

（まちづくり講演会（日本ふるさと塾主宰萩原茂裕氏）70名参加）

○景観作物の作付けによる地域の活性化

（ひまわり、コスモス（各0.5ha）を作付け、集落をＰＲ）

○そばをテーマに交流事業と特産品づくり

１．協定締結の経緯

農地面積約２１ｈａのうち１１ｈａの田が棚田等急傾斜地で直接支払の対象となり、これらの田においては、耕作放棄地が懸念される中で、どのように農地を管理するか頭を悩ませていた。

そこで、本制度が始まったことを契機に、「集落の農地を集落で守ろう」を合い言葉に子どもたちに自信をもって渡せる魅力ある農村づくりの気運が高まり、本制度に取り組んだ。

２．取り組みの内容

農道や水路の管理用として、共同刈り払い機を購入した。また、高齢化により管理が難しくなった農地については集落で管理している。

また、地域景観の創造と農地保全のため、「そば」の栽培を推進している。（平成１５年度は１１９ａを作付け。うち0.5ａ１口で２０口からのオーナー制）。なお、オーナーにはそばの種まきと刈り取り、収穫後のそば打ち大会に来てもらい、農作業体験とともに地元住民と交流を深めており、このそば打ち大会のために粉ひき機を購入した。

さらに、「田毎（たごと）グループ」を結成し、そば加工に取り組んでいる。同グループは、町の特産物加工講座に参加し、試験生産を経て、平成１６年６月からそばぼーろ「そば娘（そばっこ）」の本格販売を計画している。

〈そば打ち大会〉

＜そば加工品「そば娘（そばっこ）」＞

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県宍粟郡一宮町 福田（ふくだ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
11.1ha	水稲、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			39%
233万円	共同取組活動分	リーダー育成・会議費等		18%
	(61%)	水路農道管理費		13%
		そば関係事業費		8%
		共同利用機械購入費		10%
		研修会費（先進地視察、そば加工視察）		12%
協定参加者	農業者　47 人			

３．取り組みによる効果

以上のような取り組みを通じ、集落の活動が活発化し、また交流事業ではそば打ちの講師を神戸市から呼び、オーナーも京阪神から度々来訪し、地域の「にぎわい」が進んでいる。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田11ha）
  - 個別対応・場合により共同取組活動
- 水路・作業道の管理
  清掃、草刈り
  ・水路3.2㎞、年2回
  清掃、草刈り
  ・道路3.8㎞、年2回　草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年2回及び随時）
  - 共同取組活動
- 特産品の開発
  ・農産加工グループ結成
  （名称：田毎グループ）
  結成平成14年8月
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈（約0.7ha、年1回）
  - 個別対応
- 景観作物作付け（景観作物としてそばを約1.2ha作付けた。）
  - 共同取組活動
- そばのオーナーを通じグリーンツーリズムの推進
  集落内農産物加工グループ（田毎グループ）によるそばの加工
  町内農業者によるふれあい市２か所と農協設置のファーマーズマーケット、道の駅、町内宿泊施設、町内温泉施設との連携によるそばの加工品販売の推進

その他の活動

- 農業機械の共同購入・共同利用（機械の共同購入・共同利用）
  - 共同取組活動
- 農作業受委託の推進（農作業受委託についての説明会開催（年1回））
  - 共同取組活動（水管理は各農家）
- 利用権設定による面的集積
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成15年度までの主な効果]

○そばのオーナー制を活用した都市住民との交流の推進
（オーナー登録２０人、そば打ち大会の開催　６０名参加）

○そばを栽培し、農産加工グループによるそばの生産・販売（加工グループ　9名）

○体験農園開園や有機米栽培で地域の活性化を目指して

１．協定締結の経緯

以前から水田の耕作管理を各農家が行ってきたが、農家の高齢化や後継者不足など(17名中50歳以下は2名)により、適正な水田保全や農道・水路管理が困難になっていた。また、山間地域であるため鳥獣による農作物の被害に悩まされていた。

そこで、集落の役割を強化して地域全体で農地を守っていこうと考え、協定を締結する運びとなった。

なお、協定締結にあたり、体験農園の開園や米の有機栽培など高付加価値生産を推進し、地域の活性化を目指すことを目標に掲げた。

２．取り組みの内容

集落総出で、河川堤防、用水路、農道などの草刈り作業を実施している。また、排水路の清掃については、地元婦人会に委託し、土砂さらいや草刈りの作業を通じて農地保全に取り組んでいる。耕作を継続できない場合は、賃借権設定又は農作業委託により荒廃から土地を守る対策に取り組んでいる。

担い手の育成では、集落内の青年層を対象にトラクターの構造及び機能の概要説明会を開催している。また、現地にて操作方法の実習を行っている。

鳥獣害対策では、集落内を取り囲む電気柵の配線作業や鹿垣ネットの設置などに取り組んでいる。

そして、農協及び農業改良普及センターの指導のもと、コシヒカリの有機栽培を行い、地元産ブランド米の確立に取り組んでいる。

また、オーナー制度によるさつまいも掘り体験農園を開園し、都市住民との交流を行うとともに景観作物（れんげ）の作付けにより地域の活性化に取り組んでいる。

〈トラクター構造・機能説明会〉　〈サツマイモ堀り体験農園〉

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県加美町　山寄上（やまよりがみ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
8.3ha	水稲、野菜	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
129万円	共同取組活動分（100%）	多面的機能増進活動費		40%
		水路・農道等の管理費		32%
		農地管理費		11%
		研修会費		5%
		鳥獣害防止対策費		1%
		その他		11%
協定参加者	農業者　17人			

３．取り組みによる効果

・集落全体で農地や水路を守っていこうという気持ちが強くなっている。

・賃借権の設定及び農作業委託により遊休荒廃地化の防止につながっている。

・後継者育成活動により青年層に自覚が芽生え、農業に対する取り組みが一層強化されている。

・地域周辺に張り巡らした防護柵により、獣害が減少し始めている。

・さつまいも掘りの体験農園の活動を継続することにより都市住民との交流が進められ、集落の活性化が図られている。

・地元産ブランド米の確立までには至っていないが、コシヒカリの有機栽培に取り組み、品質収量安定のための栽培方法の確立が図られている。

・景観作物（れんげ）の作付けにより地域の活性化が図られている。

活動内容の概要

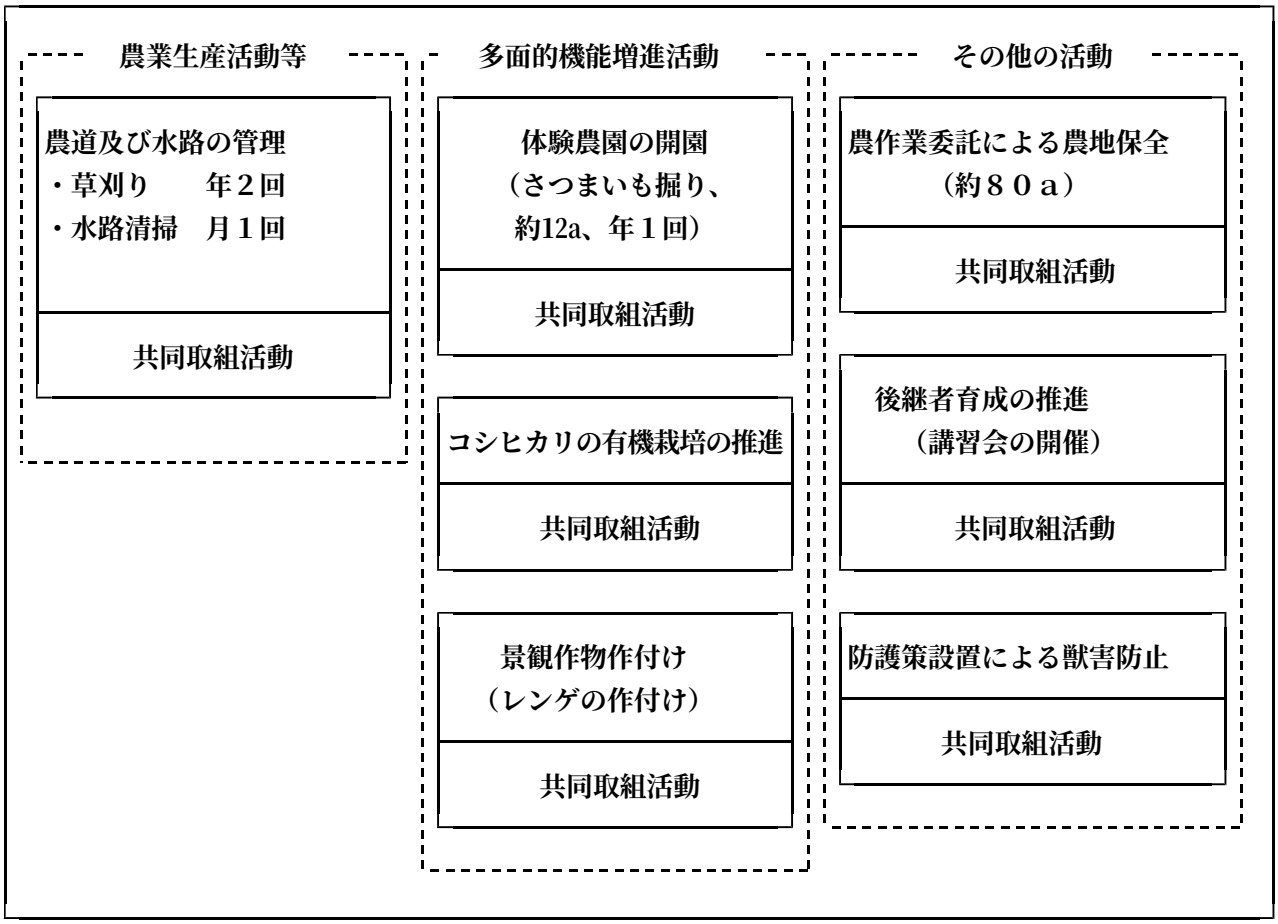

［平成15年度までの主な効果］

○農作業委託による農地保全（約８０アール）

○後継者育成の推進

○さつまいも掘り体験農園の開園による地域の活性化（約１２ａ作付、紅あずま、約４５０人参加）

○コシヒカリの有機栽培の推進

○共同作業で集落周辺管理

1．協定締結の経緯

本村は地形が厳しく平地に恵まれないことから、農業は茶を基幹作物とした大和茶の振興を図ってきた。茶畑は山林を開墾して造られたところが多く、基盤整備は遅れている。

茶の営農は個別完結型が主となっていることもあり、集落の団結力は低下し高齢化の進展と相まって、特に急傾斜の茶畑は、乗用茶刈機等が入らないこともあり不耕作地になりやすい状況にあった。

このような中、本制度を契機に共同意識を高め、農業生産条件の不利益を共同取組で補い、茶の品質安定に共同で取り組もうという気運が高まり協定締結に至った。

2．取り組みの内容

本集落は、山腹に開かれた茶園が集団化しており、農業者４人が個別に営農している。

これまで、個々の持ち場や区域で営農管理していた茶園に通じる農道の草刈りや溝の泥上げ、農地周辺の刈り払い等を共同で行い、通作の安全性の確保や景観形成等、安全で美しい環境づくりに努めている。

〈農道管理作業風景〉

〈通作道周辺の草刈り風景〉

集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県月ヶ瀬村　月瀬（つきせ）６			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
2ha	―	茶	―	―
交付金額	個人配分分			52%
23万円	共同取組活動分（48%）	リーダー育成		11%
		水路・農道等維持管理		27%
		農地維持管理		10%
協定参加者	農業者　4人			

３．取り組みによる効果

集落で話し合いを重ね共同取組活動を行うことで、集団により農地を守るという意識の高まりとともに、むかしながらの助け合い精神を醸成している。

また、防霜ファンの一斉稼働により防霜効果が高まり、高品質茶の安定生産につながっている。このことが周辺茶農家の刺激となり地域が活性化している。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（茶畑2ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理
  - ・水路0.7㎞、年2回
    泥上げ、清掃、草刈り
  - ・道路2.0㎞、年2回
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期点検
  （年２回、随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  （約0.2ha、年1回）
  - 共同取組活動
- 土壌流亡に配慮した営農
  （畝間への敷ワラ実施）
  - 個別対応

その他の活動

- 農作業の受委託の推進
  ・農作業の効率化を推進するため受委託を進める。（0.7ha）
  - 共同取組活動
- 面的集積
  （0.4ha）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

○地域総出の道作り作業への参加等、地域の環境改善に努めている。

［平成15年度までの主な効果］

○集落農家間での農作業の請負等、助け合いの精神が復活し耕作放棄の防止につながった。

○防霜ファンの管理や稼働を共同化することで、集落全体の防霜効果が高まり、茶の価格安定につながった。

○茶価の安定・向上のために集落の話し合いを続けた結果、農家の営農意欲が向上している。

○農業生産活動等による農村景観の形成

１．協定締結の経緯

田代集落は、本宮町の南部の標高100～150メートルの山地に位置し、農地の大部分が棚田である。集落の耕作者は、ほとんどが高齢で後継者がなく、また集落のリーダー的な者もいない状態で、農業生産活動等は耕作者が個々に行っている状況であった。

集落協定の推進においては、集落説明会を実施し、直接支払制度の趣旨や内容を説明したが、参加者からは、高齢であるため体力的に５年間継続して耕作することの大変さ、耕作放棄した場合の連帯責任、交付金の遡及返還等について不安である旨の意見が出され、リーダーの不在ということもあり協定締結は難しく思われた。

そのような状況のなか、町の担当者と区長との間で何度も話し合いを行い、各農家を個別に訪問し推進することにより、集落の合意を得ることができた。

集落協定書の策定においても、担当者と区長が中心となって、参加者の意見を充分聴きながら、取りまとめを行い協定締結に至った。

２．取り組みの内容

（１）水路・農道の草刈りや整備を行うとともに、農地と一体となった周辺林地の草刈りを共同で実施している。

（２）農地法面の崩壊を防止するため、定期的な点検と大雨時や台風後に集落内の担い手を中心に点検を行っている。

（３）鳥獣被害防止対策として、協定農用地へ柵及びネットを設置し、猿・猪・鹿等による農作物への被害を防いでいる。

（４）堆きゅう肥の施肥については、稲刈り後の稲わらを有効に活用している。

（５）一部の水田において、価値の高い品種の作付けを行い高付加価値型農業の推進を実施している。

（６）担い手の定着を目指す取り組みとして、担い手への利用権設定による面的集積を促進している。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">和歌山県東牟婁郡本宮町　田代（たしろ）集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
2ha</td><td>田（100%）</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交付金額
47万円</td><td colspan="3">個人配分分</td><td>53%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共同取組活動分
（47%）</td><td colspan="2">農業生産活動等（鳥獣被害防止対策）</td><td>47%</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　7人</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

（１）集落内の担い手が中心となって、農地法面の点検を実施しており、崩壊を未然に防止している。

（２）交付金を活用した鳥獣被害防止対策による農用地への柵及びネットの設置により農作物への被害がなくなり、農家の耕作意欲と生産性の向上につながっている。

〈棚田の維持確保と景観保持の状況〉

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田2ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理
  ・水路　年2回　清掃、草刈り
  ・道路　年2回　草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回及び随時）
  - 共同取組活動
- 鳥獣被害防止対策（協定農用地への柵及びネット等の設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年1回）
  - 個別対応
- 堆きゅう肥の施肥（稲わらを施肥し有効に活用している。）
  - 個別対応

その他の活動

- 高付加価値型農業の推進（価値の高い品種の作付けを推進）
  - 個別対応
- 利用権設定による面的集積（担い手を中心に推進）
  - 共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○集落において話し合いの回数が増えた。また、集落協定代表者がリーダーとなって農業生産活動等が行われるようになった。

○農業生産活動等を通して、耕作の継続・農地の保全につながり、集落全体としての農村景観の形成がなされた。

○そばつくりで集落の活性化

１．協定締結の経緯

鳥取市高路地区では、平成８年にむらづくり推進協議会を設立し、田植えや稲刈り、農業機械の利用を共同で行い、耕作放棄地を出さないような取組を行っていた。

平成１２年に直接支払制度を導入してからは、小規模団地が分散している地域にもかかわらず、農用地の維持管理や水路・農道管理、有害鳥獣対策、そばの作付けから収穫、そばうち体験等も共同で行うようになった。

今後、さらなる集落の活性化を図ろうとしている。

〈共同草刈作業〉

〈転作のそばまき〉

２．取り組みの内容

高路地区には集落協定が５つあり、協定１～５は分散しているが、高路２及び３については協定内でも小規模に分散している。

この高路２及び３の協定では、各農家の耕作地が分散しており、これまで個人で行っていた有害鳥獣対策、農用地・農道・水路管理等を協定締結と同時に共同で行うようになった。

さらに、耕作が困難になったほ場において、集落協定５つが、共同で転作のそばまき、収穫、そばうち体験等を行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県鳥取市（とっとりし）　高路（こうろ）１，２，３，４，５			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
17.8ha	水稲、大豆、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			46.4%
246万円	共同取組活動分（53.6%）	農用地維持管理		5.8%
		水路農道管理費		14.1%
		集落活動（そば蒔き等）		21.6%
		有害鳥獣対策		5.7%
		その他		6.4%
協定参加者	農業者　56人、水利組合　6			

３．取り組みによる効果

自己負担の多いむらづくり活動に、この制度による交付金が充てられることにより、むらづくり運動の費用の面での余裕が出てきていると同時に活動が活発化しつつある。

むらづくり推進協議会によるそばまき面積は、７７，４３５m²に増加し、７００ｋｇの収穫を行っている。収穫したものは、月の第３日曜日に開く、集落のそばうち体験で年間８００食を供給している。

また、鳥取市のトットリ・イモコンフェスティバルに参加するなど、イベント等にも積極的に参加している。

最近、有害鳥獣対策で最も力を入れているのはイノシシ対策であり、トタン、網などを使い、共同で被害を抑えている。

〈そば打ち体験〉

活動内容の概要

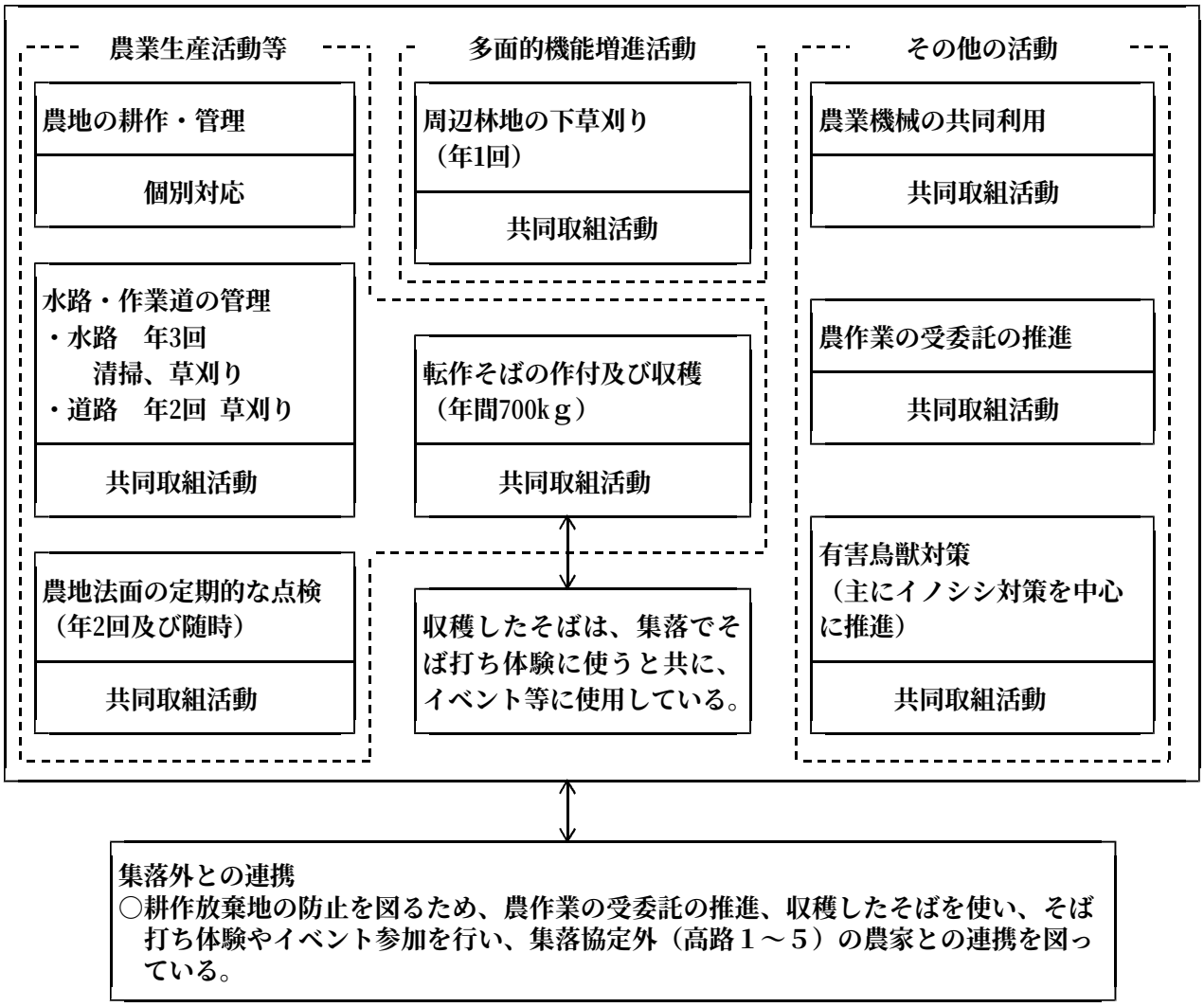

［平成15年度までの主な効果］

○転作作物のそばの作付けによる地域の活性化

・協定内外に耕作が出来ないところがある場合、転作作物のそばを作付けし、耕作放棄地を出さないようにしている。

・むらづくり推進協議会によるそばまき面積は、77,435m²に増加し、700kgの収穫を行っている。

○都市との交流を契機に集落の活性化を推進

１．協定締結の経緯

当地区の人口は昭和３０年の１０７人をピークに過疎化の進行とともに減少しており、現在では１７戸、５５人とピーク時の約半分にまで減少している。小中学生７人、高校生１人、６５歳以上の高齢者が１６人で極めて高齢化率が高く、慢性的な担い手の不足により集落の活力が低下し、耕作放棄地を防止する対策を講じるまでには至らなかった。

現状に危機感を持った集落は話し合いによる合意形成の結果、都市交流を軸とした農業体験等による集落活性化計画を策定し、これまでに補助事業等で取得した施設の有効活用の推進及び耕作放棄地の防止を目的として本制度を活用することとなった。

２．取り組みの内容

①農業生産活動及び多面的機能を増進する活動（本交付金と共に他事業を活用して実施）

共同取組活動として、水路や農道の維持管理及び鳥獣被害対策としてのイノシシの防護柵の設置等の他、都市との交流として、大阪いずみ市民生協と地区民との田植え、稲刈り等の農業体験を行っている。また、小学生を対象に、田植えや稲刈りをしながら環境について学ぶ「田んぼの学校」を実施することにより、多面的機能を推進する活動を行っている。

②地域の伝統文化を継承する活動（本交付金と共に他事業を活用して実施）

集落の高齢化に伴い、一時期存続が危ぶまれていた人形浄瑠璃芝居が、女性グループを加えた活動へと拡大し、都市部への出張公演を行っている。また、平成１２年より月１回のペースで教育、文化、政治、経済など様々な分野の講演会を実施している。

〈都市との農業体験交流〉

〈小学生による「田んぼの学校」〉

集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県八頭郡智頭町（ちづちょう）　新田（しんでん）集落協定			
協定面積	田（98%）	畑（2%）	草地	採草放牧地
7ha	水稲、リンドウ	野菜	―	―
交付金額	個人配分分			50%
156万円	共同取組活動分（50%）	集落活性化基金積立		30%
		水路・農道等管理		20%
協定参加者	農業者　16人			

※集落活性化基金は、ＮＰＯ法人の活動に充てられている。

３．取り組みによる効果

農業体験により将来を担う子供達が農業や自然環境に興味を持ち楽しんでいる姿を見て、農地を含めた自然環境の保全に対する意識の高揚が図られた。

これまで縁遠かった都市住民との交流により、住民一人一人の意識が変化し、自治組織「新田村づくり運営委員会」は地域の自立を目指し、本交付金が平成１２年のＮＰＯ法人設立への一助となった。

活動内容の概要

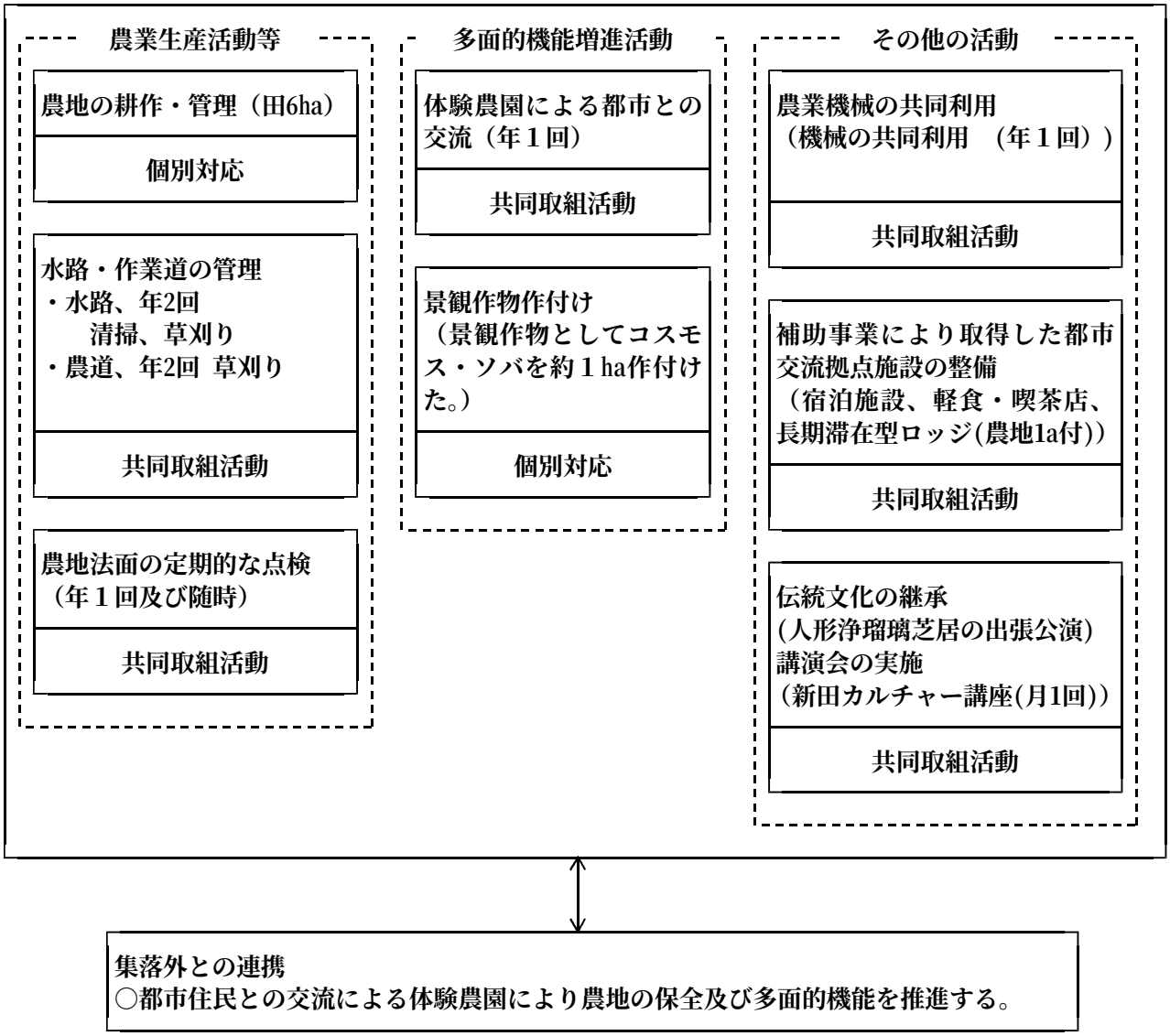

［平成15年度までの主な効果］
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
・交流施設の整備による野菜、農産物の提供、販売
・農業機械の共同利用
○体験農園による都市農村交流の推進
・田植え、稲刈り、芋掘り等（約０.４ha、延べ５００人）

※ 特定非営利活動法人新田むらづくり運営委員会は、新田集落の発展を目的に、集落の活性化のための各種むらづくり事業を行っている。

○集落営農組合の設立により農用地管理を維持

1．協定締結の経緯

当地区で生産調整の対象とした湿田は、転作作物の作付けに不向きなところが多く、主として自己保全管理を行ってきた。しかし、零細な農家にとって、水田の機能保持のための管理労務の負担は重く、所有者の高齢化も進展する中で、耕作放棄地が増加していた。

加えて、米価の低迷や収益率の悪化に伴い、作業受委託や利用権設定が進行し、地縁的な人の繋がりが薄れるなど、農用地と集落の機能不全が懸念されていた。

こうした中、協定締結に向けた話し合いを進め、当初は大規模経営を目指す農家と規模縮小を図りたい農家との間に、農業経営と集落機能に対する考え方の違いがあったが、集落機能を維持していくためには、農作業への共同取り組みが必要であるとの共通認識が形成されたことで、町内会の構成員のほとんどが協定に参加する結果となり、集落町内会の組織維持にもつながっている。

2．取り組みの内容

集落営農組合を設立して、農業機械・施設の共同購入・共同利用を進め、農作業の共同化（病害虫防除、水路維持管理、技術研修）を推進することによって、農用地の管理を省力化しつつ集落機能の維持を図っている。

これは、集落機能を維持するためには、集落営農の推進による共同取り組みが必要であるとの共通認識のもとで、本制度を活用して集落営農に取り組み、集落の団結を図った結果である。この考えにより、本集落においては交付金の個人配分をしていない。

また、同じ農業用水路を利用する集落外農業者や隣接集落の農用地についても協定の範囲に取り込み、病害虫防除、水路維持管理及び景観作物の植付けによる農用地の維持と集落生活環境の維持、向上を図っている。

〈農業用水路の改修〉

〈農道整備作業〉

集落協定の概要

市町村･協定名	島根県浜田市（はまだし）　佐野町上（さのちょうかみ）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
15.8ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
254万円	共同取組活動分（100%）	共同利用機械購入等費		42%
		農地管理費		21%
		多面的機能増進活動費		20%
		道・水路管理費		6%
		その他		11%
協定参加者	農業者　29人			

３．取り組みによる効果

① 平成１４年４月２７日に佐野町上集落営農組合を設立し、農作業の共同化を実施した。病害虫の共同防除作業、農業用水路の改修、農道整備作業、景観作物の作付けなどの共同取り組みにより、高齢化進行・後継者不足という農業経営のハンディを克服して、農地の保全を図り集落機能と集落生活環境の維持を図っている。

② 自己保全管理よる生産調整が行われてきた湿田について、高齢化で草刈作業継続が困難な状況になり、水田の荒廃化が進んでいた。転作田の耕起や草刈により、病害虫の心配も少なくなり、隣接農地の農作物の品質劣化が抑えられている。

③ 農業機械・施設の共同購入・共同利用を進めることにより、重複経費の削減を図ることで生産者のコスト低減につながった。また、オペレーターを育成するための新技術習得研修を実施するとともに、作業受託により耕作放棄への対応を図っている。

活動内容の概要

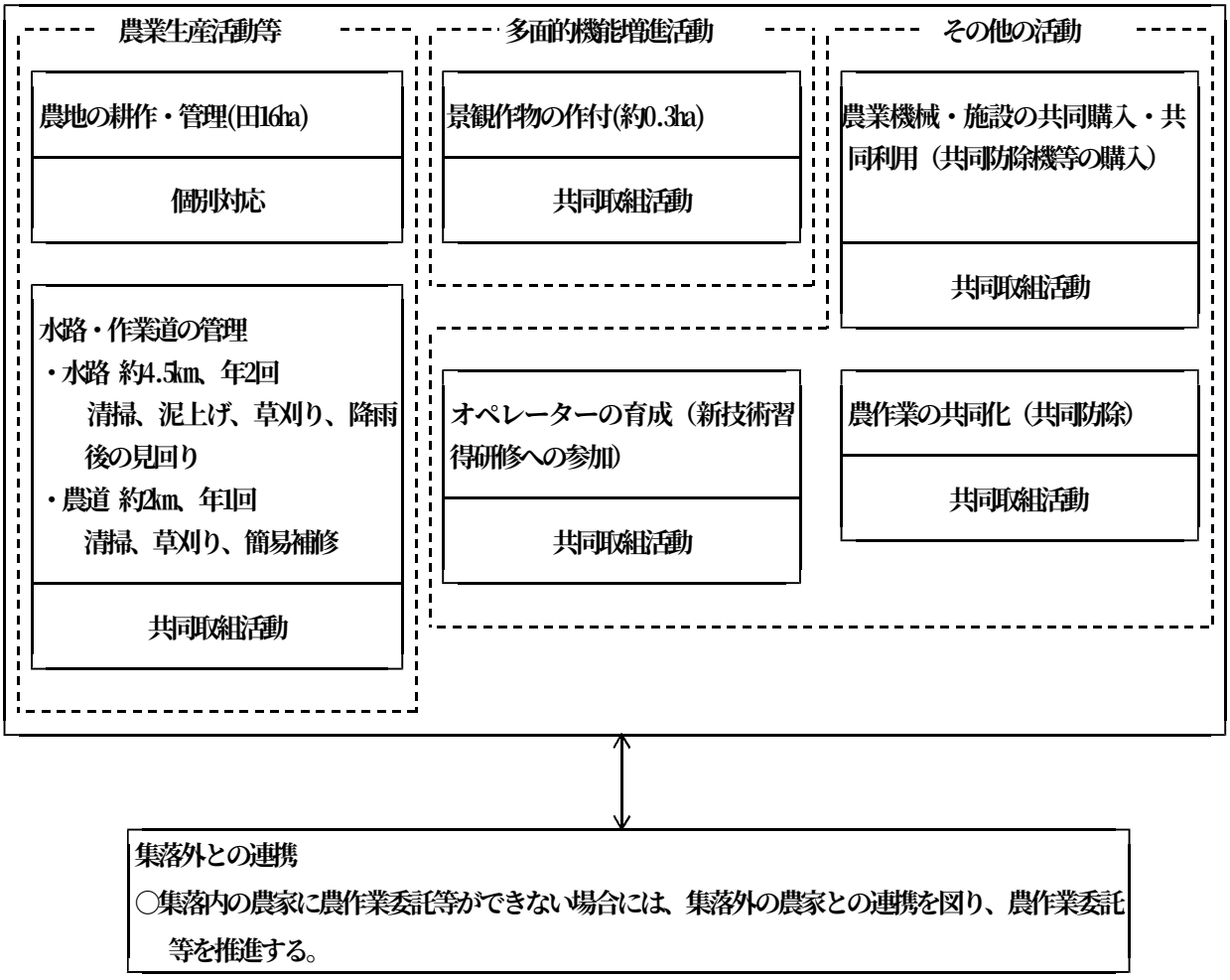

［平成15年度までの主な効果］

○集落営農組合を設立し、農業機械・施設の共同購入・共同利用を進め、農作業の共同化、農用地管理の省力化が進んだことにより、集落機能の維持が図られた。

○集落外農業者や隣接集落農用地を活動範囲に取り込み、病害虫防除、水路維持、景観作物の植え付け等の共同活動を行うことで、農用地維持と集落生活環境の向上が図られた。

○ため池の管理と共同取組活動

１．協定締結の経緯

本集落は、頭首工、１７ｋｍにおよぶ山腹水路、４つのため池を管理する土地改良区の区域内にあり、本集落協定は、一つのため池から取水する用水路で連なる小規模な団地で構成している。

最近、ため池を改修しており、償還費などで水路の管理費が増大するとともに、多くの農業用施設の管理に多大な労力を要し、高齢化が進む中で、営農の継続に支障をきたすことも危惧されていた。

こうした中、集落全員での農業用施設の維持管理の実施、また、交付金による水路管理費等の負担金の軽減等により、営農の継続と多面的機能の維持を図るため、本制度に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

ため池の管理は相当の労力と人手を要し、以前は少数の限られた人員で草刈り作業等を行っていたため、出役する人の負担が大きかったが、協定締結後は、参加者全員での取り組みとすることにより、個人の負担を軽減するとともに、ため池をはじめ農業用施設の継続的な管理を行っていくこととした。

また、農業者数の減少と基盤整備の実施に伴い増大する土地改良区の水路管理費等に交付金を活用し、農家負担の軽減を図ることで、営農意欲の向上と新たな高付加価値農業への転換を推進した。

共同活動の過程では、従来に比べ話し合いの機会が増し、集落のコミュニティとしての繋がりがより一層強化され、高齢等の理由により農作業が困難となった人の農地について、地域の認定農業者が受託して耕作するといった動きも見られるようになっている。

〈適切な管理がなされている台新池の堤体〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県真庭郡久世町　金屋			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
4.5ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			33%
95万円	共同取組活動分	道・水路管理費		66%
	（67%）	会議費		1%
協定参加者	農業者　11人			

３．取り組みによる効果

本集落は、取り組みの経緯で述べたように多くの農業用施設を維持管理しながら営農しており、農家の高齢化にともない、その維持管理費並びに出役作業等の負担の大きさから営農の継続に自信のない農家も多かった。

本制度への取り組みにより、参加農家全員による共同作業となり、出役の負担を減少させることができた。

また、ため池の改修も実施した直後だったので、本制度への取り組みにより農家負担の軽減が図られただけでなく、相互の助け合いの気運が醸成されつつあり効果大と思われる。

活動内容の概要

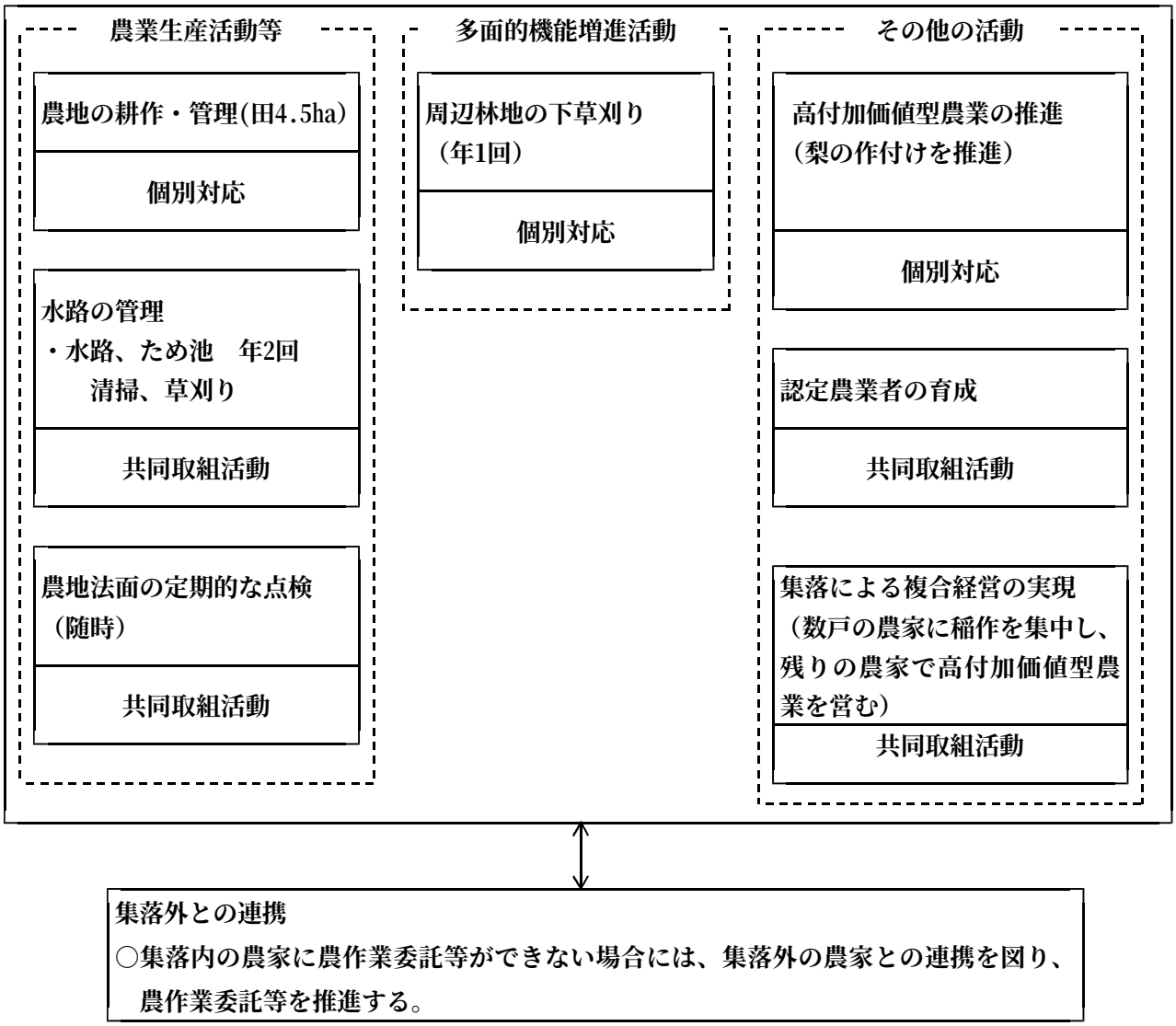

［平成15年度までの主な効果］

○全員での農業用施設の草刈り等により個別農家の負担軽減。

○話し合いの機会増などにより、集落が活性化している。

○交付金により農業用施設の維持管理費の個人負担が軽減された。

○参加者全員がリーダー的意識を持って集落の事業を推進

1．協定締結の経緯

本集落は、典型的な中山間地域に属し、狭い耕地で稲作を個々の農家が行ってきた。

しかし、近年、高齢化と過疎化が進み、水路の清掃、畦畔の草刈等、農業生産活動も困難になるなど問題が顕在化してきた。

こうした中、直接支払制度の存在を知り、取り組むこととした。しかし、集落のリーダーがなかなか決まらず何回も座談会を繰り返した。

その結果、代表者、書記、会計担当者を決めるとともに、取組活動別に責任者を決め、全員がリーダーとしての意識と責任を持って取り組むことに決まった。

これにより、各責任者が、作業の日程等を設定し、連絡を行い共同作業等に取り組むことで、集落の役割を強化し、地域全体で農地を守っていく取り組みが始まった。

2．取り組み内容

本集落では、協定の中で、協定運営、用排水路維持管理、景観保全の創出の各部門を設けて取り組んでおり、交付金はすべてこれらの共同活動に利用している。

なかでも用排水路維持管理は、年に３回草刈、清掃等を行い梅雨、台風等の降雨後には見回りを行うなど、集落に従来からある組織「八頭井堰組合」と一体となって取り組んでいる。

また、景観については、自然環境の保護を目的として隣接する河川の清掃活動により彼岸花、菜の花の保護・育成を行い道路沿いを花で飾る取り組みを行っている。併せて、集落内にあるビオトープを維持している。その他、農用地、農作物の保護のための電柵を設置するなど鳥獣被害防止対策も行っている。

〈保護・育成を推進している彼岸花〉

集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県川上郡川上町（かわかみちょう）　八頭（やがしら）集落協定			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
1.6ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
12万円	共同取組活動分（100%）	水路・農道管理		25%
		農地管理費		16%
		鳥獣害防止活動費		16%
		多面的機能活動費		23%
		会議費・事務費		20%
協定参加者	農業者　11人、八頭井堰組合			

３．取り組みによる効果

集落全体で、「農地や水路をしっかり管理して守っていこう」という気持ちが強くなった。高齢のため耕作や共同作業が負担になっていた者に対しては、協定締結により安心して作業を依頼できるようになるなど、不安感の解消につながっている。

また、個々の活動において参加者それぞれが責任感を持って行っているので、地域全体のまとまりができた。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田1.6ha)
  - 個別対応
- 水路・農道の管理
  ・水路580m、年3回
  清掃、草刈、見回り
  ・農道300m、年3回、草刈
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け
  （景観作物としてアジサイ・スイセンを約20a作付けた。）
  - 共同取組活動
- 河川の清掃活動による景観保持、ビオトープの維持（隣接する河川敷き約20aに生息する彼岸花、菜の花の保護育成）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の共同化
  （農作業共同化について説明会開催（年１回））
  - 共同取組活動
- 利用権設定による農地の面的集積（担い手を中心に推進）
  - 共同取組活動
- 耕作放棄地の発生防止
  （中核となる担い手がいなくなっても集落営農により農地を保全する。）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り農作業委託等を推進する。

[平成15年度までの主な効果]

○鳥獣害防止のための電柵が設置できたので、農地の管理、保全が容易になった。（対象農用地15，570 ㎡）

○協定内の農道を全員で管理することにより、地区内の他の道路も一緒に管理ができ、通行が安全になった。

○共同活動を行うことで、集落内に連帯意識が生まれ交付金制度の活動以外のことでも、まとまりが出た。（地域のイベント等）

○本協定参加者の中には、他の集落からの参加者もありそれらの集落間の交流も生まれた。

○集落協定と利用集積の推進で法人化

1．協定締結の経緯

当町は，郡内では珍しく砂地土壌のためおいしい米がとれ，ミニライスセンターを集落独自に持ってこだわり米を企画しているが、一戸あたりの経営規模が小さく、農業の継続は困難になりつつあった。

転作作物としては、飼料作物が作付けされており、他の収益の高い作物の生産などが考えにくい状況であった。

農機具等は各農家が個別に購入・使用していたので、更新には高額な費用がかかるため、農業機械を購入するより農地を手放す方を選ぶ人が多く、休耕地が増加傾向にあった。また、集落内にあるため池の堤防に漏水が生じ、農業用水確保と防災の両面で不便と不安があった。

これらのことから，集落の農地を保全していこうという思いが一致し，集落協定を締結した。

町の推進方針により，果樹転作などで傾斜が不足する畑も含めて保全管理していく集落協定とした。

2．取り組みの内容

集落協定にも参加している酪農家と連携し，田での飼料作→酪農→堆きゅう肥施肥の流れを作る。また，水稲経営以外にも，トマトやブルーベリー、ウメなどの作物の作付け拡大も検討する。

ため池及び水路の改修工事を交付金の大半を充てて実施。大型機械の購入費は交付金から年賦で返済していく計画である。

〈協定農地風景〉

集落協定の概要

市町村･協定名	広島県神石郡三和（さんわ）町　桑木（くわぎ）営農集団		
協定面積	田（85%）	畑（15%）	（対象外　畑1.6ha）
27.3ha	水稲，飼料作	トマト	（ブルーベリー、ウメ）
交付金額	個人配分分		50%
350万円	共同取組活動分（50%）	大型農業機械の共同購入・利用	27.5%
		ため池及び水路の改修工事	15.6%
		リーダー育成	6.9%
協定参加者	農業者 36人		

３．取り組みによる効果

集落協定による活動を進めるなかで検討を重ねた結果，農地保全を目的として、集落農場型農業生産法人を設立（平成１５年４月２０日）した。現役世代が組織として下地を作ることで，次世代に農地の保全を託しやすくなると見込んでいる。

また、大型機械を共同購入・共同利用することで、経費負担も軽減される。

活動内容の概要

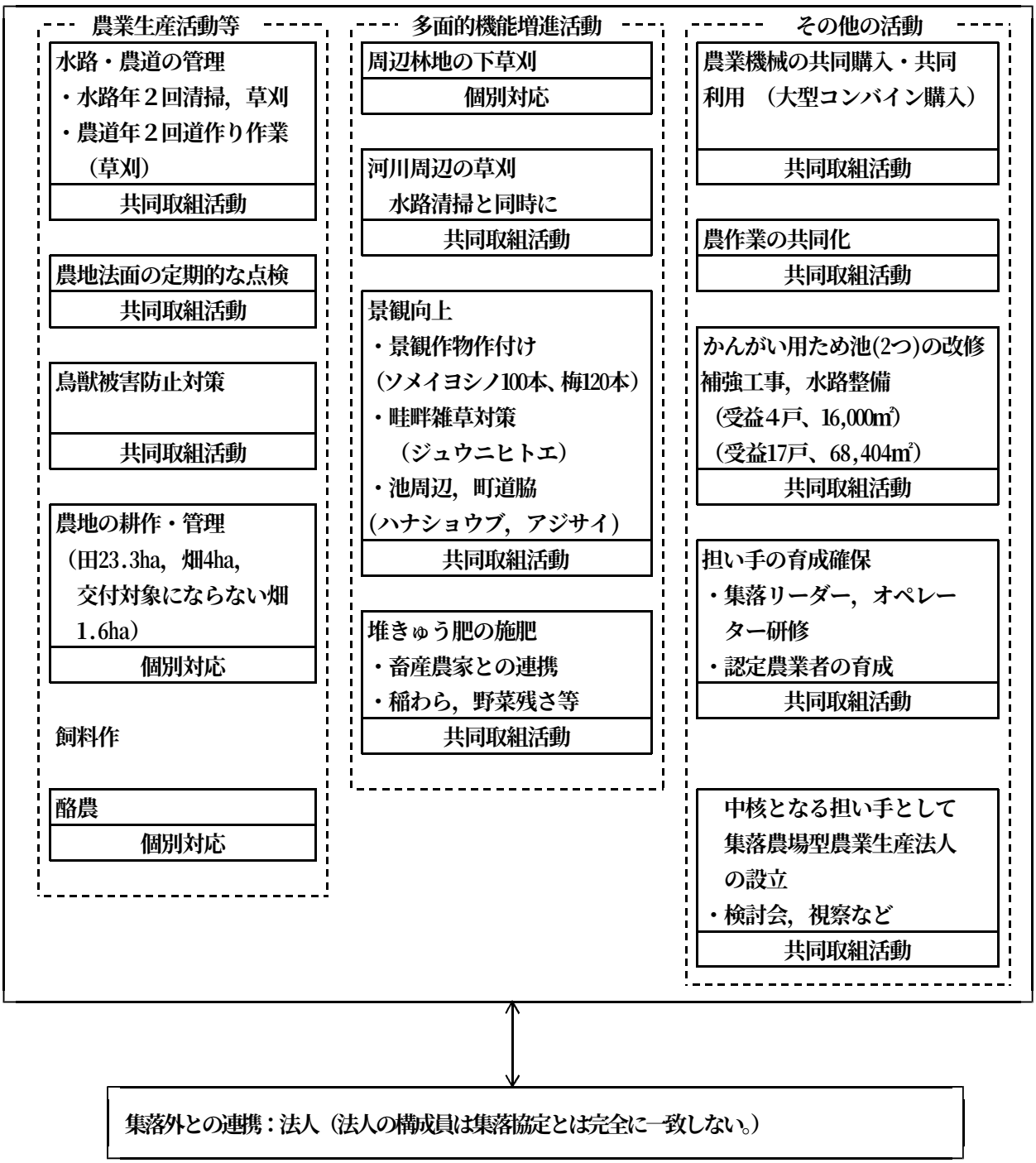

［平成15年度までの主な効果］

○集落農場型農業生産法人化　　集落協定から発展して，農地保全を目的とした法人が設立された。

○共同利用機械購入　　平成１５年度に大型コンバインを共同購入。

○特定農業法人が協定に参加

１．協定締結の経緯

急傾斜の山間棚田のため農業継続に危機感が強いことから、ほ場整備を行った。（事業完了は平成１３年度）

農事組合法人ファーム・ウチが平成９年に設立され，農地集積やオペレーター確保など，地域の農業の中心的役割を担う立場となって，農業経営と農地の保全を行っていた。

地域コミュニティの活性化なども重要な要素と考え、平成１２年度に７つの農区を範囲として、法人及び農家全戸で組織する集落協定を締結し、活動にあたっては地域の非農家も参加している。

２．取り組みの内容

交付金は個人配分については，税額相当額のみを支給し，残り９９％を共同取組活動分とし，そのなかから地域活動や作業手当などに当てる方法をとった。

また，集落協定書以外にも規約を作り運営の方法を規定。農業でも地域コミュニティでも中心となる法人が集落協定でも中心になり，事務なども引き受けることとした。

〈協定農地風景〉

集落協定の概要

市町村･協定名	広島県 東広島市内（ひがしひろしましうち） 区中山間地域等直接支払交付金活用委員会			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
59.5ha	水稲，飼料稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			1%
1,250万円	共同取組活動分（99%）	土地利用作物作付（担い手に対して）		24%
		水路・道路維持（各農区に対して）		17%
		担い手経営安定（法人に対して）		24%
		社会福祉協議会への助成		4%
		イベント関係への助成		2%
		地域活性化事業費ほか		20%
		どんど公園（城山公園）整備・維持管理		7%
		委員会運営		1%
協定参加者	農業者　64人、特定農業法人　1（構成員　86人）			

３．取り組みによる効果

特定農業法人が中心となって広範囲の協定としたことで，作業委託などを実施しやすい環境ができ、農用地の維持・管理の安心感を得ることができた。

また、コミュニティセンターの整備などから、地域コミュニティの活性化も図られた。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田59.5ha）
  - 個別対応
  - 万が一耕作放棄が発生した場合は（農）ファーム ・ウチを中心に地域で対応
- 水路・作業道の管理
  地区内全域の県道・市道・農道、用排水路の清掃、草刈年６回（奉仕の日）
  - 各農区単位での共同取組活動
- 鳥獣被害防止対策（柵約20㎞設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 内区ふれあいセンター整備・管理
  - ・地域住民の憩いの場
  - ・朝市の開催（都市農村交流、高齢者活動）
  - ・盆踊り，秋祭り開催
  - 共同取組活動
- 景観作物作付け
  - ・どんど公園
  - ・市道設置の花壇（約５a）
  - 共同取組活動
- どんど公園整備，管理（子ども体験学習用水辺空間）
  - 共同取組活動
- 子ども農業体験学習イベント開催（田植，稲刈・収穫祭）
  - 共同取組活動
- 堆きゅう肥の施肥（田20ha）
  - 個別対応

その他の活動

- 農業機械の共同購入・共同利用（飼料稲用コンバイン）
  - 共同取組活動
- 担い手育成
  - ・オペレーターの育成（目標２人）
  - ・利用権設定による面的集積（法人）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○内区社会福祉協議会に助成し，集落全体の将来像についてのマスタープランの作成。

［平成15年度までの主な効果］

○地域コミュニティの活性化

広範囲の協定としたことで，ふれあいセンターなど新たなコミュニティの場を整備し，地域の活性化が図られた。

○農業継続への安心感

特定農業法人が中心となって取り組みを進めることで，作業委託や利用集積をやりやすい環境ができた。このことは今頑張っている世代にも安心感を与えることとなった。

○地域全体を対象に、若者会と連携した農地管理

１．協定締結の経緯

本町では、本制度を契機に集落営農の育成を図ろうとしたが、傾斜農地のみを対象とした営農活動では、集落営農につながらないとの判断があった。このため、町では、平坦農用地についても町独自に交付金を交付し、地域の農地の一体的管理を推進しようとした。

（平坦農用地の交付金額は、田が１０００円／１０ａ、畑が５００円／１０ａ。全額共同取組活動経費とする必要がある。）

本郷地区は、協定締結までは、農家毎に農地管理や水路・農道管理を行う地域であったが、地域全体の農地を一体的に保全する活動を誘導しようとする町の方針に共感するとともに、これによって、農家間の不公平感を軽減できることから、協定を契機に地域全体を見渡した活動を行うことを目指して、平坦農用地も含めた協定締結を行った。（町単独交付農地が別に約７haある。）

また本郷地区では、昭和６２年頃に結成された「若者会」が地区の盆踊りやグランドゴルフ大会の開催など活発な活動をしており、今後は同会との連携を図り幅広い年代で農地保全を図っていくこととした。

２．取り組みの内容

水路・農道の管理、周辺林地の下草刈りを行っている。また若者会活動への補助を行っており、若者会では地域づくり活動の実施の他、地域づくり活動の視察研修の企画を行っている。

水路・農道管理については、それまでは各自の農地に関連した水路・農道に限って管理をしていた。しかし、高齢化が進行していることや、圃場整備で管理水路が増加していたこと等から、個人管理から共同管理への移行を図ることが必要との認識の下、受け持ち区域の見直しを行い、今では若者会を中心に集落全員で分担して管理する体制に改善している。

〈　本郷地域ほ場の状況　〉

集落協定の概要

市町村･協定名	山口県阿武郡阿東町（あとうちょう）　本郷（ほんごう）				
協定面積	田（100%）		畑	草地	採草放牧地
30ha	水稲		―	―	―
交付金額	個人配分分				50%
346万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成			1%
		道水路管理費			40%
		その他若者会			9%
協定参加者	農業者　21人				

３．取り組みによる効果

本地域では、対象農用地以外の農用地を協定に取り込んだことにより、水路・農道の管理が地域全体を対象に集落全員で分担するようになるなど、地域全体を対象とした共同取組活動が始まった。

また、「若者会」を中心に、農家の農作業を補完する「農作業の受託体制」が始まるなどこれまでにはみられなかった営農の取組が行われるようになった。

活動内容の概要

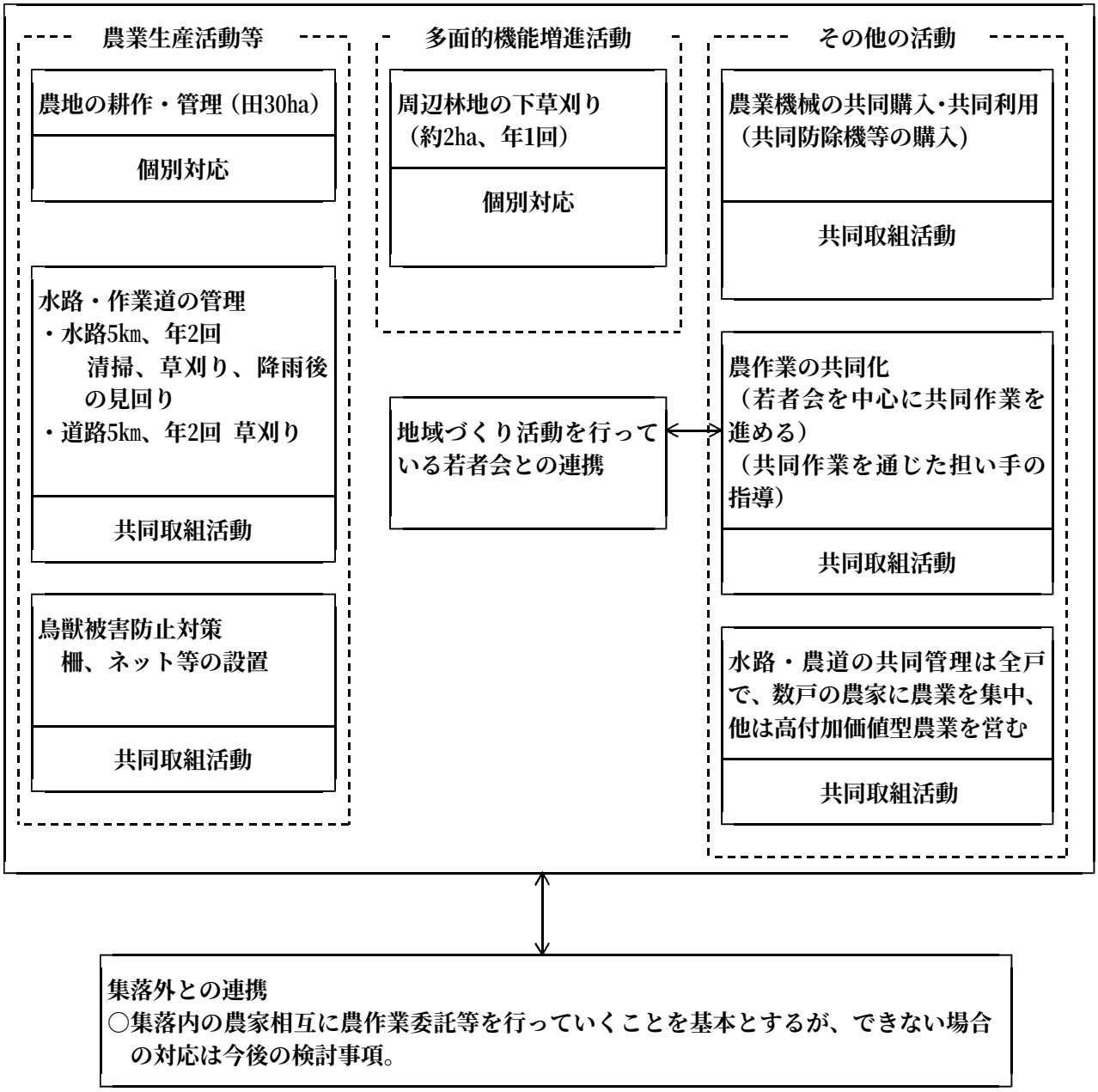

集落外との連携
○集落内の農家相互に農作業委託等を行っていくことを基本とするが、できない場合の対応は今後の検討事項。

［平成15年度までの主な効果］
○平坦農地参加による地域の一体性向上
・地域全体の農地保全に関する意識が向上
○水路・農道の管理作業の体制整備
・個別対応の管理作業を、集落全体で役割分担したうえで実施する体制に改善
（若者会主導によって管理体制の改善を図った）

○土地改良区が協定締結を推進

１．協定締結の経緯

周東町祖生（そお）地区では、地域農業の推進に関する情報の一元化を図るために、祖生地区営農対策協議会を平成１２年３月に設置していた。この協議会の事務局を土地改良区が受け持ったことにより、集落協定の推進活動も、土地改良区を中心に行われることとなった。

制度推進に当たっては土地改良区への災害時に対応できる資金の積立（災害復旧積立）や事務委託を呼びかけた。その結果、祖生地区の各地で協定が締結されることとなった。

末元（すえもと）協定地区についても、このような土地改良区を中心とする推進活動によって、土地改良区への災害復旧積立を行うとともに事務処理委託を行うこととし、協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

協定では、水路・農道の管理、鳥獣被害防止対策として防護柵の設置などの農業生産活動等の取組に加え、景観作物の作付けによる多面的機能増進活動を実施している。また、末元農作業受託組合との連携によって農作業の受委託、利用権の設定による面的集積を行っている。

特徴的な取組として、土地改良区へ災害復旧積立の実施を行っている。また、協定に関する事務については土地改良区へ委託することによって事務の負担を軽減している。

集落協定の概要

市町村･協定名	山口県玖珂郡　周東町（しゅうとうちょう）　末元（すえもと）			
協定面積	田（98%）	畑(2%)	草地	採草放牧地
42ha	水稲	野菜	―	―
交付金額	個人配分分			50%
689万円	共同取組活動分（50%）	道・水路管理費		26%
		鳥獣被害防止対策費		15%
		事務委託		2%
		災害積立		3%
		その他		4%
協定参加者	農業者　78人			

３．取り組みによる効果

協定では、農地について農作業の委託及び利用権設定による担い手への面的集積が進んだ。

土地改良区への災害等に備えた積み立て、有害鳥獣対策としてイノシシ防護柵の共同設置、多面的機能を増進する活動として転作田への景観作物作付など、何事に対しても集落内の協力体制が一段と強くなった。

活動内容の概要

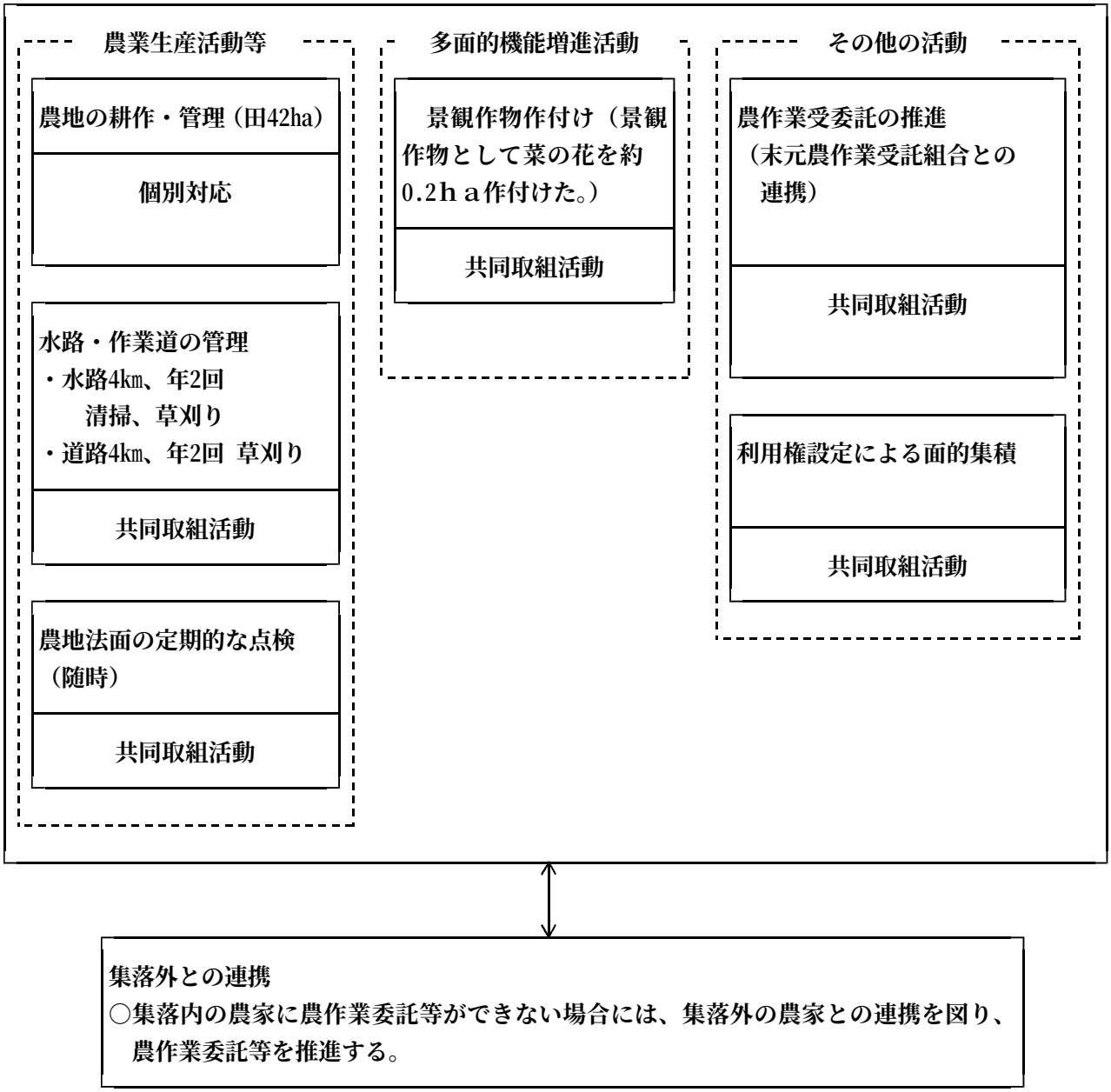

［平成15年度までの主な効果］

○集落全体での課題解決が進む

・イノシシ防護用電気柵の共同設置（従来は個別対策だったが集落全体で取り組む）

○地域内組織との連携による活動実施が図られた

・土地改良区への事務委託

・土地改良区への少額災害復旧積立

○集落の伝統文化を継承しグリーン・ツーリズムを高める活動

1．協定締結の経緯

四国山地の東部に位置する本町は、勝浦川両岸の山腹を中心に温州みかんの栽培が行われている。中でも当今山集落は、みかん栽培が熱心に行われている集落であったが、高齢化や後継者不足によって維持管理が難しくなってきた園も出はじめていた。直接支払制度の導入によって農地管理の助成や水路・農道の管理が共同作業として取り組めるなど生産活動の向上につながることから協定が締結された。

2．取り組みの内容

農地の管理に加え共同取組活動として水路・農道の管理が行われている。農道の管理については協定締結前には活発でなかったが、締結後は集落で一斉に行うようになった。大勢で行われるので作業がはかどり、コミニケーションも図られたいへん喜ばれている。

多面的機能の増進活動は、集落内にあるミニ八十八ヶ所の沿線の草刈りや清掃美化等によって憩いのあるきれいな集落になっている。また、伝統文化の伝承として阿波人形芝居のできる今山農村舞台の保存活動を進めている。

これらの活動は、集落内の伝統文化保存の意識が高まるとともに、町外からも関心度が高く、訪れた人との交流も行われるようになった。

〈ミニ八十八ヶ所の清掃美化〉

〈今山農村舞台の復活公演〉

集落協定の概要

市町村･協定名	徳島県勝浦郡 勝浦町（かつうらちょう） 今山（いまやま）集落			
協定面積	田	畑 （100%）	草地	採草放牧地
32ha	―	みかん	―	―
交付金額	個人配分分			50%
369万円	共同取組活動分	集落会合費		3%
	（50%）	水路・農道管理費		19%
		農地管理費		17%
		鳥獣害防止対策費		4%
		多面的機能増進活動費		1%
		研修会等費		6%
協定参加者	農業者　47人			

３．取り組みによる効果

集落協定締結により、以前よりもコミニケーションが図られ集落をよくしようという意識が芽生えてきている。

○ミニ八十八ヶ所の清掃美化

ゆっくりと野山を散策しながら周遊できる（半日）ミニ八十八ヶ所は、先人の信仰心のあらわれから作られたもので、地元住民の心のよりどころはもちろん都会に住む人にとって癒しの遍路道としてやすらぎの空間となっている。近年高齢化が進み手入れがおっくうになっていたが、共同取組活動として、農道の管理と合わせて草刈りや清掃活動が行われるようになり通行が容易になった。おかげで信者に加えハイカーや家族連れなども訪れるようになり新しい交流が始まっている。

○今山農村舞台の保存活動

物置として使われていた倉庫が日本に残る数少ない（２例）船底舞台を要する農村舞台ということがわかり、今山農村舞台の保存活動が始まった。復活公演には、地元勝浦座が応援に駆け付け阿波人形浄瑠璃が上演されたり、東京の劇団が出演するなど町内外からの見物客でにぎわった。今後も年間２回程度の公演をしていく計画であり、農村舞台の保存と伝統文化の伝承の両面から集落活性化が図られている。

○鳥獣害防止対策

近年、鳥獣による被害が頻繁に起こるようになり、特に猪による農地への被害には手をやいていた。そこで集落で猪捕獲オリを購入し、当番制で管理している。猟期以外においても有害鳥獣の捕獲許可をもらい定期的に捕獲しているので、以前より被害が縮小されている。

活動内容の概要

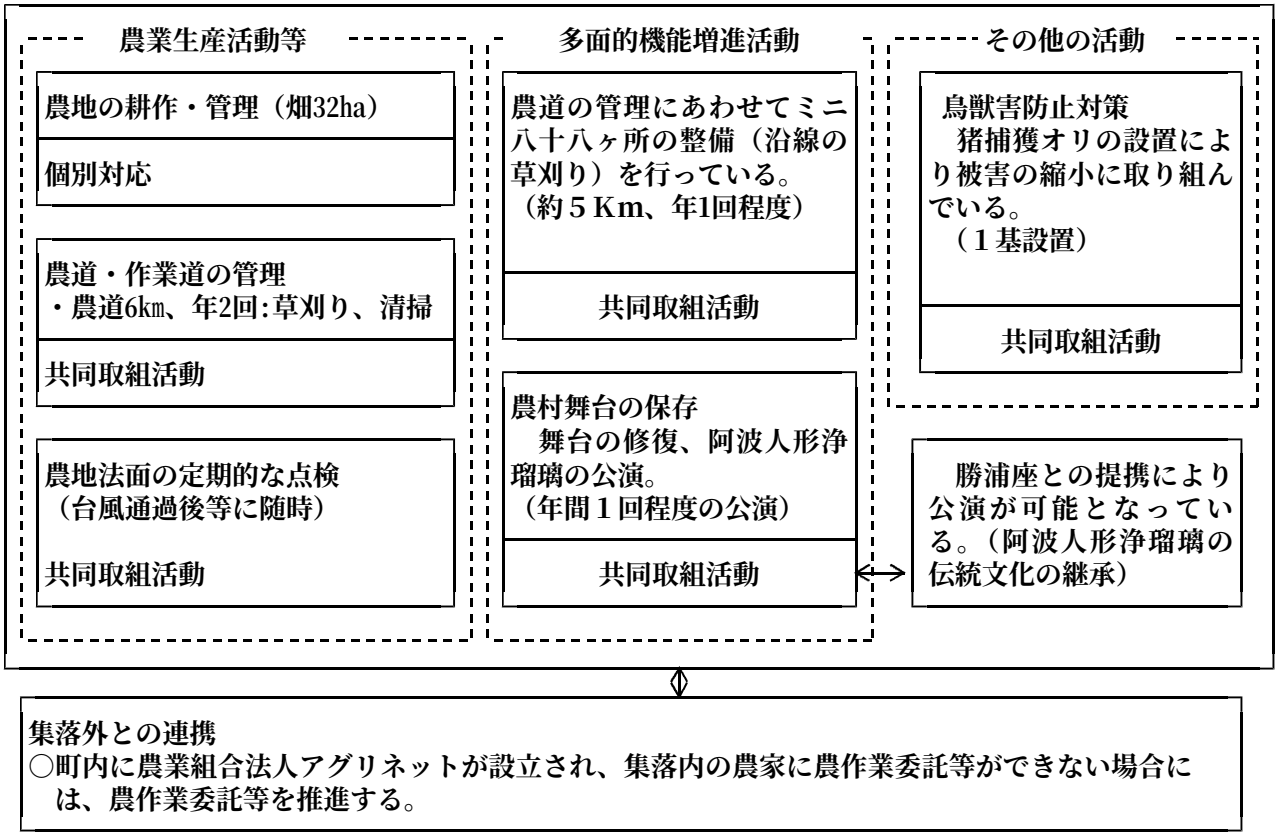

集落外との連携

○町内に農業組合法人アグリネットが設立され、集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、農作業委託等を推進する。

［平成15年度までの主な効果］

○ミニ八十八ヶ所の整備や農村舞台の保存活動などにより、都市との交流が盛んになり集落全体が共同作業や自主的清掃によってきれいな集落となっている。

○自主的な集落間連携による鳥獣被害防止対策

１．協定締結の経緯

仁尾町は長い日照時間（年間2,097時間）、温暖な気候（年平均気温は１６℃）、少ない降水量（年平均1,091㎜）という典型的な瀬戸内海気候であり、この気候風土を利用して、温州ミカンやビワの産地を形成している。その中でも特に曽保地区は、高付加価値となる独自ブランドを確立し「曽保みかん」として、全国で販売されている。また、その土地柄を利用してビワの栽培も多く行われている。

しかしながら、近年、本地区においても、農業者の高齢化が進み農地保全の意識が高まってきたことから制度に取り組んだ。

２．取り組みの内容

中山間地域等直接支払制度の導入を機に、集落内だけの農地を守るのではなく各集落共通の課題に取り組もうと、曽保地区の集落代表者（11集落）が自主的に会合を行った。曽保地区は従来から、収穫時期を狙って襲ってくる大群のカラスによる被害が絶えず苦慮していたため、曽保地区全体の鳥獣被害防止対策に取り組むこととした。

6月初旬から7月初旬が最もビワの最盛期になることから、その期間を指定し、共同取組活動分の経費を充て、地元猟友会に鳥獣捕獲を依頼した。

〈共同で鳥害防止対策を行なっているビワ園〉

集落協定の概要

市町村･協定名	香川県三豊郡仁尾町（におちょう）　曽保（そう）地区（11集落合計）			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
96ha	―	ミカン、ビワ	―	―
交付金額	個人配分分			56%
1,107万円	共同取組活動分（44%）	リーダー育成		5%
		道路・水路管理費		35%
		事務費		4%
協定参加者	農業者　262 人			

３．取り組みによる効果

曽保地区１１集落共同での鳥獣被害防止対策の結果、曽保地区からカラスの被害が減少し、取り組みは成功を収めた。

今後、曽保地区の好結果を参考として、仁尾町全体の活動として広がりを見せる可能性を秘めている。

活動内容の概要

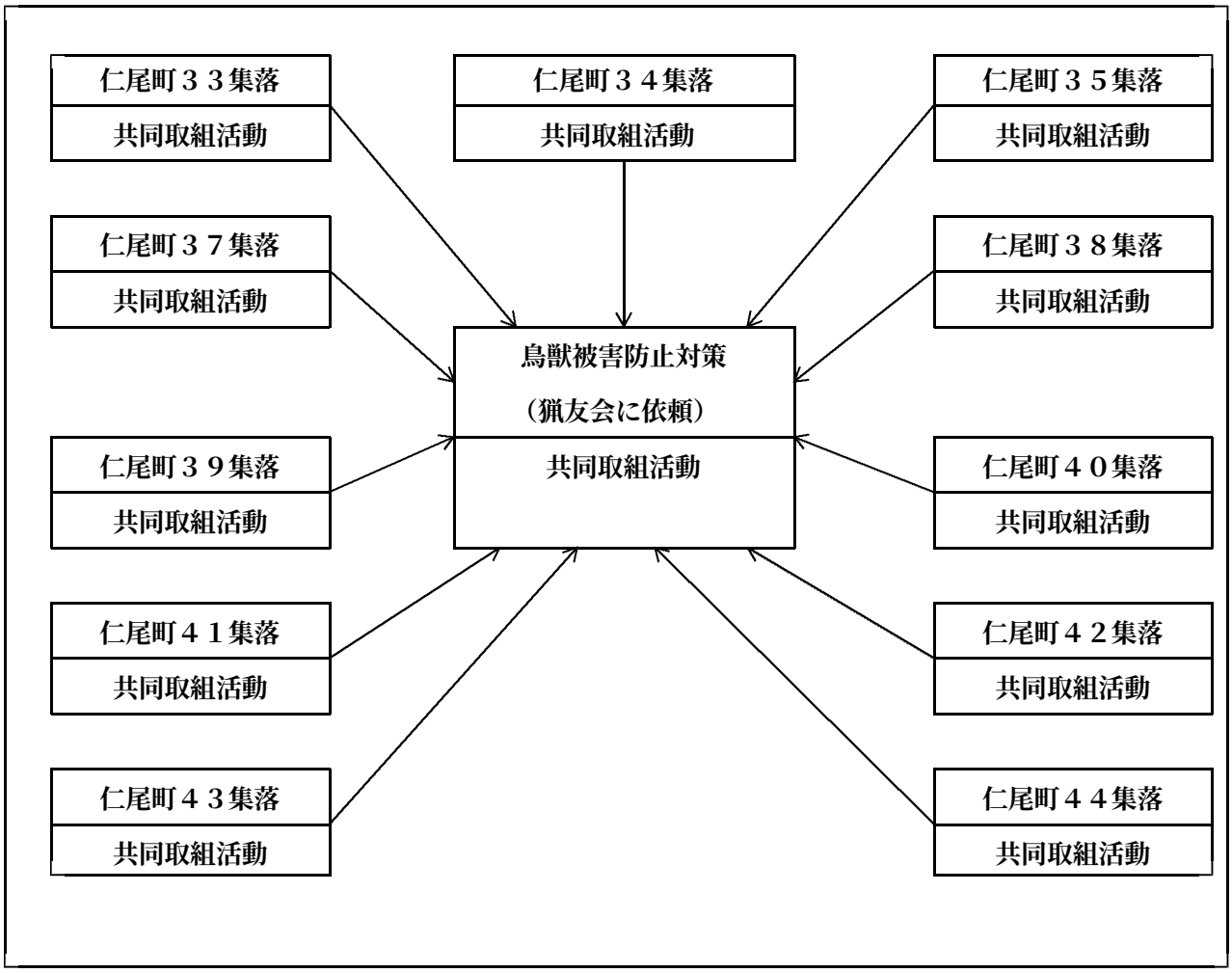

［平成15年度までの主な効果］

○11集落の共同取組活動により、鳥獣（カラス）による被害が減少し、取り組みは成功を収めた。

○今後はこの好結果をもとに、仁尾町全体の活動として広がりを見せる可能性がある。

○野菜栽培に不可欠なかん水施設の共同管理

１．協定締結の経緯

昭和４５年頃より高付加価値農業の振興を目的に、農地造成改良事業により畑地造成が行われ、昭和４８年にはかん水施設も整備された。事業主体の曼陀高冷地野菜生産組合は、現在もかん水施設や農道等の維持管理を行っている。

平成１２年に集落協定締結のための地元説明会が開催され、協定参加者を募ったところ、曼陀高冷地野菜生産組合員の中から５名の参加があり、曼陀集落として集落協定が締結された。

２．取り組みの内容

協定締結以前からかん水施設（パイプライン、ポンプ場）の共同管理・利用をしており、農道の草刈り、維持管理も共同で行なっている。協定締結後も共同作業は引き続き共同で行うこととし、ポンプ場の電気代に交付金の共同取組活動分を充てている。

また、環境に配慮した農業を行うという目標により、堆肥等の施用に取り組んでいる。

〈地区内の農地の様子〉

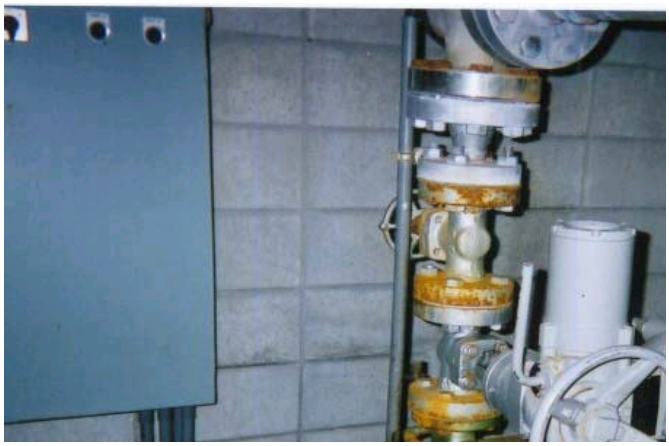

〈共同管理しているポンプ施設〉

集落協定の概要

市町村・協定名	香川県三豊郡大野原町（おおのはらちょう）　曼陀（まんだ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
1.5ha	―	キャベツ、レタス	―	―
交付金額	個人配分分			70%
11.2万円	共同取組活動分	共同利用ポンプ電気代負担金		30%
	(30%)			
協定参加者	農業者　5人			

３．取り組みによる効果

この地区では主に高冷地野菜(キャベツ、レタス)を生産しているが、造成された農地は標高が高く、栽培にはかん水施設（パイプライン、ポンプ）が不可欠であり、制度に取り組むことにより協定締結前から取り組んでいたかん水施設の共同作業が維持されたことで、産地の維持にもつながっている。

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理（畑1.5ha）	個別対応
水路・作業道の管理 ・パイプライン、年2回：維持管理、使用期間中：水当番 ・道路　年1回　草刈り	共同取組活動
協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣被害防止対策を行う。	共同取組活動

多面的機能増進活動

土砂流亡に配慮した営農を行う。（根を張る植物を植栽）	個別対応
環境に配慮した農業を行う。（有機栽培に取り組む）	個別対応

その他の活動

農業機械の共同購入・共同利用推進	共同取組活動
高付加価値のある省力的な作物の導入を推進し、女性や高齢者の就農を図る	共同取組活動

集落外との連携
○かん水施設、農道等の維持管理は集落協定参加者以外の曼陀高冷地野菜生産組合員も参加し、行っている。

［平成15年度までの主な効果］
○集落での話し合いの機会が増加し、協力意識が強くなった。
○共同作業が維持されたことで、協定内の農地（1.5ha）の保全はもとより産地全体の維持にもつながっている。

○離農者等の園地受け入れ組織を立ち上げ

１．協定締結の経緯

当地区は、山の急斜面を切り開いた樹園地に温州みかん、いよかん、ポンカン栽培を中心としたかんきつ地帯であり、本町の中でも最大の集落である。

早くから、農道等の整備を通じた労働の効率化に努める一方、施設管理組合を組織し、農道清掃等の共同取組活動がなされてきた。特に、県営畑地帯総合整備事業による共同防除灌水施設整備を通じ、平成５年度から推進組織を立ち上げており、８年間の工事を経て、平成12年度の本制度の誕生と同時に本施設も完成し、集落内における共同利用体制が確立した。

しかしながら、この工事期間中においても、耕作者の高齢化から収穫などの基幹作業が困難な農家やみかん価格の低迷による事業負担金の償還が不安な農家が一部発生しており、共同利用体制や営農の継続が危惧されていた。

そのような折、本制度の交付金を活用すれば施設の管水路の補修などの経費負担が軽減され、営農継続の下支えになると考え、協定締結するに至った。

２．取り組みの内容

巨費を投じて完成させた共同防除灌水施設の有効活用を最大の目標に掲げ、５ブロックに分かれた施設の管理運営費に交付金を活用している。その他、多面的増進活動としては牛糞堆肥を共同購入し、協定参加者へ配布し地力の回復のためや優良品種の改植用苗木へ施肥している。

しかし、耕作者の中には高齢者が多いため、身体的理由や近年のみかん価格低迷により、共同施設の償還金や管理費、防除費、灌水経費等の農家負担が重くのし掛かり、離農を余儀なくされる農家が一部生じているが、担い手による農地集積については限界がある。そのため、施設運用経費や土づくり対策などの「守り」の活動に加え、「攻め」の活動として集落内に「農地委員会」を平成14年度に立ち上げ、耕作放棄されそうな農用地を受け入れることになった。

農地委員会は現在、11戸の農家と5.5haの受託契約を結んでおり、草刈り賃金等を本制度の交付金から助成している。また、農業経営基盤強化促進法に基づく「特定農業団体」への認定申請を進めており、将来的には法人化への移行を目指している。

集落協定の概要

市町村・協定名	愛媛県西予市明浜町 脇新田（せいよしあけはまちょう わきしんでん）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
128.5ha	－	みかん、伊予柑、ﾎﾟﾝｶﾝ	－	－
交付金額	個人配分分			43%
1,477万円	共同取組活動分	共同防除灌水施設、農道等の管理運営費		32%
	57%	多面的機能増進活動費（堆肥等購入）		8%
		品種更新（苗木購入）		7%
		耕作放棄地防止対策費		4%
		その他		6%
協定参加者	農業者　158人、生産組織　1人、その他　1人			

３．取り組みによる効果

共同防除灌水施設の維持管理経費が多額であるが、交付金を充てることにより経費負担が軽減し、農家の生産意欲の向上にも繋がっている。

農道清掃などの共同作業は、すべての農家が参加しており、また、協定締結前と比較すると話し合いの機会が格段と増えた。特に、農地委員会の取り扱いについての会議は数十回を開催するに至り、本集落の将来を考える格好の機会となった。

現在、農地委員会の活動は赤字経営であり、交付金からの助成がなかったならば、組織化は困難であったと考えている。今後とも、現在のみかん価格の上昇は見込めない情勢にあり、農地委員会の受託面積の増加が予想されることから、耕作放棄地発生防止の切り札として、集落内外から大きな期待が寄せられている。

〈集落全体での農道清掃及び補修〉

活動内容の概要

農業生産活動等

- 樹園地の耕作・管理（畑128.5ha）
  - 個別対応
- 畑地灌漑自動化施設(管水路)・農道の管理（管水路133km、道路16km、単軌道（1箇所　年２回点検）・出役に応じた報酬配分
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施肥（9.2ha）
  - 共同取組活動
- 農地法面の点検(年5回)
  - 共同取組活動
- 優良品種への更新（苗木購入）（1ha）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 耕作放棄地防止対策（農地委員会の設置）農地の受託（5.5ha）
  - 共同取組活動
- 先進地視察研修 和歌山県海草郡下津町個人販売の農家を訪問（27人）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○隣の吉田町から１法人、25人の農家が耕作している農用地があり、情報の交換、交流等を行っている。

[平成15年度までの主な効果]
○農業生産活動等に対する共同意識の向上
○集落の将来像や生産技術等を考える機会の増大（15年度100回程度開催）
○耕作放棄地の発生防止【農地委員会での受け入れ（5.5ha)】
○堆肥の施肥による地力の増進（28.3ha）
○苗木購入による優良品種への更新（4.3ha）

○リーダーを中心に共同活動を展開

１．協定締結の経緯

平成１２年４月１日時点での大井平地区の人口は２８人で、そのうち１７人が６５歳以上の高齢化集落である。中山間地域等直接支払制度を推進するにあたり、対象農用地の要件は充分に満たしていたが、集落協定のリーダーとなる人がおらず、当初は協定の締結がなされなかった。そこで当時、地域の農業委員であった方に取りまとめ役（リーダー）をお願いし、どうにか協定を締結することができた。しかし、リーダーの方も６５歳（締結当時）と決して若くはなく、協定の活動指導から水路・農道の管理作業の指示、会計等の事務作業まですべてを担うのは困難であったため、会計等の事務分担については他の精通した方に担っていただくことにし、リーダーの負担軽減を図った。

２．取り組みの内容

集落協定書により、協定参加者が情報を交換しつつ協力して、対象農用地の管理、水路・農道の清掃や草刈り、耕作放棄地の増加防止に向けた各活動などを実施している。

また、集落拠点の景観向上や景観作物の作付け等の取り組みを通して、地区の環境保全に向けて努力している。

〈集落拠点の景観向上〉

〈景観作物（レンゲ）の作付け〉

集落協定の概要

市町村･協定名	高知県香美郡香北町（かほくちょう）　大井平（おおいだいら）			
協定面積	田（70%）	畑（30%）	草地	採草放牧地
2.7ha	水稲	野菜	－	－
交付金額	個人配分分			100.0%
48万円	共同取組活動分（0%）			
協定参加者	農業者 10人、水利組合（1組合）			

３．取り組みによる効果

本地区は高齢者比率が６０％以上であり、農業従事者の高齢化による農業経営縮小により耕作放棄地が年々増加し、農用地が荒廃する危機にあったが、集落協定を締結することでリーダーを中心とした組織作りおよび集落協定内の協力体制が強化され、結果、集落活動が活性化した。

活動内容の概要

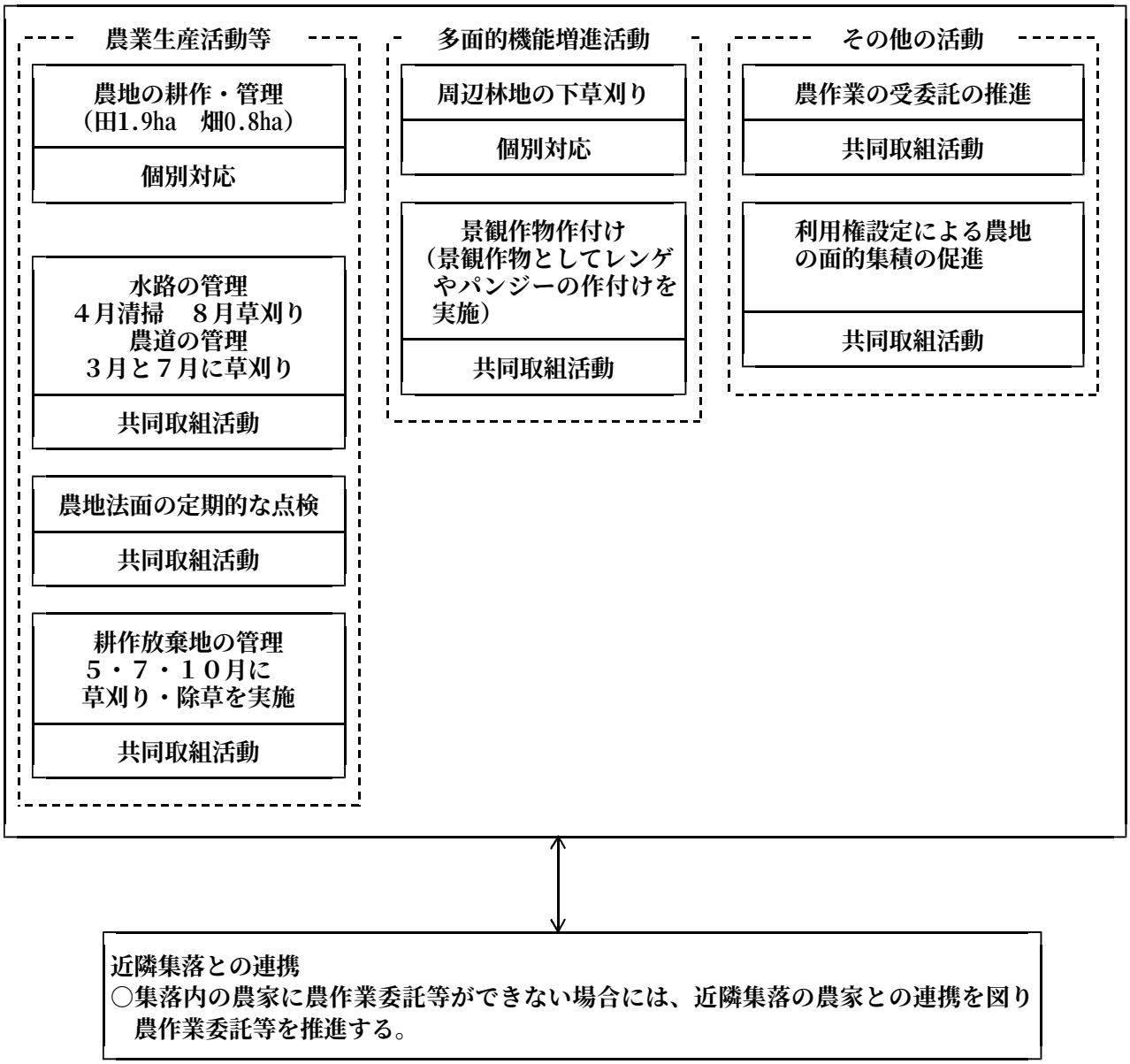

［平成15年度までの主な効果］

○集落全体での水路・農道等の整備による環境の保全
　・年２回の清掃および草刈り作業

○集落協定内の耕作放棄地の拡大防止
　・年３回の耕作放棄地の草刈りおよび除草作業

○景観作物の作付けによる地域の美化
　・レンゲやパンジーを作付け、環境美化を啓発

○県単独事業を活用した水路改修

１．協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前から各農家が水路や農道等の清掃・草刈り・補修などの維持・管理を自主的に行っていた。しかし、高齢化による作付の減退や、耕作放棄地の発生などの地域農業の将来が懸念されたため、直接支払制度を導入することとした。

協定締結にあたっては、市の職員と参加を希望する農家が幾度となく話し合いを重ね、合意形成を図った。

２．取り組みの内容

奈路地区は、棚田を利用した稲作と四方竹生産が農業の中心となっている。地域の用水は背後の山を隔てた二級河川中谷川より導水トンネルにより4.0ｈａの水田に導かれている。この導水トンネルは1849年に開設されたもので、老朽化のため随所で洗掘・崩落がみられ、高齢化とあいまって浚渫作業が困難となっており、早急な対応が求められていた。そこで、平成１５年度に県単独事業を導入して水路改修を実施し、地元負担金の一部として共同取組活動費を活用した。

〈施工前〉

〈施行後〉

集落協定の概要

市町村･協定名	高知県南国市（なんこくし）　奈路（なろ）２			
協定面積	田（34%）	畑（66%）	草地	採草放牧地
5.1ha	稲	四方竹	－	－
交付金額	個人配分分			90%
74.6万円	共同取組活動分	水路改修費		10%
	（10%）			
協定参加者	農業者　7人			

３．取り組みによる効果

老朽化した水路を改修することにより、農地を維持していく上で欠かせない灌漑用水の安定確保と、維持管理労力の軽減を実現することができた。

このことにより、高齢化が進む中山間地域での農業振興と耕作放棄地の解消が図られている。

活動内容の概要

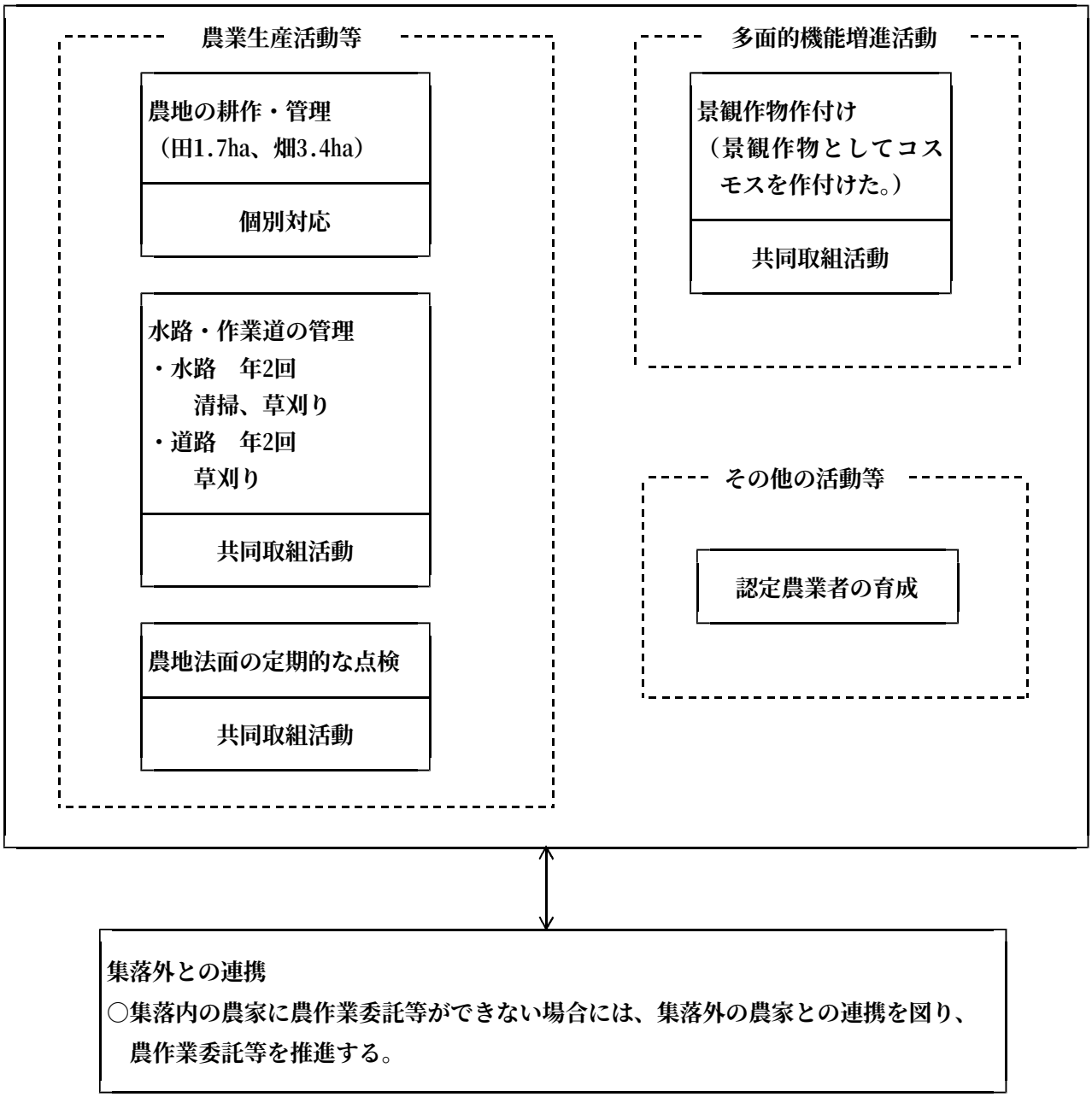

［平成15年度までの主な効果］

○水路の維持管理労力の軽減

○認定農業者の育成（１人→４人）

○「活力ある集落づくりを目指して」

１．協定締結の経緯

本町は県の東部に位置し、総面積の６０％以上を森林が占める自然環境に恵まれた土地である。

本集落は、町の北西標高１２０～３００mの山間部に位置し、町の特産である柿の生産が盛んな地域である。この地域は昔ながら段々畑や山林を開墾した農地が多く急傾斜地であるため、作業効率や生産性が低く、また、農業従事者の高齢化も進んでいることから、農業生産活動等の継続が厳しい状況であった。

こうした状況にあって、この農業に新たな光を当てるため、本制度を地域に導入することとなった。

２．取り組みの内容

農業従事者の高齢化等による休耕田を利用して、ふれあい農園を設立し、子供と高齢者でサツマイモやトウモロコシなどの農作物を生産し、収穫物を全戸に配布するほか、老人クラブの花壇設置や花栽培（百日草、サルビア、なでしこ、チューリップ、パンジー等)、女性たちによる梅干し、干し柿、漬物の農産物加工の研究・生産も活発に行っている。こうした活動を町内での催し（志波ノ市）に活用して、都市住民との交流に取り組んでいる。

また、協定参加者には認定農業者や農業後継者が多く、生産性・収益性の向上を図るため、地域にあった生産管理や病害虫防除等の研修会も行っている。

＜柿園の共同管理＞

集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県朝倉郡杷木町（あさくらぐんはきまち） 平榎農光会（ひらえのきのうこうかい）			
協定面積	田（2%）	畑（98%）	草地	採草放牧地
41ha	水稲	かき、すもも	―	―
交付金額	個人配分分			46%
481万円	共同取組活動分（54%）	農業生産活動		23%
		リーダー育成		10%
		伝統文化の継承		9%
		農作業の共同化		8%
		多面的機能増進活動		4%
協定参加者	農業者 51人			

３．取り組みによる効果

急傾斜地、耕作道未整備等で作業効率が低いこと、また高齢化等による柿園の耕作放棄のため、地域全体の病害虫被害が懸念されていた。制度導入後、平榎農光会に営農組織を設立し、高齢化等のため耕作ができなくなった柿園の剪定、摘蕾、摘果、草刈り、薬剤防除、収穫、出荷作業など共同管理を行うことができた。

さらに、集落での話し合いが活発に行われることで、地域の活性化につながった。

活動内容の概要

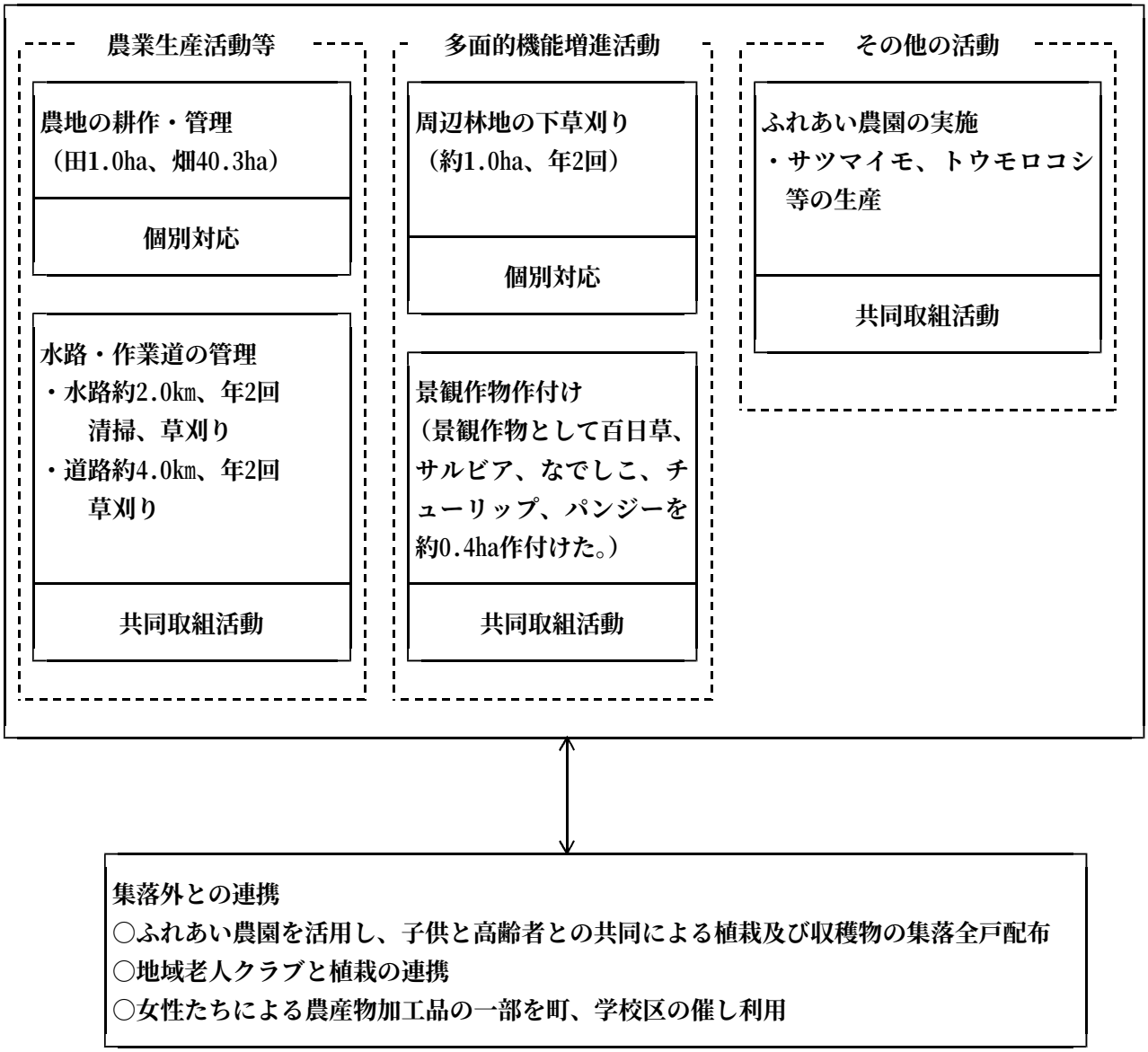

［平成15年度までの主な効果］

○営農組織による設立

○農業従事者高齢化による、耕作ができなくなったかき園の栽培管理組織化を確立・共同管理（1.5ha）

○生産管理、病害虫防除研修会の開催の定期化

○水田農業の担い手として集落営農組織の法人化を図る

1　協定締結の経緯

本集落は、市の北西部に位置しており、平成９年度から県営ほ場整備事業（担い手育成基盤整備事業）により、集落内農地の75haを対象にほ場整備に取り組み、平成15年度で面工事が完了している。

集落の土地利用型農業の低コスト化と効率化のため、平成12年２月に構成員102名からなる入覚営農組合を設立し、水稲、麦、大豆を中心に農作業の受託活動を行っており、併せて、直接支払交付金を集落営農に有効活用することを目的に協定が締結された。

2　取り組みの内容

交付金の半分を共同取組活動費に充て、水路・農道の除草作業等の出役日当や事務費、営農組合の共同利用農機具の購入に使用している。

平成12年度はトラクター４６psを１台購入し、平成13年度は大豆コンバイン、乗用管理機、トラクターの購入、平成15年度については乾燥機（４０石）の購入、格納庫下屋（７０㎡）建設費の一部に充てている。

＜共同利用農機具による大豆の播種＞

集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県 行橋市入覚（ゆくはしにゅうがく）				
協定面積	田(100%)		畑	草地	採草放牧地
46ha	水稲、麦、大豆		―	―	―
交付金額	個人配分分				50%
962万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成			6%
		道・水路管理費			5%
		共同利用機械購入等費			68%
		共同利用施設整備等費			15%
		機械・施設整備積立			6%
協定参加者	農業者　65名、生産組織　1、水利組合　1				

３．取り組みによる効果

○設立して間もない営農組合が軌道に乗り、水稲・麦・大豆中心のブロックローテーションが本格化され、麦・大豆の収量、品質が向上している。

○農作業受託の充実・拡大が図られた。

○集落営農組織の法人化

　地域の農地保全と農業基盤を確立し、新しい米政策にも対応するため、平成15年３月に農事組合法人「入覚営農組合」を設立。

＜水路・農道等の管理＞

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田46ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  - ・水路、年2回　清掃、草刈り
  - ・道路、年2回　草刈り
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物の作付け（約1.0ha）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械等の共同購入
  - ・トラクター46ps
  - ・大豆コンバイン
  - ・乗用型管理機
  - ・乾燥機（40石）
  - ・格納庫下屋（70㎡）
  - 共同取組活動
- 農作業の受託　3,500a
  - 共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○集落営農組織の法人化

○農作業受託面積の充実・拡大

○「活力ある集落づくりを目指して」

１．協定締結の経緯

蕨野地区は、相知町の南端、八幡岳（標高764m）の裾野に広がる山間の集落で、代々開墾された谷あいの棚田に水稲を中心に作付けを行ってきた純農村地帯である。石積み棚田の規模は全体で約40ｈａ、1,050枚の石積み棚田があり全国的にも珍しい。

平成９年に集落内で住み良い村づくりについて話し合い、山間地が持つ環境や景観の良さを再認識し、都市住民に農村を理解してもらおうという趣旨から各種イベントを開催してきた。さらに、本制度が発足したことを知り、将来にわたって持続的な農業生産活動等を可能とし、多面的機能の確保を図るために、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

農業生産活動等として取り組むべき事項の多面的機能を増進する活動として、都市住民との交流によるイベントの開催を協定内容に盛り込んでいる。蕨野集落の水田は、全国棚田百選にも指定されており、この棚田を活用した各種イベントを開催し、都市消費者との交流等を図っている。

また、第10回全国棚田「千枚田」サミットの開催経費等のために積立を行っている。

〈相知町蕨野地区の棚田の風景〉

集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県東松浦郡相知町蕨野（ひがしまつうらぐんおうちちょうわらびの）			
協定面積	田(91%)	畑(9%)	草地	採草放牧地
34ha	米、里芋他	ミカン、スダチ他	―	―
交付金額	個人配分分			50%
670万円	共同取組活動分	耕作放棄地、水路・農道等維持管理費		4%
	(50%)	多面的機能増進活動		4%
		基金積立（16年棚田ｻﾐｯﾄの経費等）		42%
協定参加者	農業者　48人			

３．取り組みによる効果

協定締結と前後して、町をはじめ蕨野集落がある平山地区でイベント等を実施し、蕨野棚田のＰＲを行い都市住民との交流を行うようになった。その中で、蕨野の知名度が上がり、都市からの観光客や視察も増え、蕨野棚田の特性（生活雑排水が入らない）を活かした「棚田米」をブランド化し有利販売に成功している。今後も、活動を継続し、都市住民との交流を深め、地域特産物等の販売拡大等につなげていきたいと考えている。

活動内容の概要

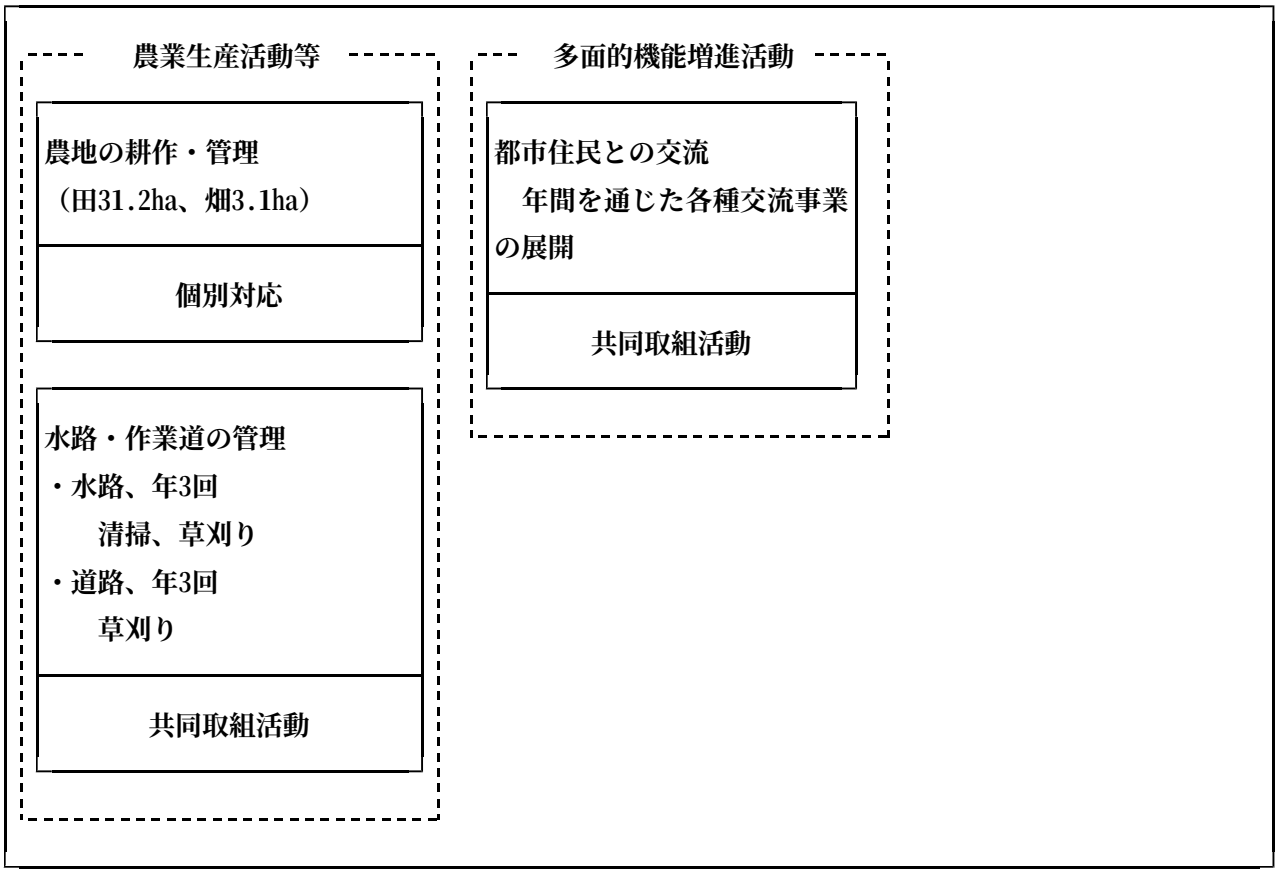

［平成15年度までの主な効果］

都市住民との交流

○棚田ウォーキング大会　参加者１０００名

○千枚棚田の菜の花種まき交流会

○菜の花ジュウタンとハイキング　県道沿い70haの水田に菜の花ジュウタンをつくり、菜の花を楽しみながらのハイキングイベントを開催

○親子棚田農業収穫祭

棚田米「蕨野」のブランド化

○子供から高齢者まで集落全員でむらづくり

１．協定締結の経緯

大白木地域では、農林業の低迷による過疎化の進行などにより、集落で話し合う機会が減少し、農山村の特徴である地域の連帯感や共同意識が薄れ、以前に比べ、地域の共同作業などが難しくなっていた。

このような中、大白木地区では、平成１０年７月に、美しい農村環境の保全や活力ある地域づくりを行うため、「大白木活力あるむらづくり推進委員会」を設立し、地域住民全員を対象にしたアンケート結果をもとに、「大白木地域の夢プラン（集落活動計画書）」を作成したところである。その後、平成１２年には、この計画を基に集落協定を締結し、現在、次世代を担う地域の子供たちが住みたくなるような快適で個性のある地域づくりに努めているところである。

２．取り組みの内容

適切な農業生産活動として、年２回、集落全体で水路・道路の管理を行っている。

また、子供から高齢者まで集落住民総参加により、景観作物として植栽した彼岸花・水仙の管理、昆虫の保護を目的とした「ミヤマクワガタの森」の管理、大白木集落のシンボルである十坊山（とんぼやま）の登山道及び山頂付近の管理等を行っている。

さらに、福岡市民等からなる「十坊山ファンクラブ」を結成し、お互いに無理をしないことをモットーに月１回程度のペースで交流活動を行っている。

３．取り組みによる効果

○県外との交流も活発になり、地域のＰＲにつながっている。
○子供から高齢者まで集落住民総参加による活動で、地域の活力が増大した。
○非農業者も含めた活動を通じて、住民全体で環境保全を行うという意識が醸成された。

〈「ミヤマクワガタの森」の植栽〉

〈福岡市民とのわさび狩り交流〉

集落協定の概要

市町村･協定名	佐賀県東松浦郡七山村（ひがしまつうらぐんななやまむら）　大白木（おおしらき）			
協定面積	田（55%）	畑（45%）	草地	採草放牧地
28.1ha	水稲、ｷｭｳﾘ、ﾜｻﾋﾞ	ﾐｶﾝ、ｷｭｳﾘ、茶	－	－
交付金額	個人配分分			50%
472万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道等の管理		19%
		多面的機能増進活動		20%
		事務費、消耗品費その他		11%
協定参加者	農業者36人			

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田14.7ha、畑12.4ha）	個別対応
水路・作業道の管理 ・水路1.9㎞、年2回 清掃、草刈り ・道路14.7㎞、年2回 草刈り	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年２回及び随時）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約20ha、年1回）	個別対応
景観作物作付け （景観作物として彼岸花、水仙を約０.２ｈａ作付けた。）	共同取組活動
「ミヤマクワガタの森」の管理 （0.64haにどんぐり2,000本を植栽）	共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用 （機械の共同購入・共同利用実施に向けた話し合いの開催（年５回））	共同取組活動

↕

集落外との連携
○福岡市民等からなる「十坊山ファンクラブ」を結成し、月１回のペースで交流活動を行っている。

［平成15年度までの主な効果］
○都市との交流活動
内容　：十坊山登山会、ホタル見学会、たけのこ掘り交流会、山菜狩り交流会、もちとうもろこしを作る会、わさび狩り体験、彼岸花鑑賞会、ゆず栽培体験、つがにご飯を味わう会、やまいも掘り体験、ミニ門松を作る会、初日の出を見る会
参加者：十坊山ファンクラブ（福岡市内を中心に１５家族６５人　平成１５年度会員）
年間１２回　延べ参加人数１２０人
○「水仙まつり」の開催
内容　：十坊山登山道の管理、水仙の管理、ホタルロード（県道）の草刈り等を参加者全員で実施。
参加者：大白木出身者、十坊山ファンクラブ等　毎年３月に開催　延べ参加人数１００人
○田舎料理を提供する「十坊山レストラン」のオープン
内容　：大白木の伝統料理（だぶ、のっぺ汁、しし汁、つがにご飯等）を公民館を活用して提供し、地域の食文化の継承と世代間交流を行った。
参加者：大白木出身者等　年間４回開催　延べ参加人数４０人
○リサイクル応援隊を結成し、「ゴミの分別収集」の推進
内容　：資源物の分別の指導
参加者：リサイクル応援隊（地区の中学生以下の子供）、資源物推進委員、婦人会、活力あるむらづくり役員
毎月第３日曜日に実施　延べ参加人数１８０人

○「花と緑と蛍のふる里」田代～グリーンツーリズムへの取組

１．協定締結の経緯

本地区は地域ぐるみでの活動が盛んで、県営ほ場整備事業も完了した矢先に本制度が制定されたことから、農家の高齢化・後継者問題、ほ場整備後の水田の利活用など様々な問題解決の糸口として集落協定を締結することとなった。

田代２と田代１集落は、協定締結は別に行っているものの、もともと１つの行政区（センサス集落）であるため、常に連携して話し合い活動を行ってきた。

また、若手農家が担い手として役員をしており、役員を中心とした有志によりグリーンツーリズム研究会が発足した。

その他にも、平成１４・１５年度は葉たばこによる集団転作（水田農業経営確立助成）への取組、周辺林地・河川敷地の草払い、野焼き、農道、水路の維持補修等、積極的に共同取組活動を行っている。また、共同取組活動費の大半を研修センターの建設に当てた。

２．取り組みの内容

○ＮＰＯ法人（松浦藩２１）との連携による集落のＰＲ活動

○民泊や水田オーナー制度の取組などの先進地事例の視察研修活動

○グリーンツーリズム研究会及び松浦体験型旅行協議会との連携による都市と農村との交流（田植え、芋植え体験、郷土料理体験、農家宿泊体験）、蛍の生息地域の清掃作業、蛍の鑑賞会、収穫祭（コスモス鑑賞会、稲刈り、芋掘り、餅つき、箸造り、竹飯作り体験）など

○農村の景観保持と減反農地の利活用を図るため集団転作（水田農業経営確立助成）に取り組み、葉たばこの団地化を行った

〈収穫祭（グリーンツーリズム研究会との連携）〉

集落協定の概要

市町村名・協定名	長崎県松浦市（まつうらし） 田代２集落（たしろにしゅうらく）				
協定面積	田（100%）		畑	草地	採草放牧地
15ha	水稲・飼料作物・その他		―	―	―
交付金額	個人配分分				34%
317万円	共同取組活動分（66%）	農地、農道、水路の点検等			14%
		共同利用施設整備（主に研修センター建設）			44%
		その他（事務費等）			8%
協定参加者	農業者　21人				

３．取り組みによる効果

本制度に取り組んだことにより、集落全体がまとまり、集団転作（水田農業経営確立助成）に取り組む事ができた。

また、集落の営農の拠点として、営農研修センターが完成し、平成１５年度からは、主に修学旅行生を対象とした農家宿泊体験などが行われ、集落全体が活気づいている。

〈葉たばこ団地〉

〈共同作業風景〉

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田15ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路4.1km(年4回:清掃、草刈り)
  ・道路4.0km(年4回:草刈り)
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年１回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約3.7ha、年1回）
  - 個別対応
- 堆きゅう肥の施肥(4ha)
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入・共同利用(営農研修センターの建設)（機械の共同利用等推進の説明会開催（年１回））
  - 共同取組活動
- 都市と農村との交流
  農業体験、郷土料理体験、農家宿泊体験、蛍の鑑賞会、収穫祭など
  - 共同取組活動

↔ グリーンツーリズム研究会や松浦体験型旅行協議会との連携
- 共同取組活動

［平成15年度の主な効果］
○都市と農村との交流
（田植え　10人、芋植え体験　25人、郷土料理体験・農家宿泊体験　205人）
○ホタルの清掃作業　１回、ホタルの鑑賞会　30人
○収穫祭　　延べ　250人
○集団転作（葉タバコの団地化）4.11ｈａ

○「活力ある集落づくりを目指して」

１．協定締結の経緯

当地区は、町内で最も雲仙山麓寄りに位置しており、標高２５０～３００mにわたって石積みの棚田が続く地域である。

平成１１年にこの地区が「日本の棚田百選」に認定されたが、地区内では兼業農家がほとんどであったため、今後の棚田の維持管理への意識が高いとは言えない状況であった。また、近年イノシシによる被害も拡大しており、その防止のため水田周囲にトタン等で囲いをつくったため、更に景観を損なう結果となっていた。そこで、この機会に、自分達の地区を見直そうと、住民有志により、「岳棚田プロジェクト」という組織を立ち上げた。ほぼ同時期に直接支払制度が実施され、本制度の目的である「農地を守る」という意識が地区内住民に生まれ、協定締結に至った。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、協定農用地内における耕作放棄地の増加を防止するため、農道・水路の補修を行うとともに、現在耕作されていない農地については、荒廃化防止のため協力して定期的に草刈り等による管理を行っている。

その他、獣害防止のための農地の囲いについても、景観を損なうトタン等によるものではなく、なるべく目立たないネット等に切り替えた。

また、景観維持のため、集落内農道、河川・水路の清掃及び草刈を定期的に行っている。

〈下岳集落全景（棚田展望台より）〉

集落協定の概要

市町村・協定名	長崎県南高来郡千々石町下岳（みなみたかきぐんちぢわちょうしもたけ）			
協定面積	田(88.4%)	畑(11.6%)	草地	採草放牧地
19.7ha	水稲・切花母樹	自家用野菜・切花母樹	－	－
交付金額	個人配分分			50%
392万円	共同取組活動分（50%）	農地・農道・水路の点検		27%
		獣害防止		1%
		その他事務費		22%
協定参加者	農業者　45名			

３．取り組みによる効果

本制度の趣旨（集落内共同で農地の維持管理を行う）が理解され、集落で協力して事業を行うという動きが生まれたため、営農活動はもとより、地区の特性（棚田）について、地域小学校の総合学習への協力や、地区内で「棚田まつり」を開催する等、これまでは営農的に不利と思われていた自分たちの地区を見直す動きが高まった。

〈集落取組活動（管理農地草刈）〉

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田17.4ha、畑2.3ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  - ・水路、年３回　清掃、草刈り
  - ・道路、年３回　草刈り
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約1.0ha、年2回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 棚田祭りの開催
  - 共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○地域小学校との総合学習の連携

○棚田祭りの開催

○営農組合を設立

１．協定締結の経緯

当地区は、世帯数５３戸、人口１９６人の集落である。農家戸数３７戸、農地面積は32.7haでほとんどが兼業農家である。また、農業就業人口のうち６５歳以上の高齢者の占める割合が６９％と高くなっている。

このような中で、共同意識や相互扶助をベースにして集落機能を高め、集落の活性化につなげようと４０～６０歳代の農業者が中心となり協定の締結を推進した。

２．取り組みの内容

(1) 営農組合の設立

蜻浦地区では、高齢の農業者が多く、将来、集落の農地が維持できるか不安があった。また、わずかな農地しか持っていないにもかかわらず、高価な農業機械を所有している農家が多く、機械への過剰投資が問題となっていた。

このため、平成１３年９月から毎月１回の話し合いを行い、平成１４年１２月に農作業の受託を行う「蜻浦営農組合」を設立した。

〈蜻浦営農組合倉庫〉

(2) 共同利用機械の導入と営農倉庫の建設

直接支払交付金と町単独補助事業を活用し、乾燥機、コンバイン、田植機、畔塗り機、籾すり機等を導入した。

また、これらの機械の保管や共同作業を行うための倉庫（１棟160㎡）を建設した。

(3) 緑肥・景観作物の作付け

環境保全型農業への取り組みの一環として、また、米の食味改善、農村の景観形成の取り組みの一環として、ナタネ6.3ha（Ｈ１４年度）、レンゲ6.3ha（Ｈ１５年度）の作付けを行った。

〈ナタネの作付け（Ｈ１４年度）〉

集落協定の概要

市町村･協定名	熊本県玉名郡菊水町　蜻浦（たまなぐんきくすいまち　へぼうら）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
6.3ha	水稲、インゲン等	―	―	―
交付金額	個人配分分			51%
133万円	共同取組活動分（49%）	共同利用機械購入費		41%
		リーダー育成		5%
		道・水路管理費		3%
協定参加者	農業者　32人、水利組合（構成員　37人）			

３．取り組みによる効果

① 高齢で農作業ができなくなった時、農作業を受託する仕組みができたことで、将来に対する不安が解消された。

② 平成１５年度は、田植え２．６ｈａ、稲刈り３．４ｈａ、乾燥・調整４．６ｈａ等を受託した。

〈農地管理予測図〉

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路、年１回
  　　清掃、草刈り
  ・道路、年2回 草刈り
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物の作付け
  （レンゲ　約6.3ha）
  - 個別対応

その他の活動

- 営農組合の設立
  H14.12月設立
  - 共同取組活動
- 集落点検マップづくり
  集落点検マップづくりを実施（Ｈ１４．８月）
  - 共同取組活動
- 農地管理予測図の作成
  農地管理予測図を作成
  （Ｈ１４年度）
  - 共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○農地を守るシステムの構築

・営農組合を設立し、機械や施設を整備したことにより、将来にわたって農地を守っていくシステムができた。

○景観作物の作付けによる農村景観の形成

・ナタネ（6.3ha）を作付け

○ 集落全員で耕作放棄地１２haを復旧

１．協定締結の経緯

甲佐町西寒野地区は、世帯数１６０戸、人口５０９名の集落である。農家数は６３戸、農地面積５４ ha で、水稲、みかん、桃、柿等の栽培が行われている。

まず、交付金を活用して耕作放棄地を一掃することを当面の目標に、交付金の全額を集落の共同取り組み活動に活用した。

２．取り組みの内容

当地区は、田については圃場整備がほぼ終わり、米や転作作物が栽培されているが、畑については、みかん園の廃園や雑木林など耕作放棄されているところが多くなっていた。当初は、役員を中心に耕作放棄地の復旧作業をしていたが、手に負えなくなったため、集落の青年組織、消防団、老人会、婦人会等に依頼することにした。その結果、集落一丸となって 12ha の耕作放棄地を復旧することができた。現在では、みかんの改植や景観作物（菜の花、ヒマワリ）に活用されている。

また、交付金を活用し、祭などの伝統文化の継承、研修会の開催などを行っている。

〈復旧された耕作放棄地〉

集落協定の概要

市町村･協定名	熊本県甲佐町西寒野（こうさまちにしさまの）			
協定面積	田（53%）	畑（47%）	草地	採草放牧地
42.0ha	水稲等	みかん、桃、柿等	―	―
交付金額	個人配分分			0%
360万円	共同取組活動分（100%）	道路水路管理費		27%
		研修会費		5%
		その他		8%
		積立・繰越（用地取得のための経費）		60%
協定参加者	農業者 156人			

３．取り組みによる効果

○集落全員で耕作放棄地 12ha の復旧ができた。

○農地を集落全体で管理する体制ができた。

○耕作放棄地の復旧、施設の整備、祭など、子供会から老人会まで全員参加で行ったことにより、集落を自分たちの力で守るという意識ができつつある。

活動内容の概要

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田32ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り （2ha、年1回） 共同取組活動	研修会の開催 先進地研修　１回 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路15㎞、年4回 清掃、草刈り ・道路20㎞、年3回 草刈り 共同取組活動	景観作物作付け （菜の花0.5ha、ヒマワリ1.0ha作付けた。） 共同取組活動	伝統行事の継承 神社の祭 共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○耕作放棄地の復旧　　12ha

○景観作物の作付け　（菜の花0.5ha、ヒマワリ1.0ha)

○荒廃畑を整備し銀杏作付け

１．協定締結の経緯

本集落は、清川村の特産品である桃（クリーンピーチ）の産地で、元々果樹栽培の盛んな地区である。平成１２年度から行政区を中心に田のみの協定を締結したが、平成１３年度から新たに畑中心の協定を締結した。

〈協定内の樹園地〉

２．取り組みの内容

協定締結を機に協定関係者全員で荒廃畑を整備し、整備された畑に、景観形成と、将来の高収益、さらに急速に進む高齢化にも適した作物として銀杏を作付けした。銀杏畑の管理は、協定参加者や集落住居者も参加し、集落全体で農地の管理に取り組んでいる。さらにその活動は、集落全体の環境整備活動にも発展している。

集落協定の概要

市町村･協定名	大分県大野郡清川村伏野地区（おおのぐんきよかわむらふせのちく）			
協定面積	田（14%）	畑（86%）	草地	採草放牧地
13.6ha	水稲	桃・銀杏	―	―
交付金額	個人配分分			50%
175万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		10%
		多面的機能増進		15%
		農地管理		15%
		その他		10%
協定参加者	農業者　30人			

３．取り組みによる効果

整備された畑に、将来の高収益、高齢化に適した作物として銀杏を作付けした。これにより、長年にわたって荒廃していた畑が解消され、将来の収益確保に向け、協定関係者全員で銀杏畑の管理にあたっている。さらに集落の荒廃農地が解消しただけでなく、銀杏畑は集落の景観をよくする機能もはたしている。また、これを機に農地管理だけでなく、集落の環境整備活動も集落協定参加者を中心に実施している。

〈整備された荒廃田〉

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田1.9ha）	個別対応
水路・作業道の管理 ・年4回（清掃、草刈り）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検（随時）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （約2.5ha、年1回）	個別対応
景観作物・高収益作物作付け （銀杏を約7ha作付けた。）	共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○荒廃畑の整備　７ｈａ

○整備した畑に銀杏作付け

○活力あるむらづくりを目指して

1．協定締結の経緯

堂尾地区は大分県日田市の西部に位置し、福岡県浮羽町小塩地区と小塩川を挟んで隣接した県境の山里である。集落世帯は92戸、人口261人で、高齢者の割合が高く、耕作地も田畑の形状が悪く急傾斜であり大型機械も投入できないようなところであるため、耕作放棄田も少しずつ増えはじめていた。

しかし高齢化が進み 農地の維持管理も難しくなっている最中、中山間地域等直接支払制度が実施されることになり、この交付金を活用することにより農地の荒廃を防止し、素朴な集落の景観を活かしたむらづくりを進めようということで、平成13年度に集落協定を締結した。

2．取り組みの内容

取り組みの内容は以下のとおり

1) 農地法面・畦畔・水路・農道の共同管理(草刈・泥上げ)
2) 農業機械の共同購入・共同管理(畦塗り機)
3) 多面的機能増進活動
   ① 堆肥施肥(環境保全型農業の推進)
   ② 緑肥作物(レンゲ)作付け(環境保全型農業の推進)
   ③ 都市住民との交流事業(イルミネーション)の実施<福岡県浮羽町小塩地区と共同開催>
   ④ 魚類・昆虫類保護(環境保護看板設置・減農薬の取り組み)
4) 耕作放棄田対策として、市内スーパーと提携し庭先野菜の栽培と共同出荷<福岡県浮羽町小塩地区と共同出荷>

〈緑肥作物播種後のレンゲ開花〉

〈イルミネーション夜店〉

集落協定の概要

市町村･協定名	大分県日田市緑町・堂尾協定			
協定面積 11.4ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	米 ・野菜	―	―	―
交付金額 238万円	個人配分分			40%
	共同取組活動分（60%）	農道水路管理		20%
		共同機械購入		30%
		多面的機能増進活動		4%
		リーダー育成・研修費・事務費・総会費		6%
協定参加者	農業者39 人			

３．取り組みによる効果

1）この制度を活用することにより、共同で農道や水路の管理が行われるようになり農地の荒廃が防止された。また、個人ではなかなか買えない機械も共同であるが故に購入でき、農作業の効率化につながった。

2）集落協定を締結する前までは町内の集会もほとんど行われず、集落全体のまとまりにかけていたところがあった。しかし協定締結を機に、話し合いの機会も増え、また以前から続けていた福岡県小塩地区との交流やイベントも年々活発に行われるようになった。とくにイルミネーションに関しては、以前は個々の農家で行っていたが、昨年度からは町内の小学校や自治会、小塩地区が一緒になって盛大に行われるようになり、福岡県や大分県の両方でマスコミ等に取り上げられるなど、多くの都市住民の方々が訪れるようになり、集落に活気が生まれるようになった。

活動内容の概要

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田11ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理 ・水路4km(年2回,清掃,草刈り)・道路6.0km(年2回,草刈り)／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回及び随時）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆肥施肥（各個別農家で実施）／個別対応
- 緑肥作物作付け（レンゲを約1.8ha作付）／共同取組活動
- 魚類・昆虫類保護のため、環境保全を呼びかける看板を設置／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入・共同利用（畦塗り機1台）／共同取組活動
- 農作業の受委託の推進（基盤整備を契機に推進）／共同取組活動
- 利用権設定による面的集積（基盤整備を契機に推進）／共同取組活動

集落外との連携

○良質の農産物の基となる土づくりを進めるため、畜産農家との連携により、堆肥の活用に努める
○隣接する福岡県浮羽町小塩地区と連携し、都市住民との交流を目的とするｲﾙﾐﾈｰｼｮﾝを実施(12月～1月)
○小塩地区とともに市内スーパーに「庭先野菜緑の里コーナー」を設け、野菜の共同出荷を実施

［平成15年度までの主な効果］

○減反対象となっている農地を有効に使うため、各種の庭先野菜の生産を行い、これらを提携したスーパーなどに共同出荷することにより高付加価値型農業を実現
○緑肥作物や堆肥を使った環境保全型農業の共同実施
　・化学肥料を抑えた、おいしく安全な米づくりの実現(堂尾ブランドとなる産地米づくりを目指す
○都市住民との交流
　・小学校や自治会と合同でイルミネーションを開催。15年度からは小塩地区とともに2回づつの夜店を出店し好評を得ている。（12月～1月、参加者延べ10,000人）
○基盤整備事業を通して担い手の育成や利用権設定・農作業の受委託を推進
　・現在基盤整備実施（集落の2/3以上の農地で16年度は基盤整備を行っている。その後に、機械の共同購入・共同利用等により、農作業の受委託の推進を考えている。）

○ミニライスセンターを核とした農地維持の取組

１．協定締結の経緯

当地区は水田面積が約１０haあり、柾木（まさき）の滝から谷間に細長く伸びた集落で、集落として農地や道路の保全・管理に取り組むことが難しかった。

また、営農面においても個人管理が主体で共同作業や作業受委託はほとんど進んでおらず、生産コストが高くなっていた。全戸加入により「柾木集落営農組合」を設立し、１ｈａに満たない飛び地も一括して共同作業を行うことで協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

ア　農業機械の共同購入・共同利用（トラクター２台、耕耘機１台を購入）を始め、平成１５年度にはミニライスセンターを設置し、水稲生産の低コスト化とうまい米作りの推進を行っている。

イ　農道や水路の管理、荒廃の恐れのある農地の草刈などを共同作業で行い、農地の保全に努めている。

ウ　獣害防止のため、電気防護柵の設置を行っている。

３．取り組みによる効果

ア　営農組合の設立と共に効率的な農業生産を行うために、共同利用機械施設を導入（トラクター、コンバイン、ライスセンター）し、農作業受委託体制を整備した。これに伴い、個人所有の機械は更新しない申し合わせを行い、水田作業の低コスト化を図る体制ができた。

イ　農作業受委託を進め、水田作業の集約化が図られた。

ウ　水稲作業の受委託が進んだことにより、労働時間が短縮されたため、高齢者や女性を中心に、町の直販所やＪＡのアンテナショップへ小物野菜の計画的な出荷が行われるようになった。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">大分県下毛郡耶馬渓町（しもげぐんやばけいまち）　柾木（まさき）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
14.9ha</td><td>田（100%）</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交付金額
314万円</td><td colspan="3">個人配分分</td><td>25%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共同取組活動分
（75%）</td><td colspan="3">生産性向上・担い手定着（農業機械購入）</td><td>75%</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　30人、柾木集落営農組合（構成員　34人）、非農業者　4人</td></tr>
</table>

〈景観作物　菜の花の作付状況〉

〈ミニライスセンター〉

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田10ha）

個別対応

水路・作業道の管理
・年2回 清掃、草刈り

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
（景観作物として菜の花を約1.0㎞作付けた。）

共同取組活動

↕

平成１４年に設置した町営の直販所「旬菜館」へ、かぼちゃ、じゃがいも、たまねぎ等の野菜を計画的出荷

個別対応

その他の活動

農業機械の共同購入・共同利用
ミニライスセンターの設置
トラクタ１台

共同取組活動

農作業の受委託の推進
耕起　3ha
収穫　2ha
乾燥・調製　6ha

共同取組活動

獣害防止のための電気防護柵を設置

個別対応

↕

集落外との連携
○ミニライスセンターの効率的利用を図るため、近隣集落からも引き受ける。

［平成15年度までの主な効果］
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
・ミニライスセンター設置、コンバイン、トラクタの導入による作業受託面積
耕起：３ha　収穫：２ha　乾燥・調製：６ha
○「菜の花ロード」１．０㎞の設置
○高齢者・女性が中心となって農林産物直売所への計画的な出荷
○集落内の交流促進として、野菜作り講習会（２回）、郷土料理の伝承講座（１回）、料理教室（１回）を開催

○山中集落の集落営農に向けた取組

１．協定締結の経緯

本集落は、「山中」という名前のとおり、標高８０～１８０ｍと杵築市では標高の高い中山間地域である。また、高齢化率３６．７％と高齢化の進んでいる集落でもある。

以前より、区の活動として環境美化活動に取り組むなど集落の活動は行われていたが、中山間地域等直接支払制度の導入に伴い、行政サイドの事業推進と併せて、地元役員の強力な地区民への働きかけにより、集落協定を締結することとなった。

２．取り組みの内容

以前から環境美化活動が行われていたが、集落協定の締結により、集落内の道路沿いに廃タイヤを利用した花壇を設けコスモスを植え付けたり、小川にホタルを増やそうと、河川の清掃、ホタルの餌になるカワニナを放流するなど、潤いのある生活を目指した活動を行っている。

また、圃場整備終了後の平成１５年度より転作作物として大豆を導入し、集団的に５ｈａの作付けを行った。

３．取り組みによる効果

住みよい山中集落を目指した環境保全などの取組により、コスモスの栽培やホタルの鑑賞会などが行われている。

また、山中地区は以前より環境美化などの面で活動は活発であったが、営農に関しては取組が弱かった面がある。しかし、集落協定の締結後、圃場整備が完了した圃場に転作作物として共同で大豆を５ｈａ作付けし、平成１６年産麦も集落の水田の多くに作付けされるなど、今までになかった集落をあげての営農活動が行われるようになってきた。今後、共同利用機械の導入の検討を行う予定である。

集落協定の概要

市町村･協定名	大分県杵築市大字山中（きつきしおおあざやまなか）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
17.9ha	水稲、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
312万円	共同取組活動分（50%）	リーダー育成		3%
		道路。水路管理費		17%
		多面的機能増進活動費		19%
		その他（事務雑費等）		3%
		繰越金		8%
協定参加者	農業者　22人			

活動内容の概要

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田18ha）	個別対応
水路・作業道の管理 ・水路　年2回 　泥あげ、草刈り ・道路　年4回 草刈り ・溜池 年２回 土手草刈り	共同取組活動
農地法面の定期的な点検	共同取組活動

多面的機能増進活動

魚類、昆虫の保護を行うホタルの保護。カワニナの放流。小川の清掃。夏の鑑賞会	共同取組活動
景観作物作付け （景観作物としてコスモスを作付けた。廃タイヤ利用）	共同取組活動 （主に老人クラブ）

その他の活動

米・麦・大豆の生産振興 大豆の集団転作(5ha)	共同取組作業
農作業の効率化を進めるための農作業受委託推進（予定）	共同取組活動
担い手の利用権設定による農地の面的集積（予定）	共同取組活動
コアとなる担い手に相当の農用地が集積され残りのメンバーが補完するという形の集落営農組織を完成する（予定）	共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］

○集落全体で、大豆の集団転作を実施（５ｈａ）

○景観作物の作付けによる地域の活性化

○ホタルの鑑賞会

○集落まるごと囲んで獣害防護柵設置

1．協定締結の経緯

本集落は院内町の南端、恵良川の最上流にあり、標高も470m～540mで山間地に位置している。

主産業は農業（水稲作）と林業で、担い手の高齢化に伴い、生産活動が低下している上、山林が集落間近に迫る条件からイノシシやシカによる農作物への被害が大きく、生産活動意欲の低下を招いていた。

平成13年度から県が進めた「誇りと活力ある村づくり1000プロジェクト」の取り組みとあわせ、中山間地域等直接支払交付金を活用して、獣害対策用の柵を設置することとした。

2．取り組みの内容

イノシシやシカによる農作物の被害は年々増加し、一夜にして収穫物が皆無になるなど集落住民は大きな被害を被っていた。イノシシやシカは夜行性であるため、駆除が困難であるとともに、従来の電気柵では電線への草の接触によるショートを防止するための草刈りが必要などの保守・管理作業が大変であった。

そこで、電気柵より管理が容易で丈夫な鉄製のフェンスを用いて集落全体を囲むように防護柵を設置した。

総延長は 5,150m（H14､15年度）になり、集落そのものを囲い込んだため、農作物への被害が激減し、生産意欲も高まってきた。

今後は、設置した柵の補修などが必要になっている。

〈防護柵の設置状況〉

〈集落入口の道路にも防護策設置（開閉式）〉

集落協定の概要

市町村･協定名	大分県宇佐郡院内町羽馬礼（うさぐんいんないまちはばれ）			
協定面積	田（99%）	畑（1%）	草地	採草放牧地
16.7ha	水稲	野菜等	―	―
交付金額	個人配分分			50%
351万円	共同取組活動分（50%）	獣害防止柵の共同設置		50%
協定参加者	農業者　15人、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

本集落は高齢化率８２％に達し、認定農業者がなく、農地の受け手、作業受託者が存在しない中、野生動物による農作物被害を被り、集落の生産意欲はもちろん集落の維持についても意欲が低下していた。獣害についてはこれまで個々に自己の圃場を守る取り組みが実施されていたが部分的実施では効果が不十分であった。

このような状況の中、中山間対策及び県のビジョン作成を通じて、これまで個々に対応を考えていた事柄が集落の共通認識として考えられるようになった。

話し合いを通じた中から集落全体を囲むイノシシ対策やシカ対策が考え出され、実施したことにより、獣害が減少して農作物の栽培が安心して出来るようになったことから生産意欲が向上した。また、統一した取り組みが行われたことから地域の一体感が醸成されるとともに、集落の話し合いによる課題解決に取り組める体制が出来た。

活動内容の概要

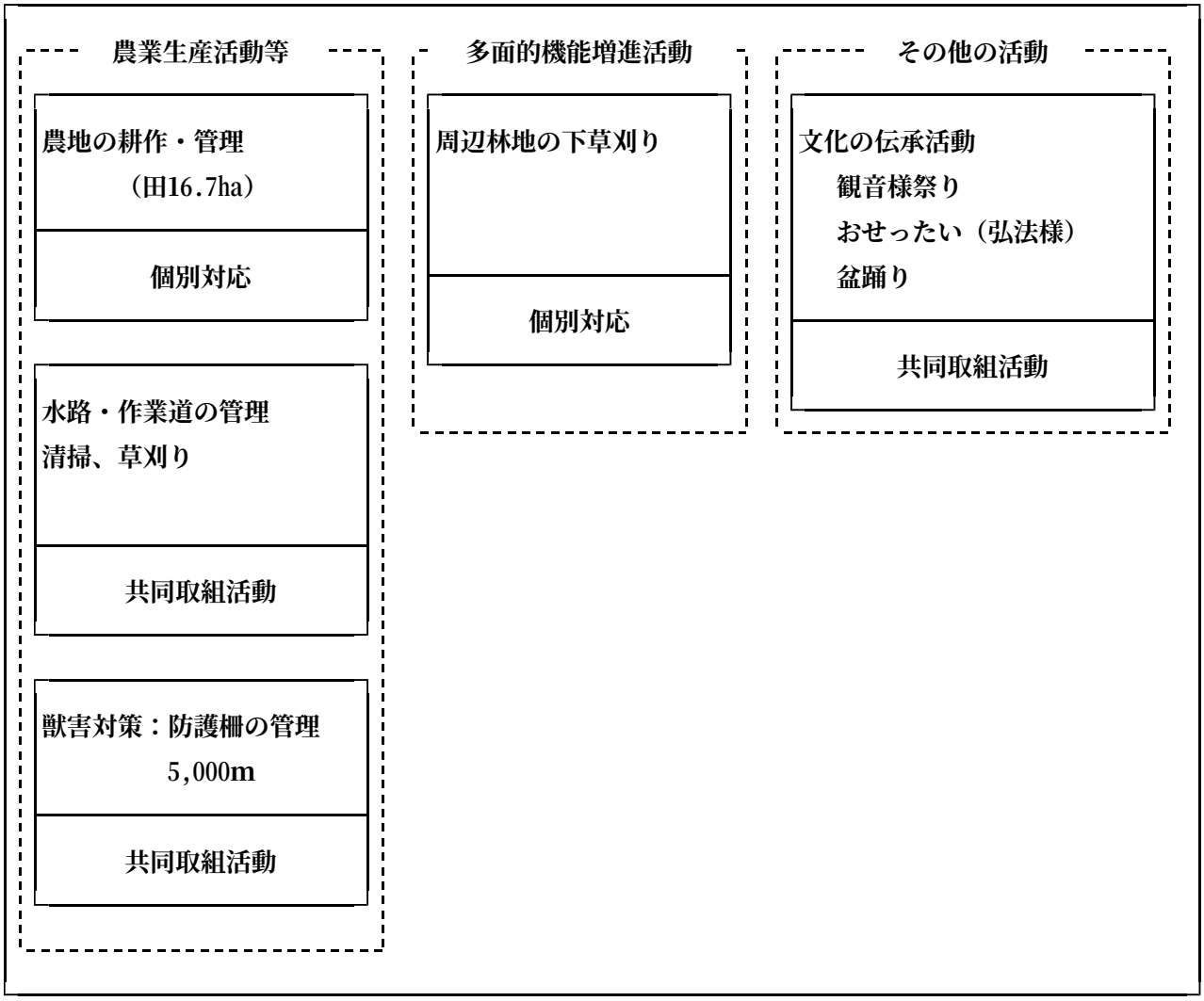

［平成15年度までの主な効果］

○防護柵の設置でイノシシ、シカの被害が減少。

○獣害防止ネットの張り替え等に交付金を活用

１．協定締結の経緯

宮浦地区は、昭和３９年度に第１次農業構造改善事業で造成した樹園地で、営農組合を組織し、ポンカン等の生産を行っている。

当地域は、以前から猿害により、毎年多大な被害を被っていたことから、平成１０年度に「２１世紀を担うむらづくり事業（県単独）」により、電気ネット柵を樹園地の周囲に設置し、猿群の侵入を防ぐ取り組みを行ってきた。

しかしながら、電気ネット柵の維持・管理は、下草刈りや電気料など多大な労力と費用を要し、農家にとっては大きな負担となっていた。このため、直接支払交付金を猿害対策に活用するという共通認識の下に円滑な集落協定締結に至った。

２．取り組みの内容

電気ネット柵の下刈り作業の労力の確保に支障を来していたが、直接支払交付金から出役報酬を交付することで解消した。

また、電気代などの維持管理費を組合員から負担金として徴収してきたが、これに交付金を充てるとともに、将来のネット張り替えに備え、交付金の一部積立てを行っている。

〈電気ネット柵の設置状況〉

集落協定の概要

市町村･協定名	宮崎県日南市（にちなんし）　宮浦（みやうら）２			
協定面積	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
40ha	－	ポンカン・日向夏	－	－
交付金額	個人配分分			0%
456万円	共同取組活動分（100%）	農道・水路管理費		10%
		ネット管理費		12%
		電気ネット張り替えのための積立て		10%
		その他（災害復旧費15年度のみ）		68%
協定参加者	農業者　11人			

３．取り組みによる効果

直接支払制度を導入することにより、猿害対策等において交付金の有効活用が図られ、様々な課題が解消された。

また、集落の共同取組活動の機能が向上し、猿害が防止されることにより農家の安定的な所得確保に大きく寄与している。

活動内容の概要

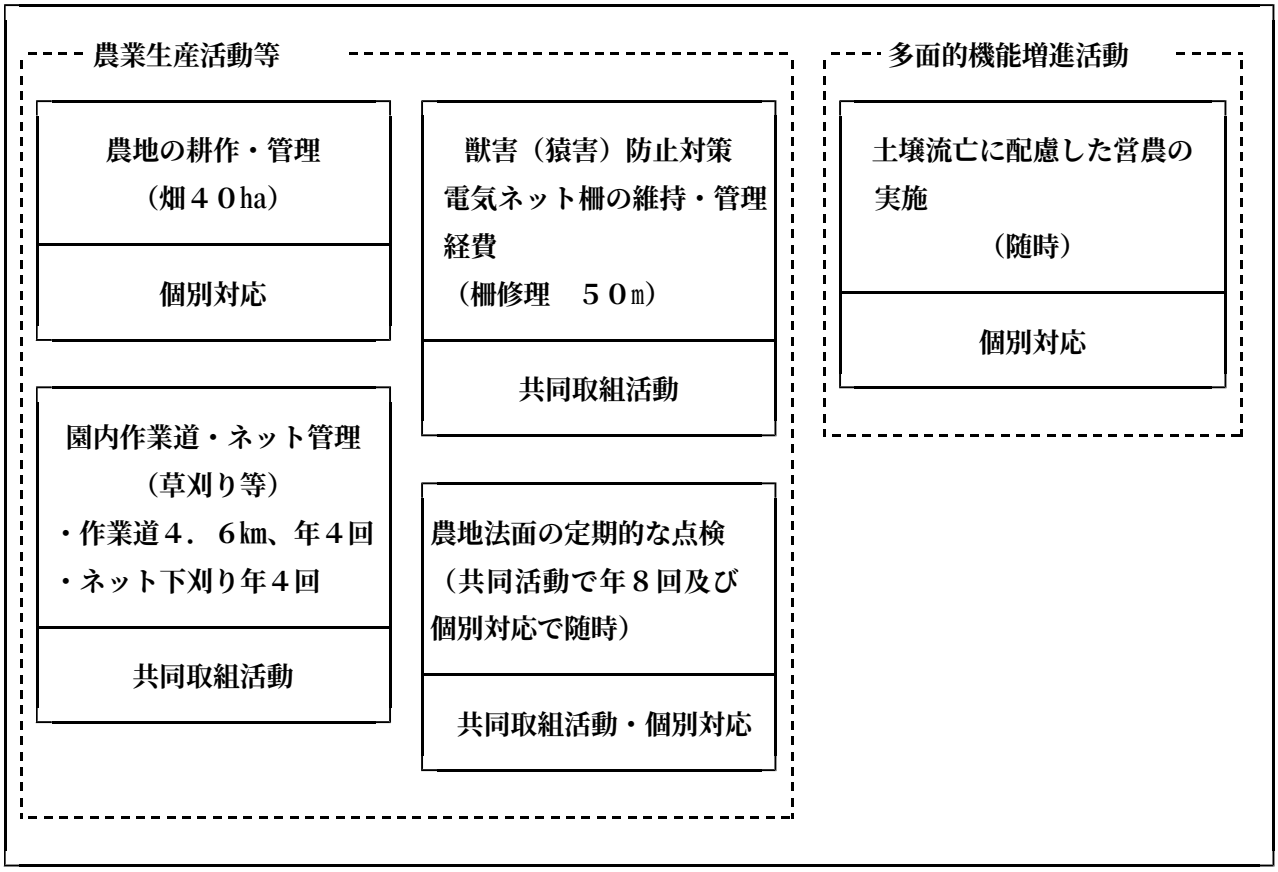

［平成15年度までの主な効果］

○集落全体での獣害防止対策

・安定的生産による所得確保

○石積み棚田の保全・管理

１．協定締結の経緯

坂元集落は日南市の西部に位置し、昭和初期に約７年をかけて整備された石積みの棚田が有名で日本の棚田百選に選ばれている。

本集落では、平成７年に「れんげの里づくり推進協議会」を設立し、毎年秋にれんげの播種を行い、４月上旬に「棚田まつり（れんげまつり）」を開催するなど、積極的に坂元棚田のＰＲを行ってきた。

このように、本集落は従来から話し合いや共同作業が活発で、地域のまとまりは良かったが、高齢化、過疎化が進む中で、棚田の景観維持はもとより農業生産活動自体に多大な労力や経費を要していたことから、活動の停滞や耕作放棄が懸念されていた。

このため、平成１２年度に１６戸の農家で集落協定を締結し、交付金の活用による集落内の農地の維持・管理を図ることとした。

２．取り組みの内容

① 共同作業や話合いを行うことで、高齢化や後継者不足を補うための協力体制が確立し、棚田保全に対する集落内の連携強化が図られた。

② 集落協定の締結を契機として、農地の管理並びに水路・農道等の泥上げ、草刈りなどの実施や農地法面の崩壊を未然に防止するための石垣等の点検が明確に位置づけられ、交付金により出役に対する報酬などが安定的に支出できるようになったことで、協定参加者による定期的な農地等の保全・管理が実施されるようになった。

③ 集落協定に基づき耕作放棄されていた畑を復旧し、そばや大豆等の作付が行われた。

④ 従来から実施していた「棚田まつり」等に係る経費に交付金を活用することで、活動が充実した。

⑤ 平成１３年度からは新たな取り組みとして、棚田ボランティアを募り石垣の清掃などを実践したほか、平成１４年度からは棚田オーナー制度を発足させ、１２月には収穫祭を開催している。

⑥ また、地元でグリーン・ツーリズムの企画・運営を行っている「酒谷グリーンツーリズム協議会」が、坂元棚田を紹介したパンフレットやホームページを作成し、広く「坂元棚田」を紹介している。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村・協定名</td><td colspan="4">宮崎県 日南市（にちなんし） 坂元（さかもと）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
9.9ｈａ</td><td>田(68%)</td><td>畑(32%)</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>みかん、そば、大豆</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額
151万円</td><td colspan="3">個人配分分</td><td>50%</td></tr>
<tr><td rowspan="5">共同取組活動分
(50%)</td><td colspan="2">水路・農道等の維持・管理</td><td>20%</td></tr>
<tr><td colspan="2">農作業の受委託を推進するための取組み</td><td>7%</td></tr>
<tr><td colspan="2">農用地等の維持・管理</td><td>16%</td></tr>
<tr><td colspan="2">多面的機能を増進する取組み</td><td>5%</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>2%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　16人</td></tr>
</table>

３．取り組みによる成果

① 集落内の協定参加者の営農意欲が高まり、棚田の保全に対しての集落内の連携や意識の統一が図られた。

②「棚田ボランティア」や「棚田オーナー制度」の実施により、集落内外の力を結集した棚田保全に取り組み、これまで実施してきた「棚田まつり」等のイベントに加え、これらの取組みを通じて、都市住民との交流が一層活発となり、地域の活性化に寄与した。

<棚田の共同管理>

活動内容の概要

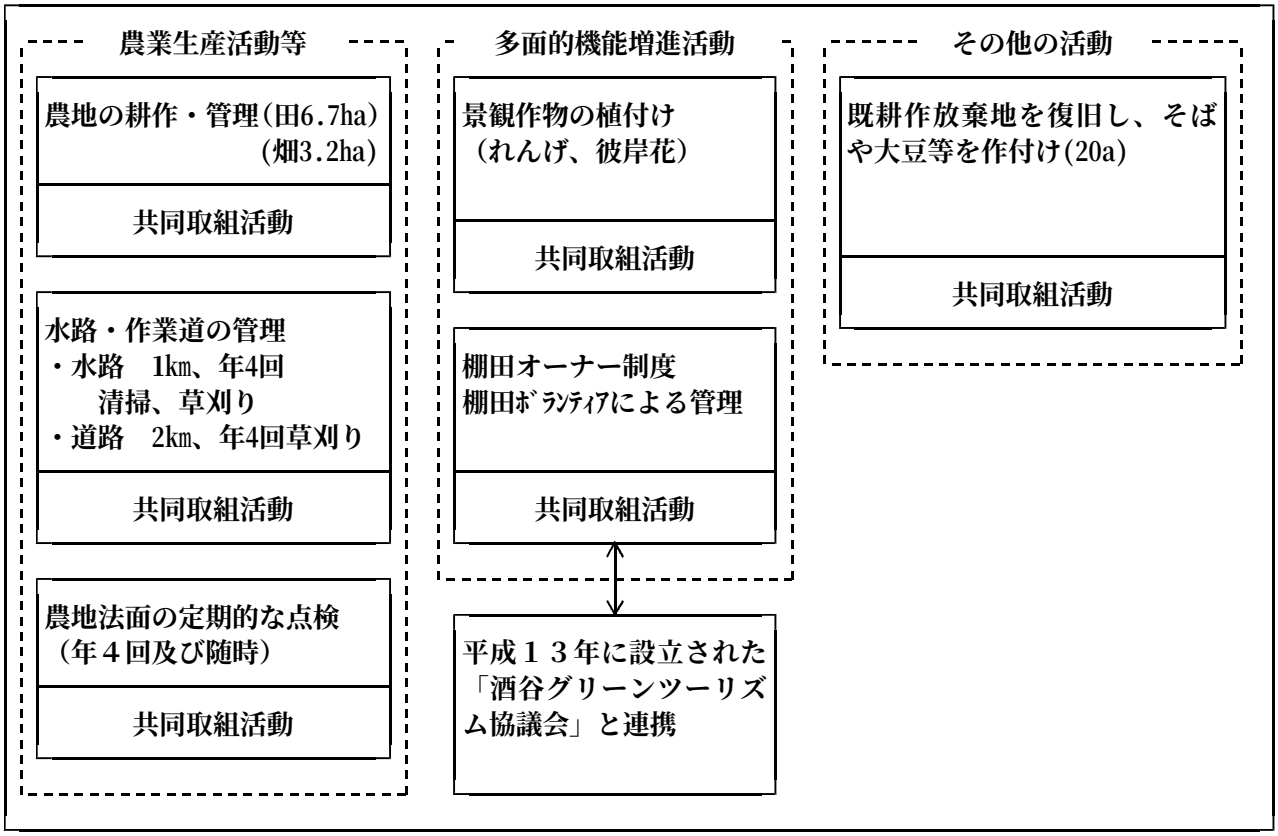

［平成15年度の主な効果］

○棚田収穫祭	106名	
○棚田まつり	雨天中止	（１６年度 1,200名）
○棚田ボランティア	延べ　662名	
○棚田オーナー	30組	

○生産組織による農業生産活動

１．協定締結の経緯

当地域は、大型機械の入る農地が少なかったため、平成１０年度からほ場整備事業が始まり、これを機に、大野集落で村づくりをどのように進めていくかについて話し合いが行われた。その中で、ほ場整備された農地を効率的に活用していくために集落営農組織を結成する案が出たが、高齢化や機械等の整備に係る個人負担等の問題で、暗礁に乗り上げていた。そのような状況の中、本制度が発足し、集落協定締結に向けて話し合い活動を重ねた結果、単一集落だけでなく隣接する２集落も加わった協定を締結し、集落営農組織を立ち上げることになった。

〈協定農用地風景〉

２．取り組みの内容

(1) 共同取組活動として、年２回水路の清掃や草刈りを行っている。

(2) 集落営農組合を結成し、県単むらづくり整備事業（Ｈ１３年度、Ｈ１４年度）により共同利用機械(乗用型田植機、トラクター等）を整備、農作業の受委託活動を行っている。

なお、機械の補助残については、交付金から支出している。（H13年度：田植機等，H14年度：トラクター）

(3) 景観形成作物としてコスモスを約0.5ha作付け、開花期には「コスモス祭り」を開催している。

〈集落内での話し合い〉

集落協定の概要

市町村・協定名	鹿児島県肝属郡根占町・大野・長野・柿迫（きもつきぐんねじめちょう・おおの・ながの・かきざこ）			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
22.2ha	100%	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
450万円	共同取組活動分 50%	積立金		4.3%
		機械購入		36.8%
		その他（種子・水路管理費等）		8.8%
協定参加者	農業者　51名			

３．取り組みによる効果

○　集落営農組織の設立及び農作業受委託の実施（受委託面積:耕起2ha、田植え4ha）

○　コスモス祭りの開催（延べ約80人参加（H13年度実績））

○　今後は、景観形成作物として「あじさい」も植え付ける予定。

〈共同購入の田植機〉

活動内容の概要

農業生産活動等

①水田の耕作・管理
（田22.3ha）
個別対応

②水路・作業道の管理
水路3km、年2回（清掃、草刈り）
道路:各自でほ場周辺を実施
・出役に応じた報酬配分
共同取組活動・個人対応

③農地法面の定期的な点検
個人対応

多面的機能増進活動

①景観作物作付け
景観作物としてコスモスを約0.5ha作付け
開花時期には「コスモス祭り」を開催
今後は，あじさいも植える予定
共同取組活動

県単むらづくり整備事業による水稲栽培機械の整備

その他の活動

農業機械の共同購入・共同利用
（乗用田植機：１台,ﾄﾗｸﾀｰ（30PS）：１台）
共同取組活動

集落営農組織による農作業受委託
（耕起：2ha、田植：4ha）
共同取組活動

耕作放棄地の復旧(8,395㎡)
個人対応

＜集落外との連携＞
○平成１０年度からほ場整備事業が実施され,集落営農組織づくり等の村づくりについての話し合い活動を行った。
しかしながら，高齢化や機械の個人負担等の問題で話し合いが進まなかったが，本制度を機に，隣接２集落も加わった３集落による集落協定を締結し，機械の共同購入により集落営農組織が結成され，農作業の受委託等の推進が図られている。

[平成15年度までの主な効果]
○３集落による広域的な営農の効率化
・集落営農組織の結成及び受委託の推進（耕起２ｈａ，田植え４ha）
・機械の共同購入・共同利用による低コスト化
・基盤整備の農用地の効率的利用
○耕作放棄地の復旧（0.8ha）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
・コスモス（0.5ha）を作付け
・コスモス祭りを開催（延べ８０人参加(H13実績)H14年は都合により中止）
・あじさい祭りを開催（延べ１７０人参加(H14実績)あじさいは元々植わっていたもの）
○水路の共同管理（約３ｋｍ）

○「ボンタンとタケノコの里」を目指して

１．協定締結の経緯

本地域は、急傾斜地が多く、市の特産品であるボンタン、タケノコの主産地である。

高齢化に伴い集落機能も低下傾向にあり、また、集会施設も老朽化していたため、平成１２年度からの本制度の取り組みを契機に、交付金を活用して老朽化した集落センター（集会施設）の建て替えを計画した。

また、本制度に取り組んだことにより、共同作業や行事の活性化が図られ、平成１３年度には、県の新・農村振興運動の重点地区に指定されている。

２．取り組みの内容

集落で話し合った結果、交付金を全額共同取組活動に活用することとし、取り決めに基づいた支出、活動を行っている。

(1) 集落センター建設に伴う集落負担金の軽減を図るため、交付金の５０％をその積み立てに充てている。

なお、集落センターは、平成１６年度県単むらづくり整備事業で建設する予定である。

(2) ボンタン園の各団地において、農作業などに支障がある園内道の整備や急坂舗装を実施している。

(3) 水路、川等の清掃や、地域内にある大正初期に作られた歴史的石橋の清掃等の管理を行っている。

〈清掃された石橋と河川〉

集落協定の概要

市町村･協定名	鹿児島県阿久根(あくねし)市・尾崎(おざき)			
協定面積	田（7%）	畑（93%）	草地	採草放牧地
24.9ha	水稲	ボンタン、野菜	―	―
交付金額	個人配分分			0%
302万円	共同取組活動分（100%）	集落センター建設積立金		50%
		農道、水路等の維持管理		30%
		その他(多面的機能増進活動等)		20%
協定参加者	農業者　58人、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

(1) 集落センター建設に向けて集落施設建設委員会も発足し、集落の話し合い活動やその他共同作業が活性化された。

(2) ボンタン園の園内道の整備や急坂舗装により、農作業の効率化が図られた。

(3) 水路、川の清掃や石橋の管理により、魚類やホタル等の生息しやすい環境づくりにつながっている。

　また、平成１３年度から「ほたるとぼんたんの香りと音楽の夕べ」を開催し、集落のイメージアップが図られている。

活動内容の概要

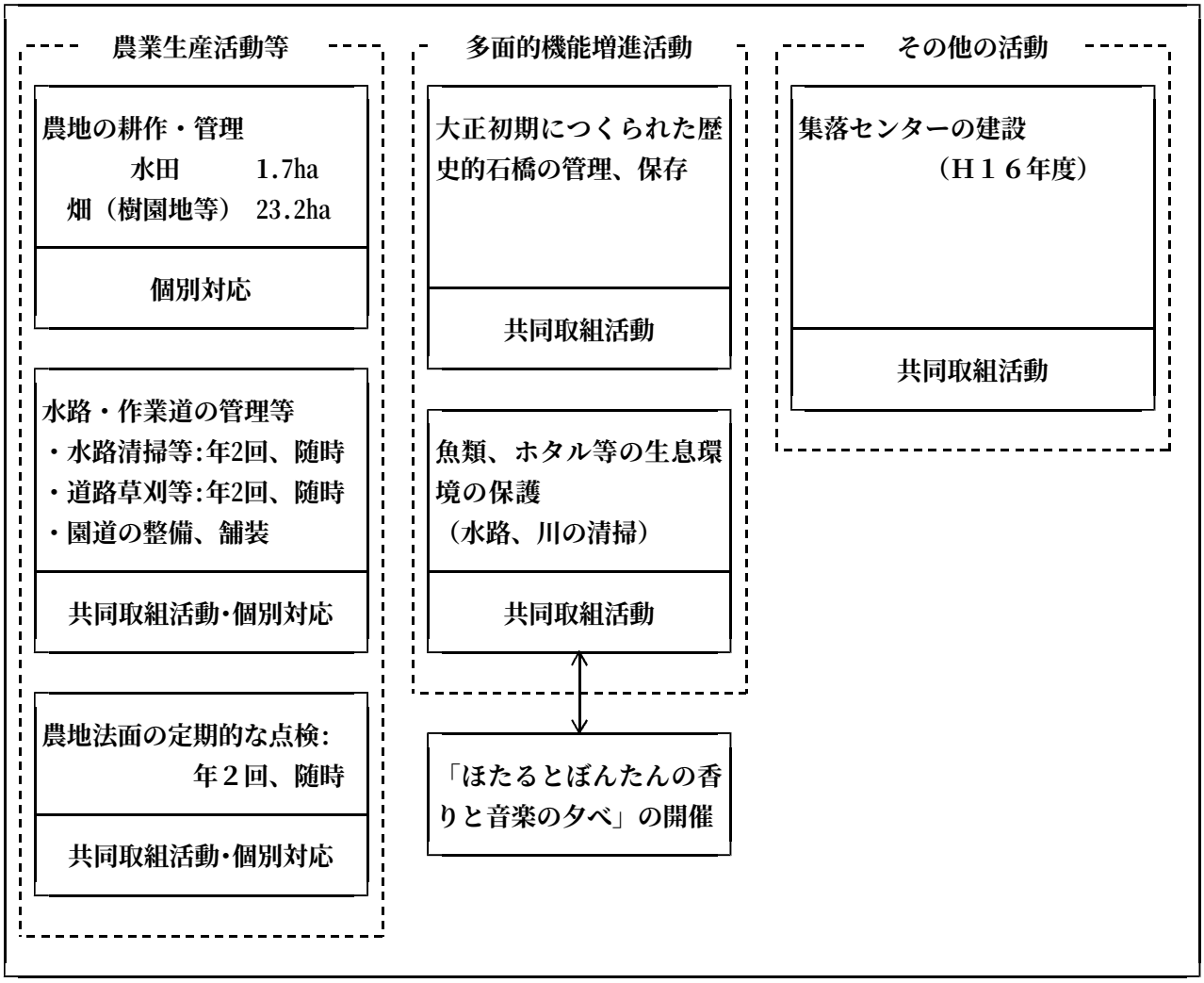

［平成15年度までの主な効果］

○集落の話し合い活動や共同作業の活性化

　集落センター建設に向けての積立金　（平成１５年末積立金　６，１３１千円）

○ボンタン園の園内道整備、舗装による農作業の効率化

　平成１５年度まで 約５１０ｍ

○水路、川等の清掃や石橋の管理による魚やホタル等の生息しやすい環境づくり

　「ほたるとぼんたんの香りと音楽の夕べ」の開催

○地域住民参加型の協定でふるさとの美しい風景を守る

１．協定締結の経緯

本集落は、平成６年度に県の新・農村振興運動の重点地区に指定され、県単むらづくり整備事業を導入し、テレビ放送共同受信施設を整備するなど、生活環境の整備に重点を置くむらづくり活動を展開してきた。現在は、中山間地域総合整備事業を導入し、平成13年度から17年度にかけて地区内の急傾斜水田の基盤整備に取り組み、営農環境の整備を図っている。この整備計画に併せて、地区住民総参加型の集落協定を締結し、地区にある石橋や美しい農村景観を保全維持し、多くの人に楽しんでもらう環境を創出することで地区の活性化を目指している。

２．取り組みの内容

(1) 農道や集落道沿いなどに共同作業でチューリップを植えたり，地区に７カ所ある歴史的石橋の管理保全や河川の清掃活動を行うなど集落ぐるみの農村景観保全活動を実施している。

(2) 木津志集落を多くの人に紹介するため、木津志ウォーキング大会を年１回（五月）開催し､併せて地元で収穫される農産物や加工品の直売を行っている。

(3) 集落の伝統芸能である木津志金山踊りを２５年ぶりに復興し、地区のＰＲ活動を行っている。

(4) イノシシなどの獣害を防止するために年次的に電柵の設置を行っている。

〈木津志ウオーキング大会〉

集落協定の概要

市町村･協定名	鹿児島県姶良郡姶良町・木津志（あいらぐんあいらちょう　きづし）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
19.5ha	水稲、飼料作物	―	―	―
交付金額	個人配分分			38.0%
409万円	共同取組活動分（62%）	都市農村交流費等		38.3%
		木津志集落土地改良施設維持管理基金		23.7%
協定参加者	農業者 92人（うち対象農用地をもたない農業者　43人）			

３．取り組みによる効果

(1) 自治会全戸が集落協定の参加者であるため、地区民全員で木津志の農村景観を保全するという共通認識ができた。

(2) むらづくり活動と併用して都市農村交流活動に取り組んでいるので、多くの人々に木津志を知ってもらうことができ、また木津志の農産物を購入する人が増えた。

(3) 基盤整備実施地区の維持・管理体制がスムーズに行われるようになった。

(4) 高齢者にも郷土芸能保存や伝統文化の継承に役割が与えられ、様々な活動への積極的な参加が得られるようになった。

活動内容の概要

農作業生産活動等

水田の耕作・管理
２０８，１９１㎡ 基盤整備水田 32,511㎡ 未 整 備 水 田175,680㎡
個別対応

道水路の管理・維持
道路＝２３．８㎞ 水路＝２５．７㎞ 年２回　出役報酬
共同取組活動

鳥獣被害防止
電柵500m用＝３０組
共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥
集落内畜産農家との連携
個別対応

景観作物の作付け
レンゲ種子配布・植え付け
共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入 ・共同利用
畦塗機購入＝　１台 刈払機替刃＝８０枚
共同取組活動

農村景観の保全
石橋・河川の清掃 チューリップの植付け
共同取組活動

都市農村交流
石橋ウォーキング開催 伝統芸能の復興 異業種交流会の開催
共同取組活動

［平成15年度までの主な効果］
○獣害防止用電柵の整備　５ｋｍ整備完了
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・チューリップの植え付け
　・レンゲの種子配布　３０ｋｇ
○都市農村交流の推進
　・石橋めぐりウォーキングの開催（マップの作成）　３５０名参加
○伝統芸能の復興（木津志山伏踊り・木津志金山踊り）
○異業種交流会の開催（他市町村から２０名参加）

○環境保全型農業の推進

１．協定締結の経緯

当集落は沖縄本島から東へ３６０㎞沖合にある南大東島（南大東村）の南側に位置し、当島では開拓当初から現在に至るまでの約１００年間、サトウキビが主産業となっている。

亜熱帯性気候の沖縄での農業は、台風や干ばつなどの厳しい気象条件と病害虫との戦いでもあり、当島でも長年、台風や干ばつに加え、サトウキビの地下芽を食い荒らすハリガネムシ（カンシャクシコメツキ）に悩まされてきた。

このため、従来はハリガネムシ対策として、個々の農家による農薬散布を行っていたが、防除薬剤に当てる経営コストのウェイトは高く、大きな負担となっていた。

この様な中、性フェロモンを利用したハリガネムシの防除法が県の農業試験場で開発され、当該防除法が環境負荷が少なく、経済的にも低コストで済むことから、当集落では本支払制度の交付金を活用し、干ばつ対策と併せて、農薬の使用量を抑制した環境に優しい病害虫防除に共同で取り組むこととした。

２．取り組みの内容

性フェロモンを利用したハリガネムシの防除法は「交信かく乱法」と呼ばれており、雌が出す性フェロモンと同じ成分を大気中に放出することで、雌を探す雄の行動をかく乱し、交尾を出来なくするというものである。当集落では、平成１３年度から農家負担分を本支払制度の交付金の共同取組活動費として支出し、県の実証事業として取り組んでいる。

また、サトウキビのかん水方法にはスプリンクラー、畝間かんがい、点滴かんがい等の方法があるが、中でも点滴かんがいは作物の根群域に水を少量ずつ供給するため水量が少なくて済み、かん水効率が高い。特にサトウキビの生育旺盛期に農業用水が不足する当島では、地理的条件や地形的条件及び気象的条件から点滴かんがい方法が普及・推進されており、当集落でも、点滴チューブの敷設のための機械等を本支払制度の交付金の共同取組活動費から購入し、農家に貸し付けを行っている。

〈フェロモンチューブの設置〉

集落協定の概要

市町村･協定名	沖縄県南大東村南（みなみだいとうそんみなみ）			
協定面積	田	畑（96.3%）	草地（3.7%）	採草放牧地
412.8ha	―	サトウキビ	牧草	―
交付金額	個人配分分			43%
1673万円	共同取組活動分（57%）	鳥獣被害等防止対策費		16%
		共同利用機械等購入費		13%
		共同利用施設整備費等		19%
		リーダー育成・その他		9%
協定参加者	農業者　49 人			

３．取り組みによる効果

フェロモンチューブの設置による「交信かく乱法」防除の取り組みは、農薬の使用量が減るとともに、従来のハリガネムシ対策に掛かっていた島内の農薬購入コスト年間約６千５百万円が１千６百万円にまで軽減できた。

また、点滴チューブ敷設による点滴かんがいは、「交信かく乱法」防除の効果も相俟って、両対策前の平成１２年度の島内サトウキビ生産量５万３千トンが平成１４年度には６万８千トンと１万５千トンも増加した。

更に、島を挙げての農薬の使用を抑制した害虫防除対策の根気強い取り組みは、全国環境保全型農業推進会議の主催する平成１５年度の環境保全型農業推進コンクールで、南大東村さとうきび生産振興対策協議会の最高賞の農林水産大臣賞の受賞に繋がった。

〈サトウキビの点滴かんがい〉

活動内容の概要

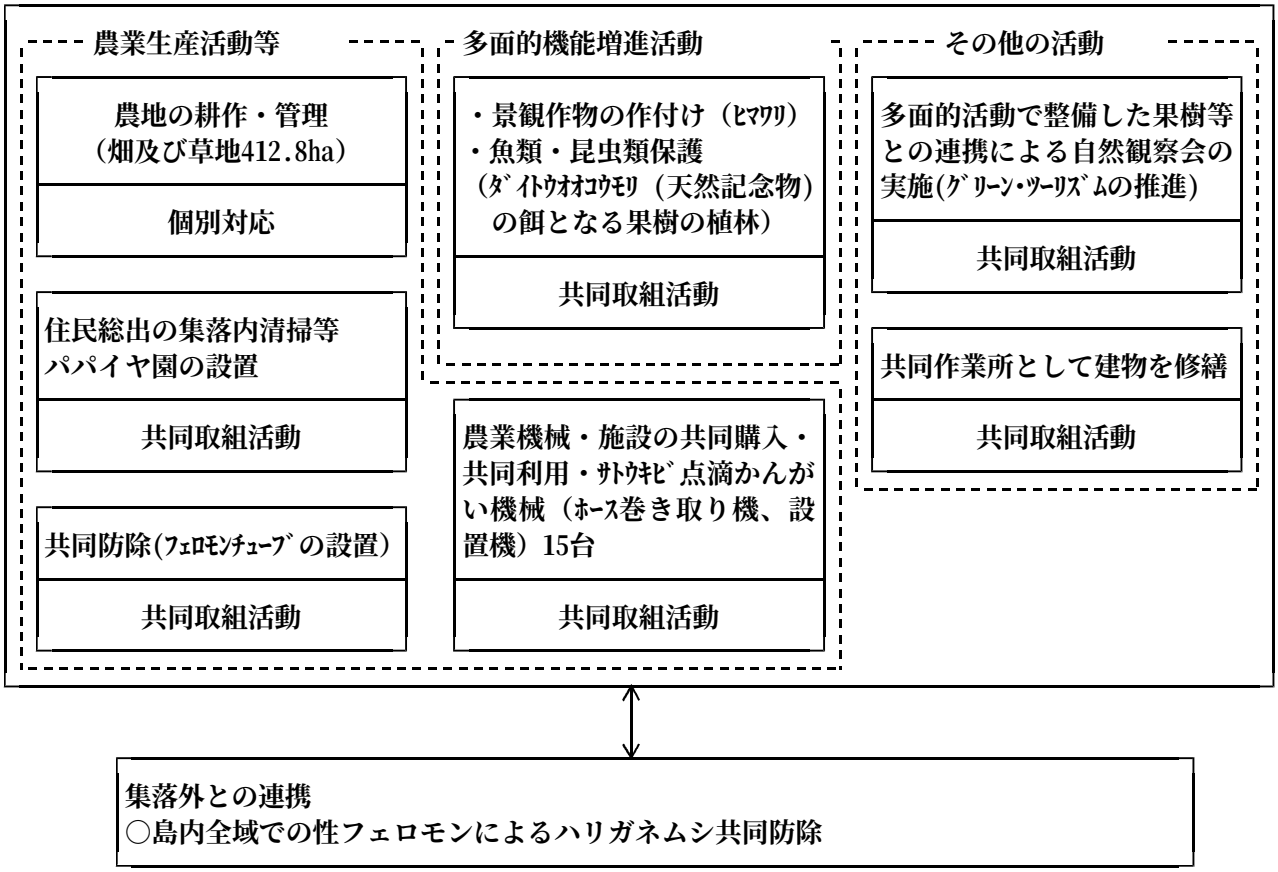

集落外との連携
○島内全域での性フェロモンによるハリガネムシ共同防除

［平成15年度までの主な効果］
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
・共同防除による農薬購入コストの低減化（年間約6千5百万円が1千6百万円へと75%低減化）
・大型機械の共同購入・利用による低コスト化
・点滴かんがいによる島内サトウキビ生産量の増加（H12年度5万3千ｔがH14年度6万8千ｔ（約3割増））
○観光農業による都市農村交流の推進
・島外の人々に対し豊年祭参加ツアー、自然観察会を行う。